通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
1	下品野連区自治会	-	2025/3/3	個人	1	瀬戸市はごみ問題に苦慮している都市である。その瀬戸市に大規模な産廃処分場を許せば、「ごみ処分場の適地」となってしまう。	-		
					2	「東立テクノクラシーはアンドウ興業とは別法人であり、アンドウ興業が自治会と交わした協定を継承するものではないと認識しています。」という東立テクノクラシーの論理は成り立っているか。	○	2025/5/9	アンドウ興業が自治会と交わした協定について、アンドウ興業が行っていた事業を東立テクノクラシーが引き継ぐ訳ではない点、売買契約が直接東立テクノクラシーと行われていない点から、協定に書かれている内容に関して、別法人である東立テクノクラシーが遵守しなければならないという法的拘束力がないと言えます。
					3	愛知県は森林法第５条に基づいて厳正に対処しなければならない。また国（国土交通省）は砂防法に基づいて厳正に対処しなければならない。	-		
					4	瀬戸市は土地利用調整条例に基づいてアンドウ興業と自治会との協定事項を守らせるよう全力を尽くすことを求める。	-		
					5	事業計画説明会は中止ないし延期されるべきである。	-		
2	東明連区自治会	-	2025/3/17	個人	6	計画地付近の雨水の一部は表層水、地下水として西谷取水口に流れる地形であり、状況によっては汚染水が西谷取水口に流れ込む可能性がある。また、シートの経年劣化や埋め立て時の破損等により埋め立てた廃棄物で汚染された雨水等が破損箇所から流出する恐れがある。埋め立て完了後の防水シートの破損状況についての確認は不可能である。	○	2025/5/9	西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知ステムを導入して、安全性の確認を行います。
					7	当該事業地は土砂災害警戒区域等に指定されていないが、周辺の地形は現警戒区域とほぼ同じ傾斜、形状、地質等の条件は同一であるため、豪雨等による土砂災害の危険性がある。	○	2025/5/9	頂いたご意見として、県での愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査時に指摘があった際は、本内容を加味し、該当する森林法の開発基準に従い、安全な開発を行います。
					8	土地所有者と計画事業者が異なっている。企業の経営状況等によっては維持管理がされないまま放置される恐れがある。	○	2025/5/9	本件については、法律上、事業者側が維持管理積立金を準備し、万が一事業者が維持管理の対応ができない状況になった場合に、後継事業者の原資として、積立金を使いながら維持管理行うというルールになっているため、放置されるという恐れはないと認識しております。 法令に関する詳しい内容については、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度をご参照ください。
					9	瀬戸市による関係地域の設定理由が公表されていない。	-		
					10	瀬戸市産業廃棄物等対策委員会等において、問題がないと判断した経緯、意見（特に上水道や土砂災害）、業者指導内容を公表してほしい。	-		
3	東明連区自治会	2025/3/17	2025/3/18	個人	11	3/15の事業計画説明会にて、計画概要説明資料を配布資料に添付すべきと参加者から指摘があった。地元住民への「周知理解」には不十分で、再三の開催の必要がある。	○	2025/5/9	3月15日の東明連区様での説明会内での質疑応答を受け、説明会内で表示させて頂いていた資料を、瀬戸市のホームページ及び東明連区のホームページで共有させて頂き、書面で必要な方には書面でのお渡しもさせていただきました。 また、今後実施予定の説明会では、配布資料として準備させて頂くように準備しております。 今後の説明会に関しては必要に応じて開催の有無を検討します。
					12	新規事業計画書提案前に既存事業の廃止申請を行い愛知県側の現地確認・応急対応指示等を確実に処置するべきである。	○	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					13	前々回の事業計画取下げについて、現在の経営者が把握していない。事業継承者としての姿勢に疑問を感じる。	○	2025/5/9	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					14	前任者の締結の「協定書・申請書等」を後任者が承継義務はないとのことであれば、「廃止申請書」を早期に提出して、愛知県側の指示・確認等の完了後「新規事業計画」の提出をおこなうべきである。	○	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					15	関連諸官省庁との事前協議・修正は行われていない状況で関係住民への周知を行い、短期間で意見書を集める行為は、事業者側のための申請書提出の必須条件を満たすだけである。	－		
					16	行政側の説明会参加がないことについて理解しがたい。	－		
					17	土砂採取行為や林地開発行為についての申請書が愛知県知事に提出されている。まずは既提出「申請書」通りの事業を完遂してから「新規申請書」を提出するべきである。	○	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					18	民間の事業計画であれば、愛知県「最終処分場維持管理積立金制度」の対応が義務化されている。所管の愛知県に申請して、積み立てるべき維持管理積立金額の設定は、環境省の「維持管理費用算定ガイドライン」により今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/5/9	現説明会完了後に頂いた意見を考慮し、愛知県との廃掃法手続きにおいて、施設の増設・仕様変更などを加味した内容で、積立金がいくらになるのかが確定する流れとなります。県から指定のあった金額での積立となるため、現時点で事業計画書へ追記は行えないと判断しました。 また、概算でも数字を記載するとした際に、間違った情報が記録として残ってしまう恐れがあるため、その点を考慮し、対応を控えさせて頂きたいです。
					19	東海環状自動車道に隣接している本計画の産廃盛土の造成について、国土交通省　中日本高速道路（株）名古屋支社多治見保全センターに確認をしたところ、事前協議の必要があるとの回答であった。事前協議を行い、今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/5/9	事前協議のタイミングにつきましては、全住民説明会が完了し、皆様からのご意見を踏まえたうえで、事前協議に入らせて頂く流れで進める予定となっております。
					20	最近は「福岡方式（準好気性埋立方式）」が主体であるが、敢えて「嫌気性埋立」の本計画に対して、指導・是正を行わなかったのか。	－		
					21	最終処分場として想定される「発送地点及び走行ルート・種別数量」及び「搬入車両の総重量・頻度」等の資料を提出・添付をしてほしい。	○	2025/5/9	現時点で、決まった発送地点からの搬入予定は無いため、現事業を運用する中での予定としてのお伝えになってしまいますが、東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに、一部関東からの廃棄物を想定し、搬入ルートに関しては、幹線道路を使用してもらう想定をしております。 搬入車両は、ダンプ車、クレーン車、アームロール車、パッカー車、コンテナ車等で、20t超～2tの大きさと思われます。1日の搬入台数は説明会の通り、往復110台を想定しております。
					22	活断層があり、予定震度7.7が想定されている状況では、「漏水遮断シート」の破断や「産廃盛土及び盛土堤体」の崩壊等の恐れがある。「採石採取事業」の完遂で「敷地復元・緑地化」の現状復帰が地元住民が許容できる限界である。	○	2025/5/9	~~本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、基準に従い安全性を確認しています。~~ 提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 →断層と南海トラフは別なので削除しました(6/30)

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
4	效範連区自治会	-	2025/5/8	個人	23	活性炭の交換時期・選択方法（メンテナンス状況）を教えてほしい。	○	2025/6/30	活性炭の交換時期は1回/8ヶ月、飽和された活性炭は活性炭メーカーに引き渡します。
					24	キレート材の洗浄時期及び交換時期の選択方法を教えてほしい。	○	2025/6/30	キレート樹脂塔は下向通水のみで基本洗浄は行いません。 ただし異物等によるつまりが発生した場合、処理水で洗浄を行い洗浄水は流量調整槽に戻され再処理を行います。 飽和されたキレート材は廃棄物処理施設にて焼却処理する予定です。交換時期については、搬入数量や搬入品目により異なります。
					25	廃水処理設備の運転者の有無、管理者の管理時間及び日数を教えてほしい。	○	2025/6/30	処理設備の運転者は当社の社員で、最終処分場技術管理者の有資格者が管理を行います。 管理者の管理時間及び日数は、原則営業日で行いますが、必要に応じて実施します。 設備は基本的に24時間自動運転で、夜間、休日は重要な故障、異常警報については複数の担当者に通知されるシステムを採用する予定です。 また1週間に1回の点検も行います。
					26	処理水の分析回数が少なすぎる。 ①水銀を含む処理水（汚泥）がある以上、週に1回は必要ではないか。 ②重金属及び有害物質の分析が月1回では不足している。1～2週間に1回以上必要ではないか。	○	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。 今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行っていきます。
5	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	27	馬ヶ城浄水場からわずかな距離に、産業廃棄物の処分場を作ることは反対である。水銀、アスベスト、薬剤などが土壌に染み込む可能性があり、重篤な健康被害が出るかもしれない。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知ステムを導入して、安全性の確認を行います。
6	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	28	瀬戸市には愛知県内の産業施設の約3分の2が集中していて、市内は処分場だらけである。これ以上処分場を作らないでほしい。	○	2025/6/30	意見としてお聞きします。
7	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	29	産業廃棄物処理場を馬ヶ城浄水場の近くに作ったら、市民の水に危害を加える可能性が高い。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知ステムを導入して、安全性の確認を行います。
8	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	30	いかなる理科学的根拠があったとしても反対である。愛知県の産業廃棄物は瀬戸市以外で処分してほしい。	-（関係住民外）		
9	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	31	馬ヶ城浄水場近くに産業廃棄物処分場計画は反対である。イタイイタイ病のようになったら困る。瀬戸市は産業廃棄物が多すぎる。	-（関係住民外）		
10	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	32	私たちの貴重な水源が汚染の危機にさらされている。水は生命の源であり、一度汚染されれば回復には長い時間がかかる。	-（関係住民外）		
11	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	33	水源の汚染は健康を脅かす。有害物質が地下水に浸透すれば、飲料水だけでなく農作物にも影響を及ぼしかねない。	-（関係住民外）		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
12	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	34	巨大産業廃棄物処分場が建設されれば、地域の生活に大きな影響を与えることは避けられない。私たちは安全で清潔な水を次世代に残す責任がある。	-（関係住民外）		
13	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	35	水資源の保護は、法律や倫理の観点からも重要である。企業の利益を優先するのではなく、地域の生活環境の維持と持続可能な発展を考慮した決定が求められる。関係機関には厳正な審査と対応を求める。	-（関係住民外）		
14	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	36	環境保全対策書内の土地利用計画図の現況（開発前）は造成緑地になっているが、環境保全対策がなされていない。環境保全に対する、特に自然環境の保護をどう考えているのか。	○	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
15	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	37	汚水の処理過程で悪臭等の対策はされているか。	○	2025/6/30	悪臭が発生するものは受け入れず、即日覆土も行うため、処理過程での悪臭発生は基本的にありませんので、悪臭対策は行っていません。
16	菱野連区自治会	-	2025/5/14	個人	38	説明会資料9pの処理水のpH等の項目を法令基準値以下にすることが最も大切である。	○	2025/6/30	意見としてお聞きします。
					39	説明会資料47p～51pまでの水質で環境予測が示されているが、実際に造成工事が着工され、施設が完成し事業が開始した後の定期的及び迅速な水質検査と公表がされなければならない。	○	2025/6/30	水質分析結果につきましてはホームページ等にて公表いたします。
					40	説明会資料47pの水質調査地点について、２箇所は最低の数である。特にNo.2の矢田川・屋戸橋付近の水質調査は、山口地区・菱野地区・本地地区の農業地域に影響を及ぼすため、正確・迅速な調査及び調査結果の公表を望む。	○	2025/6/30	屋戸橋の水質については、供用時には年間を通した調査を実施する計画としております。調査結果は、農事組合様への連絡を予定しております。
					41	説明会資料50pの「農業用水のための維持管理」では「３月から８月に月１回農業用水基準項目の測定」とあるが、出水期であり、稲作に大切な水の供給時期となる「３月から９月末」に最低でも月２回以上の測定をするべきである。 また、その結果を企業のHP等で公表するだけでなく、３地区の農業組合代表（会長）にも速やかに報告されるべきである。	○	2025/6/30	測定時期や測定頻度、また、測定結果の公表等については、今後、農事組合様と相談して参りたいと考えております。
17	山口連区自治会	-	2025/5/16	個人	42	猿投山断層に対する調査結果は平成21年当時のもので、現在は約1.1㎞ではなく0.6㎞よりも近くに存在しているという情報があった。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					43	崩壊土砂流出危険地区に指定されている場所に、人体に有害な15種類もの産廃を保管する計画は恐ろしい。	○	2025/6/30	開発基準に則り安全な開発、施設整備、施設運営を行います。
18	長根連区自治会	-	2025/5/16	個人	44	水が飲めなくなる心配は大きい。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知ステムを導入して、安全性の確認を行います。
					45	瀬戸市内で出るごみを処理しなければならないのはわかるが、県内の3分の2を引き受けていることに納得できない。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
19	本地連区自治会	-	2025/5/19	個人	46	猿投山北断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」で測定したところ、計画位置からは0.6kmの位置を通過しているため適切ではない。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					47	国の地震本部の報告によれば「恵那山-猿投山北断層帯では全体が1つの区間として活動する場合M7.7程度の地震が発生する可能性がある。またその時、断層帯の西半部（山路町周辺）では2～3m程度の右横ずれが生じると推定される。本断層帯は今後30年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」と説明されている。令和6年1月1日の能登半島地震（M7.6）では、最終処分場が4箇所被災した。それより大きなM7.7程度の地震が発生する可能性があるとなると、想定被害は能登半島地震より大きなダメージを受けることが予想される。本計画は水源汚染の可能性も含め地震防災上において適切ではない。	○	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
20	長根連区自治会	-	2025/5/19	個人	48	どのようなシートを敷こうが、「永久に大丈夫」ということはない。なぜ人家も近く、大切な生活用水が流れ、取水口が近いこの場所でなければならないのか。	○	2025/6/30	処分場を設計できる規模の土地が簡単には見つからないため、現状が最善ではないにしろ、最良であると考えています。 隣接する当社の敷地で、今日までに処分場の運用を2か所で行わせて頂いており、現状も県の審査を受け、優良認定を頂いているため、本件も同等以上の厳密な運用管理により、生活用水や飲料水へも影響なく運用できると考えています。
21	道泉連区自治会	-	2025/5/19	個人	49	本計画は水道水源集水域（馬ヶ城浄水場）河川に隣接しており、様々な要因で飲用水が汚染させる事態になればその被害は甚大である。持ち込まれる有毒化学物質は様々だが、近年「有機フッ素化合物」（PFAS）が家庭の水道水等から国の暫定指針値を越える汚染が検出され問題となっている。汚染源は様々であるが最終処分場もその一つである。上記物質は様々な製品の製造過程で使用され、汚泥のみならずその他の廃棄物への混入も考えられる。排出事業者が適切な対応をする保証はなく、搬入をチェックすることは現実的に不可能である。	○	2025/6/30	まず、排出事業者が適切な対応をする保証という点について、搬入前の廃棄物について、法令に基づいた汚染物質の分析を行い、受入基準に該当しないものは、そもそも法令上、契約ができない点。契約内容と違うものが搬入されていることが判明した場合は、法令上の違反行為となるため、その責任を排出事業者側に追って頂き、搬入されたものを持ち帰って頂くことになる点から、現状不安に思われている点にも対応可能だと考えます。 PFASについては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。 また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起きない運用を考えております。
					50	問題は東山路川へとつながる東側の小流域で、地形的に東海環状道を挟む処分場敷地の尾根からも地表、地下から水が集まると考える。また、防水シートから汚染水が漏れ出した場合、取水口へと集まる。「漏水検知システム」を設置し、検知した場合どう対処するのか。補修できるのか。	○	2025/6/30	漏水を検知した場合には、埋立が浅い場所についてはオープン掘削により補修を行います。また、深い位置の補修についてはライナープレートなどによる直掘りを行い破損箇所の補修を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					51	猿投断層はM7.7が想定される活断層で、周期は長いが、内陸型の地震が発生するリスクが高まっている。1キロ離れているから安全というのは過小評価ではないか。説明会でも設備の安全面のみが協調され、事故が起きたときの対応など、危機管理に対する説明は不十分であり、再度説明の機会を求める。	○	2025/6/30	事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全と言っておりません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
22	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	52	説明会を受けたが極めて不満足であった。産業廃棄物処理場としての技術的な高さを誇る内容を語って、何も知らない住民を困惑し「安心安全」なものだから受け入れるのは当然という結論にもっていこうとした。弁護士を同席させたのも「威嚇」にみえた。	-		
					53	人体に害をなす危険な産業廃棄物も搬入される。そのようなものが2～30年で無害化するというエビデンスはどこにあるのか。また、PFASなどの影響も懸念される。その無害化に何年かかるかということの根拠はまだ報告されていないのではないか。	○	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					54	瀬戸市は既に９つもの処分場を引き受けており、その道義的社会的義務は既に果たされている。なぜ瀬戸市だけが更にこの義務を背負わなければならないのか。	-		
					55	当該地は土取り後は森林機能を回復すると愛知県に約束して許可を得たはずである。どの会社が開発を行っても同じプロセスを取るべきなのに、アンドウ興業が途中で他の会社に売却した途端、新しい会社の方針が「土取り後の森林機能復活は必要なし」でもそれで良しとなるのはおかしい。約束や許認可をどう考えているのか。	○	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					56	今回の説明会は説明が全くされていない。今後、今度こそ誠実な説明会を開催するべきである。その条件はアンドウ興業の責任者を伴うものである。そして森林回復を行う意志があるかどうかを明確に語る会とするべき。	○	2025/6/30	分かりやすく説明しているつもりですが、ご理解いただけない部分があったことは真摯に受け止めます。 アンドウ興業の責任者を伴わせる権限は私共は持ち合わせておりません。森林回復については埋め立て終了後、行う意思はあります。
					57	瀬戸市も住民の安心安全な生活を守るとおいう姿勢をはっきりと示してほしい。 「馬ヶ城の水源を守り、市民の飲み水を守り、安心安全な生活を守るために瀬戸市は存在している。」「瀬戸市長及び市役所は市民を守る。」と明確に宣言してほしい。	-		
23	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	58	東立テクノクラシーは東明連区自治会とアンドウ興業との間で締結された協定の内容を知っているにもかかわらず、説明会でアンドウ興業とは別会社であることを説明して、「事業用地登記情報一覧」と海青との「土地所有者同意書」だけしか公表していない。協定内容を知っているのであれば、瀬戸市民にも内容を公表するべきである。	-		
					59	事業計画の調整池は名古屋気象台の30年確率雨量のデータでしか容量等の計算がされていない。瀬戸は名古屋より降水量がはるかに多い。山路町の1年間の降水量を測定して、調整池の容量等の計算をするべき。	○	2025/6/30	過去のデータを統計的に使用するので、データの信頼性が重要と考えます。気象庁による測定が行われている気象台、アメダス等のデータを使用することは妥当であると考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					60	土砂災害マップでは、山路町は土砂災害警戒区域や特別警戒区域が至るところにある。計画地から248号線に通じるあたりにもあり、例外ではない。また、山路川・赤津川付近もあり、大雨による土砂崩れで川がせき止められ決壊した場合は、下流域の矢田川周辺の洪水も想定され、人命に関わる。過去に矢田川流域では洪水も起きている。	○	2025/6/30	開発基準に則り、関係機関との協議を行って、安全な開発を行います。
					61	計画地近くに活断層がある。南海トラフ地震で活断層が動く可能性があり、事業計画地は最終処分場として安全とはいえない。また、説明会では活断層までの距離は1.1kmとの説明だったが、実際はもっと近い可能性が高い。地震が発生した場合は、能登半島地震のように地面が隆起して車両が通行できなくなる。地震と大雨が重複すれば、土砂崩れも発生して、道路は通行不能となる。近くにある発電所も被災して、電源が供給されなくなる。当然、処分場も被災して稼働できなくなる。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。また、地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					62	処分場設置は、水・空気・土壌等が現在の状態よりも悪化することはあっても、良くなることはない。埋め立てられた有害物質が将来無害化することもない。	○	2025/6/30	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
					63	小高い埋立地に大雨が降れば、雨水が水源側に流れ出しても不思議ではない。	○	2025/6/30	愛知県の林地開発審査基準に従い、適切な雨水排水計画を行います。
24	效範連区自治会	-	2025/5/23	個人	64	水源のすぐ近くはアウト。金儲けだけを考えており、市民の健康を考えていない。有害物質が流出し、多くの重病人を生み至死を招く。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。
25	八幡台連区自治会	-	2025/5/26	個人	65	処分場の営業に伴い、瀬戸市・愛知県・国に対する貢献はいかほどになるか。具体的には、事業を完了するまでに税をいくら納める計画か。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					66	浸出水・地下水に異常を検出した場合の対策はどうするのか。産廃の搬入中止は勿論、既に搬入済みの廃棄物への対応はどうするのか。	○	2025/6/30	地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。電気的濾水検知システムにより遮水工の損傷場所を特定し、具体的な補修方法及び確認方法を関係機関に提示して補修工事を行います。補修工事期間は地下水集水管で集水された地下水を水処理施設へ送水し処理するとともに、処分場内の廃棄物の可能な範囲にシートによるキャッピングを行い、同シート上でポンプ排水を行う等、雨水を極力廃棄物と触れないようにして、外部排水することで、浸出水量を削減します。補修後は県及び市による安全性の確認を経て搬入を再開する計画です。
					67	大地震により保護砂が液状化する恐れがある。液状化した場合、土地の変形により保護マットや遮水シートが損傷する恐れがある。液状化を防ぐ手立てはあるか。	○	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					68	液状化により積み上げた廃棄物が崩れる恐れがある。これを防ぐ対策はあるか。	○	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					69	「7年程度で無害化する」と説明があったが、有害物質が無害化するとは思えないが、その科学的根拠はどこにあるか。	○	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					70	「遮水シートの接合部は圧縮空気で穴がないことを確認するので大丈夫」と説明があったが、1.5㎜厚の遮水シートを現場作業で融着し、通気孔を設けるのは非常に困難と思われる。品質をどのように保証するのか。	○	2025/6/30	接合幅の両端部を熱風にて溶着し、中間部に未接合部を残し、同部分に空気圧をかけて、確認します。
					71	「搬入される産廃を社員が目視検査で所定のものか検査する」と説明があったが、社員では検査が甘くなる恐れもあるので、第三者の監視が必要である。	○	2025/6/30	産業廃棄物の処分業を行ううえで、行政の抜き打ちの検査は必ず行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。
					72	「PFASの計測を検討する」と回答をいただいたが、是非実行してほしい。また、PFASが発生しても活性炭により除去できると説明があったが、十分な設備にしてほしい。	○	2025/6/30	設備については、現状の計画で対応が可能です。測定につきましても、定期的に行うように考えております。
					73	pHは常時監視とのことだが、処理水の検査（BOD、COD、SS、窒素）は月1回のみで、排水基準全項目は年1回となっている。もし異常値が出た場合、最大1年間放置されるのはリスクが極めて大きい。計測ピッチを1週間にする等短縮してほしい。	○	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。 今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行っていきます。
					74	瀬戸市内の事業者限定で搬入を許可するよう希望する。	○	2025/6/30	瀬戸市内の事業者限定とすることは事業性の観点から不可能と考えます。排出場所に限らず、基準に則り維持管理を行いますので、安全性に影響はありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
26	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	75	取水口から非常に近い場所に処分場が建設されることに対して、水質への影響を懸念している。また、処分場から発生する可能性のある悪臭や粉じんによって、周辺の住環境が大きく損なわれることも心配している。つきましては、次の対応を要望する。1.計画の再検討または別の候補地の選定、2.水質や空気の安全に関する第三者機関による調査と定期的な情報公開、3.地域住民との意見交換の場（説明会など）の設置	○	2025/6/30	水質、悪臭、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。 他の候補地での建設については、現時点で要望に添いかねます。行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。 また、地域住民の方の処分場への立ち入り見学の要望を受け入れる予定です。
27	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	76	取水口から近い場所に建設されると知り、非常に強い不安を感じている。日々の生活では、水道水を料理や飲み水、子どものミルク作りに使っており、家族全員の健康に直結する。子どもは大人よりも有害物質の影響を受けやすく、もしも水が汚染されるようなことがあれば、その健康被害は計り知れない。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知ステムを導入して、安全性の確認を行います。
28	八幡台連区自治会	-	2025/5/27	個人	77	産廃搬入後は毎日シート等で一面を覆い、飛散防止を行うとのことだが、本当に毎日行うことができるのか。	○	2025/6/30	その日の埋立が終了した時点で即日覆土を行い、飛散防止に努めます。
					78	遮水シート間の漏水検知システムの耐用年数が十分ではない。	○	2025/6/30	シート間に設置し、交換ができないケーブル、電極については最も耐久性の高いものを使用する考えですが、製品としてのメーカー仕様は最長30年間と考えています。また定期的にメンテナンスを行う必要があり、他の部分は交換等を行います。設備の維持管理と処分場の早期廃止を計画した維持管理により廃止まで計測ができるように対応します。
					79	遮水シートの間に漏水検知システムを入れるとのことだが、かなり高額なシステムらしく、正しく全面に採用されるか不安が残る。	○	2025/6/30	処分場全体に設置します。
					80	たった1.5㎜の遮水シートでズレや加重に耐えられるとは思えない。過去にも破損事例があり、2重ではなく4重・5重にしても心配は残る。	○	2025/6/30	基準に従って計画しており、適切な施工と埋立管理を行っている処分場では、十分安全性が確認されています。
					81	廃棄物の搬入トラックは全数内容を目視でチェックするとのことだが、本当にチェックできるのか疑わしい。確実に実行できる方法を示すべきである。	○	2025/6/30	現状、運用する当社施設内で、汚染土壌や産業廃棄物の最終処分をする上で、実際に行っている作業となるため、運用上問題なく行えると考えております。搬入があった廃棄物については、埋め立て場所までダンプにより運び入れたあと、ダンプアップすることで敷地内へ廃棄物を降ろします。 その後、その廃棄物を当社管理者および作業員により、パワーショベル等を用い、適切な埋立箇所へ廃棄物を運ぶ際に、展開された廃棄物を目視で確認できるようになっております。また、万が一、異物や不信な物を発見した場合は、すぐに上長へ報告とともに、待機運搬車両に状況確認とともに、荷下ろしした廃棄物を積み込み持ち帰っていただくというフローになっております。
					82	計画地は断層から1.1㎞離れていると言っているが、国土地理院の正確な発表では0.6㎞である。説明会で正しい数値を正確に言うべきである。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					83	搬入車両の荷を全台確認するとのことだが、社内でのチェックでは不十分である。第三者を入れて確認作業を確実に行うべきである。	○	2025/6/30	行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					84	施設の排水が全てしっかり処理されるのか疑問である。他の施設でも溢れた汚水で川が汚染された例がある。	○	2025/6/30	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					85	取水口と処分場の放流地点は150m しか離れていなく、高低差も7m しかないため、毛細管現象などで影響がでる。	○	2025/6/30	放流先は常に流下している河川であり、取水地点はその上流側に位置します。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、基準に則した維持管理を行うことで、地下水に対する安全性は確保されることから、ご懸念のようなことはないと考えます。
					86	取水口と現場が非常に近く、工事期間中の粉じんなどの影響が懸念される。	○	2025/6/30	工事中の粉じんの影響については、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。工事に当たっては、同書で取り上げている環境保全措置を真摯に実行し、さらに影響の軽減に努めます。
					87	能登半島地震では断層から離れている最終処分場でも4箇所被災している。それを考えると今回の計画の耐震には非常に不安。もっと基準を上げるべきである。	○	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					88	断層までの距離が1.1kmでも0.6kmでも影響は変わらないと言っているが、その根拠が示されていない。科学的根拠を示すべきである。	○	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
29	深川連区自治会	-	2025/5/30	個人	89	処理水の検査項目について懸念がある。月1回の検査項目として提示された項目以外にも、昨今はPFASやマイクロプラスチック等、水質に関する懸念が多々ある。説明会でPFASについて現状は基準値の設定がないため管理しないという旨の回答があったが、「基準値のないものは考慮しなくてよい」という姿勢でいることに不信感を感じる。	○	2025/6/30	本件は、意見としてお伺いさせて頂き、県との協議の際に、愛知県としてルールをどうするのかを伺い、当社としてどのようにしていくべきかを検討させて頂きます。
					90	処理水下流域は農業用水として広く利用される水であり、ひとたび土壌汚染につながれば取り返しがつかない。説明会では水質に関して予測値が提示されたが、予測値にどれほどの信憑性があるか疑問である。また、提示された項目で十分とは考えられない。	○	2025/6/30	水処理施設を適切に管理することにより、予測値を守ることができると考えております。予測結果として示した項目以外についても、水処理施設では基準省令の基準値を下回るように処理することから、水の環境基準等を守ることができると考えております。 また取水時期に先だって農業用水基準項目を測定し、確認いたします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					91	廃棄物自体からの飛散による周辺地域の空気、水質、土壌への影響も強く懸念している。	○	2025/6/30	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンピング時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					92	希少な生物の多い地域であると思うが、保存がきちんとなされるとは考え難い。	○	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。
30	山口連区自治会	-	2025/5/30	個人	93	処分場の建設によって、水源地域の豊かな自然、景観が損なわれ、有機的につながっている動植物への影響に重大な懸念がある。	○	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。 本計画地を対象とした眺望点はありませんでした。周辺には残置森林、造成緑地は配置し、景観の保全に努めます。
					94	本来この計画地は、土砂を採掘したアンドウ興業が植林をして戻すべきところを、たとえ法的に問題がないとしても、東立テクノクラシーが事業を継続して施設をつくるべきではない。	○	2025/6/30	ご意見は受け止めますが、私共は法律に則って事業を継続して施設を作る予定です。
					95	水銀やアスベストの処理について、説明会で「一般論としてブルーシートを2枚梱包して特定の場所に置く。」と回答があったが、本当にそれだけで水銀やアスベストが外に漏れ出すことはないのか。	○	2025/6/30	最終処分できる水銀廃棄物は環境省からリストアップされており、水銀が使用されていたまたはその可能性がある製品廃棄物と溶質試験で0.005mg/L以下のばいじん等であり固形物です。 アスベストについても飛散の可能性がある吹付材をはがしたもの等が主体です。これらはすべて運搬段階で飛散しないように二重梱包されて搬入されます。通常処分場側はその形状のまま、場所を特定して吊り降して処分します。運搬業者に対する容器指定等も含めて検討してまいります。
					96	有害物質やダイオキシンの検査等は、わずか1年に1回行うのみである。また、監視井戸も2本しかない。水道水や農業用水等の汚染によって健康被害が出るのではないか。	○	2025/6/30	基準に則った頻度、井戸の設置であり、施設の安全性確認は可能と考えておりますが、ご意見を踏まえまして、検討してまいります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
31	本地連区自治会	-	2025/5/30	個人	97	花崗岩は土砂災害に弱い「まさ土」が生まれやすい。計画地周辺に位置する東山路川・山路川の上流部も花崗岩から構成される渓流であり、土砂流出の供給源になる。2000年の東海豪雨では、東山路町で浸水災害が発生したとの記録がある。こうした状況を踏まえ、「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」が計画地に隣接する区域に設定されている。また、計画地は、山腹の崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」に位置している。「崩壊土砂流出危険地区」内に巨大な処分場を設置することは、土砂を流出させる危険性を増大させ、今までの治山効果を低減させる。事業計画書には東海豪雨の時に東山路町で浸水災害が発生した記録はあるが、上記のリスクに対する言及がない。「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」には、最終処分場候補地選定の考え方の中で、災害等に対する安全性として「最終処分場は、平地での用地確保難から山間部に建設されることが多く、樹木の伐開・伐根などによる雨水流出の増加をひきおこす危険がある。…地すべり地帯、崖くずれ危険地帯は避けるべきであると同時に、地震、水害に対しても安全でなければならない」と指摘している。「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」に隣接し、「崩壊土砂流出危険地区」の流域内に巨大な処分場を設置することは適切ではない。また、「崩壊土砂流出危険地区」を管理する愛知県尾張農林水産事務所の見解はどうか。	○	2025/6/30	本施設の設置におきましては、林地開発許可が必要になることから、ご指摘の農林水産事務所との協議を行うことになります。本施設の設置には廃棄物処理法等の法令に従って、安全性の確認が求められており、これが「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に記された、「地震、水害に対しても安全でなければならない」ことを確認することとなると考えています。
32	西陵連区自治会	-	2025/6/2	個人	98	PFAS類は、環境中で分解されにくく、生態系に長期的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、処分場で受け入れられる廃プラスチック類、汚泥、ばいじんにはPFASが含まれている可能性があり、水源や河川への影響が懸念される。以上のことから、未規制の化学物質に関する検査を義務化し、規制を強化することを求める。	-（関係住民外）		
					99	水銀は生物濃縮を通じて魚介類や農作物に蓄積し、人体に悪影響を及ぼすリスクが高いため、慎重な監視と管理が必要だが、事業計画書では水銀などの有害物質の検査頻度は年に1回のみである。長期的な環境汚染のリスクに対応するため、①水銀や有害物質の監視頻度を増やし、定期的な検査を義務化すること②環境監視体制を強化し、監視結果をすべて市民に公開すること③第三者機関による独立監査を導入し、環境安全性を確保することを求める。	-（関係住民外）		
					100	産業廃棄物の中には微量の放射性物質が含まれる可能性があるが、現行の事業計画には明確な監視体制が示されていない。①放射性物質の検査を義務化し、その結果を市民へ公開すること②放射性物質が検出された場合、適切な廃棄物管理計画を確立し、環境への影響を最小限に抑えること③瀬戸市の自然環境への影響を調査し、保全対策を講じることを求める。	-（関係住民外）		
					101	万が一本処分場の運用によって環境汚染が進行し、健康被害が発生した場合、事業者・瀬戸市・関係機関の環境責任の所在が明確にされていません。①被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること②事業者に対し、環境リスクと安全対策に関する十分な説明を義務付けること③瀬戸市の環境保全を最優先とし、より厳しい規制を導入することを求める。	-（関係住民外）		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
33	長根連区自治会	2025/5/13	2025/6/3	個人	102	産業廃棄物最終処分場を他の場所ではなく瀬戸市山路町を適地として選定したことの必然性を明確にしてほしい。また、瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市を適地として選定している理由についても明確にしてほしい。また、総じて自然環境や生活環境の観点で説明してほしい。	○	2025/8/13	現時点で、瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。 瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市に搬入することが適地として選定されるかどうかは、当社が決められることではなく、正しく運用しているという実績から、当社を選定して頂けているのだと受け取っております。 自然環境という観点では、現状の運用実績から、大きく新たに影響を与えることなく実施が可能かと考えております。 また生活環境の観点では、耐震および法令の基準よりも高い水準で運用上の維持管理規定を策定し、本内容で、県の認可を取得する計画にあります。 運用開始後も、近隣住民の方と相談し、何か気になる点があるようでしたら、日々改善を行っている点から、生活環境へも安全性を担保できるであると考えております。終了後は緑化を計画しており、自然環境に配慮いたします。
34	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/3	個人	103	現地調査のとりまとめ方に疑問がある。今回示された事業計画の環境保全対策書には私が過去15年間にわたって収集した情報とはかなり異なる調査結果が示されている。なかでも絶滅危惧種とされる動植物は相当数漏れている。現地調査に当たられた方たちは短い日数の中でも精一杯の調査をされたはずだが、公開された調査結果は手書きの原票ではなく、パソコンなどでリライトしたものだった。前回の計画で提出されたものは手書きの原票だったため、入力作業を経てなく、間違いや漏れが混入する余地がなかった。今回はパソコンでリライトされたものだけが公開されているため、そこに漏れや間違いがあったとしても検証の仕様がない。行政機関は手書き原票と公開されたパソコンデータとを比較し、そこに漏れや写し間違いがないかを確認するべきである。それができない場合は調査に当たられた方に詳しく尋ねたいため、今後開催される説明会場のいずれかに来ていただくことを求める。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。そのタイミングで、尾張県民事務所廃棄物対策課と環境保全対策書の記載結果について協議し、間違い等については、必要な訂正をさせていただきます。 訂正内容については、瀬戸市環境課にも連絡させていただきます。
35	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	104	馬ヶ城浄水場の水汲み場上流70mの所に予定しており、下流に住む私達は汚染水が流れてくる危険がある。排水する下流域では広範囲で農業用水を使用しており、小学校の給食で食べるお米も作っている。また、説明会をもう一度開催してほしい。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知ステムを導入して、安全性の確認を行います。 また、説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、１６連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					105	予定地は猿投山北断層から0.6kmの距離にあり、地震への対策が不安である。また、豪雨で汚染水が溢れて流れたら下流に住む人たちは汚染された水しか使用できない。	○	2025/8/13	地震への対策については、提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。また、処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					106	意見書について、環境課はメールでも対応できるようにしてほしい。	-	2025/8/13	
36	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	107	産廃反対である。	-	2025/8/13	

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
37	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	108	産廃反対である。	-	2025/8/13	
38	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	109	水銀含有の廃棄物の危険の程度は一般の廃棄物の比ではない。最近では名古屋市中川区の富田ゴミ焼却場事例がある。たとえ高低差のある地形とはいえ、地下水脈の恐れ或いは粉じんの危険性も考えられる。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。また、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。地下浸透についても処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、更に電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					110	多額の銀行借入を予定しているが、このような有害物質を取扱う公害企業を支援する銀行があるとすれば、銀行の「社会的責任」・「貸し手責任」が問われる。支援銀行の説明責任を求める。	-	2025/8/13	
					111	「万が一の事故保障には、損害保障保険にも加入する」と説明があったが、万が一の事故に備えて、損害保険に貸付設定ぐらいのことはしておくべきである。	○	2025/8/13	保険会社と相談して検討させていただきます。
39	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	112	環境的に見ても上水道取水口のそばに施設を設置することは、どんな装置をだろうが気持ちのいいものではない。「クソ溜めの横から上水道を引っ張るようなもの」である。	-	2025/8/13	
					113	福島の原子力発電所における地震津波の事故のように、自然の災害により崩れる恐れがある。その保障も甚大なものと推測される。	○	2025/8/13	起こりうる自然災害として地震・豪雨は視野に入れ、設計を進めさせて頂く予定です。 皆様からのご意見を加味し、愛知県から更なる対策が必要と指摘があるようでしたら、その指示に従い、設計させて頂きます。
					114	採掘したあとの埋立ては土でもって埋めるという約束が、いつの間にやら産業廃棄物の処分場になってしまった。取水口から離れた下流であればまだ余地はあるが、山の上流部であは話にならない。また、上水道の取水口のそばというのが致命傷である。設置する場所が悪すぎる。	○	2025/8/13	林地開発行為はアンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					115	瀬戸市内ならまだしも、他市や県外からの流入であれば、犠牲を強いられることも懸念される。物が「産業廃棄物」であるため余計に感情をあおる。	○	2025/8/13	産業廃棄物の処理および運搬については、発生先が他県であれ、法律上的確に処理しなければならない規程となっております。 現在も的確に処理させて頂き、優良認定を頂いているため、今後も皆さまにご迷惑をおかけするようなことがないように対応させて頂く所存です。
					116	会社の従業員が該当する連区に住んでいるのか。誰もいない場合は対岸の火事的な考えで進めてもらっては困る。	-	2025/8/13	

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
40	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	117	なぜ取水口が近くにある場所に処分場を建設するのか。通常の考えではできないことが簡単にできるのかが知りたい。他の場所へ変更することはできないのか。必要な施設だから反対はしないが、他の場所を探してほしい。	○	2025/8/13	もし、立地上の認可が下りないのであれば、愛知県との協議時に申請が通らないという流れになるかと思います。 上記のようなことにならないよう、安全性を担保できるだけの設計・運用ルールの策定を行っていきます。 他の場所へ変更するという考えについては、設営できる土地が容易に見つかることがない点。現状、運用している施設が隣接していることで、万が一のことがあった場合の運用フォローがすぐに行える点から、現状の場所が最良と判断しております。
41	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	118	なぜ水源地に近い場所に産廃なのか。一度廃案になった所。同じ場所に会社が変わっただけ。	○	2025/8/13	現在の計画地は親会社所有であり、技術者育成や管理面などを考慮し適切な維持管理が妥当性を考慮し判断いたしました。
42	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	119	施設開発計画では、造成に伴う建設発生土50万m^3を場外搬出とされているが、カーボンニュートラルの観点から場内再利用を計画されるよう再考を求める。	○	2025/8/13	建設発生土につきましては、埋立地内の中間覆土、最終覆土等に再利用を考えております。使用土量としては40万m^3程度を見込んでおります。
					120	遮水構造・電気的漏水検知システムによる漏水検知をすると説明されているが、漏水をどういう方法で検知するシステムなのかを説明してほしい。	○	2025/8/13	上部遮水シートと下部遮水シートの間に電極を設置し、漏水した場合には電気が通じ検知するシステムとなります。
					121	遮水構造が破損し同システムが漏水を検知した場合は、どのように漏水個所を特定し、どのように補修する想定か。環境に影響を及ぼす為、対策の事前策定が必要と思慮する。	○	2025/8/13	漏水検知箇所については1m程度の範囲で特定が可能となっており、補修については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合にはライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。
					122	説明会で、受け入れ品目の中に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」が含まれている説明があったが、中間処理施設として受け入れ、硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うことを行うかどうかの説明がなかった。説明を求める。	○	2025/8/13	水銀含有ばいじんについては、含有する水銀が1000mg/kg以上の場合は、回収再生利用が法的に義務付けられています。硫黄についてはそのような基準はありませんが、我々としても処分場を安全に大事に使いたいので、製品に含まれており、リサイクルが難しくかつ処分場に悪影響を及ぼさない範囲での受入れを考えます。
					123	硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行う施設計画を示してほしい。	○	2025/8/13	122回答に同じとなります。
					124	最終処分場と中間処理施設が併設することとになるのか説明してほしい。	○	2025/8/13	中間処理施設は併設しません。
					125	固型化したもの(廃水銀等処理物)が、埋立判定基準を満たす場合の埋め立て方法について　①処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置②その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置③埋め立てる処理物が流出しないようにする措置④埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置などをとる必要があるが、説明がなかったため説明してほしい。	○	2025/8/13	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					126	「活断層から約1.1km離れており、直下には断層が存在しないことから、構造物が断層の隆起やずれが生じる可能性は小さく、現行基準の耐震設計、構造基準に従い計画していることから、安全な施設が建設できると考えている」との説明だが、福井県にある日本原子力発電の敦賀原子力発電所2号機について、原子力規制委員会は、原子炉建屋の真下の断層が将来動く可能性が否定できないとして、再稼働の前提となる審査に不合格となった事例のように、活断層が直下にないからと言って、地球規模から考察すればわずか1kmの隔たりで新たに発生しない保証はない。さらに、東日本大震災では、福島第一原子力発電所が津波により冷却システムが停止し、燃料が溶け落ち、放射性物質が放出された。安全であるとことで作った原発でさえ事故を起こしている。設置個所の選定を含め、耐震設計の再考をされたい。	○	2025/8/13	現時点では、断層と南海トラフの連動は科学的に明確な知見がございません。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保。想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。
					127	「対象事業実施区域における地下水の流動に対する影響は小さく、周辺の地下水水位の大きな変化はないと考えられる」と説明されているが、変化がなく浸出水が絶対に地下水を通じで外部に流出しないと断定されていない。事業開始後に、遮水構造が破損しシステムが故障し、流出を検知できない事態は容易に想定されることから、水道水源取水口上流区域での定期的な水質(地下水)監視をされたい。	○	2025/8/13	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。また、処分場の上流側、下流側に監視井戸を設置いたします。取水口付近への監視井戸の設置につきましては、検討を行う予定です。
					128	地下水の流動は、地震でその地盤に亀裂や断層が生じた場合は、設置前に調査した結果と異なる水脈が生じ、周辺に影響を及ぼす恐れがあることから、設置時の調査だけでなく、年1回の継続的な調査を行なわれたい。	○	2025/8/13	県との協議の上、検討させて頂きます。
					129	自然環境(植物、動物、生態系)・計画地は、「海上(かいしょ)の森」に隣接しており「愛・地球博」ではオオタ力の営巣が確認され万博開発が中止となった。オオタカの営巣、飛来の確認はされなかったようだが、オオタカは非常に広範囲に不定領域を行動しており、設置時のみならず処分場運営中も継続的な調査を望む。	○	2025/8/13	事後調査については、今後、行政、地元住民の方々とご相談させていただきます。
					130	本計画では、浸出水の無害化処理が最重要施設管理となることから、施設の維持管理マニュアル、施設能力管理基準を策定公表するべきである。	○	2025/8/13	配置や構造等から当社独自の運営方法やノウハウを容易に推測されるおそれがある点、これらは当社にとって重要な企業秘密であり、第三者による模倣や不正利用を招くリスクが高いと考えられる点から、広く公表することについては対応できかねます。
					131	水処理施設故障時などに施設能力が低下しないようなバックアップ施設及び冗長対策を策定するべきである。	○	2025/8/13	万が一、事故が発生した場合は、修繕が完了し問題なく稼働できるまで、受入をしない点と、水処理施設が一定期間停止した場合でも、貯留するのに問題のない設計で運用する点から、問題ないと考えております。
					132	水処理施設管理記録を年1回公表するべきである。	○	2025/8/13	公表の方法も含めて、検討させていただきます。
					133	水処理施設の改修、更新等の施設整備をする場合は、愛知県知事、瀬戸市長に届け出し承認を得るとともに、「生活環境保全上利害関係を有する者」に説明会を開催するべきである。	○	2025/8/13	尾張県民事務所廃棄物対策課に届け出ます。説明会については管轄部署と協議し検討いたします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					134	「処理水の検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)を月1回行います。(pHは常時監視)」との説明であるが、天候による浸出水の水質・水量の変化に対応できない。BOD、COD、SS、窒素についても連続測定する水質計器を設置し、常時監視されたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させて頂きます。
					135	「排水基準全項目は、地下水・処理水ともに年1回行います。(有害物質やダイオキシン類の検査等)」との説明であるが、搬入される廃棄物量・質が随時変化する状況から月1回の頻度で行われたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させて頂きます。
					136	浸出水源水の水質を知ることは適切な施設運営を行う上で必要なものであり、浸出水源水の性状が排水処理施設で処理可能な水質であるかを確認することが常用であることから、浸出水源水の水質測定も同時に、月1回の頻度で行われたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させて頂きます。
					137	処分場廃止の場合は、廃止基準：【保有水(浸出水)の水質が以下の排水基準水質を2年間以上保持していること。地下水水質が地下水基準に適合していること。】とされているが、地震、混合された廃棄物の化学反応により未知の化学物質が生成される可能性があることから、廃止2年間を経過した以後も年1回の水質検査を行われたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、廃止後の水質の管理について検討させて頂きます。
					138	水質データを常時、市役所、県環境部、地元が取り込めるよう外部に常時データ送信するシステムを構築し常時モニタリングが可能とされたい。また、事業者は、本事業のモニタリングを外部委託し、その費用を負担するべきである。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させて頂きます。
					139	瀬戸市役所は水質データをモニタリングする機関の監理・指導をされたい。	－	2025/8/13	
					140	事業者は、取水口に本施設から排出される排出水又は地下水の影響がないことを確認するため、取水口上流部で月1回水質検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)だけでなく、水道原水に必要な水質基準に適合していることを確認する水質検査をされたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、地下水水質の管理箇所について検討させて頂きます。
					141	水質測定にかかる検査は、自主検査はもとより公的な外部検査機関によるサンプリングと分析、検査結果の公表を行ない水質監視の信頼性を担保されたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させて頂きます。
					142	事業運営は、外部監査を受け事業活動の透明性と公正性を高められたい。	○	2025/8/13	産業廃棄物の処分業を行ううえで、許可更新の審査を行政に受けます。その際に事業運営についても審査されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					143	「検査結果は公開します」とされているが、時期、方法が不明である明示されたい。	○	2025/8/13	公開方法については、ホームページでの公開を検討しております。 本内容についても、県と協議の上、法令上問題の無い方法により公開する予定になります。
					144	「検査結果は公開します」とされているが、事業者に義務付けられている排水処理備の維持管理状況、水質に関する資料は随時、ホームページに公表するとともに、官公庁、市民の求めに応じ情報公開されたい。	○	2025/8/13	開示の希望があった場合、愛知県情報公開条例に合わせた申請に沿って、対応させて頂きます。
					145	「検査結果は公開します」とされているが、施設設置時だけでなく、最終処分場運用中は廃棄物の受け入れ状況、施設の運営状況、浸出水源水及び排水水質の分析結果、設備の稼働状況、施設維持管理状況を年1回、「生活環境保全上利害関係を有する者」に運営状況説明会を開催し説明されたい。	○	2025/8/13	公開する義務があるのであれば、公開方法を検討させていただきますが、必要性に関しては、県との協議の上、検討させていただきます。
					146	事業者は、愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年制定)第10条に基づき、瀬戸市長と「生活環境の保全に関する協定」の締結を行うべきである。また、寄せられた意見に沿うような協定を締結されたい。	○	2025/8/13	瀬戸市条例に従い、協定書の締結までのフローは進めさせていただく所存です。 今回ご意見頂いている市との協定については、市ならびに県からの指示に従い、検討させて頂きます。
					147	事業者社長は自動車の保険にたとえ、自賠責保険と任意保険を当事業においても保険をかけており、自賠責保険として「最終処分場維持管理積立金制度」と任意保険として何かしらの保険をかけているとの説明を受けたが、「最終処分場維持管理積立金制度」の主旨と、自賠責保険と任意保険の運転者が被害者や物損に対する補償とは性格が異なるものと思われるが、事業者の言う事業活動により生じた、地域住民に及ぼした健康被害や物的資産の損害に対する補償はどのような範囲、規模、を想定され実際に契約する予定の保険名称を説明されたい。	○	2025/8/13	例えが悪く、申し訳ございません。義務と任意の説明を申し上げたかったものになります。維持管理積立金制度は義務であり、賠償責任保険は任意となります。条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					148	地域とのコミニュケーションを図るため地域行事に積極的に参加し地域との融和を事業活動として行うべきである。	○	2025/8/13	可能な限り参加させていただきます。
					149	地域の雇用を創出し地域経済に貢献するべきである。	○	2025/8/13	地域の雇用は行っておりますので、引続き雇用拡大に向けて努力します。
					150	メセナ活動を通じて産業廃棄物処理業のイメージ改革に努めるべきである。	－	2025/8/13	
					151	本件最終処分場が東立モデルと呼ばれるような先進的で最も環境配慮に優れた計画、運営、廃止、そしてその後のアフターケアまで含めた100年先に先人の偉業と称えられるような事業とされたい。	○	2025/8/13	尽力いたします。
43	道泉連区自治会	－	2025/6/5	個人	152	年数がたてば施設が古くなり、恐ろしい水が染み出てくる。命の水を汚さないでほしい。	○	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないような運用を行ってまいります。
44	道泉連区自治会	－	2025/6/5	個人	153	産廃処分場は毒物を含む永久施設であるため、子や孫の世代まで影響の恐れがあるから反対である。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。
					154	市内には既に産廃処分場が多数あるから反対である。	－	2025/8/13	
					155	馬ヶ城浄水場の取水口に隣接しているから反対である。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。
					156	自然災害（南海トラフ地震等）による損壊の恐れがあるから反対である。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					157	長期の施設管理・監視が重要である。また、工作物修繕・更新も重要である。	○	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないような運用を行ってまいります。
					158	会社は過去の経緯から信用できない。	-	2025/8/13	
					159	将来の会社・瀬戸市・愛知県の責任体制が不明である。	○	2025/8/13	長く続く企業となれるよう尽力致します。瀬戸市と愛知県の責任体制については、私達では回答できかねます。
45	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/6	個人	160	昆虫類確認種のなか(P851 17/19)にアリ科の確認種も報告されているが、そこにヒゲナガアメイロアリとヒラセムネボソアリがあることに驚いている（これらの種は本来瀬戸市にいないはず）。「日本産アリ種全種図鑑」(学研)によればヒゲナガアメイロアリの分布は鹿児島以南と東京都と大阪府に限られ、ヒラセムネボソアリの分布は九州以南である。今回、事業計画地でこれらのアリが確認されたということは、これらの地域から国内移入したものと考えられる。つまり現在、営まれている産業廃棄物処分事業や土砂採掘業のなかで他の地区の廃棄物や土砂が運ばれてきた際、それらにこの2種のアリが混入していた疑いが濃厚である。アリのなかには人的影響により本来の生息地から離れてさまよい、世界的に広がりつつある種がいくつも含まれている。愛知県でもアルゼンチンアリ等が定着し、駆除に四苦八苦している。廃棄物の搬入方法を見直し、これらの種の侵入を阻止する策を講じなければ、瀬戸市に侵略的外来種であるアリによる害が及ぶことが懸念される。外来種に関しては侵入されてから駆除するという後手に回る仕組みが制度に内包されており、事業者の自主的な取り組みがカギを握る。ところが別紙1の17ページの処分場受け入れ基準には目視で性状等を確認するとされている程度で、アリなど目視では同定できない外来生物の移入を止める具体策は書かれていない。事業者は受け入れる産業廃棄物の移動経路にアルゼンチンアリなど特定外来生物の汚染地区が含まれている場合、その廃棄物を受け入れないようにする必要があるものと考えるがどうか。	○	2025/8/13	「日本産アリ種全種図鑑」(2003)以降の文献では、ヒゲナガアメイロ・ヒラセムネボソともに本州で分布しているという知見があります。 アルゼンチンアリ等の侵略的外来種への対応については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。
					161	環境保全対策書では表1-3-1-54　P103で蘚苔類、地衣類、キノコ類について重要種が選定されている。しかしP336で突然、「シダ以上の高等植物」についてしか現地確認が行われないことになり、実際に蘚苔類、地衣類、キノコ類が調査されていない。このことについて意見を述べる。蘚苔類や地衣類はシダ以上の高等植物とは異なり、低温でも光合成をおこなって二酸化炭素を固定することができるため、物質循環に重要な役割を果たしているほか、はげ山化した土地に最初に土壌が形成されるためにも必要といわれている。キノコ類も枯れ木などを分解して物質循環で大きな役割を果たすほか、植物と共生関係を結び、いわば森林を育てる働きをしているとされている。これらの分類群は生態系の構造や機能を把握するうえで重要であるにもかかわらず、443ページに示された図ではそれらが欠落していて、生産者と消費者のみがあって分解者がない奇妙な図になっている。隣県で分類群を絞り込まない厳重な調査が行われ、厳密な環境保全対策が講じられる一方で、瀬戸市では分類群を数少なく絞った簡単な調査で環境影響評価が行われ、環境保全対策が簡素なものになっている。蘚苔類、地衣類、キノコ類の調査をしないまま開発を行った場合、重要種の存続だけでなく生態系全体やまちづくりにも大きな影響を与えてしまう危険性が高いと懸念する。事業者が真に環境への影響を低減したいなら、禁じられているわけではないため、蘚苔類、地衣類、キノコ類に関しても調査を行い、環境保全対策を立てるべきである。	○	2025/8/13	蘚苔類、地衣類、キノコ類の現地調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					162	瀬戸市は産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を改定し、蘚苔類、地衣類、キノコ類なども調査対象に追加する必要がある。	-	2025/8/13	
46	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	163	気象データが古すぎる。近年は地球温暖化の影響が顕著で、集中豪雨が頻発化し激甚化してきている。最新のデータを基に、地球温暖化の影響を加味した資料を示してほしい。	○	2025/8/13	条例手続き提出時点のデータになります。今後愛知県への申請資料についてはデータの更新を行い協議を行っていきます。
					164	計画地の南約100mに猿投山北断層がある。また、南海トラフ地震は30年以内に80%の確率で発生するとされている。大規模な地震が発生すれば、敷設される2重の遮水シートが破断し汚染水が地下に漏れ出る可能性は少なくない。高い確率で予想される地震への対応方法を示してほしい。	○	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。
					165	水源から約70mの距離に産廃最終処分場を計画しているが、飲み水や農業用水が汚染されることはないか。激甚化している自然災害や何らかの原因で有害物質が流出することはないか。水源の近くにあえて処分場を計画することを非常に危惧している。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
47	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	166	計画地から南へ約100mの地点には、猿投山北断層が存在している。また、今後30年以内に約80%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震は、発生時期の特定が困難であり、いつ起きてもおかしくない状況である。このような大規模地震が発生した場合、施設に設置される予定の二重構造の遮水シートが損傷を受ける可能性は否定できず、結果として有害物質を含む汚染水が地下へ漏出する危険性も考えられる。こうした地震リスクを踏まえた上で、予見される自然災害に対する備えや施設の安全確保策について、具体的な対応方針と技術的対策の内容を明らかにしてほしい。	○	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い斜面の安定解析において安全性を確認しています。
48	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/9	個人	167	植物の調査結果として事業計画書の745ページにミヤマタムラソウ（Salvialutescens var.crenata)を報告している。しかし「ミヤマ」という種名が暗示するとおり、事業者による同定は疑わしいものである。おそらく事業者はナツノタムラソウの変種とされていて、ミヤマタムラソウと同様に毛深いシマジタムラソウを誤認したのでしょう。シマジタムラソウは瀬戸市内の湿地には比較的多くみられる。環境保全対策書の参考文献リストを拝見すると、タムラソウSalviaの仲間は650ページにあり、シマジタムラソウ(Salvia isensis)、ナツノタムラソウ(Salvia lutescens var.intermedia)、アキノタムラソウ(Salvia japonica)の3種が報告されていますが、ミヤマタムラソウ(Salvia lutescens var.crenata)はそのリストに含まれていない。参考文献を参考にしてなおミヤマタムラソウとするならば、この事業計画地の自生地は県下の新産地であり、注目すべきものである。シマジタムラソウは環境省のレッドデータブックではVUである。ミヤマタムラソウは分布域が広く、環境省はランク外にしている。保全対策を講じる必要があるシマジタムラソウをミヤマタムラソウとすることで、事業者は本来果たすべき責務を回避している可能性があるため、事業者が報告したものを標本などにより再確認する必要がある。	○	2025/8/13	今後、行政機関と協議の上、検証させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					168	分子系統学的な分析手法をとらない理由について質問する。分子生物学の発達とともに、いままでよく知られてきた生物がとつぜん複数の種に分かれるのはよくあることで、それが判明したときには緊急に保護が必要になることもある。複数に分かれた種のうちいくつかが、これまで考えられていたよりも個体数が少ないことが判明したり、生息域が狭いことが判明したりすることがあるからである。環境影響評価を行ううえで少なくとも重要種については塩基配列を確認し、既存のデータと照合して特異な個体群ではないことを確認するなど、慎重に行う必要がある。本環境保全対策書にはそのような予防的配慮が見られない。ヒメタイコウチは本調査では調査区域の8か所で確認されている。そのうち4か所は改変区域で、残りの4か所は非改変区域にある。430ページでも認められている通り、本種は飛翔できないことから移動性に乏しく、開発区域の4か所ではどこにも逃れることができないまま全滅することになる。ところがヒメタイコウチは翅が退化して飛ぶことができない昆虫であるため、地域ごとに分化が進行しているとも考えられ、今後、複数の種に分けられる可能性がある。この環境保全対策書はヒメタイコウチの個体群が消滅しても問題ないとの立場ですが、おそらく事業者は開発により消滅する種の地域個体群がいずれも他の地域の個体群と比較して何ら特異な集団ではなく、遺伝的に異ならないことを前提にしておられるようである。その失われる個体群の中に他の個体群には存在しない遺伝的多様性はないのか。もしそうならば、その科学的根拠を示してほしい。環境保全をうたう対策書では予測原則に基づいた配慮が必要である。それを示してほしい。	○	2025/8/13	周伊勢湾地域におけるヒメタイコウチの分子系統地理学的解析（中村ら、2013.湿地研究 Wetland Research Vol.3, 29-38（2013）を参考にすると、東海地方でのヒメタイコウチの分化が記述されていますが、「地質学的イベントや地形的な変化と関連している可能性がある」とされており、広くない調査範囲ではそのような違いがあるとは考えていませんが、今後、行政機関等の協議の上、必要な場合には移殖等を検討させて頂きます。
49	水南連区自治会	-	2025/6/10	個人	169	説明会での意見、説明での気づきが多いため、各地域で2回目の説明会の開催を要望する。	○	2025/8/13	説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、１６連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					170	説明会資料p16　埋立方式：廃棄物3m毎に覆土50ｃｍとされているが、p54悪臭②では即日覆土とされている。説明が矛盾している。	○	2025/8/13	説明不足で申し訳ありません。 日々の廃棄物が搬入された後、一日の業務終了時点で、即日覆土として10cm程度の覆土を行い、翌日業務開始時に、即日覆土された分を撤去した後に、廃棄物を搬入する流れとなります。 埋立られた廃棄物が3mに達した時点で、覆土を50cm実施する流れとなります。
					171	説明会資料p18　浸出水集水管：能登半島地震（M7.6）では、水管破損・施設破損・ピット破損等の被害が発生し、修復まで施設は停止となった。今回の施設について、同規模の震災時対策の説明がなく教訓が生かされていない。	○	2025/8/13	能登地震による処分場の浸出水集水管への被害は、埋立が行われていない処分場で発生したものであり、補修されその後使用が開始したと認識しています。水処理施設においては、ご指摘の通り、配管の脱落等の被害があったことは把握しており、本施設においては接合部をフレキシブルなジョイントとすることや、サポートの強化等の対策をとっていく考えです。また処分場からの浸出水はポンプアップで処理施設に送水され、自然流下ではないため、処理施設側への送水は即時に停止することが可能な設備としています。
					172	説明会資料p40　猿投山北断層の調査について、国土地理院最新データでは、施設外縁部から距離が600mとされており、説明の1.1kmと異なる。なお、施設設置基準では断層からの距離は500mとされている。古い調査データを用いた理由の説明がない。	○	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					173	説明会資料p56　農業用水のための維持管理について、3月から8月の測定値が基準値を超過した場合、原因廃棄物の搬入を制限としているが、制限のレベルの説明がない。搬入自体をストップすべきではないか。また、事業者として第3者機関のデータ取得、県への報告のスピードの説明がない。意図的に遅らせれば自体が悪化し手遅れになる。また、下流域の尾張旭市、名古屋市へ影響が及ぶ場合の対応の説明がない。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理の方法及び緊急時の体制についてどのようにするべきかを検討させて頂きます。
					174	説明会資料p70　処分場の構造について、防災調整池がオーバーフロー時、埋め立て地を貯水とする（東海豪雨想定+15%）と説明を受けたが、埋め立てが進行すれば貯水量が減少し貯水できなくなるのではないか。	○	2025/8/13	浸出水調整槽の容量計算において、東海豪雨を対象とした場合の検討も行っている説明かと思います。埋立が終了している状況で廃棄物の間隙に貯水できる量で検討を行っています。
50	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/11	個人	175	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針によれば「環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合には、代償の措置を検討しなければならない」としている。ところが、回避や低減を検討した経緯が書かれていない。イトモについては355ページに予測結果か示されているが、「本種は対象事業実施区域の水溜りに生息しており、直接改変を受け、盛土・掘削等の土工事による生息環境への影響は大きいと予測されることから」としたあとで、本来ならば施設設計の変更や縮小などによる回避低減措置が検討されるべきだが、その検討の報告がされないまま「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。また、ヒメタヌキモの予測結果は358ページに示されていますが「「改変区域内に生息する個体群は窪地の水たまりに生息しており、直接改変を受け、工事による生育環境への影響は大きいと予測されることから」と述べた後に、いきなり「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。これは瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を2段階省略してしまう短絡論法である。代替措置を講じる場合には「環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合」であることを環境保全対策書に報告する義務があるのではないか。	○	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及び滲みだし水が隣接する工事用通路（土盛）を造成したときにできた窪地に溜まりできたものです。この窪地はこのままでは自然に崩壊し、やがて埋まってしまうと考えられます。このため、イトモとヒメタヌキモについは移植し、人為的に保護することが適切であると考えました。
					176	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。この対策書は「本種は対象事業実施区域の改変区域内に生息しており、工事により消失すると予想されることから個体の移植や代替地の創出が必要である」としているが、計画図には代替地が描かれていない。代替地を計画図の範囲にない場所に予定しているのか。いつ、どこにどのような規模の代替地を何か所造成するのか、わかる計画図を示してほしい。	○	2025/8/13	代替地については、今後、県との協議が進み、計画の確度が上がりましたら、弊社の敷地内で適地を選定する予定です。
					177	この保全対策書にはイトモやヒメタヌキモが生息している環境について水質を分析した記録がない。また、日照条件や水温についても記録がない。どのような水質でもこれらの種が生育できると思っているのか。事業者はこれら重要種が生育していることを単なる偶然と見なしているのか。現状分析を踏まえた代償措置を示してほしい。	○	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及び滲みだし水を水源としており、周辺は開けた環境でした。動植物の調査会社の専門家指導の下で適期に移植を実施予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					178	今回の環境保全対策書を拝見すると哺乳動物の調査でムササビが見つかっていない。しかし参考文献には周辺地域での生息が報告されている。この環境保全対策書によると８日間の現地調査がされたのみであるため、通り一遍の調査で終わっているきらいがある。もう少し調査の機会を増やして、生息を前提にした調査をする必要があるのではないか。ムササビは夜間活動するため昼間の調査では目撃することができない。樹上を行動圏とするため地上に足跡を残すこともない。鳴き声も発することは少なく、巣の近くでしか聞くことはできない。手掛かりは食痕と直径５ミリ程度の小さな糞である。しかし、ポイントを押さえて調べれば意外に簡単に糞が見つかり、生息利用が判明するものである。なお現在も計画地の近傍に巣穴らしいものがある。生息を前提とした調査をしてほしい。瀬戸市ではムササビは珍しくない。海上の森だけでなく雲興寺、ねむの森、岩屋堂、下半田川など多くの場所が生息地になっている。2006年7月には大目神社に1匹のムササビがいることが分かり、中日新聞で大きく取り上げられた。当時、大目神社は東側が東海環状自動車道の赤津インターチェンジの建設によって他の樹林から切り離され、完全に孤立した状態だった。孤立したムササビは寿命が尽きたのか、まもなく見られなくなり、その後大目神社の森にムササビはいない。このような悲しい出来事が起こった原因は、当時の環境調査が不十分で、保全対策が取られなかったためである。同じ轍を踏むことがないように慎重な調査をしてほしい。	○	2025/8/13	ムササビは主に大木の幹や枝にできた樹洞や神社の屋根裏等に営巣しますが、特に高速道路から西側の調査範囲にはそのような環境は存在しないため、現地調査で実施した4回の夜間調査（春季・夏季・秋季・冬季）で十分と考えます。
51	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/13	個人	179	環境保全対策書P414以下で事業者は工事による影響にたいして移動能力のある動物は開発区域外に逃避するものと見なしている。哺乳動物、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類などその表現は見境なく用いられている。生物が生きて子孫を残していくために食料、交尾、子育ての場を確保するため縄張りをもつことがあるのは常識である。縄張りがある以上、生物の密度を無制限に高めることは限界がある。開発区域外に常に十分な逃避先があることを前提とした環境保全対策書の判断は常識外れで、結果に対して無責任と言わざるを得ない。なぜならば逃避先には同種の生物がすでに生息していて、そこはすでに新規の参入者を受け入れる余地がないかもしれない。そのような環境に移植が行われ、許容量を超えた場合は、縄張り争いが発生して数を減らし、結果的に絶滅の危機が増大してしまう。もし先住者がいない場所があったとしても、そこには天敵がいるかもしれない。天敵がいる場所への移入も失敗があきらかである。また重要種を移入した結果、既存の他の種が生息地を奪われることも考えられる。これらの懸念を払しょくするためには「逃避先」となる地域の面積や植生、既存生物の密度などを調査したうえで、受け入れ可能な個体数を定量的に示す必要がある。ところが環境保全対策書はこれらのデータを提示していない。科学的根拠を示さない環境影響評価は単なる願望に過ぎない。科学的データを収集し、保全策の有効性を検討するのが環境保全対策書の役割ではないか。もし域外への逃避や移植を前提にするなら、それが成功するための根拠を定量的に示してほしい。	○	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					180	今回の調査で確認されながら環境保全対策が講じられない19種の重要種について意見を述べる。19種とはアズマモグラと思われるモグラ属の一種、ヒナコウモリ科の一種でモモジロコウモリの可能性があるもの、ノウサギ、ニホンリス、カヤネズミ、カモシカ、サンショウクイ、トノサマガエル属の一種(トノサマガエルまたはナゴヤダルマガエル)、オオゴキブリ、オオアメンボ、ヒメタイコウチ、ギフチョウ、キツネ、イタチ、アカネズミ、タヌキ、シジュウカラ、ホオジロ、ニホンカナヘビである。これらについて共通して「事業の実施に伴い、対象事業実施区域内の環境が改変されることから、本種の生息環境が減少することが予測されるが、周辺に同様の樹林環境が存在することから、本種の生息環境への影響は小さいことが予測される」としている。3月15日説明会の質疑で「周辺に存在する樹林環境」とは具体的にどこからどこまでを指し示しているのかという質問に対して、事業者は環境調査が行われたエリアで、事業区域から200mまでの範囲と回答された。調査がされていない場所にどのような環境があるかは分からないので、当然の回答だと思うが、当該200mの範囲の土地を事業者がすべて所有しているわけではない。それなのに、周辺に開発が及ばないことを前提としているため、この環境影響評価の根拠は薄弱である。海外では一定の面積を開発する際に、代償措置としてビオトープなど新たな緑地を創設したり、一定の面積の樹林を保護したりするなどの仕組みがあるが、本計画ではそれはない。そもそも所有地の境界近くまで開発するため残置森林すら確保されていない。その意味で上記19種の環境影響評価は無効であり、評価の修正と実効ある環境保全対策の新たな立案が必要である。	○	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
52	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/16	個人	181	コウモリへの環境影響評価について　P769以下に掲載された調査票によると、コウモリの調査は夜間２時間半の調査が３回行われている。方法はバットディテクターによる聞き取りで、調査地点の項目には「夜間調査」とのみ書かれている。そのためルート上のどこで聞き取ったか不明である。しかしその調査からヒナコウモリ科の一種(モモジロコウモリの可能性)の存在があきらかになっている。その調査からは当該コウモリが餌場として訪問しているのか、営巣地として利用しているか、その両方なのかは分からない。しかし、それ以上の調査は行われていないにもかかわらずP421で「対象事業実施区域およびその周辺を餌場として利用していると考えられる」と結論付けられている。調査日数が少ない事情もあるが、あまりにも短絡的ではないか。調査地に営巣地がある可能性が出てきたため、ふつうに考えれば次の段階では営巣地が域内か、域外かを知るために、移動経路などを調査するところだが、その調査は行われていない。何を根拠にしてそこに営巣地がないと判断されたか説明不足である。説明を求める。	○	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					182	コウモリの環境保全対策について　環境保全対策書は飛来する生物に関しては域内に営巣地がなければ問題はないと楽観しているようだが、その先入観は危険である。もし営巣地が域内にはなかったとしても、まだ問題が残っている。愛知県のレッドデータブックではこの種の【現在の生息状況／減少の要因】 として「森林の大面積伐採や単一樹種の植林による生物多様性の減少が本種の良好な採食場所を減少させている」として餌場を保全することの重要性を訴えている。環境保全対策書は餌場として利用しているだけなら、そこを開発しても問題はないとの立場のようだが、愛知県レッドデータブックは減少の要因として餌場の減少を問題視している。 この愛知県レッドデータブックは環境保全対策書の参考文献になっているので、ぜひレッドデータブックの警告を受け入れて、餌場の保全策を示してほしい。	○	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					183	アズマモグラについて質問する。本環境保全対策書はP420でアズマモグラの環境影響評価を行っている。そこでは重機の稼働によりアズマモグラはすでに忌避行動をとっているとされている。それなら西側の樹林にも退避している可能性があるのではないか。西側の山域は北が山路川に遮られ、西から南は道路に遮られ、周囲の山林から分断されてる。モグラは泳ぐこともできるが、山路川の北側は赤津インターチェンジが障害になり、それより北には移動できない。東側はアンドウ興業が採掘を行っていますが、調整池以北は樹林が残っていて高速道路の高架下をくぐることができる。しかし計画地で汚水処理施設の工事が始まると完全に周囲の樹林から孤立することになる。孤立した個体群は遺伝的多様性が低下し、絶滅する危険性が増大する。愛知県レッドデータブックでは「土壌条件の悪い丘陵地や山地での開発の際は、アズマモグラの生息する可能性を常に検討し、本種の生息が確認された際には、生息域の分断を回避し、土壌条件を改変しないように留意すべきである」としているが、これはそのことを懸念したものと思われる。つまりアズマモグラの個体群を保全するためには西側の山域に生息する可能性を常に検討することと生息域の分断を回避することが重要だが、この環境保全対策書はアズマモグラが西側の山域にいる可能性を無視し、生息域が分断される危険性を回避していない。まず調査範囲を西側の山域に広げる必要があるのではないか。	○	2025/8/13	高速道路の西側についても調査範囲に含めて調査を行っております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					184	両生類・爬虫類・哺乳類の調査結果はP769から現地調査票が16件分収録されている。そこにヤマアカガエルが報告されているが、開発予定地の沢筋はタゴガエルにとっても繁殖に適した環境であり、山路付近ではタゴガエルはもっとも普通の種である。両種はよく似ている。捕獲して腹面を見れば判別できるが、P990に掲載された写真は背面しか見えない。捉えて確認したのは１回だけのようであるが、タゴガエルを見落としていないか。同様のことはヌマガエルについても言えて、背面からの写真ではツチガエルと区別できない。どのように同定されたのか。	○	2025/8/13	ヤマアカガエルとヌマガエルともに、形態を見て現地で同定しています。両種ともに同定可能な写真は撮影しております。
					185	２０２２年に名古屋市の東山地区に生息している両生類が新種であることが判明し、オワリサンショウウオと名づけられた。この種はもともと瀬戸市内に広く分布する種で、トウキョウサンショウウオの隔離分布とされていた。その後、研究が進み、２００６年にはカスミサンショウウオとされ、さらに２０１９年にはヤマトサンショウウオとされ、２０２２年にオワリサンショウウオに変わった。また本年３月１３日付け新聞で報道されたが、ニホンアマガエルはヒガシニホンアマガエルとニホンアマガエルに分かれていることが判明した。この地域のアマガエルはヒガシニホンアマガエルのようである。両生類に関してはこの環境保全対策書にかかわる調査が行われた後に大きく研究が進展しているため、調査結果自体を見直すべきではないか。	○	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させて頂きます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					186	アカハライモリの渥美種族は永く絶滅したものと考えられてきたが、2023年に再発見の報告が行われ、ほぼ同時に愛知県条例に基づく指定希少野生動植物種に指定されている。アカハライモリの渥美種族は事業計画地に隣接する森林にもいるようであるため、慎重な調査が必要である。本事業での環境調査では報告されていないが、現地調査はわずか８日間しか行われていないので見落とされているかもしれない。近年では水中にあるDNAを増幅して特定の生物の存在を検知するPCR検査も実用化されているため、試すべきではないか。	○	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させて頂きます。
53	水南連区自治会	-	2025/6/17	個人	187	水源からわずか70ｍしか離れていない場所に産業廃棄物最終処分場は、川に有害物質が流出した場合、健康に及ぼす影響が全くないとは限らないため心配である。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。
54	山口連区自治会	-	2025/6/18	個人	188	説明会で「産廃搬入後に毎日10㎝覆土をして水をかけ、シートで一面を覆い、飛散防止を行う。」そうだが、計画書に記載されているか。	○	2025/8/13	即日覆土については毎日の埋立作業終了後に行い飛散防止に努めますとご説明をさせていただいております。シートで一面を覆う計画はございません。記載につきましては今後の県への申請書内に記載を行います。
					189	説明会で「強風が吹いているときは搬入を中止する。」と言ったが、具体的に風速がいくつ以上で中止するのか。そのための機器が施設内に常備されるのか。本当に実行可能なのか。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、強風時の埋立について検討させて頂きます。 例：平均風速15m/s以上の強風時（台風・荒天等を含む）を基準とし、受け入れの判断を行う。
					190	粉じんの飛散による水源汚染、大気汚染、悪臭等によって、近隣住民の生活環境の悪化が心配である。	○	2025/8/13	即日覆土を行うことで、該当の事象の発生を抑えられるため、ご安心下さい。
					191	山口連区の説明会で産廃施設建設による住民へのメリットを問われたとき、社長から「みなさんにメリットはありません。」との回答があり驚いた。瀬戸市民憲章の1番初めに「自然を大切にし、産業を伸ばし、豊かなまちをつくりましょう。」とある。瀬戸ではすでに50か所以上の産廃処理場がある。瀬戸市は産業廃棄物処理分野の産業推しているのか。現在の状態が「豊かなまち」なのか。私の願いは、市民憲章の3つ目「若い力を育て、希望と安らぎのあるまちをつくりましょう。」である。これ以上瀬戸市に産業廃棄物処分場を建設させないでほしい。	-	2025/8/13	
55	長根連区自治会	-	2025/6/19	個人	192	予定地は取水口から70ｍしか離れていないが、「処分場の方が7m土地が低くく、さらに処理水は浄水場とは反対の南側の山路川へ放流するから心配はない。」との説明があったが、その根拠は何か。地下汚染はないとするエビデンスを明示し、説明してほしい。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					193	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱第11（立地基準）に、最終処分場を設置しようとする者は、立地に関する基準を遵守するとされている。その立地基準として、「①上水道や簡易水道等の飲用水への影響の恐れがないこと②河川、水路、湖沼及び地下水の汚濁による生活環境の恐れがないこと」とある。県の指導要綱に従い、この土地に処分場を作ることは取下げるよう求める。	○	2025/8/13	愛知県への要望のようなので、当社の回答は控えさせていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					194	計画地は、愛知県尾張農林水産事務所管内において山腹の崩壊または地すべりによって発生した上砂等が土石流となって流出し、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区として「崩壊土砂流出危険地区」に指定されている。猿投山・山路川一帯は花崗岩でできており、著しく風化作用が進んでいるそうで、そのような場所に巨大な産廃処分場を設置することは、災害時に土砂を流出させる危険性が増大する。説明会において、土石流が発生した場合における想定される被害や対策について、何ら言及されておらず、災害に対する安全性について強い懸念を覚える。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
					195	処分場計画地の南東には猿投山北断層があり、説明会では1.1㎞離れているから安全といわれたが、平成9年の産総研のデータで古く、令和2年の国土地理院によれば、0.6㎞の位置に横ズレして移動しており、南海トラフ等地震の災害リスクが増々懸念される。説明会で提示された資料データは古く、直近でのデータを示し、何を根拠にわずか1.1㎞もしくは、0.6㎞の距離があるから安全といえるのか、地震における災害リスクを払拭できるエビデンスを提示してほしい。	○	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全と言っておりません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					196	水質(地下水)の調査結果は全て基準値を満たしていたと資料P51にあるが、いつの計測か。また、地下水の調査地点が計画地の南北2ヶ所のみで、東海環状自動車道を狭んだ取水口近辺でされていない。処分場の方が立地が7m低いとあったが、地下水はどこでつながっているかわからない。なので、取水口近辺の地下水の水質調査がされてしかるべきである。	○	2025/8/13	測定については、冬季：2021年1月16日、夏季：2021年8月20日に測定した結果となります。 地下水の水質調査については、県との協議の上、検討させて頂きます。
					197	まだ事業が行われていない段階での調査で、事業が行われれば当然水質汚染が心配される。現時点でのこの説明の信憑性を疑う。	○	2025/8/13	水質汚濁防止法より厳しく自社基準を設け、その基準をクリアーするための施設を設計するため、自社基準を下回る水質のもののみが排水される流れとなります。 この基準をベースとし、環境への影響をシミュレートして、調査を実施させて頂いているため、事業が開始された後も同じ結果になることから、信ぴょう性にも問題はないと考えます。 検討している自社基準は、BOD20mg/ｌ、ＳＳ30ｍｇ/ｌ、ダイオキシン類８pgｰTEQ/Lを検討しております。
					198	水銀やアスベスト等の危険廃棄物の処理の仕方が納得できない。説明では「ブルーシートで二重梱包しガムテープでぐるぐる巻きにして、指定場所を特定して埋める。場合によっては専用容器で埋めるというやり方もあるかもしれないが、まだ詳細は決まってない。」と説明を受けた。水銀やアスベストが及ぼす人体への悪影響に対して、この時点で詳細が決まっていない。ブルーシートとガムテープの梱包が、何十年持つわけがない。ブルーシートやガムテープが劣化することは素人でもわかる。ブルーシートには微細な隙間があり、何重に巻こうが年月の間にシートのズレにより、スキマから水銀やアスベストの流出のおそれがある。一節には、PFASの処理でコンクリートに入れて処理したが、コンクリート自体に染み出し、そのコンクリート自体処理できずになっている所もあると聞く。科学的見地でのエビデンスをもって対策がされない限り容認できない。	○	2025/8/13	ご説明した方法は法令基準に適合していると考えていますが、具体的な対応の仕方については今後事業者が県に提出する維持管理計画書内で示し、その順法性、妥当性について審査、指導をうけることとなります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					199	悪臭の臭気指数は、3地点で基準値未満とあるが、調査日が2021年8月と9月ある。今から4年前であるが、この工事は認可がおりる以前から始まっているのか。現在県の認可はおりてないので、この調査日の意図は何か。アンドウ興業の掘削状況での数値ではないか。だとするならば、埋立時の産廃15種類の臭気とは比べものにならない。	○	2025/8/13	この調査結果は、現在の状況を表しております。この調査結果に基づき、埋立時における予測を行っております。予測結果は、即時覆土等の保全対策を実施することにより基準を守れるものと考えております。
					200	産廃埋立てでガスが発生するため、ガス抜き管を設置するとある。当然産廃のガスが、ガス抜き管から大気中に飛散することになり、悪臭が基準値を越えてくることは容易に想定される。現に、他の最終処分場を見学した人は目がチカチカしたり、のどがいがらっぽくなったりと、発生するガスによる人体への影響がみられる。また、カラスが毎朝群れている等聞く。環境悪化の懸念が払拭できない。どう具体的な対策を立てるのか。	○	2025/8/13	ガスについては発生した場合ということになります。ガスを発生させない対策として、埋立地内に浸出水を内部貯留させない計画、がス発生の恐れのある廃棄物を埋立低位部に埋立ない等、対策を行うことによりガスの発生防止に努めます。
					201	10tトラックの廃棄物運搬車両が往復110台/日搬入すると550t/日の搬入になる。説明では「3m積み上げて50cmの土をかぶせる。そのくり返しをして、容量まで行う。」とあったが、3m積み上げる間、野ざらしになり、トラックから降ろす時の埃や、積み上げられた廃棄物の劣化による飛散、目に見えないレベルの成分も含め、天候によっては半径3kmよりも飛散する可能性もある。飛散したものが、周辺に降りつもり、雨でその成分が溶け出し、土壌汚染や地下水や川の水の汚染につながり、飲み水や農業用水に多大な影響を与える恐れがある。説明会では「毎日10cmの土をかぶせる。」と聞いたが、わずか10cmの覆土ではデコボコの廃棄物のスキマに落ちて、重しの役割を果たすとは思えない。さらに、それをこの広大な面積で毎日行えるとは思えない。納得できる対策を示してほしい。	○	2025/8/13	即日覆土につきましては10cmとしていますが、廃棄物が露出しないように覆うものです。露出箇所があれば追加で覆土を行います。また、1日の埋立範囲は限られた範囲で埋立を行うことから、廃棄物の露出範囲もこの限りになりますので埋立が終了した後に即日覆土処理を行い飛散防止に努めます。
					202	計算すると、ピーク時の工事車両は60台/時間＝1台/分、廃棄物運搬車両は11台/時間=1台/5分通ることになる。これだけの10tトラックが行き来することによる騒音レベルがNo.3の地点では基準値を越えており、No.4（塩草団地）やNo.5（太子町）では基準値ギリギリである。このような台数の運搬が行われることは、近隣住民の住環境に配慮されているとは言いがたい。環境保全協定を結ぶ予定とあったが、多くのトラックが毎日通り、騒音のみならず砂ぼこりや振動にどう対処するのか。	○	2025/8/13	地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこなさないようにいたします。
					203	説明会資料p61では、廃棄物運搬車両は110台/日と記載されていたが、説明会では往復110台/日と「往復」が付け足された。2倍数が違うことになるが、どちらが正しいのか。	○	2025/8/13	言葉足らずで申し訳ありません。 資料内の内容を即時変更してしまうと、縦覧している資料との差異が出てしまうため、説明会内で、より分かりやい説明をするため、往復という表現を付け加えさせて頂きました。 正しい表現としては、往復110台/日となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					204	工事車両や運搬車両の主要走行ルートが国道248号線を超え、瀬戸設楽線に入り、バス停(万徳寺前)を100m超えた所までしか示されていない。瀬戸設楽線を道なりに走るとにじの丘学園があり、大勢の児童・生徒の通学路になっている。交通安全上、通勤・通学時間帯には、極力通行しないように配慮するとあるが、下校時間は小・中学校や学年で異なり、ピーク時の工事車両300台/日や運搬車両往復110台/日の運行台数では、通勤、通学に配慮した運行ができるとは思えない。主要走行ルートの全貌を明らかにし、具体的な交通安全に配慮した計画を明示すべきである。	○	2025/8/13	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
56	長根連区自治会	-	2025/6/27	個人	205	昔からの貴重な馬ケ城浄水場、貯水池および近隣の田畑、川、海への水質汚染が心配である。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					206	PFAS・PFOS・水銀等を含んだ金属も埋められる。PFAS等が浸出しても、国でまだPFAS等の規準ができていない段階では今のところ検査しないという回答だったが、危険なことはすでに分かっているので、それらを除去する対策を現時点で入れてほしい。	○	2025/8/13	現状の運用を検討している活性炭による処理を実施することで、基準値以下にまで抑えることができるため、PFAS等に関してはご安心下さい。基準値については水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定） また、水銀についても、キレート塔により吸着処理する計画となっているため、ご安心下さい。
					207	水質検査は年1回のみとの回答。汚染水が流れていても検査日までは垂れ流し状態になる。せめて月1回の全水質検査を要望する。また、結果を市が公表してほしい。	○	2025/8/13	県との協議の上、検討させていただきます。
					208	現在の規準である震度6レベルは1回程度、震度5レベルは数回耐えれる規準に従って施設の建設が計画されている。しかし最低の規準であり、南海トラフに対応しているものではない。また、近くに猿投断層も走っている。揺れがあるたびに廃棄物の重みでシートに亀裂ができる可能性は大きい。もし地震が起こった場合、産廃施設が壊れても、インフラの優先順位から対応してもらえない可能性が高く汚染物質が流れ続ける。市民の飲料水である馬ヶ城浄水場が復旧しても産廃からの汚染水で水道が長期使用不可の可能性もある。災害の時に一刻も早く市民に水を届けるためには、この場所に産廃施設を作ってはいけない。	○	2025/8/13	本年の3月に公開された南海トラフを想定した震度予想では、瀬戸市内では最大震度６強とされており、現行の耐震設計のレベル２での対応範囲と考えております。 設置場所の適性についてはご意見として伺います。
					209	未来の瀬戸市民に健康や費用などの負の負担をさせてはいけない。産棄物の埋め立てが終了し、廃棄物が安定化して2年後、廃棄規準をクリアしていれば業者は引き上げるとの回答があった。しかし、産廃は植物と違い永久に残り続けるため、劣化とともに汚染物質は出続けるのではないか。将来その地域の汚染が判明したとき、誰が後始末をするのか。責任は誰になるのか。業者・瀬戸市・県は責任をもって施設や廃棄物を徹去し安全なものにすることができるのか。問題は現在から15年間ではなく、そのあとの人に健康被害が出ないうに責任がもてるのか。膨大な費用を後から投入することのないようにできるのかである。	○	2025/8/13	当社は法に則り対応させていただきます。愛知県や瀬戸市の責任については、私どもでは回答致しかねます。 汚染物質が出続ける場合は、廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で、汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					210	瀬戸市のみでなく他市の膨大な廃棄物を埋め立てることに納得がいかない。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。
					211	愛知万博で環境都市宣言をした瀬戸市が、宣言と逆行するようなことを認めるのは反対である。宣言を継続し、環境に根ざした市運営をすることを望む。	-		
57	水南連区自治会	-	2025/7/1	個人	212	水源から近いところに処分場ができることが心配だ。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
58	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	213	2,009年に同じ場所での事業計画を自治連合会等の反対により取り下げた経緯がある。再度の事業計画を説明するにあたって、前回に指摘された事案改善での同意要請ではなかったのが残念である。しかも今回は産廃の種類もアスベスト、水銀、廃プラスチック類等が追加されている。当該事業への賛同は程遠い。	○	2025/8/26	前回の計画を取り下げた理由は反対によるものではございません。 前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。
					214	海青が東立テクノクラシーの親会社であることが問題。海青は愛知県から産廃業者の許可を取り消された会社であるとの情報あり。相当悪質な事があったので事業許可を取り消されたと考える。産廃事業を東立テクノクラシーを隠れ養にして事業を行うのではないか。利益優先の為子会社に相当な(違法)指示があるのではないか。この問題は行政指導でなければ難しい。	-		
					215	馬ヶ城浄水場西谷取水場が近接しており、土砂崩壊ヵ所周辺に存在している当該地域は、保安林(水源酒養保安林、土砂流出保安林)に指定されているのではないか。	○	2025/8/27	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。 尾張農林水産事務所林務課にて確認を行い、8月27日時点で瀬戸市山路町には保安林はないと確認済みです。
					216	配布された説明資料の文字が小さく見難い。プロジェクターに映して説明してもらったが理解が追い付かず、後で見ようとしても小さくて見えない。	○	2025/8/26	本説明会の資料は、瀬戸市環境課のホームページで事前に公開させて頂いている資料となりますので、ご確認頂ければ幸いです。
					217	地元住民軽視と思われる発言。当該事業の許可申請には地元住民の同意事項ではない旨の発言あった。県の許可申請では地元住民の同意書を求められるのではないか。 (森林法に基づく大規模開発の許可申請の場合では必ず地元住民及び隣地地権者の同意を求められる。)	○	2025/8/26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物処理施設の設置許可について説明をさせていただきました。林地開発等の他法令については別途となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					218	行政(申請窓口)とは当該事業許可申請について全く相談をしていないとの説明があった。この様な大きな事業を許認可の見通しが無く計画だけを進捗することは考えられない。事業計画を立案するには専門のコンサルタントに委託するのが通常である。民間会社は見込みのない事業にコンサルタント費用は掛けない。コンサルタント会社は仕事柄県庁の担当者とは顔見知りのはず、事前相談をしないはずはない。何故隠すのか理解が出来ない。	○	2025/8/26	事業を行いたい旨については県に話をしております。ただし、地元説明会でもお話している通り、瀬戸市の条例手続きが終了後に協議を受け付けることとなっております。
					219	事業金額から計算しても設備費等が2～3億円でも十分ペイ出来る収益で何としても実施したいはず。 埋立容量1,463,400m3　処分費30,000円/m3　収入金額43,902,000,000円 管理型混合廃棄物の処分費の相場12,000～30,000円/m3(廃棄物の種類や処分業者の相場によって大きく変動) この事業では石綿と水銀を含むので相場は更に高額になるのか。	○	2025/8/26	埋立容量1,463,400m3は、廃棄物以外の保護土および覆土も含まれますので、廃棄物の埋め立て処理量は受入容量より少なくなります。そのため、この計算の収入金額にはならないと思います。 受入容量の割合によっては、高くなる場合もございます。
59	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	220	ごみを埋めるだけという手法は、最善の手法を考えて欲しい。例えば、焼却などでそのエネルギーで発電や発熱して利用する。	○	2025/8/26	もともと最終処分場が、埋立をし、適切な管理を行いつつ、埋め立てた廃棄物が自然環境上、害がない状態になるまで、無害化処理をし続けるという施設となっております。 本事業内容も法律上、最善の手法として認められているものである点だけは、今一度ご理解頂きたいのでお伝えさせて頂きます。
					221	ごみを埋めて安定化しても、それは汚染された土壌が残り続け、今後その土地は使えなくなると感じた。後生にも使える土地を残す手段を取るべきと考える。	○	2025/8/26	廃止届が受理された時点で、埋立地は無害化処理が完了したことになるため、汚染された土壌が残るわけではありません。
60	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	222	シートの耐久性と管理が永久的でないのが不安である。埋めたら終わりのと管理企業と住み続ける近隣住民とでは考え方が違う。最後の埋め立てが終わり安定化するまでは責任を持って管理すべきだ。	○	2025/8/26	遮水シートについては一般的に紫外線が直接当たる状態で耐用年数が35年～50年と言われております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での 計画となっております。 また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					223	建設中も第三者機関がチェックする必要があり、完成後も水質チェックは第三者機関がやるべき。自動で結果がホームページにあがるようなシステムを作ってもよい。	○	2025/8/26	ご意見として検討させて頂きます。
					224	地面より上に廃棄物を積むことは、豪雨等で崩れる可能性がある。シートをしいているところからはみ出してしまうことも考えられる。廃棄物が流出しない対策をすべき。	○	2025/8/26	廃棄物の流出対策とし遮水シート天端より高い位置に埋立を行う場合には2.5mの押え盛土（土堰堤）を構築し埋立を行う計画としております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					225	前回棄却された地盤と川への放流について、物理的な対策は何もされていなかったので地震への備え、停電時など南海トラフ大地震まで想定した具体的な対策をすべきである。	○	2025/8/26	現時点では、断層と南海トラフの連動は科学的に明確な知見がございません。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。 発電機を常時設備し、停電時には発電機で対応いたします。 停電時などの対策については、今後の県との協議により非常用電源として発電機等の設置を行います。
61	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	226	川に流す水は人に害のない水なのか。事業終了後、管理が終わっても害のない水にしてほしい。川遊びができるくらいにしてほしい。その水を飲んでも死なないか。小学生にもわかりやすく説明してほしい。 その水は飲んでも体に異常は起きないか。微生物は停電で１週間程度で死んでしまうなら、大きな地震が起きて２週間程度停電が続いたら、その水はどうなるのか。微生物はどうなるのか。微生物の寿命はどれぐらいか。	○	2025/8/26	処理後の排水については、排水基準値を下回るものしか排出しないため、川遊びには問題がないものとなります。 飲料水として利用する場合、浄水設備を介し浄化された水が対象となるため、排水基準を満たしていたとしても、飲める水であると断定はできません。 また、現時点の川の水についても、上流で川遊びをしていることで、何かしらの影響を与えてしまう可能性があると言えるため、下流の方が飲んでも問題ないものなのか断定できないと考えます。上記の点から川の水は飲めるのかという返答については、一般的に飲まない 排水基準が守られた水であるなら水を飲んでしまったとしても即座に死に至ることはないと思います。 2週間程度停電が続いた場合、微生物が死滅し処理水は悪化しますので、放流せず流量調整槽に戻し再処理を行います。死滅した微生物は引抜、脱水処分し新たな微生物を投入します。 微生物の寿命は1~3週間程度です。本施設での微生物は細菌類、原生動物などから構成されており、微生物は浸出水中の有機物をたべて増殖します。
62	山口連区自治会	-	2025/7/7	個人	227	市への申請時の事業計画に非現実的なスケジュールが含まれていた。今後、県に提出する段階で事業計画が修正される場合には、その内容を改めて住民に説明する場を設けるべきである。計画の変更は、新たな説明責任が発生すると考える。2回目以降の説明会スケジュールを早急に提示するべきかと思うがいかがか。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。県へ提出する事業計画については、県との協議のうえ、その後の対応を検討します。 2回目以降の説明会については、10月11日に実施として、現在準備を進めております。
					228	工事期間中、一日100台以上の大型車両の通行が想定され、騒音や粉じん、通学路の安全が心配されている。にじの丘学園に通学される児童が何名通学路として利用する道路なのか、知っているのか。主要な運搬ルートや運搬時間帯、走行車両の台数などの詳細な情報を速やかに市民に提示するよう強く求める。	○	2025/8/26	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7㎞で工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
					229	現在の説明会は十分に周知されておらず、住民が参加できないケースが目立つ。SNSなど、多様な広報手段を使って周知を徹底してほしい。御社はInstagramのアカウントをお持ちなので、そこで住民説明会が開かれていることを周知してはいかがか。社長の日常やゲームを使った面接も情報として大事かと思うが、住民は企業がきちんと説明会が行われているか気になっている。	○	2025/8/26	SNSは採用活動で利用しているものであり、瀬戸市の該当地域以外の方の閲覧も多いため、SNSでの周知はできかねます。 2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせていただいていると考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					230	説明会に参加できない住民も多数いる。インスタライブやYouTubeなどを活用し、説明会を配信で視聴できるようにしていただけないか。御社は、Instagramのアカウントをお持ちなので、インスタライブはすぐに導入できるかと思う。情報の平等な共有の観点から、ネット配信の導入について市と協議し、積極的な検討をお願いする。	○	2025/8/26	条例上、瀬戸市長が定める関係地域への住民説明が必要とされております。関係外地域の方も視聴可能となるオンライン上での配信につきましては、検討いたします。
					231	住民から「環境課」「水道課」など市の担当部署にも説明会に出席してもらいたいという声が多く上がっている。これについて貴社としてはどう考えるのか。市民と行政が直接情報を共有できる場を設けることで、説明会の信頼性や透明性が高まると考える。	○	2025/8/26	当社としても参加いただきたいと考えておりますが、市の関係部署を説明会に参加させる権限を持ち合わせておりません。市民の方から行政へ直接ご依頼を頂きましたら幸いです。
63	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	232	瀬戸は緑の美しい所とされているが、その緑が破壊され、そこに「特別管理産業廃棄物」を含む15種類の廃棄物が処分される。地球環境、瀬戸の環境、いのちと暮らし、水の汚染を守るため計画に絶対反対する。	-（関係住民外）		
64	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	233	水銀・石綿などの特別管理産業廃棄物によって健康被害が出るのではないかと心配である。	-（関係住民外）		
65	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	234	有害物質が流出した場合、飲み水、農業用水の汚染が心配である。健康被害が出てからでは遅すぎる。	-（関係住民外）		
66	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	235	搬入車両が増えると子供や高齢者の安全が心配である。水銀、アスベストなど健康への被害が気になる。悪臭・騒音・生活環境が損なわれないか心配である。	-（関係住民外）		
67	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	236	日本は水道をひねればすぐおいしい水が飲める。ところが今計画されている処分場のすぐ近くに水源地がある。環境は汚染されると取り返しのつかないことになる。	-（関係住民外）		
68	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	237	アスベスト水銀などの廃棄物が含まれるのは危ない。瀬戸市の土地を汚さないでほしい。飲み水、農業用水にも影響があり、大変危ない。	-（関係住民外）		
69	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	238	水銀や石綿などの特別管理産業廃棄物により健康被害が出る事が心配である。すぐ近くに水源があり、有害物質が流出した場合に、飲み水や農業用水の汚染が心配である。	-（関係住民外）		
70	八幡台連区自治会	-	2025/7/8	個人	239	運び込まれる産廃の量は膨大で、有害物質が含まれることは計画書にも記載されている。石綿、水銀など、明記されてはいないがPFASなどの有害物質を含むこともあり得る。	○	2025/8/26	現状の運用を検討している活性炭による処理を実施することで、基準値以下にまで抑えることができるため、PFAS等に関してはご安心下さい。基準値については水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定） また、水銀についても、キレート塔により吸着処理する計画となっているため、ご安心下さい。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					240	・水道水水源からわずか70メートルしか離れていない。敷かれるプラスチックシートは厚さわずか1.5ミリメートルを2枚とのこと。こんな薄いシートでは何トンもの産廃を1回投棄しただけで容易に破れると想像される。瀬戸でも震度1~3程度の地震は年間何回も経験する。産廃で穴が埋まり底に薄いシートが固定された状態で、この薄いシートは地震の揺れの加速度何ガルまで耐えられるのか。説明はない。 ・わずかな揺れでも底のシートは容易に破れ、裂けるのは明らかと思われ、産廃で埋まった処分場の底はシートが穴だらけになる。穴の有無はどうやって確認するのか。 ・雨水で有害物質が溶け込み、水源の水に溶け込む恐れが十分に予想され、永久の汚染水滲出源になる。さらに地下水脈がどうなっているかも明らかではない。汚染水が地下水として地下からも水道水源水に混入するのは十分考えられる。農業用水汚染も懸念される。	○	2025/8/26	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。 地震の加速度については今回計画に用いている基準書には記載がありませんが、耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保。想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。 地下水については地質調査報告書より、現況地形の岩盤状況より防災調整池下流の東山路川へ流下する形状となっていることから、水源地側への影響はないものと判断しています。
					241	豪雨にでもなれば処分場からの汚染水が周辺地域に溢れ出るのは明らかだ。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					242	猿投山北断層帯が近くにあり、大地震で産廃場の土砂崩れも予想される。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					243	子々孫々に至るまで市民の健康被害が懸念されるが、日々そのような不安を抱きながら生活を強いられるのは、住民として耐えがたい。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
71	祖母懐連区自治会	-	2025/7/11	個人	244	事業計画2項維持管理手順について観測用井戸の監視・測定について、外部計量証明業者の測定で異常があった場合、再確認するとなっているが、再確認は誰が行うのか。通常は自社が日常的に行ってる測定結果が正しい事を確認する為、定期的に外部計量証明業者に測定を依頼する流れのはず。外部機関での測定を月一で行なうなら、自社では毎日、毎週の計測を行うべき。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質の管理方法について検討させて頂きます。
					245	災害防止計画に書かれている13件が本件についてのリスクマネジメントの結果であれば、あまりに粗末である。別に詳細なリスクマネジメント資料が存在するのであれば開示して欲しい。現在の計画書に載っていたのは起こり得る事象のみであり、起きた事象によって引き起こされる危害についての分析がおこなわれていない。起こり得る事象として挙げている産廃の流出、河川の汚染、火災全てに危害の程度、影響範囲があるはず。説明会での話を聞いたが、ワーストの危害想定がなされ、それを防ぐ為の施策を検討した結果が現在の計画とは到底思えない。法的要求事項への対応は当たり前、最低限の事であり、敢えて水源、住宅地の近くに産廃処分場を作るというリスクを選択したのであれば相応のリスクマネジメントの結果である事を示さないとと近隣の住民とても納得できるものでは無い。	○	2025/8/26	ご意見を踏まえ尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、災害防止計画について検討させて頂きます。
					246	海青、東立テクノクラシー、アンドウ興業の関係についてどこの説明会でも結局この部分が1番問題になっている。やましい事がないのであれば詳細な会計情報を開示し、東立とアンドウ興行との間に疑われる様な点がない事を明らかにした方が場が荒れる事なく建設的な話し合いができるのは自明なのに何故やらないのか。	○	2025/8/26	当社と海青は資本関係がございますが、アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 会計情報は機密情報となるため、公開はしておりません。今後手続きを進める上で、行政には開示いたします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
72	山口連区自治会	-	2025/7/11	個人	247	祖母懐・萩山の説明会で、環境影響評価の方法の説明について指摘があった。「全体の個数がわからないのに、少しくらい減ってもいい、という考え方はおかしい。」という内容であり、同感する。また、調査の対象に蘚苔類が含まれていない。マイコアカネなど20種近くの貴重な種が存在している。きちんと調査をして、市民に報告ほしい。	○	2025/8/26	貴重な種については、環境保全対策書内で調査範囲内での確認個体数等を記載しております。蘚苔類の現地調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。
					248	産廃は何mの高さまで積む計画なのか。萩山台の説明会で参加、発言されていた議員さんの話では、50mも積むようである。私は、説明会の資料から予測して21m位を予測していたので驚いた。例え21mでも西谷取水口より高くなるのではないか。当然「紛じんが、取水口より高い森林に飛散し「表流水」が汚染されることが心配である。飲料水、農業用水が汚染されたら、私達の生活、子ども達の健康、生命が損なわれる。そのような危険性を伴う情報を説明会で言わない。	○	2025/8/26	粉じん（降下ばいじん）については、環境保全対策書P3.1-35（図3.1-12～図3.1-15）に示すとおり、1.0t/k㎡/月程度と影響は小さいものと考えております。
					249	萩山台の説明会で、P16周辺環境を守る対策として、「即日覆土をかけて、翌日取り除く」と説明があった。ブルドーザーかなにかでその作業をするのか。作業中に粉じんが飛散しないのか。そして覆土を取り除いたら産廃が露出して粉じんが飛散しないか。サンドイッチ方式の覆土である50cmまで取り除くのか。	○	2025/8/26	即日覆土はバックホウ等の建設機械を用いて取り除く予定です。粉じんが飛散する可能性がある場合は、散水を行います。50cmの中間覆土は取り除きません。
					250	7/6萩山台の住民説明会で、参加者からの質問「事業計画地が崩壊土砂流出危険地区ですよね?」に対し、犬飼社長は「認識していない。」と答えたのに大変驚いた。それで周辺住民が安心して暮らせる事業計画、対策が出来るとは思えない。私が参加した数回の説明会で、上記のリスクに対する言及・説明はなかった。崩壊土砂流出危険地区内に高さ50mにも及ぶ巨大な巨大な産業廃棄物処理施設を設置することは危険以外の何者でもない。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
73	水南連区自治会	-	2025/7/15	個人	251	活断層はいつ地震を引き起こすかわかりません。そんな場所で大量に産業廃棄物を埋めたてるなど普通の感覚では考えられない。活断層直下でしか地震は起きないと誤解しているのか。たった１ｋｍ程しか離れていないのであればほぼ震源地と同じ揺れが処分場をおそう。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					252	御社のSNSを見た。「地球をきれいにする会社」とプロフィールに掲げながら、実際には地元住民の不安や安全性を置き去りにした巨大埋立計画を進めている。投稿内容は写真でボードゲーム会社説明会といった社内の楽しげな話題が中心。しかし、地球環境を守るためどんな取り組みをしているのか、地域の声にどう寄り添っているのか、そうした発信はほとんど見うけられない。その結果、御社は「この地域を任せられる会社なのか。」と疑念が膨らんだ。御社がこの計画にどのように責任を持って取り組んでいるのか伝わってこない。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
74	山口連区自治会	-	2025/7/15	個人	253	6/29祖母懐の住民説明会で「工事・運搬車両のルート・台数・通学路への影響が不明確で心配である。」との意見が出された。想定ルートをきちんと出すべき。今のままではにじの丘学園の子どもたちの通学の安全は保障されていない。	○	2025/8/26	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
75	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/15	個人	254	私は、馬ヶ城浄水場の一年に一度ダムの開放日に見学に行っている。すぐ近くに住んでいる者として近くの人だけではなく遠くから楽しみに来ている人も多い。安全では無い事業を行なうことは大変不安である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
76	西陵連区自治会	-	2025/7/15	個人	255	生活にかかせない水を汚されるのは、たまらない。日本の技術で、有害物質をのぞく方法を研究して欲しい。そのための補助金を予定してほしい。	-		
77	道泉連区自治会	-	2025/7/15	個人	256	瀬戸にはすでに５０か所以上の産廃施設があり、異臭がする等周辺の住民が困っていると聞く。今回はアスベストや水銀等も含まれている。計画地は崩壊土砂流出危険地域でもあり、猿投山北断層から６００ｍしか離れておらず、今、地球温暖化の影響で大規模な自然災害が起こるリスクが高まっている。豪雨や地震などで埋められている産廃が崩れた土砂とともに流れ出す危険性が高い。とても恐ろしい危険なリスクを抱え込むことになる。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
78	深川連区自治会	-	2025/7/16	個人	257	説明会の中で、水生生物の保全についての話があったが、具体的な保存方法は検討されていないようであった。そもそも説明会ではどういった生き物が生息しているかの説明がなかった。現状、計画地に何が生息していて、どのように保存するのか、再度説明会を開き、説明する必要がある。	○	2025/8/26	計画地内には水域として沈砂池、小規模な沢、湿地が存在し、これらの環境には、両生類ではヌマガエルやウシガエル、昆虫ではキイトトンボ、ショウジョウトンボ及びネキトンボといったトンボ類、アメンボ、コマツモムシ及びハイイロゲンゴロウといった水生昆虫、植物ではガマ、ヨシ、イヌホタルイ、ミゾソバ、モウセンゴケといった種が、それぞれ確認されています。このうち重要種として、南側の池でダルマガエル類とタヌキモ類を、湿地でヒメタイコウチをそれぞれ確認しています。保全には計画地内での水域の確保、移殖、その後のモニタリングを提案していますが、事業計画の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。
79	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	258	瀬戸市に産廃施設が集中しているので、別の場所にしてほしい。これ以上増やさないでほしい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					259	施設が稼動中は水質の検査はされるが、埋立完了後はどのように管理するのか。永久的に検査するのか。廃棄物はなくならない。汚染された水が３０～５０年後に流出しないのか。不安である。	○	2025/8/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
80	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	260	土砂流出危険地区であることから、災害時に強い不安を感じる。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
81	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	261	水源の近くにあり飲み水等への汚染が心配である。水質汚染を懸念する。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					262	なぜこの場所に産廃処分場を計画しているのか。活断層も近く、土砂災害危険地区でもあり、さらに水源に近いことから、その場所に建設する意図がわからない。	○	2025/8/26	処分場を設計できる規模の土地が簡単には見つからないため、現状が最善ではないにしろ、最良であると考えています。 隣接する当社の敷地で、今日までに処分場の運用を2か所で行わせて頂いており、現状も県の審査を受け、優良認定を頂いているため、本件も同等以上の厳密な運用管理により、生活用水や飲料水へも影響なく運用できると考えています。
82	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	263	すぐ近くに水源があり飲み水や農業用水、動植物への影響が心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
83	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	264	浄水場のそば、市民の飲み水に関わる場所に水銀などの有害な物質をうめるのはありえない。安全性は確保しているとのことだが、資料を見ると３㎝程度の遮水シートとのこと。活断層が近いということもあり、地震など自然災害が起きた時もれだす危険性は十分にあるのではないか。福島の原発のように汚染されて、市民の安全が妨げられてからでは遅いと思う。また経年劣化も心配。今はよくても年月とともにもれだす危険性もあるのでは。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 遮水シートは3センチではなく1.5ミリと説明しております。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					265	ねむのもりや瀬戸の川は美しく子どもとよく遊びに行く。生き物も多く、きれいな水の中を安心して遊ばせることができるが、産廃処分場ができると、安心して遊ばせることもできなくなるのでは。浸出水を集めるとのことだが、きちんと処理できるのか。うめたてた後何十年も何百年も廃棄物がもれだす危険はあるわけだけれども、永久に浸出水を処理し続けるのか。埋め立ての利益だけを得て、処理水の処理をきちんとやり続けないという可能性もあるのではないか。	○	2025/8/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
					266	汚染されて健康被害がでた時に、賠償金などを支払える規模の企業なのか。	○	2025/8/26	条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
84	山口連区自治会	-	2025/7/18	個人	267	安心安全な飲料水を 私は、知人に土地を借りて農作業をしている。農地の隣にダンプ駐車場がある。ダンプの出入りの時は砂埃が立ち上がり、強い風が吹いたときは旋風となって土埃を巻き上げてくる。粉塵は70メートルをはるかに超え広範囲にまき散らされる。また、赤津地区では、強風で葉の裏の白い部分が見られ「猿投山が笑う」と言われているほど強い風が吹きつける。飛散防止対策として散水を行うとか土を被せるとの対応を取るとの説明があるが、休業中の管理や自然現象に万全の体制が取れるとは考えられない。産廃の中には、アスベスト(特別管理産業廃棄物)や水銀なども含まれており、有害物質飛散の不安が募るばかりである。計画地は、馬ケ城の西谷取水場に隣接しており、リスクを背負うこの地に産廃処分場を作るべきではない。逆に、樹木を植え、海上の森につながる自然の森をつくることこそ求められている。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					268	食の安全・憩の場の保障を 産廃施設からの有害物質の流失が心配される。近年大雨による土砂災害で産廃場が流され下流域に甚大な被害をもたらしたことも報じられている。下流の山口・幡山地域の多くの農家が山口川の水を農業用水として利用している。「心配です。今でも上流の各施設からの汚水が農業水路に流れ込み、泡を立てていることもある。これ以上、川を汚さないでほしい」と、下流の農家の方にお聞きした。また、浅瀬での川遊びができるように整備されている場所もあり、市民の憩・交流の場になっている。この地に永住を決めた方々とお話をすると、子や孫の代に「負の遺産」を残したくないとロ々におっしゃっている。自然環境に恵まれた山口・幡山地域の良好な環境の恒久的維持を強く望む。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
85	效範連区自治会	-	2025/7/18	個人	269	巨大産廃施設ができることによる環境の悪化、自然破壊は、回復不可能なものである。特に水源地が近いことに大きな不安を感じる。汚染が起きないという保証は不可能なはずである。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
86	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	270	「水源から７０ｍ」「活断層から約６００ｍ」の場所に産廃処分場をつくることは子や孫の飲み水や命を守るためにも反対。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
87-1	祖母懐連区自治会	2025/6/29	2025/7/22	自治会	271	埋め戻しが進み深い位置で破損や劣化が発見された際でも掘り下げて修理するのか。また修理できるのか。	○	2025/8/26	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行いま
					272	遮水シートの耐性は担保されているのか。	○	2025/8/26	遮水シートについては一般的に紫外線が直接当たる状態で耐用年数が35年～50年と言われております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での 計画となっております。 また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					273	この計画は民間事業で愛知県が許認可を出すとの事だが、この計画地でなくてはならない理由は何かあるのか。	○	2025/8/26	現在の計画地は親会社所有であり、技術者育成や管理面などを考慮し適切な維持管理の妥当性を考慮し判断いたしました。
					274	この計画が実施された場合に瀬戸市及び瀬戸市民にメリットあるのか。	○	2025/8/26	申し訳ございませんが、特段メリットはございません。 雇用が少し生まれるということであれば、メリットという形になろうかと思っています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					275	この事業計画予定地は全て取得済みか。	○	2025/8/26	計画地の地権は親会社である株式会社海青が保有しております。 当社が土地を保有しているわけではございません。
					276	南海トラフ地震が発生した際に地震で遮水シートや処分場の各施設が破壊され有害物質が流出すると考えられるが持ち堪える事ができるのか。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					277	猿投山北断層が動いて地震が発生したら、瀬戸市東山路町地域にはどんな影響があるのか。	○	2025/8/26	断層の動きによるによる山路町地域への影響については回答できませんが、事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					278	搬入車両受け入れ時の飛散防止対策はどのようにするのか。	○	2025/8/26	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンピング時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					279	埋め立て期間15年、有害基準値以下の排水安定化までに約20年(都合約35年)を要するとの事だが、その先想定外の原因で有害物質流出が発生した際、対応及び社会的責任は御社(東立テクノクラシー)がとるのか。	○	2025/8/26	廃止届が受理されるまでは、事業者として責任を負います。
					280	周辺山林には人以外に多くの動植物が生息しているのでとても心配。生息し続けられるのか。	○	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。 処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					281	愛知県自然環境保全地域に指定されて、東海地方でも独自な植物が点在している。また、海上の森とも隣接しているがどのような対応をとるのか。	○	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。 処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					282	処分場が稼働を始めると搬入トラックが増加して、道路舗装の傷み維持修繕費が増える事が予想でき、瀬戸市の税負担増加は明らかである。それは転入を検討している方や住民にとって大きなマイナス要因である。それらに対して事業者は何をするのか。	○	2025/8/26	搬入ルートを通る運搬車両は当社の車両だけではございません。 当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					283	14年前に東日本大震災が発生した影響から当時計画を断念しているが、南海トラフ地震がまじかに予想懸念している今、この建設計画が再度申請されるのは理解に苦しむ。地震規模から想定される以上(想定外)の被害を受けて汚染物質が流出した際の危機管理対応について、我々住民が理解できるように説明して頂きたい。	○	2025/8/26	東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					284	埋め立てが進んだ断面図では、水処理設備側の低い位置に水が溜まるように見える。特に線状降水帯を伴う集中豪雨時ではあふれるように思えるが、住民が安心して理解できる説明を聞きたい。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					285	当該建設事業の資金調達はもとより維持管理についての資金計画や安定化後の想定外事故が発生した場合、汚染物質流出等に対して資金対応を提示して頂かないと我々住民は安心できない。我々でも理解できるよう資金力及び資金調達を証明する資料でご説明頂きたい。	○	2025/8/26	稼働期間中に県が指定した一定の金額の維持管理費を国の再生機構に積立を行います。 万が一事業者が倒産した場合などには、積立金で維持管理を継続することになります。 資金の調達方法につきましては、銀行から借り入れる予定ですが、その資料は機密情報になる為、公開しかねます。
					286	事業計画書では財務諸表等が公開されていないが、公表されていない現状では安心して理解納得できない。Webページ「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」に公開されている直近3年の財務諸表を基に、不測の事態に根拠を明確に説明して頂きたい。	○	2025/8/26	不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					287	（意見番号6の事業者見解への追加意見） 監視は常時実施できるシステムか。異常発生時の報告ルートはどのようになっているのか。異常時の処置方法はどのようになっているのか。地域住民が見て安心できる内容なのか精査するためにもにも内容の公開を求める。	○	2025/8/26	報告ルートとしましては、異常検知時には管理者に通知がいきます。 遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。
					288	（意見番号21の事業者見解への追加意見） 20t超の車両が処分場に入った時、保護砂50cmの厚さの中に漏水センサが埋め込まれている状態でセンサが壊れることはないのか。無いといえるならその根拠を示す事処分場工事時は通行車両が3倍、1台/min(8時間稼働として)通ることになる工事現場までの道には歩道は無く広い道でもない住民や登山客が事故に遭う危険性をどう考えるのか。歩道設置等の対策が必要と考えるが見解は。	○	2025/8/26	電気による損傷検知システムの設置位置については、底面保護土の中に設置するのではなく、遮水シートの上部と下部の間に設置を行います。その後、遮水シートの上に50cmの保護土を敷設します。ご懸念の埋立初期の破損は発生確率が高いことから、破損が確認された場合については補修を行います。交通については地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこさないようにいたします。
					289	（意見番号23の事業者見解への追加意見） 活性炭交換インターバルを8カ月と決めた根拠を示すこと。	○	2025/8/26	活性炭使用量：250m^3/日×（COD40mg/l-30mg/l）×10^{-3}÷0.1kg・COD/kg・活性炭＝25kg/日 活性炭充填量6000kg（活性炭吸着塔2塔）÷25kg/日＝240日
					290	（意見番号55,56の事業者見解への追加意見） 処分場完了後自然保護の観点から緑化計画を「検討している」「行う意思はある」ではなく「行います」の回答が出来ないのか。	○	2025/8/26	緑化以外にも選択肢がございます。 現段階では緑化を検討しております。
					291	（意見番号59の事業者見解への追加意見） 地球温暖化が進む中、豪雨災害も年々増えてきている。過去のデータは気象庁が発表しているもので問題ないが今後十数年の予想は気象庁でも無理。原発事故の時のように”想定外の事態が発生した”とは言わせない。そのためには十分なマージンが必要。自信を持って大丈夫ですと言える前提条件とシュミレーションデータの提出を求める。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					292	（意見番号61の事業者見解への追加意見） 堤体盛土や廃棄物埋め立て形状に関しては・・・安全性を確保していますとあるが土台となる周辺土壌の状態によっても変わるもの。安全性を確保しているというのであればシュミレーションに用いた構造物含め全ての仕様と前提とした条件、そしてその結果のエビデンスを公開すること。	○	2025/8/26	現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1～より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。コンクリート等の構造物については各々構造計算を行い安全性の確保を行います。
					293	（意見番号64の事業者見解への追加意見） 地中の中の出来事、地表面でたった数m(7m)の高さが高いから大丈夫だなん判断をしてほんとにいいのか。絶対ないと言えるのなら工事開始前に瀬戸市に対し大丈夫です問題発生時はすべて責任を産廃業者が負いますと言えるはず。この誓約書の提出を求める。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					294	（意見番号66の事業者見解への追加意見） 地下水の異常検知はリアルタイムなのか。異常検知した後の対策フローチャートは。検知後処置完までの期間は地下土に汚染水が蓄積されることになり豪雨の際など地下水脈を通して長期間に亘り汚染水が川に流れ出る危険性がある。このことを周辺また下流住民が認識出来る様公表すること。市側も広報誌や災害メールに危険情報として発信すること。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理の方法及び緊急時の体制についてどのようにするべきかを検討させて頂きます。
					295	（意見番号67の事業者見解への追加意見） 一部内部貯留を考慮しているとあるがどのように考慮しているのか具体的内容を開示し、より多くのひとが精査できる状態にすること。	○	2025/8/26	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになります。廃棄物中の間隙は通常10%で計算することが多いですが、今回は7%で検証しております。水槽＋廃棄物中の間隙(7%)の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。
					296	（意見番号70の事業者見解への追加意見） 具体的な印加空気圧と印加圧の低下がみられない時間を規定しているはず。その数値はどうなっているのか。防水シートは完全ではない。汚染水の水分子は極小。ペットボトルの水も数年で中身が少しづつ減少する防水シートだから問題ないの回答ではなくもっと正確な説明を求める。また試験時空けた未接着部を熱力シメした後、その部分が漏れなく完全に密閉されているか確認方法とその良否結果の判断基準を明確にすること。	○	2025/8/26	一般的にLLDPEシートでは0.10Mpaの加圧を行い、30秒後の圧力値が20%以内の減圧であれば合格となります。加圧時の穴の補修等も含め遮水工の詳細施工計画書を作成し工事を行います。本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、ご懸念の状況は発生しないものと判断します。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					297	（意見番号75の事業者見解への追加意見） 環境保全対策書で検討し問題ないとの結果を得ておりますとあるが、検討結果はあくまで机上での話、現時点でそれしか言えないなら結果を出した詳細条件を提示しどのような考察で問題なしとしたのか技術的説明を求める。	○	2025/8/26	表流水については、現地調査結果と水処理施設の能力から予測しております。水処理施設については、処分場稼働時には随時測定を行い、水処理施設の維持管理に努めます。地下水については、遮水シートの設置、地下水監視用井戸、漏水検知システムの設置により検討しております。
					298	（意見番号77の事業者見解への追加意見） 飛散防止に努めますではなく飛散防止を行いますと明記すること。即日、覆土やシートとあるが雨や雪の日も台風も天候に関係なく毎回実施するのですね。	○	2025/8/26	飛散の可能性があるものは、天候に関わらず飛散防止対策を実施いたします。
					299	（意見番号78の事業者見解への追加意見） シートメーカ仕様は最長30年とあるが保証期間ではない。また、最短では10年以下で不具合が起きる恐れはないか。保証期間が30年なら納得できるが仕様で最長30年は何の保証も得られない。30年持つものと信じているだけでは。地域住民に対し安心と安全を届けるべく産廃最終処理業者としていい加減な判断をせず科学的根拠のある説明を求める。	○	2025/8/26	遮水シートの耐用年数は一般的に、紫外線が直接当たった状態で30年～50年と言われております。処分場内のシートには直接紫外線が当たらないように、紫外線をカットするようなマット等で対策を行うことが、法令上で決まっております。シートの耐用年数内に無害化し、廃止をさせるというのが処分場の考え方でございます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					300	（意見番号81の事業者見解への追加意見） 埋め立て造成地の斜面に加わる滑り方向の力は、例えば傾斜角が45度であった場合、斜面に垂直方向荷重と斜面に水平方向との力に50%づつ加わることになるが、ダンプカーやショベルカーの質量が20トンもあれば斜面の部分的に滑り力が√20≒14トンもの大きな力が働くことになる。この時ガラス破片や長めの木材端材も搬入されており、押しつぶされた際シートへのダメージ漏水センサへのダメージを保証できるのか。大丈夫だと言える技術的説明を求める。	○	2025/8/26	廃棄物の受け入れ時点で埋立施設に影響の出るものについては最大径おおむね15cm以下に破砕、切断等の処理がされてくること、遮水シートに直接廃棄物が触れないように50cm保護土を敷設することにより遮水シートへの影響を軽減させています。
					301	（意見番号95の事業者見解への追加意見） アスベストの飛散防止で二重梱包し場所を特定し、つり降ろして処分、とあるがその後、その上に別の産廃を搬入、地ならし時、二重梱包した物を押し潰して暴露する恐れはないのか。ないのであればないと言い切れる根拠を示すこと。	○	2025/8/26	同エリアへの処分の際は、ダンピングを禁止し、重機クレーンやユニックにより、玉掛け作業有資格者が作業して吊り下ろし処分をする。通常の転圧作業、即日覆土は行わず、作業終了後はシート掛けにより、飛散防止を行う。中間覆土を行う場合は、バックホウにより50cm以上の巻き出しを先行した後に、重機による敷きならしを行うことで、中間覆土を確保する。この事から、転圧等により梱包が破壊される事は無いと考えるが、万が一梱包が損傷したとしても、潰された梱包が表面に露出することはない。
					302	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 説明会用資料６頁　豪雨の際、埋め立て部から外部へ雨水が漏れ出すことはないか。特に埋め立て終盤における山盛りに近くなった状態においてシートを伝って ・埋め立て面積:64300㎡2(平面で考えたとき) ・浸出水処理施設能力:250m^3/D ※埋め立てが完了するまでは表面を完全に覆うシートは被らない 埋め立て面積内に4㎜の降雨があった場合 64,300×0.004=257.2m^3の雨量になる→処理水施設能力限界値 1日で100㎜の降雨量は十分ありうる条件である この場合、処理水施設能力を大きく超える(25倍)ため処理場から漏れ出す汚染水、また処理しきれない汚染水は外部に流れ出し周辺・下流域へ悪影響を及ぼす処理能力に問題が無いといえるならその技術的根拠を示すこと ★考えられる最悪のケースで検証し誰もが納得できる説明を求める	○	2025/8/26	管理道路（埋立地外周）より高く盛り立てる部分については、押え盛土H=2.5mの土堰堤を設置することにより廃棄物及び浸出水の流出防止を行っていることから、埋立地外へ浸出水が流出する恐れはないものと判断しております。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					303	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 10頁　防火調整池の水質検査は行わなくて良いのか。監視井戸とは経路の異なる地下水脈が流れ込んでいる可能性があるため。	○	2025/8/26	ご意見を踏まえ尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理について検討させて頂きます。
					304	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 漏水検知システムのセンサは漏洩抵抗の変化をとらえて漏れ危険性の判断をしているものと察するが、適正閾値で異常判定出来るリアルタイムの監視体制が整っているのか。また異常時には判定に至る経緯を記録として残し(エビデンス)公開を求める。	○	2025/8/26	本施設の電気による損傷検知システムについては、遮水シートに異常があった場合に使用し破損位置の確認を行う計画としておりますので、24時間監視は考えておりません。また、地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					305	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 産廃埋め立て終了後、全体を覆うシートの耐久性(対候性)は。埋め立て完了後2年間は地下水、処理水の水質検査を行い基準値内なら施設は解体し後は管理なしとのことだが有機材シートは温度・湿度・圧力・電磁波(太陽光)・機械的外力等で劣化が年々進みやがて十数年後には閉じ込めた有害物質が地下水や表層水となり外部に漏れ出す危険性は十分あるが「そんなこと知ったことか」というスタンスをとるのではないですね。その様な危険性があることを今後また開かれるであろう説明会でしっかりと住民に説明してほしい。根拠のない安全です・大丈夫です、はいらないですから危険が伴うことも住民説明会ではっきりと説明してほしい。	○	2025/8/26	危険の可能性があることとしては、遮水シートが破れたことによる漏水や、地震による崩壊などが考えられますが、漏水に関しては電気的漏水探知システムを導入することにより、危険の無いように対応し、地震に関しても現行の耐震設計で安全性を確保していると考えております。そのため、根拠のある安全と、ご説明していると考えております。説明が足りないという方については、10/11に追加説明会を実施予定ですので、そちらへご参加ください。
					306	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 42頁　放流地点と取水地点との標高差は放流地点が約7m引くなっているとあり、安定計算において基準を満たしているとあるが安定計算を行った際の条件を明示の事。産廃埋め立て場周辺地下の状態をどのように仮定して導き出したものなか識者が見て納得できる条件で算出しているのか検証したい。	○	2025/8/26	現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1～より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。安定計算結果については事業計画書P4-7～を参照ください。
					307	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 45頁　大気質の現状値は基準を満たしているとあるが表中はなぜ計算値となっている。見ている住民はいい加減な資料だと感じているのでは。	○	2025/8/26	45頁の記載は現地調査結果を記載しております。現地調査結果と本事業による影響を加味した予測結果（計算値）は次頁(46頁）に記載しております。
					308	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 46頁　事業への実施による大気質への影響は基準を満たしているとあるがこの予想結果を導き出した根拠である条件を示すこと。自然界では気温・湿度・風速・風向・季節(偏西風)・天候(晴・雨・曇・雪等)・など様々な条件が入りまじり合うもの。これら自然界で起こり得る条件の中でどのケースで二酸化炭素や浮遊粒子状物質、降下ばいじんが最大化すると考えたのかを明示してほしい。その条件で住民が納得いくのか。シュミレーション条件とその結果を提示の事。識者が精査することで信憑性を判断したい。	○	2025/8/26	予測の詳細条件については、環境保全対策書に記載しております。大気質の予測にあたっては、気象条件を名古屋地方気象台の1年間のデータを用いて、評価基準に合わせた予測を実施しております。
					309	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 47頁　現状の表流水の値を明示すること。大事な事は産廃埋め立て開始前の状態と開始後の変化がどのようになっていくのかが重要 ※規格に入っているからOKではダメ。住んでいる環境が悪くなっていく度合いを時系列的に住民が把握できる環境を作り(見える化)監視できる体制が整わないとダメ ※現状低レベルの汚染が産廃持込後規格値は満足するが何倍にも跳ね上がっていても問題なしと言われかねないため現状の数値明示が大事である。	○	2025/8/26	予測の前提条件となる詳細な現況の水質調査結果については、環境保全対策書に記載しております。
					310	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 48頁　浮遊物質予想結果が出ているが、これについてもどのように算出したかの詳細を公開の事。乾燥状態が続き工事車両の出入りが多く風速も高めなど想定している最悪で判断すること。	○	2025/8/26	予測の詳細条件については、環境保全対策書に記載しております。大気質の予測にあたっては、気象条件を名古屋地方気象台の1年間のデータを用いて、評価基準に合わせた予測を実施しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					311	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 48.49頁　猛毒のダイオキシン濃度が冬季でNo.1とNo.2で6倍も違う予測はどこから来るのか。また基準値(C類型)の1以下に対しても余裕のない数値になっているが問題と考えないのか。ダイオキシンの現状レベルを示さないと産廃搬入後の影響がどう変わってきたのかわからないため明示すること。これについても予測した時の条件を明確に示すこと。	○	2025/8/26	No.1とNo.2のダイオキシン類の予測濃度の違いはそれぞれの地点の流量による影響が大きいです。水処理施設については、処分場稼働時には定期的に処理水の測定を行い、水処理施設の維持管理に努めることから、評価基準を守れるものと考えております。予測の前提条件となる詳細な現況の水質調査結果については、環境保全対策書に記載しております。
					312	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 50頁　Cuのイオン濃度が高くなると稲の葉に黒褐色の斑紋が表れることがあり米の収穫量が減少する恐れや人体への健康被害も心配される。予想値をどのように算出したのか。基準値としている0.02以下に緊迫詳細の公開を求める。また、自主基準1.8mg/Lは何を言っているのか要説明すること。水素イオン濃度(ph)・全窒素・電気伝導も基準値に全く余裕なし。基準値をオーバーする条件が他にあるのでは。どのような条件で算出したのか詳細を示すこと。また、基準値に余裕がないのに1回/月の測定判断で良いのか。基準値超過の場合、原因産廃の搬入を中断しても当分基準値オーバの汚染水垂れ流しは続くそれでも1回1月の測定で良いと考える根拠を示すこと。	○	2025/8/26	Cuについては、農業用水基準を守るためには、排水基準値を自主基準値1.8mg/Lにする必要があると判断して設定したものです。水質の予測は現況の水質濃度と排水基準値から流量を勘案し、算出しております。水処理施設については、処分場稼働時には定期的に処理水の測定を行い、水処理施設の維持管理に努めることから、評価基準を守れるものと考えております。
					313	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 51頁　地下水が高い水位で維持されていると言うことは産廃からに汚染水がにじみ出た場合、容易に流域河川へ流れ出す恐れが大ということか。またそれを産廃業者として認めるということか。	○	2025/8/26	本事業では、遮水シート、漏水検知システム、監視用井戸の設置により地下水の汚染を防止します。
					314	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 54頁　悪臭10未満でなく数値を示すこと。産廃搬入後の状態と比較する場合、現状の数値が明確になっていないと比較できない。また測定日および測定日の数日前までの気象条件(天候・風向き・風速・温度・湿度等)がどうだったのかを明示すること。測定条件的には降雨時後の晴天時や冬季より夏季、無風よりやや風があった場合などいろんなケースを想定して測定すべきで産廃搬入前後のデータで比較する場合、条件が異なっているとデータ値の差が何によって生まれたものなのかわからからなくなる恐れがあるため。	○	2025/8/26	測定をする計量証明事業所において、測定には”定量下限値”という設定があり、この数値未満の場合は測定結果が保証できないため、定量下限値未満と表示します。臭気指数はこの数値が10であり、現地の測定結果が定量下限値未満であったため、”10未満″と記載しております。調査当日の気象条件は環境保全対策書に記載しております。
					315	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 55頁　具体的に誰がどのように(盛土量や仮シート?など)行いそれを誰がチェックし記録に残すのか、を明確にすること。産廃が運び込まれた日は毎日実施する作業なのでいい加減にならない様、責任者を明確にしておくこと。	○	2025/8/26	具体的な対応の仕方については今後事業者が県に提出する維持管理計画書内で示し、その順法性、妥当性について審査、指導をうけ、許可を得た通り維持管理いたします。
					316	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 56頁　産廃搬入により動植物に影響大きいと確認された種については移植を行うとあるが、この範囲に存在する人家の住民や工場関係者も同様の影響を受ける恐れがあると言うことになるがどのように対処するつもりか。	○	2025/8/26	周辺民家等の影響は、大気質、騒音、振動、悪臭等について検討してご説明しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					317	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 57頁　自然環境的に見て産廃場を作る前後で市街地が21%増、落葉広葉樹林が11%減、常緑広葉樹林が43%減と変化度合いが大きい。何十年と続いてきた環境が急激に変化することで生態系への影響は甚大だと考えざるを得ないが、どのように生態系への影響を軽減しようとしているのか具体案と効果度合いを示すこと。	○	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。 処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					318	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 60頁　防災の評価基準で安全率が1.2でOKと言うのはどこから出てきたものか。安全率が1.1や1.2と言うのは航空機や宇宙関連の機器で用いられるものである。これらは最新鋭のコンピュータシュミレーションで考えられる最悪の条件で構造設計や材料選定、製造に至るまで全てのバラツキを考慮し設計されたもので、実際それを基に制作した実物(実機)で評価試験を行い確かにシュミレーションで確認した信頼性が得られたと確信出来たものに対し安全率1.1や1.2が保証できるのである。今回の様な山地を削り穴を掘って平らにしそこへ遮蔽シートを貼り付けた様な構造体として確固たる信頼性が保証された部分は全く見当たらない。山地の状態も乾地/湿地状態あり、地質も均一とは限らない。シート材や保護材についても使用条件により耐久性、対候性の劣化度合いが異なってくる。このような不確定要素が多い状況でどんな検討をして安全率を出したのか詳細説明を求める。アバウトな検討で安全率を小数点3桁まで出していること自体安全率の意味が理解できていない証拠。また、地震時のストレスをどう考えているのか。（下のセルに続く）	○	2025/8/26	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。また、現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1～より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。
						・想定震度は。 ・縦揺れの場合は。横揺れの場合は。振幅幅は。 ・振動周期は。振動持続時間は。 ・余震、本震、余震と何度か続くケースもあるがどのパターンで想定しているのか。 ・産廃場の容積詰まり具合や中身の雨水浸透状態でも変わってくるはずだがどの条件で考えているのか。その時底面や側面がどのように変形するのか。変形幅は。シート材は破れや剥がれがないのか。などなど。また、そもそも安全率といっているが何に対しての安全率なのか。埋め立て部の崩れに対する安全率なのか。汚染水遮蔽防水シートの破れ、破損による汚染水漏れに対する安全率なのか。どんな破損事象に対しての安全率なのかを明示すること。このような構造物においては安全率10、最低でも5以上必要と考えるが見解を求める。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					319	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 61項　工事期間は何か月を想定しているか。工事車両が通行する道路は何処か。8時間/日稼働として1分間平均で1.25台(300×2/8/60=1.25)のダンプは、歩道のない通学路がある場所を通る道路では危険すぎる。交通誘導員を何処の区間に何人配置するのか。誰が見ても良し、と思える人員配置を求める。産廃運搬車の台数も110台/日(27.5台/時間)が毎日続く。この様な状態を考えると騒音や土煙で地域住民は窓も開けられない生活が長期間続き、気が滅入ってしまうが、それに対する対策は何か考えているのか。地元車両を優先する・ピーク時には誘導員配置する・通学時間帯は極力通行にする・歩行者優先、などと書いてはいるが、誰がどのようにチェックし対処するのかを明確にすること。また地域住民から苦情が出たとき違反業者を特定できるのか。 これらのことがないよう ・管理指導者が誰なのかを決めて公開すること ・工事および産廃搬入業者全てに対し指導を定期的(工事車両については期間内に1-2回、運搬車両には2回/年程度は)に行い、そのエビデンスを公開すること。	○	2025/8/26	着工から完成までは約2～3年を想定を想定しておりますが、詳細なスケジュールは今後の許認可や状況により変動いたします。 工事車両は往復300台/日となりますので、150×2となります。 248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7㎞で工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走ることとなります。 大気質や騒音につきましては、環境影響調査により本事業の影響を加味した上で基準値を満たしております。 現在運用している処分場でも搬入業者への指導を実施をいたしております。 現在保有している施設においても、搬入業者に対する安全教育を年１回は必ず行っております。 違反業者の特定は、情報により特定できる場合とできない場合がございます。 地域住民からの苦情や管理指導につきましては、当社管理部が担当しております。
					320	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 万が一汚染水漏れの影響による被害発生時に当該業者はもちろん被害を補償する対象となるものでよいか。また申請許可した愛知県側も被害を補償する対象となるものでよいか。	○	2025/8/26	処分場が原因であると因果関係がはっきりしているものにつきましては、事業者として補償いたします。また、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険にも加入する予定です。県の補償対応につきましては、事業者として回答できるものではございません。
					321	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 工事車両および産廃車両がタイヤに付いた泥を洗い落とす洗車場を設けているか。また、洗車で流された泥水は汚染されている危険性があるので垂れ流しではなく処理水場で処理する様になっているか。	○	2025/8/26	タイヤ洗浄は設置予定でございます。 洗い流された泥水は処分場内で管理を行い、飛散防止の散水等に再利用いたします。
					322	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） この事業に対する瀬戸市の立ち位置はどれか。 ・事業主からの税金が入るので計画が実行されることを望んでいる？・市民から沢山の苦情や建設反対の声が上がっているので中止を望んでいる？・市民の動向を見定めている状況で今は賛成でも反対でもない？ いずれにしても産廃場建設のOK、NG判断は愛知県側にあり、県は業者からの申請書類に不備がなければ工事案件を了承する立場にある。県がどのような判断基準で判定するのか詳細は解らないが意見書で述べたような技術的疑問に対しての見解が必ず貰えるよう要望します。県としても不具合発生の起きる危険性を事前に察知しながら了承したということは避けたいはずで業者に対しての行政指導も厳密になり、言った聞いてないという水かけ論もなくなる。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					323	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） そもそも我われ人間が文化的生活を望んで大量生産・大量消費してきたことによる負の遺産で発生したものの一つが産業廃棄物である。大多数の人間が現在の様な生活水準を手放す覚悟があればこのような議論(産廃処理施設建設に反対する)はおきてこないだろうが現実は困難か。瀬戸市でなくとも何処かの市で受けざるを得ない状況にある。建設予定地の住民はどこも来てくれるなと懇願するはず。そうした中で何処かで受け入れなければ社会生活は成立しない。受け入れしてくれる地域に安心・安全を担保出来るようなちゃんとした技術的裏付けを持った検討結果とそれを示す根拠やデータを示さないとこの問題は解決しないと考える。住民を適当にいなすようないい加減な資料を出すのではなく真摯に向き合い住民目線での説明を強く求める。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					324	交通安全への影響への心配 処分場への搬入車両が増加する事で、通学路や生活道路の交通量が増え、子供や高齢者の安全が脅かされる事への危惧が大きい。又搬入車輌が走行する道路には歩行者用道路自転車道路の整備もなく、又大型車のスレ違いも出来ない道路であり車輌両同志の事故も心配である。他県、他市町村からの車輌が多く、通行時間帯や、交通法規(スピード)を守らない車輌が多く見られ積載物の落下などもある。有害物質などの運搬となると環境汚染が心配である。	○	2025/8/26	通勤通学時間帯は極力通行しないよう配慮し、車両台数のピーク時などには交通誘導員を配置する予定でございます。 廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行います。
					325	産業廃棄物最終処分場のすぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					326	産業廃棄物最終処分場から発生するガスをガス抜き管より大気中に何の処理もせず放出する事になっている。有害物質が大気中に飛散され週辺住民の健康に害を加えるか心配である。	○	2025/8/26	埋め立て廃棄物について有害ガスの発生の恐れのある物質は埋め立てないことから、ご懸念の事象は発生しないものと判断しております。
					327	産業廃棄物最終処分場への産廃受入れ時何がどれだけ受入れされるのか、又されたか確認するシステムが説明になく心配である。又車輌から降す時、屋外で降しアスベスト等大気への飛散がされないか心配である。	○	2025/8/26	搬入前に「WDS廃棄物管理シート」と「マニフェスト」で情報を確認いたします。信頼できる業者のみと契約を行い、不適正な業者とは契約を行いません。万が一契約上やマニフェストに記載のない物が搬入された場合には、持ち帰っていただくことになります。 アスベスト等につきましては、運搬段階で飛散しないように二重梱包されて搬入されます。通常処分場側はその形状のまま、場所を特定して吊り降して処分します。
					328	猿投山北活断層が存在して、その内容についても今回の処分場周辺の断層調査をしたか。報告もなく、過去の知見のみで判断されており最終処分場付近での影響について科学的調査もされてない(報告もされていない)ので、心配である。防水シート2重(1.5mmのシート)で破損されないという保証はされているのか心配である。廃棄された産廃物の重さや圧力でシートが破損されないか心配である。地震による液状化現象は起きないか心配である。シートが波打ち現象で破損されないか心配である。	○	2025/8/26	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。遮水シートの基盤面について沈下層ではないことから、遮水シートの耐水圧については考慮していません。今回の計画にあたり断層の現地調査については行っておりません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					329	大雨による汚水処理機能オーバーで汚水雨水が流出しないか、週辺の川へ流入し下流域の広範囲の自治体へ汚染が広がらないか心配である。線状降水帯による長時間に渡る豪雨は、十分今後起こりえるので時間当り雨量130m/mが1日(24時間)降ったらどうなるか心配である。汚水の処理能力の限界ではないか。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					330	災害リスク最終処分場の動力源やシステムダウン時のバックアップシステムの説明がなかったので心配である。電源の途絶　福島の原発事故の様な事にならないか心配である。→・水の処理不能に陥る。・コンピューター処理不能に陥る。 人材の教育・どれだけ知識を有した管理出来る人材がいるのか説明がなく心配である。	○	2025/8/26	法令基準に決められた人数の有資格者を管理者として、配置を行います。 停電時などの対策については、今後の県との協議により非常用電源として発電機等の設置を行います。
					331	存続リスク　(株)東立テクノクラシーの企業の財務力が心配である。産廃処理事業の経営的なリスクをどのように考えているか説明がなく心配である。環境保全をしていく上で大変重要である。	○	2025/8/26	当社は産業廃棄物処理業以外にも汚染土壌処理業や建設業も担っていることから経営的なリスクは現状では問題ないと考えております。産廃のみであれば、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度を利用するため、問題ないと考えております。
88	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	332	馬ヶ城の水はとてもおいしく瀬戸の自慢の水であり私自身も昔から飲み続けてきたおいしい水、大切な水である。その水源の近くに産廃処分場を作ってしまうと、せっかくのきれいな水が汚染されてしまう危険があり、とても心配になる。農業にも使われるのでその作物に有害物質がたまることがとても心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					333	土砂くずれが民家に迫ってきて災害が起こらないかと心配になる。 なのでここに産業廃棄物処分場を作らないでほしい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
89	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/22	個人	334	各地で絶滅危機におかれているマイコアカネの追加情報がありましたが、他の希少種についても移植を前提としており、現地に生息するいきものの生態系を考えれば、現環境の維持が不可欠であり一部のいきもの、植物等を移殖するのみでは命を繋げていくことは難しいのではないか。	○	2025/8/26	大部分の種は改変区域外でも確認されており、事業による影響は大きくないものと考えております。イトモ、ヒメタヌキモ、トノサマガエル属については環境保全措置を実施することにしております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					335	近年は猛暑と突発的な豪雨により水害や土砂崩れが頻発しており、今年も早々に梅雨明けした事により各方面での水不足が懸念される。西谷取水口が計画処分場放流水の放流位置から約150mしか離れておらず、標高差が7mあっても近年の豪雨の様子では放流水が越水して西谷取永口に流入する可能性があるのではないか。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
90	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	336	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
91	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	337	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
92	陶原連区自治会	-	2025/7/23	個人	338	猿投山活断層の存在は以前から知られており、愛知万博でも問題になった。そのような危ない場所に処分場をもってくるのはやめてほしい。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
93	山口連区自治会	-	2025/7/24	個人	339	農業委員として、株式会社東立テクノクラシーによる瀬戸市山路町での産業廃棄物最終処分場(埋立地)設置計画に強く反対する。世界的に気候変動の影響が深刻化し、天候不順による農作物の不作や食糧不足が現実味を帯びている現在、私たちが守るべきは安全で持続可能な食料供給体制と、それを支える健全な農地である。ところが、本計画はその農地環境に対して重大な脅威となるものである。仮に産業廃棄物の埋立によって地下水や土壌が汚染された場合、その影響は周辺農地にも及び、作物の安全性や生産性に深刻な悪影響をもたらしかねない。一度汚染された土地は、回復に長い年月と莫大なコストを要する上、農業利用が困難になる可能性もある。これは、農業従事者にとってだけでなく、地域全体の食と暮らしの安全を脅かすことにつながる。本来、該当の土地は「採取後は山林に戻す」という前提で使用されてきたはずであり、今回の転用計画はその約束を反故にするもので、地域社会との信頼関係を損なうものである。今、我々が守るべきは、地域の未来と食の安全です。将来の世代に汚染された土地を残すような選択をしなくてはならない。農業委員としての立場から、本産業廃棄物埋立地の設置計画に対し、断固として反対する。一度このような施設が設置されてしまえば、健康被害や自然破壊のリスクは世代を越えて続く可能性があり、いったん埋め立てられた廃棄物は二度と回収できない。 私たち地域住民は、この土地を次世代に安心して引き継ぐ責任を強く感じている。 よって本件に関し、次の点を強く求める。 ・当該計画の即時中止すること。許可申請の不承認すること。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					340	・地域住民への十分な情報公開と意見反映の場の確保すること。	○	2025/8/26	各関係地域に事業計画書及び環境保全対策書を配布し、瀬戸市環境課のホームページでも縦覧をしております。また、各連区ごとに住民説明会を実施し住民のみなさまからの質問にお答えしております。各連区及び瀬戸市環境課からの意見書につきましても、回答させていただいております。
					341	元々の契約通り、砂利採取後は山林に戻すことの履行すること。	-		
87-2	祖母懐連区自治会	2025/6/29	2025/7/28	自治会	342	すぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲み水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
94	八幡台連区自治会	-	2025/7/28	個人	343	地球温暖化による異常気象で日本では毎年各地で線状降水帯が発生し、想定外の記録的豪雨と集中豪雨は年々増加している。気象庁データ参考。 防水シートのある廃棄物処分場は巨大なため池と同じである。屋根のない処分場には直接降る雨水と周りの斜面からも大量の水や土砂が流入すると考えられる。この大量の水をろ過機能付きの浸出水集排水管で集めて浸出水調整ビット（廃棄物処分場に比べて極めて小さな容量）を経由し浸出水処理施設で処理して河川に放流するとのこと。しかし、豪雨の時には浸出水処理施設の能力をはるかに超える雨水が処理場に集まると考えられる。その場合には処理場から外部に浸出水処理施設で処理されない汚染水が溢れ出るのではないかと考えられる。 ・浸出水処理施設の処理能力の設計値は１時間あたり最大何ミリの雨量で１日あたり最大何ミリの雨量でさらに１週間あたり最大何ミリの雨量か。 ・浸出水調整ビットの耐水圧はいくらですか。 ・記録的豪雨で廃棄物処分場に溜まる雨量の水圧に耐えられずに漏れ出しませんか。 ・廃棄物処分場の防水シートは耐水圧、耐荷重はいくらですか。	○	2025/8/26	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎥と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。 浸出水調整ピットについては内部水位を考慮して構造計算を行い安全性の確保を行っています。また、遮水シートの基盤面について沈下層ではないことから、遮水シートの耐水圧については考慮していません。
					344	設計値を提示して頂くとともに再度の説明会開催を要求する。	○	2025/8/26	説明が足りないという方については、10/11に追加説明会を実施予定ですので、そちらへご参加ください。
95	東明連区自治会	-	2025/7/30	個人	345	こんなにリスクのある事業とは思わなかった。水源のこと、活断層のことなど全て心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
96	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/30	個人	346	トノサマガエルの環境保全対策について質問する。環境保全対策書ではトノサマガエル属について「移植」という表現で保全を行うとされている。愛知県下のトノサマガエル属にはナゴヤダルマガエルとトノサマガエルがいることは参考文献から明らかだが、環境保全対策を立案する前に、まず現地に生息しているものがいずれであるのか、あるいは両方であるのかを再調査によって明らかにする必要がある。対象種が不明のままの環境保全対策書は未完成品であり、この段階の文書を環境保全対策書として取り扱うことには問題がある。本事業にかかわる環境保全対策書は再調査の上、再提出するべき。その際、当然のことですが、ナゴヤダルマガエルとトノサマガエルとは生息環境に違いがありますので、それに応じた保全対策を盛り込むべき。その際、過去に行われ、成功した事例があるならばそれを示すこと。ちなみに2022年に刊行された書籍「ダルマガエル生態を知って農業で守る」(農文協2022)には次のように書かれています。ダルマガエル類について「大きな問題は、保護・保全のために自然条件を考えて環境を復元し、そうした場所に導入しても、個体群はなかなか定着、増大しないことで、そうした試みは各地で行われているが、ほとんどの場合失敗している。その原因は不明である」。成功する見込みがないにもかかわらず、あたかもそれが有効であるかのように装うのではなく、過去の失敗の原因を解明し、これまでの知見を覆すような対策を示すこと。	○	2025/8/26	移殖前にトノサマガエル属の捕獲調査を行い、ダルマガエルとトノサマガエルのいずれの種に該当するかデータを取ったうえ、保全対策を検討します。両者とも水辺に生息しますがダルマガエルはトノサマガエルよりも水域への依存が強いことから（愛知RDB）、年間を通して水がある、抽水・沈水植物が豊富な水辺の創出が不可欠になると考えます。
97	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	347	新聞記事を見る限りとうてい賛成できない。前回計画よりもアスベストなどを含んでいたり、面積も大きい。県内の産業廃棄物の最終処分場が瀬戸に集中しすぎている。	○	2025/8/26	前事業計画につきましては、 本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。
98	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	348	水源地から70ｍしか離れていなくて飲み水の影響が心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					349	猿投山活断層から近く災害リスクも高まる。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
99	本地連区自治会	-	2025/7/30	個人	350	自分自身も瀬戸市に産廃施設が多く有るとの事。皆さんも知っているか。	-		
					351	県の申し来に応じてばかりで反対意見をもっと取り上げてほしい。	-		
					352	御社の現在の処分場が何か所有るか知りたい。今はどうなっているか、もう満杯なのか。	○	2025/8/26	現在２つの最終処分場を保有しております。 １つは既に埋め立てが終了し、廃止手続き中でございます。もう1つは現在も運営しておりますが、受入可能容量に達するため受入制限をかけております。
					353	私達もゴミを少しでも減らす努力が必要。終活をする歳になり自分達もゴミを出す事になり心配。	-		
100	祖母懐連区自治会	-	2025/7/31	個人	354	瀬戸市の狭い土地に県外からの産業廃棄物を捨てることは市民の健康が心配であり反対する。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
101	祖母懐連区自治会	-	2025/7/31	個人	355	私の家には井戸があり地下水の汚染の心配がある。	○	2025/8/26	浸出水が地下に漏れていかないよう、処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					356	産業廃棄物を出した企業の責任において処分すべき。廃棄物を捨てるのではなく安全な他の利用法はないものか。	-		
102	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	357	水源から70mこれはまさに同一地と同じ。そこへ大規模な産廃施設を作ることは、大変危険なことである。愛知県内の全産廃施設の4割を瀬戸市は受け入れている。これ以上引き受ける必要はない。瀬戸とその住民を大切にしてほしい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
103	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	358	企業の良心に問う。全くの素人である。風聞によると、旧土地の所有者と地元の自治会との間において「産業廃棄物は持ち込まない」と言う約束があったと聞いた。従って、その土地を譲渡された(株)東立テクノクラシーは、その約束を含めた物件を手に入れたと思う。その約束を反故にする為に、他企業に売却されたのか、「アンドウコウギョウ」と同ビルに事務所がある東立テクノクラシーへ譲渡されたのは、「悪だくみ」な事業計画ではないか。貴社に良心はあるか。あえて聞くが、その付近に家族、親戚の住居を建て、生活できるのか。	○	2025/8/26	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。 また、アンドウ興業と同ビルに弊社事務所はございません。
104	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	359	瀬戸には今でも沢山の産廃がある。もうこれ以上危険な産廃はいらない。	-		
105	祖母懐連区自治会	-	2025/7/31	個人	360	地元との約束で森林復元地域を守って頂きたい。愛知県は県有林が多いので（別の土地を）探して頂きたい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
106	山口連区自治会	-	2025/7/31	個人	361	かつてオオタカが営巣する森として、愛知万博の開発から守られた海上の森に隣接する場所に産廃場が造られるのは、驚きである。貴重な動植物もあると思う。生態調査はやられているのか。	○	2025/8/26	調査では、年間を通してオオタカの確認はありませんでしたが、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					362	近年は震度6強以上の地震が頻発している。瀬戸市にも猿投山北活断層があり、もし大きな地震がおきれば産廃場も被害を受ける。有毒物質を含む産廃場の遮水シートが破れた場合汚染水が川や地下水へ流れ出すことが考えられる。川は子供たちが入って遊んだり農業用水としても利用されている。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
107	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	363	愛知県内の産廃施設の約4割が瀬戸市に集中しているとの事。なぜ瀬戸市ばかりが、犠牲にならなければならないのか。どうして他の地域の人達が出した産廃を、瀬戸市に持ってくるのか。	○	2025/8/26	適した土地というのは非常に限られており、簡単には購入できないのが現状です。その中でようやく適地を確保することができた為になります。 隣接地には現在運営している工場があり、技術者もいるので技術の継承や管理体制もしっかり築けるものと考えております。
					364	健康被害が心配である。 産廃施設は瀬戸市にとって何の益もないと思います。このままでは瀬戸市のイメージが「陶器の街」「藤井くんの出身地」そして「産廃の街」となる。いや、もはや現在もそうです。そうなると、若い人口は、ますます流出して、新しい人達の流入が減少する。街は、今以上に繁栄から遠ざかっていく。瀬戸市民の土地価格も下がっていく。私達の資産が失われていく。絶対にこれ以上産廃は作るべきではない。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
108	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/31	個人	365	環境保全対策書では現地調査を行う前にいくつかの文献を参考にしている。しかし、調査実施からすでに4年が経過し、既存資料の陳腐化が進んでいる。資料が古くなっていたとしても、環境対策をないがしろにする免罪符にはならない。愛知県のレッドデータブックはすでに第五次のリストが公開されている。海上の森調査報告書も年々発刊されている。新しい知見を採用したうえで環境影響評価を行うべき。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。
					366	維管束植物や昆虫などすでに調査がされている分類群についてそれぞれ調査実施日を確認した。おおむね四季ごとに2日間の調査が行われているようである。通算してもわずか8日間の調査では精度に疑問が残る。たとえば現地に生育している可能性が高い菌従属栄養植物は小さく見つけにくく、調査者泣かせである。それが調査結果にはひとつとして挙げられていない。瀬戸市の同様の環境に比較的多いエンシュウムヨウラン、ヒナノシャクジョウ、ホンゴウソウ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなどが見落とされている可能性があり、そのなかには絶滅危惧種が含まれている。夏季から秋季にかけてさらに調査を行う必要がある。	○	2025/8/26	エンシュウムヨウラン、ヒナノシャクジョウ、ホンゴウソウ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなど菌従属栄養植物については、現地調査で確認されておりません。追加調査については。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。
109	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	367	管理型処分場計画でありながら、提体道珞以上の高さの盛土は安定型処分になっている。（管理型処分場設置基準違反に該当）	○	2025/8/26	埋立地内において遮水シート敷設範囲の中で盛り立てを行っていること、流出防止対策として押え盛土（土堰堤）を設けていることから違反には該当しないと判断しております。
					368	浸出水と雨水の分離排水設備が不十分で、管理型廃棄物が提体道路近くになり、その時に豪雨が発生すれば、浸出水が雨水と一緒に提体を溢れ、調整池に流入しそこから河川に直接放流される。（水質汚濁防上法違反に該当） 調整池に浸出水が混入した場合の対応：管理ピットへ送水できる配管設備を設置しておく。	○	2025/8/26	管理道路（埋立地外周）より高く盛り立てる部分については、押え盛土H=2.5mの土堰堤を設置することにより廃棄物及び浸出水の流出防止を行っていることから、雨水に浸出水が混入しない計画となっております。
					369	埋立中に設置された複数のガス抜管から放出されるガスの処理施設が計画されていない。（大気汚染防止法違反に該当）	○	2025/8/26	埋め立て廃棄物について有害ガスの発生の恐れのある物質は埋め立てないことから、違反には該当しないと判断しております。
					370	埋立が廃棄物と覆土材のサンドイッチ構造になっており、覆土材の仕様が透水材である記述がない。不透水材であれば遮水層になり「意見番号367」の現象の助長要因になる。 廃乗物と覆土材のサンドイッチ構造において有効な対策：盛士部に縦排水管（有孔管）を複数配置し浸出水排出管に誘水する	○	2025/8/26	覆土材については透水性のある材質になります。ガス抜き管については2000㎡に1箇所設置する計画となります。
					371	今回の事業は会社の売上高、利益を拡大したいとの会社方針が見え透いている。社長方針で法を守る事業の推進を目指すとの方針に反している。環境保護を第一とするなら、管理施設を残置し永久監視を会社でおこなうと宣言するべきである。市民を安心させれば協議受付が可能かと思う。	○	2025/8/26	廃止届が受理された時点で環境影響がないと法的に認められた状態なので、廃掃法上の管理義務はなく、水処理や施設点検も廃止後は必要なくなります。
110	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	372	水源の近くで災害リスクも高いこの場所で処分場をつくることに強く反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
111	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	373	水源の近くで災害リスクも高いこの場所で処分場をつくることに強く反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
112	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	374	・事業者説明会について、「開催を知らなかった」「聞きたいことが聞けなかった」との声を多数聞いている。地域に大きな影響を与える計画であるからこそ、より多くの市民が納得できる形での説明と質疑の機会が必要だと感じる。周知の徹底と十分な質疑時間を確保した再説明会の開催を、強くお願い申し上げる。 ・小さなお子さんを連れて参加されたお母さんからは、「最後まで聞きたかったけれど、途中で退席せざるを得なかった」とのお声もあった。参加者への配慮として、時間帯や会場環境へのご検討も併せてお願い申し上げる。 ・各説明会の議事録や報告書を市民にもわかる形で公開していただくことを、強く要望する。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、時間帯と会場は検討させていただき、当社としましては十分に配慮させていただいたと考えております。議事録に関しても瀬戸市環境課に情報公開請求をしていただければ閲覧可能となっております。10/11に3時間の質疑応答会を実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いでございます。
					375	本計画に関する環境保全対策書について、以下の点を懸念している。 希少種の誤同定と標本の不備について 環境保全対策書には「ミヤマタムラソウを確認」との記載がありますが、実際には絶滅危惧種の「シマジタムラソウ」である可能性が指摘されています。ところが、標本や原票は保管されておらず、記録はパソコン入力のみとのことでした。これでは誤同定の検証ができません。 質問：誤同定の可能性があるにもかかわらず、なぜ標本や記録が保存されていないのか。今後、調査の信頼性を確保するために、どのような改善策を講じるのか示すこと。	○	2025/9/19	環境保全対策書の記載結果については、尾張県民事務所廃棄物対策課と協議し、間違いがあった場合は、必要な訂正をさせていただきます。 訂正内容については、瀬戸市環境課にも連絡させていただきます。
					376	外来アリへの対応について 現地で外来種の「ヒゲナガアメイロアリ」「ヒラセムネボソアリ」が確認されていますが、導入経路の調査や防除対策について書かれていない。 質問：外来種の侵入経路や影響評価は実施されているか。今後の防除策やモニタリング体制について具体的に示すこと。	○	2025/9/19	導入経路調査や影響評価は行っていません。しかしながらご指摘の通り、近年は国内外からのアリ類の移入は各地で注視され、特にヒアリやアルゼンチンアリといった特定外来生物に対しては、侵入防止、早期発見と対応、防除の体制が必要になると考えております。アルゼンチンアリ等の侵略的外来種への対応については、今後、尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。アリ類の移動要因は大きく分けて2つで、繁殖期に発生する有翅虫（羽アリ）が飛翔しての自力移動と、物資に混じっての移動です。特に後者については、土木工事、植栽物等によって移入してしまうことが問題になりやすく、侵入の防止には、運搬事業者などへの事前の普及啓発が必要と考えます。
					377	説明会で環境保全についての質疑の際に、貴社から「計画地はすでに開発された土地であり、我々が新たに開発する部分は少ない」という趣旨の発言があった。この発言は、現在の土地利用が土砂採掘であり、その開始時に大規模な森林伐採が行われたことを根拠とされていると理解している。しかしながら、土砂採掘と産業廃棄物処分場では、その事業の性質と環境への影響が根本的に異なる。土砂採掘は「一時的な土地利用」を前提とするものであり、その終了後には森林回復義務が課せられていることが一般的である。これに対し、貴社が計画されている産業廃棄物処分場は「恒久的な施設」であり、その操業期間は長期にわたり、周辺環境への影響も継続的かつ広範囲に及ぶ可能性がある。このため、土砂採掘に適用される環境保全対策と、産業廃棄物処分場に適用される環境保全対策では、求められるレベルが全く異なるはず。実際、適用される法律も異なるものと認識している。もしも、簡易な調査で済む土砂採掘の名目で森林を伐採し、その後、より厳しい環境保全対策が求められる産業廃棄物処分場に転用した上で「すでに森林がないから環境負荷は少ない」として、本来必要な保全措置を回避しようとしているのであれば、それは極めて問題であると考える。以下の点について確認したい。1.上記の説明にあるように、「すでに森林がないため、自然環境への影響は限定的」としているが、これは過去の伐採によって失われた自然が「なかったもの」とみなされることにつながる。この判断の科学的・制度的根拠は何か。また、失われた生態系を回復する責任はどのように考えているのか?見解を伺う。	○	2025/9/19	環境への影響は本事業によって改変される区域、残置される区域及び周辺環境を考慮し、現地調査結果に基づき検討しております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。水生生物の保全には計画地内での水域の確保、移殖、その後のモニタリングを計画しています。 処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					378	2.今後も同様にこのような手法(=伐採→森林回復義務を履行せず転用保全措置の回避)が許容されることになれば、他地域でも「同様の抜け道的手法」が広がる可能性がある。事業者としてこのような事態をどう捉えているのか、意見を聞きたい。	○	2025/9/19	法律を遵守し対応しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					379	過去に市内の他の産業廃棄物処分場において、悪臭や水質悪化、魚がいなくなるなど、深刻な環境被害が実際に発生している。こうした事例を長年目の当たりにしてきた地域住民にとって、今回の計画も同様の被害を再び引き起こすのではないかという強い懸念がある。一度汚染された環境は、元に戻すことができない。その業者も優良認定業者として認定を受け、法律に則って運営されていたが、それでも地域では環境被害が生じた。こうした被害は法律や認定基準を守るだけでは防ぎきれなかった現実である。「違う処分場の話だから関係ない」とは到底言えない。貴社が今回新たな処分場を計画されるにあたり、同じ瀬戸市で繰り返し起きてきた環境被害の教訓や地域住民の不安をどう受け止め、どのように再発防止や説明責任を果たすお考えか、具体的に回答すること。	○	2025/9/19	尾張県民事務所廃棄物対策課へ確認しましたが、深刻な環境被害が実際に発生しているという事実は確認できていないとの回答でした。具体的に被害が起きた時期、場所、被害の状況をお示しいただかなければ、特定できないとの回答でした。 愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、法に則り、環境被害が起きないように努めます。万が一、被害が発生してしまった場合の対策についても、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					380	取水口からわずか70mしか離れていない場所に産業廃棄物処分場を設ける計画について、極めて大きな不安と危機感を抱いている。さらに、計画地は活断層にも近接しており、大規模な自然災害が発生した際には、有害物質が水道水や土壌を汚染するリスクが高い。御社にとって、「市民の安全」は経営判断の中で、具体的に何番目に位置づけられているか。企業利益や効率、コストなどと比較した場合、「最優先」なのか、それ以外なのか、はっきりと答えてほしい。	○	2025/9/19	市民の安全は第一に考えております。 馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					381	瀬戸市は自然が豊かで、子育てに適した環境として多くのご家族が移住してきている。しかし、既に市内には50か所を超える産業廃棄物処理施設があり、これ以上の施設設置は、地域環境の悪化や市のイメージ低下を招きかねない。1.貴社は「地域社会との共存」や「地域への長期的な責任」について、どのような企業方針を持っているのか。2.多くの住民が反対している状況で、この地に計画を進めることが、貴社の掲げる「地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業」としてふさわしいとお考えなのか。3、今回のような事業を通じて、将来の瀬戸市が「産廃だらけの街」と見なされる可能性について、どのように捉えているのか。	○	2025/9/19	1.貴社は「地域社会との共存」や「地域への長期的な責任」について、どのような企業方針を持っているのか。 →地域の安全を第一に考え、現在も操業を行い地元地域との友好な関係を構築しております。今後も引き続きこの関係を崩さず安定した経営を行っていきたいと考えております。 2.多くの住民が反対している状況で、この地に計画を進めることが、貴社の掲げる「地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業」としてふさわしいとお考えなのか。 →一部反対があることは認識しておりますが、応援していただいている方がいることも認識しております。不法投棄をなくすという観点からも地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業として、ふさわしいと考えております。 3、今回のような事業を通じて、将来の瀬戸市が「産廃だらけの街」と見なされる可能性について、どのように捉えているのか。 →弊社としては産廃だらけの街と見なされないように努めてまいります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					382	２０２５年６月１６日の瀬戸市議会における松原市議の質疑により、以下の事実が明らかになった。 ・平成２６年９月から現在まで、アンドウ興業の取締役を務めている人物が、平成２８年１０月から令和3年７月まで東立テクノクラシーの取締役にも就任していたこと。・アンドウ興業は、当該地について「産廃埋立は永久に行わない」とする協定書を地元住民と交わしている。こうした事実から、両社の意見決定に一定の継続性・関与の重なりがあると考えられる。つまり、「産廃は行わない」と約束された土地について、その関係者が後に「産廃を行う」申請を行っていたこととなる。このような経緯に対して、私たち住民は極めて強い不信感を抱いている。「協定に反しない」とされる貴社の立場について、以下の点について明確な説明を求める。 ①上記の兼任事実について、貴社としてどのように認識・整理されているか。 ②「永久に産廃は行わない」とする協定の精神を、貴社はどう評価し、今回の計画と整合的だとお考えなのか。 ③このような形での申請が、「地域との信頼関係」や「説明責任」の観点から正当なものであると、本当にお考えなのか。 法的に問題がないというだけでは、市民の納得は得られない。誠実かつ真摯なご説明を強く求める。	○	2025/9/19	①兼任をしているという認識はございませんでした。アンドウ興業を退職し、常任役員として入っていただくお約束をさせていただいている認識でした。仮に兼任であったとしても他社であるアンドウ興業の情報を当社へ共有することは利益共用となる可能性もあるため、情報漏洩がされることはないと考えております。 ②当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。 ③当社は正当なものであると考えております。
					383	馬ヶ場浄水場は薬品に頼らず自然の力で浄水する全国的にも希少で貴重な施設であり、誇りある地域資源です。この取水口のすぐ近くにアスベストや水銀を含む産業廃棄物最終処分場を建設する計画について、貴社は本当に「この地域の将来や自然資産、浄水場の価値」よりも優先して実施すべきだと考えているのか。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					384	対象地域の「関係住民」の定義について対象範囲が過度に限定されているのではないかという懸念を持っている。計画地の影響は、「関係地域内」にとどまらず、水資源や環境、景観、交通などを通じて瀬戸市全体、あるいはその周辺にまで及ぶ可能性があると考えられる。とくに、本市の重要な取水源や自然環境にかかわる問題である以上、瀬戸市民全体が「利害関係を有する者」に該当すると捉えるのが妥当である。したがって、以下の2点を強く要望する。1.「関係住民」の定義の見直し　　市民の意見表明や関与を制限するような定義運用は行わず、広く瀬戸市民を「関係住民」とみなし、意見聴取や情報提供の対象とすることを求める。 2.住民への周知の拡充　　現状の周知では、影響を受けうる住民の多くが情報を受け取れていないおそれがある。市全体を含めた広報・周知活動(広報紙掲載、全戸配布チラシ、自治会経由などを強化し、住民が自分ごととして捉えられる環境づくりを求める。	-		
113	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	385	説明会では限られた情報しか示されず、疑問や不安が解消されない。地域住民の理解と納得を得るためにも、再度の説明会を開催いただきたい。	○	2025/9/19	追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。
					386	現在でも日中、ダンプカーの通行量が非常に多く、スピードを出して走行する車両も多いため、日々危険を感じながら生活している。事業計画によれば、ピーク時には1日あたり約300台のダンプカーが瀬戸市内を通行するとされており、これまで以上に交通量が増えることが予想されます。これは交通事故のリスク増加や通学時の子どもたちの安全への影響だけでなく、生活道路や周辺の道路の劣化を早める要因にもなると考える。道路が傷みやすくなれば、当然、補修や維持管理のための費用も増えるはず。そこで伺うが、道路の補修費用は誰がどのように負担するのか。多くの市民が通る道路が事業の影響で劣化した場合、その負担が市民にのしかかるようなことがあってはならない。ぜひこの点について明確な説明を求めたい。	○	2025/9/19	本来であれば道路の補修は行政が行うものですが、道路の傷み等についてはなにが原因となるのか、当社では把握いたしかねます。 当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。 実際現在も、道路の補修を自費で行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					387	6月1日(日)の馬ヶ城ダム浄水場の一般開放日に、水道課の職員の方に、山路町の最終処分場計画地の近くにある取水場への影響について質問し、「粉じんの飛散などが心配されている。」と聞いた。以下の点について見解と対策の説明を求める。 ・処分場計画地の近くに取水場があることへの影響。特に粉じんが飛散した場合の水源への影響が心配。 ・現在もシートをかけずに走行するダンプカーが存在する。計画が始まる前でも粉じんや落砂により生活環境へ悪影響を感じる。 ・搬入中のダンプからの粉じん飛散の可能性。走行中や荷下ろし時などに粉じんが舞うことへの具体的な対策を知りたい。 ・道路に落ちた砂による側溝の詰まり。現時点でも道路に砂が詰まり雨水の排水に支障が出ている箇所がある。 ・山路町の道路沿いにたまっている砂の性質。この砂は処分場や搬入と関係があるのか。また、その砂が人体や水環境にとって安全なものか明確にしてほしい。	○	2025/9/19	粉じんが飛散しないよう散水等を行います。 馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。 シートをかけずに走行するダンプを見つけた場合は、お知らせください。当社以外のダンプが走行している可能性もあるため、当社が手配している運搬会社であれば指導致します。 ただし、当社が手配しているダンプであれば、定期的な教育や指導を行っているため、このような事例は発生しないものと考えております。 側溝の詰まりや排水に支障をきたしているものが当社に原因がある場合は、責任を持って処理いたします。現状も排水溝清掃などは定期的に実施しております。 山路町の道路沿いにたまっている砂については、詳細が分からないため、お答えしかねます。
114	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	388	瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する重要な取水場である西谷取水場から約70mの距離に処分場が設置されると聞き、心配である。水源の汚染を避けるためにも慎重な対応をしてほしい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					389	東明連区との協定書について、（東立テクノクラシーとしては）法的に無効であるとの回答ですが、その法的根拠についてわかりやすく、瀬戸市民である東明連区の人達の立場に立って、説明をお願いする。	○	2025/9/19	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。
115	菱野連区自治会	-	2025/8/4	個人	390	廃棄処分場のわずか約70mの距離に水源がある場所。大切な飲料水を守って頂きたい。 浸出水・地下水に異常を検出した場合の対策はどうするのか。産廃の搬入中止は勿論、既に搬入済みの廃棄物への対応はどうするのかに対して、「地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。」と回答があるが、異常があってからでは遅い。また異常検知があった場合の正確な報告義務も市民からすれば信用できない。 さらに「電気的漏水検知システムにより遮水工の損傷場所を特定し、具体的な補修方法及び確認方法を関係機関に提示して補修工事を行います。補修工事期間は地下水集水管で集水された地下水を水処理施設へ送水し処理するとともに、処分場内の廃棄物の可能な範囲にシートによるキャッピングを行い、同シート上でポンプ排水を行う等、雨水を極力廃棄物と触れないようにして、外部排水することで、浸出水量を削減します。補修後は県及び市による安全性の確認を経て搬入を再開する計画です。」と回答をいただいているが、いずれも完全な対策とも思えないし、信用に値しない。 何より水源に近い場所であり、回答いただいた内容の事例が発生する可能性も含め絶対に起こってはならないことである。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
116	水南連区自治会	-	2025/8/4	個人	391	計画地は、馬ヶ城浄水場の取水口からわずか約70mしか離れていない。市民の間では、水源への有害物質の影響を心配する声が多く上がっている。しかし、事業者は「取水口は本計画地の上流にあるため問題ない」という説明にとどまり、十分な安全説明がされていない。地表では上流・下流が明確でも、地下水の流れは地形や地質によって複雑に動くことがあり、単純に位置関係だけで安全とは言い切れない。さらに、計画地の下流では農業用水としても利用されているため、問題は飲み水だけでなく、地域の農作物や食の安全にも直結する。一度地下水が汚染されれば、回復は極めて困難である。だからこそ、慎重で予防的な対応が必要である。以上を踏まえ、以下を求める。 ・地下水の流れや地質構造に基づく科学的な調査結果の開示 ・汚染リスクがないと判断できる明確な科学的根拠の提示 ・万が一の漏洩にも対応できる具体的な設計、安全対策の明示	○	2025/9/26	・地下水の流れや地質構造に基づく科学的な調査結果の開示 →事業計画書に記載している通り地下水の流れについては地質調査時に流向調査を行い結果をまとめております。 ・汚染リスクがないと判断できる明確な科学的根拠の提示 →遮水工について、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令に適合した遮水構造を、適正な施工及び維持管理を行うことで、漏水リスクは担保されています。 ・万が一の漏洩にも対応できる具体的な設計、安全対策の明示 →万が一漏水があった場合は,遮水工の下に設置した地下水集水管を経由して、地下水ピットに優先的に集水されるので,同ピット出口を閉塞し,仮設ポンプを設置して浸出水処理施設へ送水処理を即時に行った上で補修を行います。補修方法については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合にはライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。
					392	説明会の開催についての周知が十分に行き届いていない。説明会の再開催と、開催情報の確実な周知(全戸配布など)を要望する。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。 周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。 追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いでございます。
117	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	393	浄水場の開放日は子供を連れて行き、美味しい水が安心して確保できている現状を伝えている。浄水場のお水は美味しいと子供が感じている。水が出来るまでを見たから言える言葉かもしれない。この水を守るため産廃施設の計画には反対である。	○	2025/9/19	意見として承ります。
118	山口連区自治会	-	2025/8/4	個人	394	有害物質によって長期的な健康被害が心配。住民の健康を最優先に考えて計画を見直してほしい。会社として矛盾点に違和感を感じることも多く信用できない。	○	2025/9/19	法に則り、運営させていただくため、ご指摘の事象は発生しないものと考えております。
119	品野連区自治会	-	2025/8/4	個人	395	産廃事業者が社会的に信用できない会社であり、その業者はコンプライアンスどおりの事業を行うとは思えない。	-		
120	水野連区	-	2025/8/4	個人	396	説明会では情報が不十分で、質問の時間も限られていた。住民が納得し、安心できるよう、改めて丁寧な説明の場を設けていただきたい。	-（関係住民外）		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
121	山口連区自治会	-	2025/8/4	個人	397	【環境保全の重要性と住民の健康への影響】安全で快適な生活環境を維持することは、私たち市民にとって非常に重要である。未来の子どもたちが健やかに暮らせるよう、地域の環境保全に十分な配慮をする必要がある。私は瀬戸市民として、公共施設(岩屋堂公園など)を利用する者の立場からも、この地域の自然環境や水資源、大気環境への影響を懸念している。本処分場の計画において、未規制の化学物質や水銀などの有害物質、さらに放射性物質が含まれる可能性があるので、適切な監視体制の整備が求められている。この地域の水源や大気、公共施設の安全性を守るため、環境への影響を慎重に評価し、より安心できる計画への見直しを検討していただきたい。1.未規制の化学物質による水源・生態系の汚染リスクPFOS・PFOAなどのPFAS類は、環境中で分解されにくく、生態系に長期的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、処分場で受け入れられる廃プラスチック類、汚泥、ばいじんにはPFASが含まれる可能性があり、水源や河川への影響が懸念される。 地域の水源を守るため、未規制の化学物質に関する検査を義務化し、規制を強化することを求める。	○	2025/9/19	放射性物質が含まれることは、ございません。 PFASに関しては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。 また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起きない運用を考えております。
					398	水銀・有害物質の管理および環境監視体制の不備水銀は生物濃縮を通じて魚介類や農作物に蓄積し、人体に悪影響を及ぼすリスクが高いため、慎重な監視と管理が必要である。事業計画書に記載されている排水基準の別紙3や地下水基準別紙4を確認すると、水銀などの有害物質の検査頻度は年に1回のみであることが判明しました。これは、長期的な環境汚染のリスクに対応するには不十分である。 ①水銀や有害物質の監視頻度を増やし、定期的な検査を義務化すること ②環境監視体制を強化し、監視結果をすべて市民に公開すること ③第三者機関による独立監査を導入し、環境安全性を確保すること	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、排水および地下水の管理方法、公開方法等について検討させて頂きます。
					399	放射性物質の管理体制の不明確さによる環境リスク 産業廃棄物の中には微量の放射性物質が含まれる可能性がありますが、現行の事業計画には明確な監視体制が示されていない。 ①放射性物質の検査を義務化し、その結果を市民へ公開すること。 ②放射性物質が検出された場合、適切な廃棄物管理計画を確立し、環境への影響を最小限に抑えること。 ③瀬戸市の自然環境への影響を調査し、保全対策を講じること。	○	2025/9/19	放射性物質の搬入はございません。 万が一、放射性物質が含まれる可能性のある地方から搬入される場合は、ガイガーカウンターにて検査を行い、含まれる場合は、受入れは致しません。
					400	健康被害が発生した場合の環境責任の所在　　水銀・有機汚染物質・放射性物質による健康被害は、過去にも水俣病などの公害病として大きな社会問題となった。万が一、本処分場の運用によって環境汚染が進行し、健康被害が発生した場合、事業者・瀬戸市・関係機関の環境責任の所在が明確にされていない。 ①被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること。 ②事業者に対し、環境リスクと安全対策に関する十分な説明を義務付けること。 ③瀬戸市の環境保全を最優先とし、より厳しい規制を導入すること。	○	2025/9/19	放射性物質は受け入れませんので、これによる健康被害が発生することはないと考えております。 責任の所存については、当社に原因がある場合は責任を持って対応します。 瀬戸市の責任に関しては、当社では回答出来かねます。 万が一、被害が発生してしまった場合の対策についても、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					401	【要求事項(環境保全の観点から)】 ①PFASや水銀などの有害物質の検査頻度を増やし、定期的な監視を義務化すること。 ②環境監視体制を強化し、すべての監視結果を市民に公開し、透明性を確保すること。 ③第三者機関による監査を導入し、環境安全性を確保すること。 ④住民の健康・安全を最優先にし、事業計画を抜本的に見直し、より厳しい規制を導入すること。(監視体制の強化を含む) ⑤環境汚染による健康被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること。 ⑥放射性物質の監視体制を明確化し、検査を義務付けること。	○	2025/9/19	PFASについては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。 また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起きない運用を考えております。 第三者機関による監査や厳しい規制に関しては、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっておりますので、尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、検討させて頂きます。 放射性物質は受け入れません。
122	新郷連区自治会	-	2025/8/4	個人	402	産廃処理場は今後も必要性が増すと思うが、周辺住民及び取水場から水を利用される地域の住民が安心できる対策を講じていただけるか納得できる説明をしてほしい。市当局も他の処理場の現状と安全性、大規模災害発生時のリスクに対して検証、発表願いたい。	-（関係住民外）		
123	東明連区自治会	2025/3/15	2025/8/5	自治会	403	連区住民として到底容認できるものでなく、断固計画に反対し、白紙撤回を要求する。地域的、社会的、自然的環境保全上の意見・疑問点に対し回答を求める。３月１５日説明会では、抽象的回答が多く、ほとんどが真の回答になっていない。具体的数値を挙げて回答すること。 巨大産廃最終処分場建設は、自然との共生、地域住民の豊かな暮らし、やきもののさとの活性化に逆行する。 今回の計画は、すべての点で瀬戸市及びこの地域の目指す方向性とは正反対の方向を示し、「やきものの里の活性化」よりも「産廃だらけの里」へつながるものである。これについて社長はどう釈明するか。	○	2025/9/19	地域の安全を第一に考え、現在も操業を行い地元地域との友好な関係を構築しております。今後も引き続きこの関係を崩さず安定した経営を行っていきたいと考えております。 弊社としては産廃だらけの里と見なされないように努めてまいります。
					404	企業倫理、社会的貢献が叫ばれている今日、事業を構想する場合に、①自然との共生、②地域住民の安全・安心な暮らし、③地域の発展という視点が重要と考えるが、計画を構想するに当たりこの3つについてどのような組織(社長以下、内外のメンバー)で議論され、その内容はどのようなものであったか。	○	2025/9/26	①自然との共生については、処分場埋立完了後に自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。②地域住民の安全・安心な暮らしについては、地元車両を優先し、当社へ出入りする運搬会社へは安全教育の実施もしております。また、安全大会等の実施も行っております。③地域の発展については、現在も地域の雇用は行っておりますが、引続き雇用拡大に向けて努力します。さらに、利益増加に伴う納税額の増減により、地域の発展にもご協力できると考えます。また、道路の補修や、地元行事への参加やお手伝いも行っておりますので、こちらも引き続き、実施していく所存でございます。 組織については、社長を筆頭とする処分場計画プロジェクトチームを結成し、議論を行いました。
					405	上の意見と関連して、赤津地区としては前回の説明会では、この地区の自然環境破壊、生態系破壊に関わる詳細な資料の提示・説明がなかった。この件についての説明を求める。	○	2025/9/26	環境保全対策書の”3.6自然環境”（P3.6-1～P3.6-125）において、現況及び影響について記載しております。
					406	瀬戸市には50の産廃施設があるが、完全なものは無く、社会環境上多くの問題を引き起こすと共に、住民の暮らしに悪影響を与えている。市長も令和5年5月18日に実施された市民生活部からの山路町東立テクノクラシーに関する市長・副市長説明の時に、「現段階において、過去の考え方(「決して好ましい施設計画であると言えない」)を踏襲することについて承知されている。」 瀬戸市に、もうこれ以上産廃は要らない、当時も瀬戸市ほぼ全域が反対しているなど、この重大な住民の意思を社長はどう受け止められるのか。	○	2025/9/19	一部反対があることは認識しておりますが、応援していただいている方がいることも認識しております。不法投棄をなくすという観点からも地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業として、ふさわしいと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					407	現在操業中の施設では、受け入れ産廃は100%三重、岐阜からであったと聞くが、御社が瀬戸市の環境を破壊してでも、県外受け入れを重点とする姿勢には大いなる疑問を感じる。	○	2025/9/19	何の情報か分かりかねますが、100%県外とは間違った情報でございます。県外受入れも行いますが、重点を置いているわけではございません。
					408	説明時で社長は、動物の死骸は絶対受け入れないと断言されたが、口約束ではなく約束を担保する信頼できる具体的な方策(文書等、法的効力を有するもの)を明確にされたい。	○	2025/9/19	動物の死骸については、産業廃棄物処理業上、動物の死体という品目に分類され、許可がない限り、処理を行うことができないものになります。 また、動物のふん尿・動物系固形不要物もまた、許可がない限り対応することができないものになります。 本品目に関する許可を当社が所持していないため、受け入れることはないと断言させて頂きました。
					409	有害物質アスベストや水銀を受け入れるとあるが、地域住民の健康を害する危険性のあるものを搬入することには、反対である。	○	2025/9/19	アスベストや水銀に関しましては、二重梱包を行い、処分場内の特定の場所に埋め立て、記録管理を行うため、地域住民の健康を害する事象は発生しないものと考えております。
					410	建設予定の処分場では、埋め立て面積が広いことから、今後かなりの中間処理施設の追加、もしくは設備能力拡充の必要があると思われるが、それらの詳細は不明であり説明が必要。	○	2025/9/19	中間処理施設の追加および設備能力拡充の予定はございません。
					411	今回の計画では、3m程度の厚みで廃棄物層を並べた上に0.5m程度の覆土層を薄く重ねてゆく手順を何段も繰り返す構造となっている(総計146万m3)。この大量の覆上を運搬供給する連区太子町内の施設と処分場との間の走行ルート、トラック運搬弁数などは、ほとんど知らされていないので、説明が必要。	○	2025/9/19	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7㎞で工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走ることとなります。
					412	地域のイメージや価値が低下する。文化的・自然的価値を有する地域に産業廃棄物最終処分場が建設されることは、まち全体の「ブランド価値」を若しく傷つける行為である。観光・交流人口への打撃がある。 瀬戸市では、陶芸体験、登り窯見学、自然散策、里山保全などを通じて、年間多くの観光客が訪れている。こうした観光資源の多くは、「清潔で安心できる自然環境」と「地域に根ざした文化的魅力」によって支えられているが、「危険物質が埋められている地域」、「ごみの処分場」、「臭いやトラック騒音がある土地」といった負のイメージがつき、観光客は心理的な抵抗を感じるようになることについて社長の見解を問う。	○	2025/9/19	弊社が最終処分場を建設することにより、観光客が減少する因果関係が分かりかねます。
					413	移住希望者・子育て世帯の流入抑制につながる。近年、地方への移住や自然豊かなまちでの子育てを求める世帯が増加している。瀬戸市も、住環境の良さや文化的魅力を活かして、移住促進を図っている最中である。にもかかわらず、処分場の存在は「不安な環境」「安全ではない土地」と受け取られ、移住希望者にとって大きなマイナス要因となる。特に子育て世代は、健康リスクや教育環境への影響に敏感であり、選択肢から外される可能性が高まるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	処分場の存在が移住希望者にとってマイナスの要因となる数的根拠が分かりかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					414	不動産価値の下落と地域衰退の連鎖について 産業廃棄物処分場が建設された地域では、周辺の住宅地・農地の不動産価格が下落する例が多数報告されている。これは、売却が困難になるだけでなく、金融資産としての価値が損なわれ、住民の資産形成や次世代への相続にも深刻な影響を与えるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	処分場の存在が、不動産価値が下がる要因となる数的根拠が分かりかねます。
					415	まちづくりの方向性との矛盾について 瀬戸市は、「文化・自然・人を活かした持続可能なまちづくり」を掲げている。にもかかわらず、長期的リスクのある処分場を容認することは、市の方針そのものと明確に矛盾しているが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	市の方針と矛盾しているとは考えておりません。
					416	汚染された地下水や埋め立て時の粉塵飛散等により、市営馬ヶ城浄水場西谷取水口の水道水汚染や、山口・菱野地区の農業用水汚染が増幅される恐れがある。こうした広範囲に亘る地下水脈の詳細な調査と解明はなされていない。また、埋め立て時の粉塵飛散についても、台風並みの風速15m/sには散水をする他は明確なルールは明示されていない。 地下浸出水漏洩について 処分場予定地の南北の長さ約400m区間の東側(東海環状自動車道沿い)の地下水脈の流れの有無、詳細が不明である。特に東海環状道の下を東向きにくぐり抜け、取水口の上流側で東山路川支流に入る地下水脈の有無を調査すべきである。	○	2025/9/26	処分場内は、2重の遮水シートにより覆うことで、地下水の流出はされない構造となっております。 粉塵飛散対策については、作業中の飛散の可能性に対し、散水することで飛散を防止し、即日覆土を行うことで、防止できると考えております。 運用上の具体的なルールについてと、地下浸出水漏洩については、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					417	上記の地下水脈の万一の漏洩があれば、観測用井戸が2ヵ所程度では到底不意の水質悪化などの事態には対応できない。	○	2025/9/26	観測井戸の設置箇所については、条例手続き終了後、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					418	各地域の説明会で出された、有害物質を含む浸出水の漏えいを防ぐ遮水シートについて、御社の答えは非常にあいまいで、住民側が納得できる答えになっていない。遮水シートの破れ箇所の発見とその対処方法は、着手以前に明確に定める必要がある。観測用井戸で水質の異常・変動があったと認められる時、遮水シートの破損が原因の場合には、適切な処理をするとあるが、破れ箇所の特定や適切な破れ修復策を分り易く説明すべきである。	○	2025/9/19	処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					419	粉塵飛散について。埋め立て時の粉塵飛散についての対応も、飛散の可能性が大きい風力レベル以上の時の搬入トラックの待機場所・産廃仮置き場所等についての明確なルール決めがなされていない。空気の乾燥度合いについても、気象庁の乾燥注意報発令時には搬入しないなどのルールも明確でない。	○	2025/9/26	搬入時および処分場内の具体的な運用ルールについては、維持管理上の規定を産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					420	地震・大雨等での崩落について。処分場予定地に平行して走る東海環状自動車道沿いに、中日本高速(株)の管理用側道がある。その道が処分場予定地の北縁近くで東海環状道下の大きな開口部となり、真ん中辺りで、東から西への小トンネル、南縁でまた西から東への小トンネルにつながっている。それぞれのガード下開口部(3ヵ所)そのものが、地震、異常降雨等で万一、処分場側壁が崩落、決壊した時には、浄水場取水口内に土砂、汚染水等が一挙に流れ込む危険区域になる。従って何らかの方法で完全遮断することが必要であると思われるが、その対策は明らかでない。	○	2025/9/19	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					421	下流域農業用水の水質汚濁や土壌汚染の可能性がある先般の説明会で、山口・菱野地区では土壌汚染や農業用水汚染に関する不安がいくつも提出されている。(株)東立テクノクラシーの最終処分場放流水により、農業用水の水質悪化を増幅すると同時に、万一の施設異常事態等発生の際には、この地域全体の住民の健康保全にも影響が出る可能性がある。水濁法基準や愛知県条例と対比した排水基準は示されているが、農業用水基準(昭和46年農林水産省)等との明確な対比がない。それと各水質パラメーターの予測値に至る、河川流量と施設排水量に基づく中間計算経過(値)も示されていない。現在稼動中の施設では、主要河川ごとの水質予測計算値が示されていた。これらのデータを基に、今回も農業関係者との十分な協議、話し合いが必要である。	○	2025/9/19	農業用水への影響は、利水期として、春の屋戸橋の調査結果を基に検証して、農業用水基準を満足することを確認しております。 処分場から放流量は最大の250m3/日、処理水質は自主基準値、廃掃法上の基準値としています。金属類については、年間の現況水質のうち高い数値を採用しています。Cuの測定値は定量下限値であるので0として計算しました。 上記基準を満たしたものしか放流をしないため、安全性を担保できていると考えます。 また、現在も処分場を2施設運用するうえで、全国産業資源循環連合会に付帯する産業廃棄物処理業者賠償責任保険に加入しており、万万が一、住民の皆様へご迷惑をおかけするようなことがある場合は、第三者機関による審査のもと、当社が原因が明らかである被害については、その事実を真摯に受け止め、補償させて頂くようにしております。
					422	現施設では、県の定期的水質検査結果を合格、不合格でしか把握していないようである。数値が判明している部分は、自社データの内部報告のみということでは、データの第三者的信憑性が疑われる。	○	2025/9/19	意見として伺っておきます。
					423	大雨・台風等、異常気象時の予測と対策が不十分である。大雨については、名古屋における10年確率で想定される設計雨量強度121mm/日を参考に、処理施設能力を250m3/日の処理ができるように定めているが、瀬戸山間部での異常気象データに基づく検討は十分になされていないと考える。この異常豪雨等の災害について、天和元年(1681年)、今から340年前、万徳寺付近で山崩れが起き、川幅の狭隘部がふさがれ、赤津地内が池となりついには決壊、下流域の山口、菱野一帯の人家、田畑が流され、当時で約300人の人命が失われたという古文書の記述がある。今回の場合、「東立産廃崩れ」で同様の惨事が起こらないという保証はどこにもない。 砂防法、森林法などを基準に浸出水調整池、沈砂調整池等の能力を決めているようであるが、例えば平成12年の東海豪雨なら1日で降った雨量は、これら調整槽の8,100m3の約3倍になる(雨量:428mm/日+翌日138mm/日)。その時は貯留堤を介して工事中の埋め立て予定地自身が巨大なマスになるという説明であるが、23,200m3を240m3/日の処理施設で処理するならば、約97日間、約3か月かかる。御社の計算は、この地域の異常気象に対応していない。	○	2025/9/19	処分場は250㎥/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨のあった年の1年間の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになります。廃棄物中の間隙は通常10%で計算いたしますが、今回は7%で検証しております。水槽＋廃棄物中の間隙(7%)の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。 本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。
					424	更に、異常豪雨等に対して、通常の河川堤防に比べれば、かなり脆弱な構造と思われる貯留提強度で上記のような仮定が成り立つものかは疑わしい。一部が決壊、破損して、近接している馬ヶ城浄水場西谷取水口に溢れ出た汚染水が入る可能性は皆無とは言えないし、盛土規制法の擁壁にも合わないのでは。	○	2025/9/19	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					425	東海・東南海地震、猿投断層直下型地震等についての記述・説明がない。馬ヶ城の取水口と今回の施設とは約70mしか離れていない。しかも高低差で行くと処分場の方が最終45～50m高くなる予想である。地震などの際、取水口側に崩れて行く可能性は十分にある。埋め立て予定地周辺には、山路町内個人の田畑、伊藤忠セラテック山路工場、東海環状自動車道、そして東山路川沿い1km以内には、数戸の人家と銭屋鋼産、瀬戸市クリーンセンター、宗林寺、その先太子会館、万徳寺と連なっている。にもかかわらず、太平洋沿岸部は地震活動期に入っており、地震周期から見ればいつ起きても不思議ではないと言われるマグニチュード7.7クラスの東海・東南海地震等についての記述が全く無い。近くに猿投山北断層もあるが、それによる直下型地震等についても詳細不明である。不明なままにもかかわらず、住民に何一つ知らせないまま、建設計画は進行している。地震規模、被害状況について住民との議論、検討もなされないまま計画は進行している。これについて、社長はどう釈明されるのか。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					426	こうした大地震(もしくは異常気象による大雨)等が、御社の操業期間中、もしくは事業撤収した後に起きて、周辺にかなりの大被害が出た場合、御社のフォロー体制、責任の有無は全く不明である。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。 条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					427	この東海・東南海地震や猿投山北断層の直下型地震等の被害予想は、次回再説明会の重要検討事項の一つである。	○	2025/9/19	意見として承ります。
					428	処分場として広大すぎる、標高が高すぎる、河川の源流地点であるために起きる広域型災害の可能性がある今回の処分場は、山路町で既存のものに比べて、埋立区域、砂防他事業区域共に格段に広く、埋立予定量も13倍以上大きい規模である。それだけに万一の場合の危険性、事後処理すべき汚染領域の広範さも類を見ない。既存のものでも、土砂採掘や廃棄物による自然環境への悪影響はあり、ダム、高速道路、橋梁などのようなコンクリート構造物でも建造後何十年後には老朽化して、大雨、大地震などでの亀裂決壊、崩落、土石流などの恐れが出てくる。とりわけ、この最終処分場は、自然の森林の根で強度が確保されているだけの「環境保保全」の中に、埋立区域面積だけで東京ドームの1.4倍もある大穴を開け、深さで最大35mの掘り込み、盛り上げ高さで最大15mという大工事をするものである。例え条例上は合法であるとしても巨大過ぎると同時に、本来は大雨などの災害に強い筈の保全林強度を損ね、今後何十年、何百年経ってもびくともしないという保証はない。また、巨大最終処分場として、太子町などの麓から見れば、かなりの標高差がある山上(頭上)にあるということも問題である。今回関連説明を要する地域は、予定施設から半径3km以内の各連区、馬ヶ城浄水場の飲料水供給を受ける旧市街地区域、矢田川流域の農業用水利用にかかわる区域の計16連区に亘る。従って、万一の事故発生の場合、極めて広範囲な影響が予測される。このように、一私企業の利益のために公共の利益が損なわれる図式は、比較にならないほどの大きなスケールとなる。この件について、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での 計画となっております。 また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。 広範囲な影響が起こらないよう、法を順守し努めてまいります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					429	産廃受け入れ事業の透明性、信頼性を担保するシステムの確立がなされていない。産廃の受け入れ品目の目視・分析検査、観測用井戸水の水質検査、放流水の水質検査などの事業の安全性の確保、不正防止のための各種チェック体制が自社による検査・報告が主となっているが、産廃事業の透明性、信頼性の観点からは、まだまだ不十分で不備な点が多い。過去の事例では、多くの企業で隠蔽、偽装、虚偽報告などが起き、住民に多人の被害、損害をもたらしている。今回の場合、新規計画が実現する、しないに関わらず、地域住民が安心・信頼できる事業の展開をするために、透明性、信頼性を徹底的に高めるシステムが確立されるべきである。今回の計画ではまだそれがなされていないと思われる。この件について、社内のリスクマネージメント体制、外部第三者機関による監視体制、専門機関によるデータ信憑性の確認の仕組み等をきちんと構築する必要があると思われるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	ISO14001、不定期な行政の立ち入り検査によるリスクマネジメント、透明性については優良認定を取得し産廃ネットにて情報公開をしており十分なシステムを構築していると考えております。
					430	東立テクノクラシーの処分場危機管理と責任能力、補償能力が欠如している。デジタルタワー近辺のフェロシルトでも、1日50台ペースで2年かけて、やっと半分撤去できたと言われる。万一それに似た違法廃棄物埋め立て等の状況が起きたとき、当該企業に相応の体力があったが、資本金2,000万円の(株)東立テクノクラシーにそれだけの力があるだろうか。今回の開発では、御社と東北構造社、WMCは元受け、下請けの関係でしょうが、あまりにも両社に頼りきりである。本件工事完了後にその関係がなくなると、メンテナンスが御社の責任の範疇で技術的にできる会社なのか、説明会を聞いていて非常に不安である。また、説明会でこちらから出した提案に対し、どちらも主体的に動こうとしていない体質が見て取れた。すべてが一つの会社で全うする場合は、社運をかけて住民に分かり易い説明手法を考えようとするが、その意気込みがないことが垣間見えた。埋め立て終了後、処分場管理期間が過ぎたらどうなるのか。会社は管理責任を放棄する可能性が大である。事が起これば、結局は市、県が行政代執行せざるを得ない。述べてきたような本格災害発生の折には、膨大な費用が要することは自明であり、当該企業としての補償能力、復元能力不足は明らかであり、保険会社単独では難しいのではないであろうか。また馬ヶ城浄水場施設など施設によっては二度と復元できないものもある。こうした将来に亘って莫大な補償を伴う事業の危機管理と補償能力について、社長の見解はどうか。	○	2025/9/19	東北構造社とWMCとの関係性は工事完了後も継続いたします。処分場の廃止が認められるまでは事業者として責任を負いますが、廃止が認められたあとは事業者の責任ではなくなります。万が一の場合に対応できるよう、県が定めた維持管理積立金の積み立てを行います。その他にも保険加入予定です。
					431	現在の企業規模からして、こうした短い期間で、自社の限界を超えた巨大設備を企画することは、事業内容が特殊なだけに危険極まりないと思われる。目先の利益に囚われ、将来にわたっての地域社会、住民に対する企業責任の放棄が感じらえる。企業倫理はどこへ行ったのか。社長の見解を問う。	○	2025/9/19	自社の限界を超えているとは考えておりません。健全な経営を行い施設維持に努めてまいります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					432	不祥事、違法な事業経営を繰り返す可能性を持つ事業体質に不安がある。御社の前身である(株)海青は過去、産廃の不法投棄により産業廃棄物処分業と産廃収集運搬業の認可取り消しになった。その後御社が事業を引き継ぎ、(株)海青の設備管理や運用をしている。一般企業であれば、(株)海青は不祥事倒産(廃業)に当たるが、社長交代だけで、事業の在り方、体質はほとんど変わっていない。二度と再び法律違反、不祥事を起こさない会社内部の機構改革、情報公開や透明性の確保などの仕組みは整えられず、操業だけが継続されている。社内改革はなされただろうか。トップが代わっただけで何も変わっていない。このような体質では、再び、不祥事、違法な事業経営を繰り返す恐れがある。免許取り消し5年の期限後、今度は(株)東立テクノクラシーが同じ不祥事を起こせば、またまた元の(株)海青に戻るだけになる。高付加価値の売上高、事業継続性の保証など、産廃事業ほど法律の抜け道を利用したおいしい事業はない。焼け太り的で、何をやっても倒産しないなどの事業構造は、一般人から見て不可解そのものである。こうした見方について、社長はどう反論されるのか。	○	2025/9/19	海青が過去に取り消しを受けたことは事実ですが、5年間の欠格期間はすでに過ぎております。 廃掃法は抜け道がたくさんある法律ではございませんし、産廃事業が他事業と比較しておいしい事業ではございません。 会社内部の改革については随時行っております。 東立テクノクラシーとして何度も許可更新、新しい施設の許可取得をしており、その都度、行政より厳格な審査を受けております。
					433	不祥事企業は、金融業などと同じく一定期間公営化、もしくは市場から退場するしくみがあってもいいと思われる。民から民への直接的業務移転は不可である。社長の見解を問う。	○	2025/9/19	廃掃法上、不祥事企業は市場から退場する仕組みもございます。 法律に則り、事業計画を進めていく所存でございます。
					434	住民が納得の行くまで、再説明会の開催を要求する今回の説明会は、(株)東立側から見た説明会であって、住民側から見た説明会ではない。以後何十年、何百年もの間、住民生活に多大の影響が予想される施設への理解が、たった4時間程度の質疑で十分な納得を得られる筈がない。地域住民の要望に応えて、何回でも繰り返し説明会を開催すべきである。今回の処分場計画には、細部を見るほど危険な箇所が多すぎる。また、多くの疑問点がある。もっと住民に丁寧な説明をすべきであり、住民の納得を得るために最大限の努力をすることは、企業責務である。県に出している地震データの資料等も含め、住民側に立った説明会を要求に応じて何度でも開催することを求める。	○	2025/9/19	2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせていただいていると考えております。 追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
124	本地連区自治会	-	2025/8/5	個人	435	※添付資料は事業者に送付。 5/19で市に提出した、意見番号46「断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」では計画位置から0.6kmの位置を経過」に対する事業者見解書が6/30に提出されている。そこでは「今回の断層位置については産総研のデータを引用しており、指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います」とされている。この点に関して１ケ月以上経過した8/1に実施された説明会（菱野連区）に参加したが、従来から説明されていた1.1kmの距離が主張され、検証の内容は報告されなかった。事業者の「環境保全対策書（令和5年1月）」では「図1.3.1-19　活断層の位置」の出典は「愛知県活断層アトラス，縮尺5万分の１　平成9年9月」とされており、産総研のデータは見当たらない。当方にて産総研の活断層データベースを確認したところ、起震断層・活動セグメント検索で表示された図面は縮尺20万分の1で「本図に示された断層線は既存資料を1/20万地図上で編集したものであり、場所によっては最大数百メートルの誤差がある可能性がある。また地図自体にも誤差があり、拡大してご利用の際はご注意下さい」との注記があった。猿投山北断層については国も県も特に優先すべき活断層として様々な調査・研究が進められてきており、自分なりにその経過を以下に整理した。	○	2025/9/19	計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
						・平成9年9月　県民用の「愛知県活断層アトラス　1/10万～1/5万　愛知県」発行 ・平成13年3月　「愛知県の活断層(その３）　2.5万分の1　愛知県防災会議地震部会」発行　断層変位地形、断層位置の確認など活断層としての証拠ポイントを積み重ねて活断層の通過位置を特定している。 ・平成16年10月「都市圏活断層図　瀬戸2.5万分の1　国土地理院」発行　愛知県防災会議のマップをベースにその後の断層変位地形調査、断層露頭調査、トレンチ調査などの詳細な調査が進められて、活断層としての証拠ポイントを積み重ねて通過位置を特定している。 以上のように「都市圏活断層図」は調査内容・縮尺などのすべてにおいて猿投山北断層に関して最も精度の高い図面となっており、当然県民用の「愛知県活断層アトラス」や産総研の図面に比べて格段に精度の高いものといえる。 ・「環境保全対策書」での出典「愛知県活断層アトラス，縮尺5万分の1」を説明会では採用せずに、「環境保全対策書」にはでてこない「産総研のデータ」から1.1kmの距離となった、と説明会で報告された理由は何か。	○	2025/9/19	産総研のデータについては、X、Yの座標値をもっており、計画との重ねができたことから採用しております。ご意見としていただいております。愛知県活断層アトラスのデータについては確認いたします。
					436	・5/19に意見書を提出し、事業者見解書が6/30に提出され、さらに１ケ月以上経過した8/1の説明会（菱野連区）でも、従来の1.1kmの距離が報告されている。事業者として「検証を行う」とされているので、国土地理院のデータ「都市圏活断層図」との検証結果を9/14の本地連区の説明会までに市のホームページなどで知らせてほしい。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					437	5/19に市に提出した、意見番号46「断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」では計画位置から0.6kmの位置を通過」に対する事業者見解書が6/30に提出されている。そこでは「今回の断層位置については産総研のデータを引用しており、指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います」とされている。猿投山北断層については国も県も特に優先すべき活断層として様々な調査・研究が進められてきている。そのうちの成果のひとつとして、豊田市環境部自然保全課が平成11年3月に発行した「豊田市の活断層と地震縮尺25万分の1」というものがある。この成果は「環境保全対策書」で活断層の位置の出典としている「愛知県活断層アトラス・縮尺5万分の1平成9年9月」に対し、調査時期、縮尺ともに、より新しく、精度も高いものとなっている。事業者が国土地理院のデータとの検証を行う中で、こうした成果も当然考慮されることになると思われる。その図を見ると猿投山北断層の主断層の海上の森の山路車止め(ポイント18)あたりから断層が北西方向に派生し、中部電力瀬戸変電所の脇を通り、山路川に沿って、南東から北西に約870m延びる派生断層が記録されている。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					438	この派生断層は計画位置のすぐ脇から100m以内を通過している。この断層が実在し、地震が発生した場合、産業廃棄物関連施設は壊滅的な被害を受けることが予想されます。事業者の責任として、学識経験者のサポートも含め、ボーリング調査、トレンチ調査などにより、断層の存在を確認する必要があります。リニモ陶磁資料館南駅にある愛知県産業科学技術総合センターでは、敷地内を猿投山北断層が通過するため、学識経験者の指導を受け、トレンチ調査などにより、断層通過位置を特定し、断層直上を挟んで別々の構造物を建設し、これを繋ぐことで、断層活動時の変位による構造物の破壊を回避する工夫がなされています。(出典:新修豊田市史23別編自然2018)。また、事業計画位置から南西約3kmの活断層上に位置する瀬戸市上之山住宅地(瀬戸市愛知万博記念公園西)サンヒル上之山愛パークフロントでは宅地内を通過する「猿投山北断層」の上には地震時の影響を考慮して、建物を建てることを避け、農地等としている。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
125	長根連区自治会	ー	2025/8/8	個人	439	水源近くで災害リスクも高いこの場所で処分場を作ることは反対	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
126	長根連区自治会	ー	2025/8/8	個人	440	水源近くで災害リスクも高いこの場所で処分場を作ることは反対	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
127	品野連区自治会		2025/8/8	自治会	441	水質汚染が基準値以上で認められた時はタイムリーに住民に知らせて頂けるのか。その場合、放流はただちにストップして頂けるか。	○	2025/9/19	タイムリーの感覚は、人それぞれかと思いますが、可能な限り迅速に対応させていただく予定です。 基準値以上の場合は放流いたしません。
					442	・説明会の流れはスマートで評価はできる。法令基準、条例なども大切にしているとも思える。是非その精神で事業をして下さい。 ・工事に入ると現場サイドの事情が優先され、ともすれば地区住民との約束も守らない、現場へ行き説明を求めると「上からそんな協定があると聞いてない」とか言ってとにかく事業現場工程を強行する。工事中は権限を有する者の常駐を求める。	○	2025/9/26	当社と請負契約を行った、工事を行う上での総責任者が常駐致します。定期的に当社の社員も確認を行いますので、近隣住民の方々へご迷惑をおかけすることのないよう努めます。万が一、トラブルが発生した場合は、当社までご連絡ください。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					443	最近この種の工事に予定外残土を持ち込むことが新聞等で報じられる。予定外とはCOガラAsガラを含む土砂のことで本来は産廃である。サンドイッチ工法の土砂は正規使用を。	○	2025/9/19	法に則り、対応いたしますので、ご指摘の事象はないものと考えます。
					444	工事中又は完成後に汚水が流出することがあった場合原因者はよく「うちから出した汚水とは確認されない」などと言って問題を先延しすることが多く見られる。同種工事は多分ここだけと思うので、矢板設置等で地下水脈を断ち切ってほしい。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えます。万が一、当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として対応させていただきます。
					445	・説明会資料がＡ4中4枚配置され、文字もよみにくく、図は白黒で、スクリーンも小さく、提示資料から読みとることができない。（所在地、全体計画図等P52,P56,57等）再度の提出をされたい。 ・会社の各計画の担当者は口頭で紹介で、責任の所在が不明。連絡先の住所やTEL番もなく不誠実。明示した文書を次回出されたい。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。 本説明会の資料は、瀬戸市環境課のホームページで事前に公開させて頂いている資料となりますので、ご確認頂ければ幸いです。
					446	搬入物の安全性（性状、危険性など）の説明が不十分（廃石綿、水銀等）。処理して搬入か。	○	2025/9/19	水銀含有ばいじんは処理後のものを受け入れます。 水銀使用製品や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
					447	生態への影響についての調査は年間でおこなわれていたか。調査日等が明示されていない。	○	2025/9/19	生態系への影響は、動植物調査を基に検討しております。動植物調査は年間を通して実施しており、環境保全対策書に記載しております。
					448	排水等の公表回数、何をどれだけいつ調査し、どう開示するか。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。
					449	事業の実施計画が明示されていないことが問題である。	○	2025/9/19	事業計画書は公開しております。 2025年1月より瀬戸市環境課のホームページにて公開されております。 16連区の各自治体へもお渡ししております。
					450	数字や化学的な事を言われても普通の人は理解できないので説明会において大切な事は関わる人が信用できるのかどうかという事だと思う。 地域の人の不安に寄りそっているという感じは全くしなかった。法律的に許されるのであれば責任はとりませんよというスタンスなのだなと感じた。50年後に汚染が生じたとしても、あの場にいた人はほぼ誰もいないでしょうと思ってますか？ 事業主の方の正義も理解はできるし、産廃事業も必要だというのはわかるが、安全ならば、事業主の方の住んでいる地域に作ればいいと思う。公園で拾ったごみを隣人の庭に捨てるようなもの。事業主の方の「俺は環境保全のために良いことしてるんだ」という傲慢さが感じられた。交通安全の話の時、「もっと子どもの数が少ないと思っていた」と言われたので数の多い少ないは関係ないと思った。その発言からも人口の少ない田舎ならいいだろうという心理が感じられた。今回の説明会で全く信用できないなぁと感じた。もう一度説明会をすべきだと思う。誰も納得していない感じがした。 ※水質検査に地域側から推せんした第３者に入ってもらうことは可能か？ 前社長がこの事業をなぜストップしたのか。その理由が知りたい。現社長とどういった点で考えの相違があるのか。	○	2025/9/26	追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いでございます。 水質検査については、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と協議を行います。 前社長が事業をストップした理由は、東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。前社長と現社長で考えに相違はありませんが、前回取り下げたものと今回計画しているものは規模も設備も違うため、全く別物と考えております。
					451	遮水シートに関して ・直射日光において劣化するまでの期間が50年という説明だったがまずのところ直射日光で使わないので他の観点からの耐性の説明が必要なこと。酸性物(酸性雨)他の物質との複合的な状態での耐性 ・50年というととても短い期間に感じます。化学物質などはそんな短い期間でなくなるとは思えません。それ以降のことはどう考えているのか。	○	2025/9/19	遮水シートを敷設する遮水工については、法律で認められているものになります。汚染物質が出続ける場合は廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					452	地震・大雨など単体での安全性を机上での説明だったが同時に起こった場合など最悪の事態などの想定はされているのか。もし起こった場合、想定外だったと逃げるつもりなのか。	○	2025/9/19	条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。 予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定ですので、逃げるつもりはございません。
					453	水脈については調査されているのか。 地すべりなどは地下の水脈を考えずに水脈を遮断することによって起こるので地下水の水脈を専門家に調べてほしい。	○	2025/9/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱、立地に関する基準 別表１において河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないことの記載に基づき、地質調査時に流向調査を行い結果をまとめております。
					454	水質調査について ・地域側から選んだ第3者に入ってもらうことは可能か。 ・水質調査の結果を広報にのせてほしい。 ・放射能検査もしてほしい。	○	2025/9/19	県と協議の上、検討いたします。 水質調査結果については事業者ホームページにて公開いたします。 放射性物質は受け入れませんが、放射能汚染の可能性のある地域から受け入れをする場合は、ガイガーカウンターを利用し、実施予定です。
					455	瀬戸市には地域住民の反対がある場合、建設はできないという条例があるという話を聞いた事があるがそれは今はないのですか?	-		
					456	工事開始すれば定期的に市と住民の立場で現場を見せてほしい。（許可基準が守られていること、住民の生活に支障がないこと等）	○	2025/9/19	可能でございます。ただし、安全確保のため、事前予約にご協力お願いします。また、ヘルメット着用にもご協力をお願い致します。
					457	放流先河川(西山路川)の水質検査を定期的に行ってほしい。もし河川の水が汚染されていたら対策工事を行ってもらうよう事業者と協定してほしい。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質の管理について検討させて頂きます。河川の汚染につきましても、当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として対応させていただきます。
					458	産廃処理量を増やす目的で、説明会より盛土こう配をきつくすることが時々聞く。これは土砂崩れの原因となりますので盛上こう配をチェックを事業者・市・住民の立会で行ってほしい。	○	2025/9/19	法に則り、事業を運営しますので、ご指摘に事象はないものと考えます。盛土こう配のチェックは尾張県民事務所廃棄物対策課および尾張建設事務所が定期的に実施されると思われます。
					459	許可権者の県との協議もあると思いますが紛争の予防は市の業務でありますので、何卒宜しくおねがいします。	-		
128	下品野連区自治会	-	2025/8/12	個人	460	・計画地に関してはきちんと土地のことや地域のことを考えた結果なのか?あまりにも考えが浅はかすぎする。 ・瀬戸市には沢山の産発施設があるのに増やす理由が分からない。 ・今ある産発施設だけでどうにかしろ。	○	2025/9/19	意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
129	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	461	すぐ近くに水源があり、処分場から有害物質が流出した場合に飲み水や農業用水の汚染が心配です。また、川に有害物質が流れ川が汚染され、川の生物が死に、そして、川が死ぬのが心配。自分達の今ではなく、自分達の子供そして、その子供達が川で遊べなくなると思うといたたまれない。数字的にはいくら良いとは言っても将来予測ははずれますし、外れた場合、誰も責任を取らない。自然を汚染させるのは簡単。逆に、汚染させた自然を元に戻すのはすごく時間と労力がかかるとを理解して頂きたい。作ってしまって、数年管理(数値を測る)し、業者の方はそれで終りで無関係になりますが、作られてしまって、その後汚染されてしまった住民はずっと住み続けないといけない。理解して下さい。説明会、参加したが御社含め関係者様の一方的なやりたい気持ちは分かりますが、住民の気持ちによりそうコメントがなく、残念で、心配しか残りません。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
130	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	462	どこかに処分場を作らないといけないのは理解しているが、瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する取水地から約70mしか離れていない場所に特別管理産業廃棄物が埋め立てられることに不安をおぼえる。ここは活断層が近くにあるうえ、崩壊土砂流出危険地区に指定されている場所であり、近いうちに来ると言われている南海トラフ巨大地震が発生した場合、短期的、また長期的に見て、防水シートに一切のダメージがないとは言い切れない。万が一健康被害が出て、補償があったとしても人の健康や命には全く代えられるものではありません。土地が他にないとおっしゃっていたが、水質汚染の点からみても、災害の点からみても、こんなにリスクの高い場所への建設は住民の安全を守るため、考え直してほしい。そこに住んでいる住民の飲料水への影響がなく、もっと地震のリスクの少ない場所への検討し直しをお願いしたい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
131	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	463	水銀や石綿などの廃棄物によって健康に被害が出るのではないかと心配。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
132	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	464	瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する重要な取水場である西谷取水場から約70mの距離に処分場が建設されると聞き、水源の汚染が心配。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					465	災害時の処分場崩壊や有害物質流出による二次災害を防いでほしい。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えますが、万が一のため、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
133	長根連区自治会	-	2025/8/12	個人	466	水源の近くで災害リスクの高いこの場所に処分場をつくることは強く反対。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
134	長根連区自治会	-	2025/8/12	個人	467	水源の近くで災害リスクの高いこの場所に処分場をつくることは反対。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
135	下品野連区自治会	-	2025/8/12	個人	468	南海トラフ地震が、いつ来てもおかしくないという昨今において今回計画されている産廃処分場の場所は、はなはだ危険すぎると思う。猿投山北断層まで「600m」に位置しているということは、危険すぎる。しかも崩落土砂流出危険地区に指定されている。災害時の安全性が、強く強く疑われる。市民が、このような不安の中で日々、生活していかなければならないのは、納得いかない。本当に大地震が起きた時、処分場の周囲の地域は地獄絵図となり、住民の健康は、いちじるしく破壊されるだろう。私達瀬戸市民は、自分達の生活を守る権利がある。瀬戸市に何の益もない産業廃棄物処分場を、どうして、建設されなければならないのか?命をかけて、生活を、瀬戸市の環境を守ります。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
136	菱野連区自治会	-	2025/8/18	個人	469	令和7年8月1日幡山公民館で開催された「説明会」に参加した。埋め立て事業者(以下「事業者」)側の説明は、専門分野の担当者からのもので、素人の私には正しい内容のものか、安全性は維持されるものかの判断はできなかった。しかし、この説明会の中で、当該産廃埋め立て事業は概ね15年間行われ、処分場が満タンになった時点で「事業者」が所轄官庁に「廃止」の届け出が出され、それが認可された以降は、「事業者」にはその後の責任が及ばないことが判明した。埋め立て事業期間中は、「事業者」が管理するとともに、併せて「独立行政法人環境再生機構」へ「廃止」の届け出以降「廃止確認(事業廃止が承認されたこと)」までの保全管理費用が積み立てられ、積立金は、「廃止」から「廃止確認」の間の保全管理費用に充当されることも確認できた。問題は、「廃止確認」以降に、「有害物質」が災害等により埋め立て地から流出した場合、「事業者」にはその責任が及ばず、その土地の所有者が責任を負うことである。処分場の構造から「有害物質」が漏れ出す可能性は、処分場最深部に敷き詰められた「遮水シート」の耐用年数による。「事業者」の説明では、35～50年間は大丈夫とのことだが、同様の「遮水シート」を使用した全国の処分場のうち最も古いもので50年ほど経過しただけで、今後、経年劣化した「遮水シート」が永久的に漏れを防止してくれる保証は全くない。	○	2025/9/26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定に則り、最終処分場の廃止を行う予定ですので、ご指摘の事象はないと考えます。
					470	この処分場の近くには活断層があり、東海地方には大規模地震がかなりの確率で発生することも想定されている。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					471	私たちが25年前に経験した「東海豪雨」のような大雨による「土砂崩れ」が発生することも考えられる。この処分場が作られることにより利益を得るのは、土地の所有者と「事業者」だけで、流域住民にはメリットは全くないどころか、いつ流出するかわからない「有害物質」におびえながら永久に暮らし続けることになる。私たち矢田川流域の住民にとって、子々孫々にまで危険を及ぼす「バクダン」の設置は絶対に許すことができず絶対反対である。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えますが、土砂崩れについては、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
137	本地連区自治会		2025/8/20	個人	472	周知が著しく不足していると感じる。市民が十分に知らされないまま、このような事業を進めようとしているのではないかと強く懸念している。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。 周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。 追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いでございます。
					473	水源が近いことから、アスベストや水銀など有害物質の流出が非常に不安である。また、地元と「埋め立てはしない」との約束がある土地にもかかわらず、「別法人だと、この場所を処分場にしようとしている点に疑問を感じる。 事業は金儲けだけでなく、市民の生活と安全を第一に考えるべきである。私は子どもが3人おり、この子たちが将来も安全に瀬戸市に住み続けられるかと被害が起きないかどうかが何よりも心配である。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。また、馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
138	深川連区自治会		2025/8/20	個人	474	生活する上で大切な水が汚染される懸念もあるし、瀬戸市特有の生物の生態系が崩れるのではないか。 計画書にも水質や生態系への配慮が書かれているが、具体的な保全策が書かれていない。どのように実施・確認されるのか、詳しい説明を求める。	○	2025/9/19	水質については、搬入廃棄物、水処理施設等の管理を維持管理計画に基づき実施して参ります。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。水生生物の保全には計画地内での水域の確保、移殖、その後のモニタリングを計画しています。
					475	瀬戸市の住民は、この計画についてほとんど知らされていない。住民が十分な理解と判断を行えるよう、市をあげて情報の周知徹底を強く求める。	-		
					476	説明会に都合がつかず参加できないことが多いため、もっと頻繁に開催していただきたい。 特に、水源に関わる当該地域の住民には一人残らず情報が行き届くことが重要である。そのためにも、全員に周知できるまで追加の説明会を開催していただくことを強く要望する。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。 周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。 追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いでございます。
					477	自分の住まいの地域の水は、馬ヶ城ダムから来ている。今回の産廃処分場がその取水場からすぐ近くに建設されると聞き、水が汚染ないかと心配である。 設計上問題ないとしても、万が一災害があつた場合にどうなるのか非常に心配である。 具体的に、どういう災害を想定し、それに対して安全である設計なのか、教えて欲しい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
139	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	478	この処分場計画について、私は市内に住む親戚から偶然聞いたことで初めて知った。市から直接の案内を受けた覚えはなく、説明会がすでに終わっていたことに大変驚いた。多くの市民も同じように、存在すら知らされていない状況だと思う。説明会は、市民にとって意見を述べる大切な場である。にもかかわらず、回覧もなかった(あるいはあったとしても見逃してしまうほど目立たなかった)ため、周知が極めて不十分であったと感じている。 ・周知はどのような方法で行ったのか。本当に市民に届いていたのか。 ・対象地域住民に確実に伝わる手段(郵送通知・学校経由の配布など)を検討するのか。 ・今回参加できなかった住民のために、追加説明会を開催する意思はあるのか。 市民の多くが知らないまま手続きが進むことは、公平性を欠き、行政への信頼を大きく損なうものである。説明責任を果たすためにも、追加説明会の開催を強く求める。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。 周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。 追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いでございます。
					479	今回の処分場計画では、工事や搬入に伴い大量のダンプトラックが通行することになる。計画書では「1日往復110台、ピーク時には往復300台」と示されているが、これは4分に1台の頻度で大型車両が通行する計算となり、地域の交通環境は大きく変わる。住民としては、次のような点について強い懸念を持っている。 ・通学路や生活道路での交通事故リスクの増大 ・騒音や振動による生活環境の悪化 ・渋滞やすれ違い困難による日常生活への影響 そこで、以下の具体的な質問に対する明確な説明を求める。 ・計画書に記載された台数は、工事ピーク時や不測の事態を含めた最大想定なのか。増加の可能性があるのか。 ・交通安全対策(通学時間帯の運行制限・交通誘導員配置・速度規制など)を具体的にどう講じるのか。 ・道路の劣化や補修費用の負担は誰が担うのか。 交通量の増加は、住民の安全と暮らしに直結する最重要課題である。計画書の数字だけでは不十分であり、実際の生活環境に即した具体的な対策を明示することを求める。	○	2025/9/19	計画書に記載された台数は最大想定なので、増加の可能はございません。交通安全対策は現在運用している処分場でも実施しており、年1回の安全教育の実施や、地域住民からの苦情や管理指導につきましては、当社管理部が担当しております。道路の補修に関しても本来は行政が実施するものですが、当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。現状も道路舗装を自社にて行っております。以上のことから地元住民の生活環境に影響が起きないように努めます。
140	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	480	大型車両の頻繁な通行は、道路や橋の劣化を早めることが明らかである。結果的に補修費用が増え、市民の税負担につながるのではないかと懸念する。 1. ダンプ通行による道路損傷の調査を行っているのか。 2. 補修・維持管理にかかる費用は、事業者が負担するのか、市民の税金で賄うのか。 地域に長期的な負担を押し付ける形での事業進行は認められない。費用負担の明確化を求める。	○	2025/9/19	市民の税負担に繋がることはありません。当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として補修をさせていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					481	私は、この処分場計画についてまったく知らなかった。市の広報でも目にしておらず、説明会が行われていたことも後から知って驚いた。 市民生活に直接かかわる重大な計画を、多くの人が知らないまま進めるのはおかしいと思う。説明会の存在を知らされないのでは、意見を述べる機会が奪われてしまう。 市には、対象地域だけでなく市民全体に確実に伝わる方法で周知し、追加説明会を開催して改めて説明と意見交換の場を設けることを求める。	－		
141	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	482	工事運搬車両の通行ルートについて強い不安を感じている。事業者から示されたルート図は、国道248号線から瀬戸設楽線に入り、万徳寺バス停付近で途切れており、処分場までの具体的な進入ルートが明示されていない。これは、日常生活に直結する重要な情報であり、住民にとって極めて不十分である。特に、にじの丘学園周辺は多くの子どもが徒歩で通学しており、ダンプ車両が頻繁に通ることになれば、今までの生活環境は大きく変わる。説明会でもこの点は繰り返し指摘されているが、事業者の回答は「今後学校と協議する」「検討させていただく」といった抽象的なものにとどまっている。これでは住民として安心できない。以下の点について明確な回答を求める。 ・なぜ事業計画書で処分場までの進入ルートを明記していないのか。法的に省略できる理由があるのか。・学校周辺の通行について、具体的にどのルートを予定しているのか。候補ルートが複数あるなら、それぞれの安全性比較を示してほしい。・にじの丘学園との協議はいつ、どのような形で行うのか。住民にもその内容を公開するのか。・交通誘導員の配置・時間帯規制など、安全対策をどの段階で決定するのか。事前に地域住民の意見を反映できるのか。工事車両の通行ルートは、単なる技術的問題ではなく、市民の暮らしと子どもたちの安全に直結する問題である。計画書に不足している情報を早急に補い、誠実な説明を求める。	○	2025/9/19	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7㎞で工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。にじの丘学園との協議は、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後に工事着工前に協議させていただきます。
					483	今回の処分場計画について、説明会が開催されていたことを知らないまま、すでに終了していたことに大きな疑問を抱いている。私はもちろん、周囲の市民の多くも計画の存在すら認識していない。 市民生活に直接関わる重大な計画であるにもかかわらず、このように周知が徹底されていないことは、説明責任の観点から看過できない。情報が届かない以上、住民が意見を述べる機会を実質的に奪われていることになる。 市には、公平で開かれた手続きを保障するために、確実に周知できる方法を講じたうえで、追加説明会を開催することを強く求める。	－		
142	菱野連区自治会		2025/8/21	個人	484	・水質汚染の懸念　かけがえのない自己水源馬ヶ城浄水場から70mしか離れていない。処分場から有害物質が流出した場合飲み水&農業用水の汚染が心配です。 ・災害リスク　災害時の安全性に強い不安 ・次世代の子供達へ美しい水源を残すのが大人の役割	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
143	深川連区自治会		2025/8/21	個人	485	飲み水の心配である。災害時の安全性。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
144	西陵連区自治会		2025/8/21	個人	486	飲み水の心配。災害時の安全性の心配。	－（関係住民外）		
145	市外		2025/8/21	個人	487	飲み水が心配である。災害時の安全性が心配である。	－（関係住民外）		
146	西陵連区自治会		2025/8/21	個人	488	飲み水が汚せんされるのが心配。子供達の時代が特に。災害時の安全性が心配である。	－（関係住民外）		
147	水野連区自治会		2025/8/22	個人	489	瀬戸市内ではこの10年間で大型トラックを目にする機会が増加しており、今後さらに産業廃棄物処理場への搬入作業が加わることで、交通事故の多発が懸念される。 特に高齢者の割合が30%を超える瀬戸市においては、騒音や振動などによる住環境の悪化により、聴覚障害や睡眠障害、心血管系疾患、精神的ストレス、さらには学習・作業能力の低下など、住民の健康被害の発生が強く危惧される。	－（関係住民外）		
					490	処分場からの汚水流出により、水源の汚染が懸念される。過去には、安全とされていたにもかかわらず、結果として汚染が発生した地域も少なくない。 近年では地震や大雨が頻発しており、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震においても甚大な被害が懸念される。このような状況下では、いかなる施設であっても「100%安全である」とは言い切れない。 災害による被害は「仕方がない」では済まされず、未然に防ぐ努力が求められる。真に安全を確保する唯一の方法は、そもそも建設を行わないことだと考える。 水源は人間にとって不可欠な資源であり、次世代に向けてもその良好な状態を維持・保全する責任がある。	－（関係住民外）		
					491	※表は事業者に送る意見書には記載されている。 上の表は、令和7年1月8日付の瀬戸市告示文にある「産業廃棄物関連施設において処理する産業廃棄物の種類」をもとに、生成AI(ChatGPT)を用いて整理・作成したものである。この表からも、人体への影響が大きい廃棄物ほど、長期間にわたって土地に残留することが分かる。 こうした性質の廃棄物が周辺環境に蓄積されれば、住民は将来的に健康への不安を抱えながら生活せざるを得なくなるおそれがある。	－（関係住民外）		
148	道泉連区自治会		2025/8/22	個人	492	道泉町の住人である。馬ヶ城浄水場からの水をおいしくいただいている。 西谷取水場極近の産廃処分場建設には、安心して水をいただくことに不安が生じる。立地の再検討を是非願いたい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
149	原山台連区自治会		2025/8/25	個人	493	馬ヶ城浄水場は薬品を使わず、自然の浄化能力を利用して水をきれいにしている。処分場が原因で水質が汚染される可能性がある。処分場を水源の近くに作ることに強く反対する。 崩壊土砂流出危険区に指定されていることもあり、災害時に処分場崩壊や有害物質流出による二次災害を防ぐため、計画に強く反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 崩壊土砂流出危険地区については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
150	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	494	人口が年々減少していく中で、少しでも若い人を呼び込こもうとしているのに、これ以上産廃の処分場が増えたら、誰も瀬戸には来なくなってしまう。子供たちにも瀬戸に住んでとは言えなくなってしまう。産廃の町、瀬戸なんてごめんだ。	-		
					495	南海トラフがいつ来てもおかしくない。昨近全国的にも貴重な、薬品に頼らない自然の浄化能力を利用した優良な飲み水の馬ヶ城浄水場を私たちは、守らなければいけない。それなのに水源から、わずか70m しか処分場は離れていない、地震が来たら飲み水などが汚染されるかと思うと心配で眠れない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
151	古瀬戸連区自治会		2025/8/27	個人	496	健康被害への懸念。水銀や石綿などの特別管理産業廃業物によって健康被害が出るのではないかと心配である。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
152	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	497	水源からすぐ近いところに処分場を作るというのは水質が汚染されるのではないかという不安がすごくある。瀬戸市内にはもう処分場を作らないでほしい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
153	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	498	現状でも市内に50以上の産廃処理施設があるのにこれ以上増やさないで欲しい。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
154	山口連区自治会		2025/8/27	個人	499	処分場から、すぐ近くに水源があり、体に悪い物質が流出した場合、飲み水や農業用水の汚染が心配。また、自然がこわされ、元々いる動物達への影響が心配。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					500	業者の出入りが増え騒音や振動で生活環境が損なわれるのではないかと心配。	○	2025/9/19	騒音や振動につきましては、環境影響調査により本事業の影響を加味した上で基準値を満たしており、ご指摘の事象はないものと考えます。
					501	安心、安全な町だと思っていたのに、これから先も住み続けるのが不安。子供達もずっと住んでいける瀬戸市にしてほしい。	-		
					502	土砂災害の危検地区に指定されているので災害時の安全性に強い不安を感じる。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
155	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	503	今、計画されている産業廃棄物処理場は、水銀、石綿、アスベスト等の恐ろしい程の有害物質がでる特別管理産業廃棄物をも、処理する計画だと聞いている。どのような経路で、それが、周囲の土に浸透するかわからない状況で、寝むれない程、不安になる。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
156	效範連区自治会		2025/8/28	個人	504	水源からの極端な近接 わずか７０ｍしか離れておらず、万が一の漏洩や事故が発生した場合、飲料水や農業用水への深刻な汚染が懸念される。水源の安全性を脅かす施設の立地は到底容認できない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					505	活断層からの近接 活断層からわずか６００ｍしか離れておらず、地震による地盤の変動や施設の損壊リスクが高いと思う。災害時に廃棄物が流失する可能性は否定できず、極めて不適切な立地である。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					506	崩壊土砂流出危険地区であること リスクの高い地域があるので、この場所に設置することは二次災害の誘発につながりかねない。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
					507	透明性の欠如 本計画に関して、十分な説明や住民との協議が行われていないことも問題である。市議会で松原大介議員がこの件に関して発言したものも拝読したが、透明性や誠意に欠ける２社の関係性がうきぼりとなった。	○	2025/9/19	2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせていただいていると考えております。 追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。 アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。
					508	このような企業に施設建設をさせることは、地域住民の健康・環境・精神的負担をさらにおわせるだけである。地域の未来に関わる重大な決定である以上、住民の声を尊重し、開かれた対話の場をもっと求め、設けるべきである。計画の即時見直しを強く要望する。	○	2025/9/19	2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせていただいていると考えております。 追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
157	水南連区自治会		2025/8/28	個人	509	水源、猿投山北断層に隣接した場所に産業廃棄物処分場を建設することに断じて反対である。 水源の安全安心が確実に担保されるには計画場所に処理場を作らないという決定しかない。仮に建設した場合、処理場廃止後の数十年先まで愛知県、当該事業者は水質に責任を持てるのか。	○	2025/9/19	汚染物質が出続ける場合は廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。 県の対応につきましては、事業者として回答できるものではございません。
					510	猿投山北断層から1.1kmは間違いで600mしか離れていない。都合のよい資料・調査データを基にした計画に信頼性はなく、安全安心できる施設は建設できない。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					511	建設が始まれば大量の伐採木材や残土が出るがその受け入れ先は未定(4月の説明会時点)、工事車両(最大300台/日)や産業廃棄物運搬車両(110台/日)の影響、処理水・排水や持ち込まれる産業廃棄物の検査体制の信頼・公正が担保されていないなど様々な問題が軽視されている。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。
158	菱野連区自治会		2025/8/28	個人	512	まず愛知県内の産廃処分場が瀬戸市に集中しすぎ。いくら山が多くて土の採掘跡地が安く利用しやすいとはいえ、いいかげんにしていただきたい。 瀬戸市も県の要望を安易に受けすぎ。 福島原発も安全だと言われていて結局大きな被害を出した。瀬戸市の水源が汚染されたら市民の命に関わる。 産廃は瀬戸市に押し付けとけばいいという考えは愛知県・瀬戸市共によく再考していただきたい。	-		
159	菱野連区自治会		2025/8/28	個人	513	水源近くにもかかわらず、毒性の強いものも含まれる産廃処分場が作られるのには反対。愛地球博会場であった場所のすぐ横に環境を悪くするものができるなんで。県としては本当に環境に影響を及ぼさない処理法で、されるのかもしっかり見極めてほしい。その川の下流で子供たちが小さい頃よく水遊びをした。孫のときには、させられない。	-		
160	東明連区自治会		2025/8/29	個人	514	処分場予定地から水源まで70～80ｍしかないのは、水質汚染が恐いので、この場所での建設には反対。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					515	私達の地元に処分場は要らない	-		
					516	大地震が起こると言われているのに不安しかない	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					517	水銀や石綿など産業廃棄物によって健康被害がでるのでは？だれが責任とるのか？	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
161	東明連区自治会		2025/8/29	個人	518	瀬戸にゴミ処理場ばかり作って、人の住んでる場所を汚染する事は、いいことでは、ないと思う。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					519	以前取りさげられた計画が再度計画されるのは納得できない。飲み水等か心配。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					520	川の源流が近く、水質汚染のリスクがとても高くて、きれいな川がよごされるのは許容できない。安全安心してすごせなくなる。 これまで守ってきた豊かな山と水を維持して大切にしていきたい。山の湧水は、生でも飲めるほどきれいなのに、そこが廃棄物で汚されるのは瀬戸にとって、この地域にとっても損失。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
162	東明連区自治会		2025/8/29	個人	521	標高の高い位置に産廃処分場を造れば下流部に影響が出ることは明らかであり、山路町に処分場を造ることに絶対に反対である。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					522	瀬戸市は60%が山であるため、産廃のすて場である。農業用水や井戸水、水道など水の汚染が広がるからこれ以上広げることは反対である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					523	長期的に徴量な有害物質にさらされることで呼吸器系疾患やアレルギーの増加など健康被害が懸念される。小さな子供や高齢者にはリスクが大きいのでは。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えますが、万が一のため、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					524	産廃処分場はこれ以上瀬戸には要らない。	−		
					525	水源の山になぜ産廃なのか、企業は何をしてもよいのか。	○	2025/9/19	世の中に必要な施設を建設するため、悪いことをしているつもりはございません。法に則り、運営させていただく予定でございます。
					526	有害物質や土砂災害のリスクが大きい。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。
					527	水道水取水の近くに、汚染水の漏水リスクがあるのに処理場の立地は、反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
163	東明連区自治会		2025/8/29	個人	528	水源から近く農業用水に利用しているとのことで流出が心配。 自然を破壊する様な処分場はいらない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					529	処分場は不要。断固不要。	−		
					530	かけがえのない故里の自然を守るため、処分場建設拒否。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					531	自己水源の汚染や大地震のリスクがある土地に処分場を建設するのは反対である。有害物質を含む粉じんの飛散もとても心配である。	○	2025/9/19	工事中の粉じんの影響については、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。工事に当たっては、同書で取り上げている環境保全措置を真摯に実行し、さらに影響の軽減に努めます。
					532	水源から近いため、水の汚染や、有害物質の流出が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					533	有害物質等による水質汚染が心配。処分場建設は必要なし。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					534	飲み水は大変、大事である。他の病気のようにみなまた病チッソを心配する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					535	大雨が多い近年、水質汚染が心配、もうこれ以上はやめて。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					536	産廃処理場に反対である。	－		
					537	名前を変えてまた同じことしてくるなんて最低である。	－		
					538	巨大産廃処分場は必要ない。私達の水の安全性が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					539	産廃は必要ない。やめて下さい。	－		
					540	これからの若い人達の健康な生活を守るためにも絶対に反対。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					541	産廃百害あって一利なし。	－		
					542	ゲリラ豪雨発生により土砂災害が発生することがあり、水質がおかされる危険がある。	○	2025/9/19	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになります。廃棄物中の間隙は通常10%で計算いたしますが、今回は7%で検証しております。水槽＋廃棄物中の間隙(7%)の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。 瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
					543	地域住民として今回の産廃処分計画に強く反対である。	－		
					544	有害物質が流出した場合、飲み水や農作物が汚染され、人体に悪影響が心配の為。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					545	災害時の安全性に強い不安を感じる為。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					546	水源が近くにあるので何かが流出する場合、汚染されそうで不安である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					547	計画が一度取り下げられた後、別会社で処分場へ変更するようなずる賢い事業者を全く信用できず、きちんとした処分管理がなされるとは到底考えられない。 何か起きてしまった場合、健康被害が出るだけでなく、不動産の価値も下がってしまう。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					548	水源から近い為、飲み水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					549	災害リスクに指定されているエリアを土壌改造していることに不安がある。	○	2025/9/19	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					550	一旦産廃埋め立て地として取り下げられた計画がなぜ今になって再度計画されているのか。判然としない。 今現在でも「廃棄物運搬車両」を付近で多く見かけるし、粉じんが気になり、外に洗濯物も干せない。車の窓を開けるのもためらわれる。	○	2025/9/19	東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					551	産廃埋め立て地反対。必ず有害物質が流出して川に流れ出るでしょう。子供達の環境に影響が出る。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					552	水源の近くに産廃処分場はいらないと思う。汚染が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
164	菱野連区自治会		2025/8/29	個人	553	当初通り、林地開発(土砂採掘後の埋め立て、植林)を行うべきであり、法人がかわっても継承されるべきである。	○	2025/9/19	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。
					554	今後産廃はつくらない。⇒前者、法人がかわれば、前言まるで関係なし、これが現状であり、一体何が信用できるのか、理解出来ない。	○	2025/9/19	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。 その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。
					555	市の浄水場取水口が近くに有り、汚染の可能性が充分心配される。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					556	飲み水、農作物への汚染により、住民の健康への影響が想定され、何十年後に実害が出た場合、取りかえしがつかない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
165	效範連区自治会		2025/9/2	個人	557	あたり前のようですが水は人だけでなくすべての生命を支える大切な資源です。死守するのが行政の役割である。生命を大切にできない行政は方針をかえていただけますように考慮ください。	-		
166	長根連区自治会		2025/9/2	個人	558	瀬戸市人里から少しだけ離れた所のいくつかは、既にゴミの処分場になっているときいています。今回の山路町の施設の建設に関しては何年か前に、住民の反対運動が強かった為、某計画が中止に。数年を経た今回、市長が、受諾するに当っては当然国からの補助金が発生するであろう。その金を受けたら、瀬戸市は真に豊かになるであろうか?廃棄物の入れる所を二重にすると、云われたが、とても心配で、不安が残る。穴があいたら「修復する」との事だが説明をきいても、それも、疑問が残る。	-		
167	下品野連区自治会		2025/9/4	個人	559	市民の命を守る水、これを守れない様な行政にはなってほしくない。最近の地球温暖化で集中豪雨がひんぱんに起きている。そのために土砂流出などはいたる所で発生している。水源近くの産廃は危険この上ない。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
168	品野連区自治会	2025/7/27	2025/9/5	自治会	560	計画場所は、愛知県が指定した土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)の地域ではないか?大丈夫か?　資料は別添のとおり	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
169	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/5	自治会	561	1.目的 本意見書は、瀬戸市山路町49番地2外に計画されている管理型産業廃棄物最終処分場の設置に関して、生活環境保全および瀬戸市の環境政策との整合性の観点から、事業の見直し又は計画の中止を求めるものである。 2.趣旨 事業計画書におけるリスクアセスメントでは、外部からの影響に対して弱い箇所、すなわち「脆弱性」が多数認められる。また、事業開始後の運用体制・資金計画の不透明性、市民との協働姿勢の欠如などの点から、生活環境や地域の持続可能性に与える影響が懸念される。瀬戸市が掲げる環境基本計画やゼロカーボンシティ宣言との不整合も顕著であり、事業の抜本的な見直し又は中止を強く要望する。 3.理由 (1)リスクアセスメントの脆弱性 ・水質汚染対策が不十分であり、浸出水処理設備の性能や非常時対応が不明確。 ・環境モニタリング体制において、第三者評価や継続的な監視の仕組みが欠如。 ・災害時(地震・豪雨等)の安全対策が抽象的で、重大事故の予防策として不十分。 ・温室効果ガス排出に関するリスク評価が一切記載されておらず、C02やメタン等の排出量の試算、抑制策、モニタリング体制が不明。排出されるガスが周辺の植生・生態系・住環境に与える影響について、科学的根拠に基づく評価が行われていない。 ・周辺環境に影響が出る場合に「移植を行う」との話が出たが、対象となる植生・生物種、移植先、方法、時期、維持管理体制などの具体的説明が一切なく、環境保全措置としての実効性が担保されていない。	○	2025/10/21	・水質汚染対策について、処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 非常時対応は東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。また、停電時対策とし非常用電源とし発電機の設置を行います。 ・環境モニタリング体制に関する第三者評価や継続的な監視の仕組みとして、維持管理計画に基づき、毎年、処理水等の水質等の測定（計量証明事業による）等を実施し、自社で公開いたします。また、県の立ち入り検査により、測定結果の確認が実施されます。 ・災害時(地震・豪雨等)の安全対策については、耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家の意見を含めて審査されます。豪雨時対策についても排水計画及び防災調整池計画において森林法による許可手続きにおいて審査されます。 ・温室効果ガス排出に関するリスク評価については、嫌気性埋立よりメタンの発生量が半減する準好気性埋立とします。工事中および事業開始後ともに車両、重機については排出ガス低減車の採用、点検・整備を行います。また、展開目視検査にて異物（受入不可能物）の混入があった場合は受け入れしないことにより、温室効果ガスの発生の低減に努めます。 ・貴重な種については、環境保全対策書内で調査範囲での確認個体数を記載しております。大部分の種は改変区域外でも確認されており、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。このうち、南側の池（改変区域内）でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						・モニタリング情報が2010年~2020年の過去データに限定されており、最新の気象動向や将来予測に基づく評価が欠如している。 ・廃棄物の安定化に数十年を要する計画であるにもかかわらず、気候変動リスク(豪雨頻度の増加、気温上昇、台風の強化等)への適応策が示されていない。 ・2000年の東海豪雨(名古屋市で日降水量427㎜)などの極端事例が検討されておらず、施設設計の妥当性に疑念がある。 (2)瀬戸市環境方針との不整合 ・第3次環境基本計画の重点施策「自然環境の保護・保全」「地球にやさしく暮らす」に反する内容を含む。 ・ゼロカーボンシティ宣言(2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ)との整合性がなく、温室効果ガス排出量の試算や削減施策が記載されていない。 ・市民との協働姿勢が不十分であり、説明責任や情報公開体制に課題がある。 (3)事業運用・資金計画の不透明性 ・事業開始後の運用責任体制、緊急対応、維持管理方法が明示されていない。 ・計画通りの設備整備が実現可能かどうか、技術的・財務的裏付けが不明。 ・長期的な維持管理に必要な資金計画が示されておらず、事業の持続可能性に疑念がある。			・気候変動リスクへの適応策は東海豪雨の災害降雨パターンを別途検証するなどし、過去15年の降雨データ以外にも検討を行っております。 ・2000年の東海豪雨については、上記の通り事業計画書P4-288で検討を行っております。 ・大気質の影響検討には、過去10年間の気象データによる異常年検定（危険率1%）を行い、特異ではない気象データを用います。環境保全対策書の作成時における最新の気象データを収集しました。 ・市民との協働姿勢については、可能な限りの対応はさせていただいているつもりです。 ・事業開始後の運用責任体制等については、機密情報となるため、公開はしておりませんが、ISO14001に基づき制定をしていく予定です。 ・計画通りの設備整備が実現可能かどうかについては、当社は実現可能と考えております。 ・財務状況は機密情報となるため、公開は致しかねますが、事業の持続は可能と考えております。
						4.結論 本事業は、瀬戸市が掲げる持続可能な環境政策および市民協働によるまちづくりの理念と整合しておらず、生活環境保全の観点から重大な懸念がある。 よって、事業計画の全面的な見直しと、環境影響評価の再実施または、瀬戸市環境方針との不整合を理由とする計画の中止を強く要望する。			ご意見として承ります。
					562	瀬戸市ゼロカーボンシティ宣言との整合性に関する意見書 1.はじめに 1.1本意見書は、瀬戸市内において東立テクノクラシーが申請中の管理型産業廃棄物最終処分場の整備事業に対して、温室効果ガス(GHG)排出量の試算を行い、瀬戸市が掲げるゼロカーボン政策との整合性を検討することを目的とする。 1.2また、当該事業が環境影響評価制度においていかなる位置づけとなるかを確認し、制度的観点からの評価および見直しの必要性を指摘する。 2.事業概要 2.1事業主体:東立テクノクラシー株式会社 2.2事業地:瀬戸市山路町49番地2外 2.3主な計画内容 ・用地面積:132,900m2 ・開発面積:95,500m2 ・埋立面積:64,300m2 ・埋立容量:1,463,400m3 ・工事期間:3年(ピーク時300台/日) ・運用期間:15年以上(廃棄物搬入車両60台/日) ・浸出水処理能力:250m3/日 ・無害化管理期間:10年以上		2025/10/21	こちらは質問ではなく、ご意見でしょうか。瀬戸市へのご要望に見受けられますので、当社としての回答は出来かねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						3.温室効果ガス排出量の概算予測 3.1排出量の試算は、以下の類似事例を参考として行った ・新潟県出雲崎町「エコパークいずもざき」第3期事業 ・新潟県長岡市「中越地区広域最終処分場」第3期事業 ・新潟県上越市「上越地区管理型最終処分場整備事業」 3.2排出量の内訳(概算値) 表は別途送付 4.環境影響評価制度上の位置づけ 4.1環境省「廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価指針」によれば、当該事業は以下の項目を対象とする評価が必要とされる ・大気質、水質、騒音、振動、悪臭、地下水、生態系等 ・調査手法:現地調査+既存資料による現況把握 ・予測手法:類似事例との比較、数値シミュレーション ・評価方法:環境基準との比較、地域住民の生活への影響検討 4.2本施設のGHG排出量は、地方環境計画および区域施策編に明示的に反映されるべきであり、現行評価ではその整合性が不透明である。			
						5.ゼロカーボン政策との整合性 5.1瀬戸市は2050年までにGHG排出量を実質ゼロにすることを宣言しているが、本事業は運用・無害化期間が2050年前後まで継続することから、政策目標との整合性に重大な乖離が見られる。 5.2現時点では、以下の懸念が存在する ・処分場由来のGHG排出量が市の排出量カルテに反映されていない ・排出抑制策(再生可能エネルギー活用、植林等)の導入が明示されていない ・地域住民への情報公開および説明責任体制が構築されていない 6.要望事項 6.1本事業に関し、以下の改善を要望する: ・GHG排出量の算定結果を区域施策編に反映すること ・再生可能エネルギー活用および排出オフセット策の導入義務化 ・環境影響評価指針に基づき、住民参加型の調査・説明体制の確立 ・長期的な環境監視体制(第三者機関による定期評価)の確立 7.最後に 7.1瀬戸市が持続可能な未来都市としての責務を果たすためには、管理型最終処分場事業に伴う温室効果ガス排出の実態を正確に把握し、政策と制度の整合性を担保する必要がある。 7.2本意見書が、事業審査および地域政策策定に資するものとなることを願い、慎重なる対応を強く要望するものである。“陶器の町“瀬戸を“投棄の町”瀬戸にするな!!　根拠・参考文献は別途送付	○		
170	效範連区自治会		2025/9/11	個人	563	瀬戸市の水道水は美味しいと言われている。その水源近くに産業廃棄物を作るとは反対。例え遮水シート1.5ミリ2枚とは言え産廃で欠損又老朽化する可能性あるはず。それにより有害物質を含む物が水源に染み込むことにより人体に悪影響をもたらす事になるはず。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
171	下品野連区自治会		2025/9/16	個人	564	私は実家が馬ケ城水源地の近くにあり、子供の頃から馬ケ城水源地を、とても身近に感じて育った。 馬ケ城水源地には長い歴史があり、全国的にも珍しい緩速濾過方式を採用し、瀬戸市の誇るべき近代化遺産になっている。 また、水源地管理棟は、昭和初期の建築の要素が垣間見られる、洋館の歴史的建造物になっている。 産廃処分場は、遮水シートや遮水シートの損傷検知システムで有害物質等が漏れ出すのを防ぐ処置が行われるとのことである。確かに数十年はそのシステムで、有害物質等が漏れ出すのを防ぐことができるかもしれないが、その先の50年後あるいは100年後はどうなっているかわからない。遮水シートも長い年月の間に経年劣化して破れ、いずれ有害物質等が地中に漏れ出してしまい、土壌や地下水が汚染されてしまう可能性が高い。 また西谷取水口は処分場より上流にあるから大丈夫だろうということですが、実際地下水の経路がどのように繋がっているかもわからないため、推測に過ぎない。もし将来、有害物質等が漏れ出し、土壌や地下水が汚染されてしまったら、取返しのつかないことになると思う。 一度汚染してしまった土壌や地下水を浄化することは困難であり、もし浄化できたとしても、莫大な費用と長い年月がかかる。 そしてそのことにより、水源地の水も汚染されて使用できなくなり、最悪、馬ケ城水源地が消滅してしまうかもしれない。 また、処分場が排水する河川の下流域では、広範な地域で農業用水に利用しているが、それらの地域でも農業が出来なくなってしまうかもしれない。 馬ケ城水源地は、昔、瀬戸に良質な水道がまだ無かったころ、先人たちは大変苦労して作ったが、現代に生きる私たちには、先人たちが残した、この素晴らしく立派な遺産を、後世に残していく責務があると思う。 従ってこのような理由により、私は今回の産廃処分場の設置には断固反対する。 （以下は自治体要望）また決定を下すのは愛知県とのことだが、県の方々には上水道の取り入れ口が処分場の近くにあるという特殊な事情を鑑みて、賢明な判断をお願いする。	○	2025/10/21	50～100年以内には、廃止手続きを完了させる予定です。廃止の手続きが完了するということは、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。 馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
172	菱野連区自治会		2025/9/16	個人	565	私達が毎日飲む水、又、農業用水が汚染されたらと、思うと、とても心配である。15年間も産廃処分を稼動する間には自然災害に見舞われる事も?取り返しのつかない事が起ってからでは遅い。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
173	菱野連区自治会		2025/9/16	個人	566	説明会での図では、イメージ図であって、そのまま完璧に作られるのか、本当に山路町にあてはまるのか。又、廃棄物3mに対し、履土50cmというのは少なすぎるのではないか?	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					567	昨今の気象状況からみていつ線状降水帯に見舞われるか解らない。崖崩れや土砂災害も大いに心配。	○	2025/10/21	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎥と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。 浸出水調整ピットについては内部水位を考慮して構造計算を行い安全性の確保を行っています。
					568	15年間、積み続け、その後、見守りが2年で終わるのでは地元としては不安でしかない。少なくとも積み続けた年数の倍は責任を持って欲しい。	○	2025/10/21	見守りは2年ではございません。廃止届が受理されるまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
					569	現在でも、山路町のあの道路は産廃や土砂を積んだトラックがかなり出入りしておりクリーンセンターへ行く度、この美しい、自然の中を長きに亘り、これを更に上回る台数のトラックが走るのは許せない。	○	2025/10/21	他社のことはわかりかねますが、当社は地元車両を優先し、近隣住民の方々へご迷惑をおかけしないように配慮させていただきます。
174	菱野連区自治会		2025/9/16	個人	570	土砂採掘場の穴に産廃埋め立てにすることには反対をしたい。事業者の説明でも環境計量士の資格者が3名と規模からすると少な過ぎるし、浸出水処理、生物処理、高度処理(活性炭)等の説明でも現場でなされる施設とはとうてい思われない図を見せられても、とうてい納得出来るものではなかった。15年間もダンプカーで運んできたものをそのまま処理もせず、積み上げていくだけで、300mも積みあげるのを見ているだけで絶対に承服できるものではない。長期にわたって現地で集中豪雨や線状降水帯の発生がないとは到底考えられないと思う。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
175	山口連区自治会		2025/9/18	個人	571	2日目の説明会の要望は5連区のみと、本地の説明会で犬飼社長が発言されたと聞いてるが本当でしょうか?また、5連区はそれぞれで追加説明会を要望したのだから、5回説明会を行うべきではないか？（「1回にまとめて、最後にする。」という一方的な態度に納得がいかない。）	○	2025/10/21	ご意見として承ります。
					572	産廃は何mの高さまで積む計画か?(計画書に記載されている数値を教えてほしい。)	○	2025/10/24	貯留堰堤標高＝230.0m、貯留堰堤側廃棄物盛土高＝270.5mとなっており、標高差40.5mとなります。
176	菱野連区自治会		2025/9/18	個人	573	水源の近くで災害リスクの高い処分場をつくることは強く反対する。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					574	交通量増加するため、反対する。	○	2025/10/21	地元車両を優先し、近隣住民の方々へご迷惑をおかけしないように配慮させていただきます。
177	道泉連区自治会		2025/9/18	個人	575	近くの水源に処分場の地下水より汚染された水道水に不純物が混在するのが、心配である。瀬戸の水道水はそのまま飲んでも美味しいと言われている。何とか市役所の力で中止して頂ける様御願いする。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 市役所への要望については、当社としては、回答できかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
178	水南連区自治会	2025/4/25	2025/9/18	自治会	576	産廃計画説明会の再度開催のお願い 4月25日に開催されました産廃最終処分場計画説明会は、3連区合同(水南連区・效範連区・陶原連区)で開催された為、参加者の人数が限られ、多くの市民が説明会に参加出来なく再度水南連区単独の説明会の開催を臨む声が、昨日(9月16日)の水南連区会長会議にて提案された。 賛成多数にて再度水南連区単独での説明会の開催希望が可決されたので、再度の産廃最終処分場計画説明会をお願いする。 確かに3連区合同説明会では参加者(説明を受けたい人)の収容人数が限定され、多くの水南連区在住の市民に説明をして頂く機会が、著しく損なわれたと思われるので、是非再度水南連区単独の産廃最終処分場計画説明会の開催を要望する。 連区民は、産廃最終処分場計画説明会について多くの関心を持っているのでよろしくお願いします。	○	2025/10/21	収容人数を制限（限定）したつもりはございません。定員オーバーもしておりませんでした。ご要望にお応えするため、10月11日に追加の説明会を実施させていただきました。
179	水南連区自治会		2025/9/19	個人	577	蛇ヶ洞浄水場の近くに予定地があり地震などがおこった時に大きな影響が心配である。最終処分場ということだが、ビニルシートの劣化で有害物質が流れ出ることになると思う。これ以上瀬戸に産廃はいりません!	○	2025/10/21	蛇ヶ洞浄水場の近くではなく、馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口の近くでございます。ただし、西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
180	古瀬戸連区自治会		2025/9/19	個人	578	緑豊かな地域で、すぐ近くには水源があり、処分場から有害物質が流出した場合、人の健康だけでなく、動植物への影響も心配である。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
181	本地連区自治会		2025/9/22	個人	579	産廃には反対である。瀬戸市の山の中で環境へ悪影響を永久に及ぼすからである。特に80年経過以降、政令都市ではない瀬戸市には認可権はない。弱い市なのである。住民の意見を最終的に無視して産廃を進める。最終責任は愛知県に持ってもらうべきで法的な確認書、誓約書等を文書化して保存して将来の瀬戸市に管理維持等、負担の無いようにしてほしい。 産廃は生産者が最終処分を行うよう、リサイクルの法律改正を望む。消費者は使用に当たり必要な対価を購入時に払う。それぞれが生産物に責任をもって環境保全に取り組む。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境への悪影響は及ぼさないものと当社は考えております。
182	本地連区自治会		2025/9/22	個人	580	水質汚染懸念。近くに水道の水源があり有害物質が流出した場合、飲み水や、農業用水の汚染が心配。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					581	災害リスクの懸念。土砂災害危険地区に指定されているため災害時の安全性に強い不安を感じる。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					582	何十年後から出てくる健康への後遺症が心配で、誰が責任を取るのか。（会社は倒産する可能性あり）	○	2025/10/21	本件については、法律上、事業者側が維持管理積立金を準備し、万が一事業者が維持管理の対応ができない状況になった場合に、後継事業者の原資として、積立金を使いながら維持管理を行うというルールになっております。 法令に関する詳しい内容については、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度をご参照ください。
					583	なぜ瀬戸市ばかりに愛知県の産廃が集まるのか。県内の4割もの受け入れは反対である。	-		
					584	産廃は、県内だけでなく、どの県から持ちこまれるのか明確にしてほしい。	○	2025/10/21	現時点で、決まった発送地点からの搬入予定は無いため、現事業を運用する中での予定としてのお伝えになってしまいますが、東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに、一部関東からの廃棄物を想定しております。
183	長根連区自治会		2025/9/22	個人	585	当日質問時間が1時間と短く、延長30分を入れても十分な質問・意見ができなかったことに併せて、不明瞭な説明や検討する等とされた以下の回答を、再度の説明会にて明らかにしていただきたく、追加説明会の開催を求める。	○	2025/10/21	意見として承ります。
						データの信憑性　①気象データが古いことについて 意見　住民説明会で最新データで説明しなければ、どんな施設や処理がされるのか判断できない。県に出す前に最新データでの説明を求める。 回答　降水量の変化に伴い、施設の容量自体、県に出す段階で最新にする。			令和5年5月2日に、瀬戸市へ提出させていただきましたが、審査に時間がかかり、住民説明会を開催できるまで約2年が経過してしまったため、資料が古く見えるかもしれません。県への提出も、この資料を使用します。
						②観測井戸(地下水)の2か所の観測地点について 意見　現調査地点は、処分場計画地の南北2か所のみで、馬ヶ城近辺でされていない。地下水はどこで通じているかわからない。取水口付近はじめ、馬ヶ城近辺の観測をしてほしい。 回答　2か所の観測では不十分ではないかと、他の説明会でも指摘があり、検討を始めている。			廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。観測箇所の数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。
						③水質調査について 意見　全項目検査の頻度が1回/年では、少ないのでは。また、水質調査結果はすべて基準値を満たしていたとあるが、観測地点が少ないことに加え、現在事業が行われていない状況での数値である。数値の信憑性を疑う。 ・現時点で数値を提示する意味は何か? ・同規模の産廃処分場の例を出すべきでは?説明してほしい。 回答　検査回数は、法令上1回/年であるが、要望次第で回数を検討することも可能。			廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。検査回数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。 現時点で数値を把握するために検査を行い、提示しております。
						④悪臭の臭気指数について 意見　悪臭の臭気指数は、3地点で基準値未満とあるが、調査日が2021.8月9月である。4年前調査をしたものをデータとして提示しているが、この事業は県の許認可を受ける前から行っているのか。県の認可が下りていない段階でのこの数値に説得力はない。このデータは、アンドウ興業が行っている掘削や、近辺の中間処理施設等からの臭気を測ったものではないか。今回の15種類の産廃の臭気を示すなら、他の同規模の管理型産廃最終処分場のデータを提示してほしい。			そもそも悪臭の原因となる可能性がある産業廃棄物は、受け入れません。 受け入れる前には、サンプルを見させていただき、臭いがあれば、お断りします。そのもの自体の臭いという感覚ではなく、周辺の方に苦情をいただくような、そういう影響を与えるような臭いは出ませんという意味で、そのもの自体が一切無臭だということを言っているわけではございません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						⑤騒音や振動による影響について 意見　工事車両最大300台/日で往復600台/日。廃棄物運搬車両往復110台/日。処分場稼働時間は8時～18時の10時間なので、工事車両は60台/時間、1台/1分。また、廃棄物運搬車両は11台/時間、1台/5分通ることになる。現在この事業が行われていない状況において、No3地点では騒音レベルが昼夜問わず、基準値を超えており、No4、No5の計測地点でも基準値ギリギリである。 また、振動は基準値内だが、これもこの事業計画が行われていない状況での計測なので、数字に信憑性があるか疑わしい。 説明会では住民と協定書を結ぶとあったが、騒音・振動を抑えるために、具体的にどのような対策を立てるか、車両制限や速度規制、車両通行時間帯、荷過重の制限等、具体的な対策を示してほしい。			往復600台/日ではなく、往復300台/日になります。 また、処分場稼働時間は8時～18時の10時間という情報がどこからのものなのかがわかりませんが、受入及び搬出の時間として、事業計画書のP1-2に記載のある通り、AM8:00～PM5:00のうち、休憩1時間での運用となります。
						⑥断層帯の位置について 意見　猿投山北断層帯の位置が資料では1.1kmとあったが、産総研の平成9年のデータで古い。他説明会では令和2年の国土地理院の0.6kmとの指摘があったが、なぜ変更しないのか。 回答　すでに資料は縦覧されているし、前聞いた人とこれから聞く人が違う資料で違う内容を聞いて頂くのはおかしいと判断し、資料はこのままでいくことにした。 意見　16連区の1回目説明会が終了後、新データで資料を作成し、全説明会をやり直してほしい。			10月11日の追加説明会で国土地理院の0.55kmを採用し、県へ申請することを説明させていただきました。
						⑦事業計画書の工事工程表について 意見　事業計画の「工事工程表」がR6～R7の所に書いてある。現在、説明会が行われているので、これはちがうのではないか。 回答　予定として作成。市に提出したのはずっと前で、その時の書類が縦覧されてる。 意見　違うものが出ているという事で、きちんとしたものを再度提出しないといけないのでは。 回答　市の条例はそういう考え方だと思う。また意見で出して下さい。			事業計画書のP1-1に記載されている令和5年5月2日に、瀬戸市環境課へ提出させて頂き、その後、条例に沿って関係地域の設定がなされ、縦覧が開始されたのが令和7年1月8日となり、それ以降に説明会を進めていることで、内容が古い等のご指摘を頂く流れとなっております。 上記のことから情報が古いわけではなく、条例に従い運用している結果となることをご理解下さい。
						⑧廃棄物運搬車両の台数について 意見　資料P61には、廃棄物運搬車両は110台/日と記載されているが、説明会では往復110台/日と、「往復」という言葉がつけ足されていた。110台/日だと往復220台だが、往復110台だと55台/日になり、2倍数が違う。どちらが正しいのか。資料を訂正せず往復としたことは、台数を少なく言おうとしたのではないか。正しい数字を示してほしい。			往復110台（55台/日）が正しい数字となります。
						2.処理の仕方における懸念 ①目視点検の妥当性について 意見　「廃棄物の種類・数量・性状」及び「埋立地廃棄物内容」を目視点検とあるが、目視点検というのは本当に有効なのか。書類審査、目視点検、軽量も目視、抜き打ち点検も目視。すべての検査はできない、しない?では、安心できない。 回答　規定を守れない事業者の物は、扱わない。			現在保有している管理型処分場の維持管理規定に沿い、目視点検を行っており、問題なく運用できていることから、有効であると考えております。
						②有害物質の検査方法について 意見　PFAS・水銀・アスベストはチェックできるのか。全部チェックできるのか。 回答　水銀やアスベストは濃度を分析して、決まった濃度の物しか受け付けない。事前にそのデータをもとに申請が必要。 意見　PFASについては、説明がなかった。一説によると、国の基準は給水にはあるが排水にはなく、処理水にPFASが含まれているか検査しないのではともいわれている。資料を見ても検査項目にない。PFASが排出されるおそれと、健康被害リスクについてどう考えているのか、説明してほしい。			PFASに関しては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、　水道水の暫定目標値である50ng/L　（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定）以下にまで抑えることができ、該当の物質を十分に取り除けると考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						③水銀・アスベストの処理の仕方について 意見　水銀やアスベストは、ブルーシートで二重巻きにして、ガムテープでぐるぐる巻きにして別の所の決められた場所に埋め立てるという事を聞いたが、そんな安易な処理の仕方で安全なのか。 回答　他の説明会でそのように説明し、このやり方で他では安全にできていると思っている。専用の容器に入れて埋めるという方法があるかもしれないが、実はまだ詳細に決まっていない。			水銀廃棄物ガイドライン（第4版）に、中間処理の方法や埋立処分する際の注意点等が具体的に明記されていて、その方法が守られているものであれば、問題ないことを環境省が明示しております。 当社は上記内容に即したもののみ受け入れ、対応を進めるため、安全性が担保されると考えております。
						④廃棄物搬入における飛散防止について 意見　計画では、10tトラックが往復55台。550t/日の廃棄物の搬入が見込まれる。説明では、3m積み上げて50cmの土を被せ、それを繰り返すとあったが、3m積み上げる間野ざらしになる。その間周辺の環境悪化につながるのではないか。 回答　毎日10cmの土をかぶせ、水も撒く。 意見・10cmの覆土では、廃棄物のすき間に落ちて、飛散防止になるとは思えない。 ・ガス抜きが必要なのに、水を撒いては、ガス抜きが円滑に行えないのでは。 ・毎日この作業を行うとあったが、広大な敷地面積で行えるとは思えない。 ・毎日の10cmの覆土と水撒きは、資料に書かれていない。質問にとってつけたような回答である。再度、説明資料を作成し、納得のいく説明をしてほしい。			・散水については飛散の恐れがある物質（焼却灰等）について行います。散水については廃棄物に付着した汚れの洗い流し、廃棄物の早期安定化につながるものと考えております。 ・1日に埋め立てる範囲については維持管理、作業効率を考え特定のエリアを埋め立てることから、広大な埋立を一度に行う管理はいたしません。 ・即日覆土の記載については事業計画書P4-8に記載しております。厚さ10cmについての詳細表記がないことについては記載いたします。また、環境保全対策書P3.5-4においても悪臭対策とし、受入基準に適合した廃棄物のみを処分し、埋立終了後、即日覆土を施し、踏み固めを行う。と記載しております。
						3.生活や自然環境に及ぼす影響 ①交通安全について 意見　資料では、地元車両優先、交通誘導員配置、歩行者優先、通勤通学時間帯を避け、主要走行ルートの歩行者は17人/日とある。 だが、万徳寺以降道なりに市街地に向かう道路は、虹の丘学園の通学路になっており、小中学生約1000人が通っている。登校時間はほぼ同じだが、小中一貫校のため、学年によって下校時間はバラバラである。朝以外、午後の下校時間は13時半～17時ぐらいまで児童生徒の帰宅時間にあたる。 万徳寺以降、市街地道路は走行しないというならいざ知らず、この資料には走行ルートが全部示されておらず、通勤通学、住民の安全が配慮されるかどうかわからず不安である。学校側とも協議の上、市外からも含めて、主な想定走行ルートを提示して、具体的に走行時間帯や台数、交通指導員配置地点等、再度説明してほしい。			走行ルートについては、現状も処分場に隣接する場所で、工場を運用させて頂いているので、問題ないと考えております。 実際のルートは、248号線もしくは22号線を通り、248号線から見て、せと赤津I.C西（交差点）を直進。そのまま県道22号/県道33号へ進み、約290m先の信号のない交差点を左折し、赤津山口線 に向かう。 約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入り、約600m先の信号のない交差点を左折し、山路海上線に入るルートで、約1.7㎞直進すると工場に到着する道になります。 現状の走行ルートについて虹の丘学園と相談させて頂き、~~通学路上問題はないとのご返答を頂いております。~~通学路上の安全対策を実施することとした。 →学校教育課からの申入れにより、表記を変更。（R8/1/20）
						②崩壊土砂流出危険地区について 意見　計画地は崩壊土砂流出危険地区に指定されており、土石流が発生した場合における被害想定や対策について、説明会で言及がなかった。 猿投山・山路川一帯は花崗岩でできており、著しく風化が進んでいるとのこと。 県の林地開発許可制度の審査項目の〈災害の防止〉にも、“当該開発行為により、周辺地域において、土砂の流出又は崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるかどうか“と明記されている。 この危険地区について、認識はあるのか。被害想定や対策は考えているのか、説明してほしい。			愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
						③馬ヶ城浄水場について 意見　処分場建設地は、馬ヶ城浄水場の西谷取水場から、わずか70mしか離れていない。説明では処分場の方が7m土地が低く、さらに処理水は、浄水場とは反対側の山路川に放流するから心配ないとあったが、その根拠は何か。地下水は、どこで繋がっているかわからない。地下汚染は無いとするエビデンスを示して説明してほしい。			馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地から処理水を放流する位置より7m上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。また、地下浸透についても処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、更に電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						④自然環境動植物・生態系について 意見　資料P56・57に、改変区域内で影響が大きい動植物、イトモ、ヒメタヌキモ、トノサマガエル属は移植を行って影響を軽減する。また、生態系に影響を及ぼす森林や草地は減少するが、生態系への影響を軽減するとあるが、具体的な対策が示されていないので、以下の点について説明してほしい。 ・それぞれの個種が、改変区域内のどこにどれだけ分布しているか。 ・それぞれの個種の移植場所と移植方法を明らかにしてほしい。 ・落葉広葉樹林は-3.21h減少とあるが、そこに住めなくなった動物の具体的な対策を示してほしい。結局は住処がなくなり追いやられることになるのではないか。			貴重な種については、環境保全対策書内で調査範囲での確認個体数を記載しております。大部分の種は改変区域外でも確認されており、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。このうち、南側の池（改変区域内）でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。
						4.経営収支 意見　HPでは明らかになっていないが、収支をはっきりさせてほしい。15年間埋立て廃止まで10年。計25年間、廃止になるまで経営していく経営状況にあるか。この間、基金として国に積立をすると別会場で説明があったが、基金は毎年1000万超えとも聞いている。毎年積み立てられるだけの経営状態なのか。他会場での説明はあったと聞いているが、長根連区は時間切れで、詳しく説明を聞くことができなかったので、再説明を求める。			財務状況は機密情報となるため、お答えできかねます。愛知県の審査の際は愛知県に提出させていただきます。
184	長根連区自治会		2025/9/22	個人	586	事業者の選定上、品質保証は何年間を設定し、選出したのか。 施工経験、メンテナンスをどの様に考えたのか。	○	2025/10/21	現状、遮水シート及び漏水探知システム等の事業者の選定はまだ行っておらず、施工およびメンテナンスについても、選定中になります。 選定するうえで、今までの実績・メンテナンス等のフォロー体制も加味し、いくつかの事業者を比較して決定していく予定となります。
					587	設置場所は何故ここを選出したのか。物理的見解提示のこと	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。
					588	PFASなどの溶出の可能性は将来ないのか。溶出の場合の対策は。 PFASなどの溶出感知センサーは設置するのか。	○	2025/10/21	PFASに関しては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、　水道水の暫定目標値である50ng/L　（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定）以下にまで抑えることができ、該当の物質を十分に取り除けると考えております。
					589	地下水脈はチェック済みか。	○	2025/10/21	事業計画書P5-1地質調査による流向流速調査を行っております。
					590	地かく変動や微振動に対し施設は安全か。	○	2025/10/21	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。
185			2025/9/22		591	中日新聞6月17日の記事を見てこれは全くありえない物件だと思う。以前に地元自治連合会が「産廃埋め立ては永久的にやらない」という協定書を締結していたということであるから、瀬戸市が県の方にきちんと報告しなかったということで『法律上の問題』だと言える。建設どうのこうの問題以前の問題である。瀬戸市役所の対応が問題でこの工事契約は無効とすべし！	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
186	長根連区自治会		2025/9/22		592	5月13日(火)長根ふれあいセンター“連“で、産業廃棄物最終処分場(産廃場と略す)の環境保全対策の説明会があり参加した。 特に気になるのは地下水汚染である。環境省令の維持管理基準は「産廃場に2ヶ所以上の場所から採取された地下水の詳細水質検査を1回/年以上、電気伝導率、塩化物イオンの測定を1回/月以上となっている」業者の説明と計画書によると、この巨大な産廃場には地下水観測井戸は2ヶ所、水質検査1回/年、電気伝導率、塩化物イオンの測定1回/月と、省令で決める最低限の設備と維持管理運用基準である。更に監視で不適合が発生した場合「速やかに産業廃棄物の搬入、埋立を中止しなければならない」とあるが、事業計画書では「原因が遮水工の破損による浸出水の漏洩が原因と予想される場合は、搬入を停止後必要な処置を講ずる」となっている。原因に目途がつくまで搬入、埋立を中止しない運用で明らかに省令違反である。 また、計画書に漏水検知システムを設置すると書いてあるが、具体的な運用基準が記載されていない。質問すると法的には設置は条件になっていないとのこと。 この事業計画内容は不適合(不測の事態)が発生した場合、短時間で原因究明と対応策をとるという考え方が欠落している欠陥産廃場計画である。参加者からは環境汚染に対する不安の声多数あった。 欠落している保守性について、原因究明と対策までの目標時間等も含めた手順を明確にした計画書にした上で、再度説明会を開いてもらいたいと思う。	○	2025/10/21	・基準に則った頻度、井戸の設置であり、施設の安全性確認は可能と考えておりますが、ご意見を踏まえまして、検討してまいります。 ・監視井戸に異常が発生した場合の搬入停止については受入をしないということになります。原因及び必要な措置が講じられるまで受入を停止します。 ・漏水検知システムの設置について法で求められていない説明は致しました。本施設においては漏水検知システムの設置を行い問題があった場合の早期解決に努めます。漏水検知箇所については1m程度の範囲で特定が可能となっており、補修については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合にはライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。
187	長根連区自治会		2025/9/22	個人	593	水質検査の回数について。 浸出水の処理水については、1回/月の調査としているが、回数が少ない。万が一にも異常があった場合、最長1カ月も異常を見過ごすことになる。この間に見過ごした異常については修復できるものでなく、これを受け入れざるを得ない。さらに地下水においては、1回/年の検査としておりほとんど意味をなさない。再考すべきと考える。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。検査回数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。
					594	処分場供用中の異常について。 異常が発生した場合、必要な措置を取ると記載があったが、どのような異常が考えられ、その場合どのような措置を取るのか、具体的な記述が欲しい。かなりの種類の異常が予想されるため、考えられるだけの対応策を考えておくのは常識である。	○	2025/10/21	事業計画書P2-1以降に記載の維持管理計画書における項目となります。
					595	調整水槽の容量は適正か? 近年の気象状況は、以前と比べ大きく変化している。1時間雨量が100㎜を超える線状降水帯の発生も報告されている。このような状況下で、8100m2の容量では不足だと思う。再考の余地ありと考える。できるだけ最悪の場合に備えて対応ができる余裕を持たせることが必要だ。	○	2025/10/21	処理能力及び調整水槽については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 非常時対応は東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。
					596	CO2削減は喫緊の課題。 地球温暖化防止のため、CO2削減は皆で取り組まねばならない喫緊の課題である。このような状況下で、遠方から大型車を運行させるのは、削減行動と相いれない。過大な処分場だと、大量の廃棄物を遠方からでも集めねばならず、健全な企業活動とは言えないのではないか。	○	2025/10/21	東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに受入を検討しており、工事中および事業開始後ともに車両、重機については排出ガス低減車の採用することで、CO2の発生の低減に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					597	動植物の環境維持のため人工池を設ける。 生物の生息環境保全のため、人工池を設けるとしてある。しかし図面上の位置が示されていない。現状示されて平面図では、人工池を造成するほどの平坦地は見当たらず、本気で生物環境を保全するのかがうかがわれない。生物調査はしたが保全には力を入れないのではないか。	○	2025/10/21	トノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。
					598	北側外周道路面より最上段は40m高くなる。 埋め立て最終図面を見ると、最上段は北側の周回道路より40m高くなっている。覆土の勾配が緩いとして安全だと書かれてあるが、この高さだと少しの地震の揺れで法面が崩れるのではないかと危惧する。	○	2025/10/21	耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。豪雨時対策についても排水計画及び防災調整池計画において森林法による許可手続きにおいて審査されます。
					599	図面上浸出水集水ピットと地下水集水ピットが同位置にある。 集水管路図面を見ると、浸出水と地下水の集水ピットが同じ位置にある。工事の合理性からそうしているのか。	○	2025/10/21	廃止後の管理を目的とし同じ位置に集水する計画としております。集水用の桝については2連（コンクリートの中壁で仕切られている）の構造となっており埋め立て期間中は浸出水側をポンプで汲み上げ浸出水調整水槽に送水を行い、地下水側については自然流下で放流を行う計画としています。埋め立て終了後、浸出水の水質が基準値以下となり廃止が認められた時点で2連の桝の中壁を一部取り壊し地下水側へ合流させ自然流下で放流を行う計画となります。
					600	散水設備の有無 計画書の中に散水設備が見当たらない。散水設備は、粉塵の飛散を抑えるだけでなく、処分場内での万一の火災には必要設備である。散水配管の敷設図面もなく、散水車の配置にも触れていない。不必要だと考えているのか。	○	2025/10/21	散水栓の施設設置は行いません。可搬式高圧洗浄機設備（散水車）を利用し飛散の恐れがある場合に必要に応じ散水を行います。
					601	モニタリング井戸の数が少ない。 処分場の規模に比べ、モニタリング井戸が不足。直近のみでなく、少し離れた場所にも設けるべき。産廃処分場だと民家の井戸も監視対象とする例は多い。広範囲に監視することが必要と考える。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。観測箇所の数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。
					602	漏水検知システムを設置するとあるが概要が示されていない。 浸出水処理設備は詳細に示されているが、漏水検知システムは「設置する」と一行書かれているが、どのようなものか具体的に示してほしい。	○	2025/10/21	10月11日の追加説明会時に、サンプルを設置させて頂きました。 漏水探知システムの概要については、電気を通さない遮水シートの上層と下層に電極を設置し、下部の電極から電気を流し、上部電極まで通電するかどうかで、破損があるかを検知させるシステムになります。 もともと電気を通さないシート（遮水シート）のため、穴が開いている場合にのみ、通電することになり、穴の大きさに関わらず、通電することで、破損個所を特定できる仕組みとなっております。
					603	終了～廃止までの監視計画 埋め立て終了後、廃止までの計画は示されておらず、仮に15年で廃止に至らなかった場合などどのようにするのかを具体的に示してほしい。そうなると、当然余分な経費が発生することになるが、十分に備えられるのか。	○	2025/10/21	埋立終了後は安定化の進行状況を原水水質や処分場内温度測定等で確認をし、必要により、場内散水やガス抜き管からの送気等を行い、安定化促進を図ります。また万が一廃止までの期間が延長しても、廃止できるまで当然責任を持って施設管理を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
188	長根連区自治会		2025/9/22	個人	604	本来動物・植物は自然の生態系の中で生きているが、今回産業廃棄物最終処分場ができることによって、池・湿地等が失なわれ、行き場を失うこととなる。 6-1自然環境には、改変区域内で確認され影響が大きいとされた種(イトモ・ヒメタヌキモ、トノサマガエル属)については、環境保全措置として移植を行うと書かれているが、どこにどのように移植するのか、具体的に種や量を示すべきと考える。キツネ・イタチ、アカネズミなどについても同様に具体的に何をするのか示すべきである。本当に可能なのか具体策を示すべきである。このように自然が守られない計画には反対であり、再度説明会を開くべきと考える。	○	2025/10/21	トノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。キツネ、イタチ、アカネズミなどについては、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。
189	長根連区自治会		2025/9/22	個人	605	同地域は崩壊土砂流出危険地区ではないか。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
					606	山土を採掘したアンドウ興業は当初産廃物は入れないとする事で住民との協定(合意)がされている。 その後、東立テクノクラシーが土砂採取跡地を活用し、産廃場の計画としたが、これこそ住民を欺く手法であり、断じて容認できない。	○	2025/10/21	アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書についても継承義務はないと考えております。
					607	厚さ1.5㎜ 2枚の遮水シートとされるが、埋設物によっては、酸、アルカリ性のものもあり、永年の劣化に耐え得るのか。 いずれかは破損すると考えるが、その保償の期限は永久でない以上、最後は、飲料水として市民や田んぼに放流されることになる。 最後まで責任がもてない処分場の建設をすべきではないと考える。	○	2025/10/21	埋立完了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃止の手続きをさせていただきます。廃止の手続きが完了するということは、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。
					608	猿投山北断層と最終処分場との距離が些か600m程度の至近距離であり、震度7以上の東海大地震の震動には耐えられない構造である。その場合、汚水が付近の川に流出する危険は十分、考えられる。ただちに、同計画はとりやめるべきである。また説明ではくりかえし1.1㎞に固執している理由は何か。	○	2025/10/21	10月11日の追加説明会で国土地理院の0.55㎞を採用し、県へ申請することを説明させていただきました。
					609	処分場における重要な機能は水処理をどう具体化し、汚染水を清潔な水として下流に放出するかであるが、説明書には記載がされていない。 会社、本社所在地、電話番号併せて、資格所有者、氏名など具体的な記載がされていない。このような重要な事項を載せない事業は信頼されない。建設の中止を求めるものである。	○	2025/10/21	金属イオン成分は凝集沈殿、BOD・有機物・窒素成分は生物処理、第2凝集沈殿・高度処理（砂ろ過・活性炭・キレート処理）にて放流基準値以下の水質で放流します。 水処理施設の会社については選定中です。
					610	搬入される産業廃棄物については形や種類大きさはバラバラである。そこで、それらを乾燥、脱水、選別、破砕などの工程が必要と考えるが、計画書には、それらの接置は全く記述されていない。具体的に明らかにすべきである。 また併せて汚泥の受け入れとあるが分離方法はどのように考えているか、明らかにすべきである。再度、説明会を開き、住民の納得がえられるようにすべき。できなければ建設すべきではない。	○	2025/10/21	乾燥、脱水、選別、破砕するのは、許可を持っている中間処理会社であり、中間処理会社が、リサイクル、リユース、リデュースできないものが、最終処分場に入ります。当社処分場において中間処理を行うことはできません。汚泥も同様のため、計画書に書かれていないのではなく、書くことがないです。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					611	この地域は土質の軟弱地域である(土砂崩壊地域一森林法)にも係わらず、産廃場計画はあまりにも無謀な計画と考える。 直近を東海環状自動車道が通っているが、震度7程度の東南海大地震への対応や予測はどのように考えられているのか。それらも含め、同計画は中止すべきと考える。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。 地震への対応については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。
					612	資料5にあるようにa～hの左側から堀削し、土を取り除く計画が描かれているが、削った土砂を置く場所についての記載はない。このように単純な工程表すらない事業は問題であり、認められない。	○	2025/10/21	計画地造成に伴う掘削残土については場外搬出となります。搬出先については今後検討を行っていきます。
190	長根連区自治会		2025/9/22	個人	613	水源が近くにあり、汚染が心配である。どんなものが産廃とされるのかわからないので健康被害は出ると思う。幼い頃、水遊びをした品野地区の川はとてもきれいだった。一度壊れた自然は元には戻らない。絶対に壊してはいけないと考える。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
191	長根連区自治会		2025/9/22	個人	614	瀬戸市民が飲む水道の水源の横に水銀や石綿などの毒物が永久に埋められる事は瀬戸市民としては心配でたまらない。絶対にやめていただきたい。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
192	長根連区自治会		2025/9/22	個人	615	いつも連区の為にありがとうございます。長根連区の自治会は、町民の事を一番に考えて下さっていると信じているが、他の自治会では中立を主としている所もあるように聞く。 まだまだ市民町民共に全く産廃処分場の計画がある事すら知らない人ばかりである。私はたまたま説明会に参加したので、重要性を知った。まずは、瀬戸自治協議会の連合会が積極的に反対の立場を示し、瀬戸市議会、瀬戸市長に意見してほしいと思う。	-		
					616	山路町計画地は崩壊土砂流出危険地区内にあるとされているが、御社はわかっていて計画されているのか。また、近年異常な線状降水帯はどこに起こるかもわからず不安でしかない。計画地から処理しきれない水があふれ、農業用水に紛れ使用されることになればどんな被害が起こるかもっと真剣に考えて欲しい。再度の説明会希望する。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
193	長根連区自治会		2025/9/22	個人	617	先日事業者説明会が有ったが、市民が知らない事柄が多く(例　猿投山北活断層の存在、土砂災害危険区に指定されている事!!)災害時の安全性に強い不安を感じる。埋め立地には穴にシートを2重にしくと言うが、様々有害などんな物質を含んだ物が含れるのか!!すぐ側は瀬戸市民の大切な大切な飲み水を供給する水源地が有る、その水をどれ程汚染から守れるのか?業者はその水質について検査を責任を持って調べる一と言っているが、その責任は25年間だけ!後はもう必要が無い!!市民はその後、私達の子供、まごがその水源地の大切な水を飲み続けるのである!!私はその事について後世に責任を持てないこの計画は絶対に許して欲しくない!!と心から思う。知らされてない事はおそろしい事だとつくづく思う!!	○	2025/10/21	猿投山北活断層については、今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。 土砂災害危険区については、愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。 馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 25年で責任がなくなるわけではございません。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃止の手続きをさせていただきます。廃止の手続きが完了するということは、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。
194	長根連区自治会		2025/9/22	個人	618	設置場所付近に上水道の水源がある事 以前に設置計画を出して中止になったのに出したのは?地元の自治会との協定書において廃棄物最終処分場は永久におこなわないとあるのになぜか。 再度業者が処分場の計画を出して来たのは? 先の協定は別法人であるから地域との協定は継承しているが地域住民市民をバカにしている。業者と取締役は兼任である市役所環境課もみとめている。 安心して水道水を使用したい。 （以下は議会への意見）市議会は可決したのか？計画は決定なのか。	○	2025/10/21	前回の計画を取り下げた理由は反対によるものではございません。東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。 また、アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書についても継承義務はないと考えております。
195	新郷連区自治会		2025/9/22	個人	619	水源の近くなので、飲料水の心配が懸念される。水は生命にとって大切なものなので、良く考えて行動してほしい。	－（関係住民外）		
196	西陵連区自治会		2025/9/24	個人	620	そもそも、計画地は土砂採掘場であり、採掘後の復元義務を果たしていない時点で、法律で裁かれなければならない。にも関わらず、別会社が産廃処分場へ変更するというのは理にかなっていない。充分な説明責任が両者にはあるが、詳細な説明をして下さい。	－（関係住民外）		
					621	西谷取水場から、わずか70m程しか離れていない計画地に、産廃処分場ができた場合、河川への影響(人間だけでなく動植物に対しても)は、どのようなものなのか。 又、すでに瀬戸市には50ヶ所以上の産廃施設があるのに、新たに作る必要性を開示(データも必須)してほしい。	－（関係住民外）		
197	效範連区自治会		2025/9/24	個人	622	瀬戸市の市民に胸を張れる政策と言えるのか。よく考えてほしい。	－		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					623	“産廃をビニールシートでおおう”ことを聞いているが、ビニールシートの耐用年数は何年?！将来瀬戸市の水は大丈夫か?！	○	2025/10/21	ビニールシートで覆うのではなく、遮水シートを敷きます。遮水シート耐用年数は、一般的に、紫外線が直接当たった状態で35年～50年と言われております。処分場内のシートには直接紫外線が当たらないように、紫外線をカットするようなマット等で対策を行うことが、法令上で決まっております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での計画となっております。また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					624	処分場を受け入れることに反対!瀬戸市民に何かメリットがあるとは考えられない。	○	2025/10/21	瀬戸市民へのメリットはございません。
					625	水源に近すぎである。水道水の汚染が心配。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
198	效範連区自治会		2025/9/24	個人	626	水質汚染を懸念している。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
199	效範連区自治会		2025/9/24	個人	627	安全性はみいだせず危険だと思う。未来の子供達のために水源近くは特に反対である。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
200	效範連区自治会		2025/9/24	個人	628	災害リスクと水源近くの場所なので完全に安全とは思えないので不安である。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
201	長根連区自治会		2025/9/24	個人	629	ゴミ袋2枚だと劣化した時、袋がやぶれてしまわないか、そのあとゴミにかかった雨水が水源の水にかかってしまわないか等々心配である。	○	2025/10/21	ゴミ袋2枚とは、二重遮水シートのことでしょうか。 馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
202	長根連区自治会		2025/9/24	個人	630	処分場近くの水源への影響が心配。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
203	效範連区自治会		2025/9/24	個人	631	人間の科学技術には限りがある。どんなに優れた遮水シートでも100年程度の耐用年数といわれている。したがって、有害物質が地下水に漏れ出すことを完全に防ぐことはできないと思う。この産廃処分場のすぐ近くに瀬戸市の上水道の水源があり、処分場から有害物質が漏れ出て飲み水が汚染されるおそれがあるため、この処分場をつくることには断固として反対する。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
204	道泉連区自治会		2025/9/25	個人	632	瀬戸市は産廃に甘すぎる 癒着が有るのか疑問に思う	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
205	道泉連区自治会		2025/9/25	個人	633	防災上のメリットは瀬戸市に全くない!デメリットのみの処分場計画である。2009年に計画され取り下げられていた案件を再度立ちあげる意味は?特に水銀や石綿(アスベスト)等含む有害物質が運びこまれるなぞ断固反対である。	○	2025/10/21	前回の計画を取り下げた理由は反対によるものではございません。東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。 搬入物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
206	長根連区自治会		2025/9/25	個人	634	瀬戸市は、いつもいらない物を引き受けるが、ハキダメか?よって、産業廃棄物も受け入れるのは、断固反対する。クリーンな瀬戸市であって欲しい。	-		
207	萩山台連区自治会		2025/9/25	個人	635	ずっとこの先、心配のいらない環境での生活が続いてほしい。	-		
208	下品野連区自治会		2025/9/25	個人	636	産業廃棄物処理場は断固反対である。	-		
209	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	637	崩壊土砂流出危険地区に関する事業計画の見直しとリスクについて 7月6日の萩山台連区事業計画説明会において、計画地が「崩壊土砂流出危険地区」に含まれているとの指摘に対し、犬飼社長は「その事実を認識していなかった」と述べ、調査の上で計画見直しの必要性を検討すると回答されました。 しかし、8月25日に本自治会に届いたメールでは、「瀬戸市の条例手続きが終了後、初めて愛知県と協議できる」との回答に留まっており、崩壊土砂流出危険地区に関する具体的な調査内容や見解が示されていません。 「メール回答内容」 ・瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。 尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。(原文) 私たちは、愛知県への許可申請前に、貴社がすでに十分な調査・検討を行っていると認識しております。つきましては、環境保全の観点から、下記項目について改めて明確な回答を求めます。 1. 崩壊土砂流出危険地区に関する認識と調査内容 ・認識:貴社は現在、崩壊土砂流出危険地区がどのような危険性を有する地区であるか、どのような認識をお持ちですか。その定義、指定者、および制限内容について説明してください。 ・調査内容:7月6日以降に実施された当該危険地区に関する調査の内容と、その結果判明した事実を詳細にお知らせください。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
					638	2. 事業計画への影響とリスク ・リスク:崩壊土砂流出危険地区内に最終処分場を建設・操業した場合に、どのような環境保全上のリスク(例:土砂崩壊による構造物の損傷、汚染物質の流出)があるか、貴社の見解を説明してください。 ・計画の見直し:当該リスクを踏まえ、事業計画の見直しは必要ないと考えているのか、その理由を客観的根拠とともに説明してください。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
210	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	639	施設の廃止後の将来にわたる責任所在について、以下の点に関して明確な見解を求めます。 有害基準値以下の排水安定化が確認され、施設が廃止された後も、想定外の原因による有害物質の流出事故が発生する可能性は否定できません。こうした事態が発生した場合の対応および社会的責任について、以下を具体的にご説明ください。 1. 経済的根拠の提示：万一の事故に備え、事業者としてどのような**経済的措置（例：基金の設立、保険への加入、保証制度の構築など）**を講じるのか、その具体的な根拠を示してください。 他連区の事業計画説明会で、独立行政法人環境再生保全機構の「最終処分場維持管理積立金制度」で積み立てる費用を、万が一の事故に対する原資に充てる説明をされています。しかし、この積立金制度は維持管理に充てるものであり、この質問の趣旨とは別物であります。参考に最終処分場維持管理積立金制度の趣旨が述べられている旨を表示させて頂きます。 「最終処分場は、埋立終了後も浸出液の処理等の維持管理を長期間にわたり継続して行わなければなりません。しかしながら、一部の最終処分場において設置者が倒産等により不在になり、その結果最終処分場の維持管理が行われないという事態が生じています。こうした状況に対応するため、処分場の維持管理を適切に行うとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性を高めるため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならないこととされたものです。」であります。（出典：愛知県HP、あいちの環境>最終処分場維持管理積立金制度について） この質問は「万一の事故に備えた経済的根拠の提示」でありますので、ご留意頂き明確な見解をお示し下さい。	○	2025/10/21	不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。 不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					640	2. 責任の継続期間：事業者の責任はいつまで継続するのか、その期間を明確に示してください。法的な義務の範疇を超えて、長期にわたる環境モニタリングや対応の責任をどのように負うのか、詳細な説明を求めます。	○	2025/10/21	廃止の手続きが完了するまで当社の責任となります。期間に関しては、埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しております。 上記廃止の手続きが完了した時点で、処分場という施設から基準値以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することが確認されたことを意味する点から、本期間までの責任であると考えております。
211	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	641	排水処理異常時の対応と危機管理の徹底について 私たちは、排水処理異常時の対応に関して、貴社の計画に環境保全上の重大な疑念を抱いています。住民の安心・安全を確保するため、以下の点について明確な見解と具体的な計画の提示を求めます。 1. 危機管理フローの明確化： 萩山台連区事業計画説明会では、排水処理異常が発生した場合、関係各所に報告・連絡するとの回答がありましたが、事業計画書には危機管理対応の具体的なフローが記載されていません。口頭での説明に留まらず、異常発生時の初動対応から、情報の公開、原因究明までのプロセスをフロー図として明示し、住民に提示してください。	○	2025/10/21	ご懸念の危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 例： １．産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ２．公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 ３．火災の発生の防止に関する事項 ４．その他の災害の防止に関する事項 ５．浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 ６．事故の防止 ７．緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策 、緊急連絡体制 ）

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					642	2.異常事象発生時の対応基準と第三者機関の導入: 汚染物質の流出確認後の対応については言及があるものの、排水処理異常やその他の異常事象が発生した際の具体的な対応が示されていません。 ・異常事象発生時、直ちに事業を停止し、原因究明が行われるのか。 ・原因調査期間中も操業は停止されるのか。 ・調査報告書の信頼性を確保するため、第三者の専門家を交えた調査を実施し、その報告書を公表するのか。これら基本的な危機管理対応について、明確な基準と方針を示してください。 上記のように、貴社の現状の危機管理対応は、迅速かつ十分な対応を期待できるものではなく、稚拙な危機管理と言わざるを得ません。事実が隠蔽されるのではないかという住民の不安を払拭するためにも、詳細かつ透明性のある危機管理計画の提示を強く要求します。	○	2025/10/21	意見番号641に記載の、7.緊急時の対応として下記のような内容を記載します。 例： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
212	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	643	産業廃棄物の搬入および搬送ルートについて、以下の点に関して明確な見解を求めます。 1.搬入車両の飛散防止と住民対策 ・飛散防止対策:産業廃棄物を搬入する車両からの飛散防止策について、具体的にどのような対策を講じますか。特に、風速が何メートル以上になった場合に搬入を停止するのか、その基準を明確にお示しください。 ・住民対策:搬入車両の通行に伴う粉塵や騒音など、住民の生活環境への影響をどのように最小限に抑えるのか、具体的な対策を説明してください。	○	2025/10/21	基本、暴風警報が出れば、受け入れは停止します。平均風速15m/s以上または瞬間風速20m/s以上の場合は運搬の見合わせ及び中止を検討します。住民対策としては、安全教育の実施を行い、地元車両優先とさせていただきます。
					644	2.瀬戸市内における搬送ルートの明確化 ・事業計画説明会では、計画地周辺の搬入ルートのみが示されましたが、住民が最も懸念しているのは、瀬戸市内全域における搬送ルートです。 ・収集運搬業者任せにするのではなく、事業者の責任において、瀬戸市内を走行する全てのルートと通行時間帯を限定し、住民の安全を確保する必要があると考えます。この点について、明確な見解をお示しください。	○	2025/10/21	・248号線から、せと赤津I.C西（交差点）を直進 ・そのまま県道22号/県道33号へ進む ・約290m先の信号のない交差点を左折し、赤津山口線 に向かう ・約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る ・約600m先の信号のない交差点を左折し、山路海上線に入る ・約1.7km直進すると工場に到着 ※高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートとなります。
213	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	645	建設予定地から３キロ圏内の関係住民が最も懸念しているのは、建設工事から処分場共用開始後における瀬戸市内関係車両の走行ルートが明示されていないことです。 ・萩山台連区事業計画説明会では、上記についての説明が地元東明連区内の走行ルートに限定され、その他の地域のルートは収集運搬業者に委ねられるため説明できない、とのことでした。 　当該事業者の責任において、少なくとも瀬戸市内を走行するルートと通行時間帯を限定し、住民の安心・安全を確保する必要があると考えます。 飲料水や農業用水の確保に次ぐ重要な事項と捉えておりますので、明確なご見解をお示しください。	○	2025/10/21	瀬戸市内全ての走行ルートを限定することはできかねます。 通行時間帯については8時～17時で検討しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
214	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	646	施設の建設から将来にわたる財務状況と資金計画について、以下の点に関して明確な説明を求めます。 最終処分場の建設・維持管理、さらには閉鎖後の長期的なリスクに対応するためには、強固な財務基盤が不可欠です。この点について、住民が安心して事業の遂行を見守れるよう、以下の事項を具体的に提示してください。 1. 事業全体の資金計画: ・当該建設事業の資金調達計画について、その詳細を分かりやすく説明してください。 ・施設の供用開始後、維持管理にかかる資金計画についても、具体的な内訳と継続性を証明する資料を提示してください。	○	2025/10/21	事業全体の資金計画及び維持管理にかかる資金計画については機密情報となるため、公開できかねます。
					647	2. 将来の事故対応資金: ・安定化後、想定外の事故(例:汚染物質の流出)が発生した場合の対応資金をどのように確保するのか、その具体的な計画と財源を提示してください。 ・こうした事態に備えた経済的措置(例:基金の設立、保険への加入、保証制度の構築など)について、その詳細な内容と根拠を示してください。	○	2025/10/21	不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					648	3. 資金力の証明: ・上記すべての資金計画について、貴社の資金力を客観的に証明する資料を、住民でも理解できるよう平易な言葉で説明してください。	○	2025/10/21	当社の資金力を客観的に証明する資料の提示については、機密情報となるため、公開できかねます。
215	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	649	企業の財務状況と事業継続性に関する意見 環境保全の観点から、本事業が開始されてから最低50年以上という長期にわたり、施設の維持管理が可能であるかどうか、企業の財務的体力について明確に公表し、住民が判断できる資料を提示していただきたく存じます。 1. 企業の財務情報および事業構造について ・企業概要:企業の規模、創立、資本金、従業員数、売上高、事業収入源、および関連会社との資本関係について、詳細な資料を提示してください。 ・事業の収支見通し:事業開始から50年間における収入と支出の具体的な見通しを、経年的に示してください。特に維持管理に必要な資金計画を明確にしてください。	○	2025/10/21	維持管理は埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しております。 企業の財務情報は機密情報となるため、公開できかねます。産業廃棄物処理業としては優良認定もいただいているため、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」では情報を公開させていただいております。事業の収支見通しについても、機密情報となるため、公開できかねます。
					650	2. 維持管理体制と費用について ・維持管理費用:施設の維持管理、特に設備購入および日常的な水質管理にかかる費用とその内訳を詳細に説明してください。 ・水質管理基準:日常的な水質管理体制について、機械による管理を含めた具体的な方法とその頻度(例:月に1回で十分か)について、その根拠を示してください。また、地域住民の安全を確保するため、法令の基準よりも厳格な管理基準を設定するべきではないか、ご見解をお聞かせください。	○	2025/10/21	維持管理費用に関しては、機密情報となるため、公開できかねます。水質管理については、法令に基づき、愛知県の指示のもとに行います。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、水質の管理方法について検討させて頂きます。
					651	3. 将来的な責任体制について ・確認体制の継続期間:最終処分場として役目を終えた後、汚染物質の流出事故など、万が一の事態に備えた確認・管理体制をいつまで維持するのか、明確な期間と責任の所在を提示してください。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃止の手続きをさせていただきます。廃止の手続きが完了するということは、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
216	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	652	当該計画地を選定した理由と環境保全上の妥当性について、以下3点に関して明確な見解を求めます。 1. 計画地が最適地である客観的理由 なぜこの計画地が最終処分場の設置場所として最適であるのか、その客観的な理由をお示しください。	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。 隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。
					653	2. 他地域の検討状況 この計画地以外に、候補地として他の地域は検討されましたか。検討された場合、その経緯と本計画地を選定した理由をご説明ください。	○	2025/10/21	他の地域も検討させていただきましたが、経緯は機密情報となるため、お答えできかねます。選定理由は瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。 隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。
					654	3.「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」への準拠 当該計画は「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に準拠し、この計画地を最適地と説明されているが、その根拠を環境保全上の観点から具体的にお示しください。	○	2025/10/21	本計画は、現在の「土石の採取場」を利用、拡張することにより、新たな森林開発をできるだけ少なくすることにより、環境インパクトを減らす計画としている。事業計画及び環境保全対策書においても基準を満足できるものと考えております。
217	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	655	瀬戸市が最終処分場設置場所に選定された理由について 私たちは、数ある候補地の中から、なぜこの瀬戸市、特に山路町が産業廃棄物最終処分場の設置場所に選定されたのか、その理由について強い疑問と不安を抱いております。7月6日の萩山台連区事業計画説明会での説明は、この重大な決定に対する住民の理解と納得を得るには不十分なものでした。 環境保全上の観点から、下記の事項について明確な説明を求めます。 1. 最終処分場として最適な土地である客観的理由 ・瀬戸市が最終処分場の設置場所として、県内外の他の候補地と比較して、地理的、地質的、水文地質学的にどのように優れているのか、その具体的な客観的根拠を提示してください。 ・なぜこの計画地でなければならないのか、その唯一無二の理由を環境保全上の観点から科学的に説明してください。	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。 隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。
					656	2. 候補地選定の経緯と他地域の検討状況 ・候補地を絞り込む際の選定基準と、瀬戸市に至るまでの具体的な検討経緯を公開してください。 ・他に検討された地域やその不採用理由について、詳細な情報をお示しください。	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。 隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。 他に検討した地域と不採用理由については、機密情報となるため、お答えできかねます。
218	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	657	周辺の自然環境および希少動植物への影響と保全対策について、以下の点に関して明確な見解を求めます。 1. 動植物の生息環境への影響と対策 ・本計画地およびその周辺は、人間以外の多くの動植物が生息する環境です。最終処分場の建設・操業により、これらの動植物が今後も継続して生息できるか、その影響予測と具体的な保全対策を説明してください。 ・特に、近隣の「愛知県自然環境保全地域」など、東海地方でも希少な植物が点在していることを踏まえ、それらの植物群落を保護するための特別な対応策を講じる必要があります。具体的な対策内容と、その妥当性を示す根拠をお示しください。	○	2025/10/21	計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					658	2. 希少植物の保全措置と実績 ・環境保全対策書には移植対応が示されていますが、湧水や弱酸性を好むヒメタヌキモやイトモといった植物が、移植先で定着し、生存できる環境を整え、かつ維持できるのか、具体的な計画を説明してください。 ・こうした高度な専門知識と技術が求められる保全措置について、貴社に実現可能な実績と経験はありますか。過去の事例における移植対応の*経年変化(定着率など)**と現状を、具体的なデータとともに詳細にお示しください。	○	2025/10/21	南側の池（改変区域内）でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。 移植にあたっては、十分な知見を持つ専門家に依頼する予定としております。
					659	3.「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」への準拠 ・当該計画が「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に準拠し、環境負荷の回避・低減を目指した措置がどのように検討されたのか、その経緯と詳細を説明してください。	○	2025/10/21	本計画は、現在の「土石の採取場」を利用、拡張することにより、新たな森林開発をできるだけ少なくすることにより、環境インパクトを減らす計画としている。事業計画及び環境保全対策書においても基準を満足できるものと考えております。
219	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	660	1. 希少植物の保全措置とその実現可能性について 萩山台連区事業計画説明会では、希少植物の移植対応が説明されましたが、私たちは以下の理由から、その実現は極めて困難であると考えます。 ・移植後の定着・維持:貴社の計画通りに、湧水や弱酸性を好むヒメタヌキモやイトモなどの希少植物が、移植先で定着し、長期的に維持管理できるという確証を、具体的に示してください。 ・専門家の実績と信頼性:説明会で回答された専門家が、実際に希少植物の移植に関してどのような経験と実績をお持ちなのか、詳細な情報をお示しください。特に、調査時に採取された個体の保存状況が確認できない現状では、貴社の保全策に対する信頼性は極めて低いと言わざるを得ません。	○	2025/10/21	南側の池（改変区域内）でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。 移植にあたっては、十分な知見を持つ専門家に依頼する予定としております。
					661	2. 搬入廃棄物に含まれる有害物質および消火・爆発対策について ・廃棄物の種類と管理:搬入される機械破砕物に、消火器やリチウム電池などが含まれる可能性について、貴社の見解と具体的な対策を説明してください。 ・PFAS・ゴミ爆発対策:近年、環境汚染が問題視されている**PFAS(有機フッ素化合物)**の発生リスクと、ゴミ爆発に関連する対策について、貴社の具体的な対応策を詳細に説明してください。	○	2025/10/21	受入前の確認として排出先、受入れ廃棄物の確認を行い、爆発物、消火器の受入れは行わないなど管理を行ってまいります。展開検査で発見された場合は、持ち帰りしてもらいます。 また、PFASについては当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定）以下にまで抑えることができ、該当の物質を十分に取り除けると考えております。
220	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	662	粉塵飛散による水源への影響と対策について 私たちは、廃棄物の運搬・搬入時および施設稼働時に発生する粉塵の飛散が、地域住民の重要な生活インフラである水源取水口へ影響を及ぼすのではないかという強い不安を抱いております。 貴社は、この影響について「本当に無いと言い切れるのか」という住民の疑問に対し、明確な根拠を示していません。つきましては、下記項目について詳細な説明を求めます。 1. 粉塵飛散防止策の詳細: ・廃棄物の運搬・搬入時に発生する粉塵の飛散を、どのようにして確実に防止するのか、具体的な対策(例:車両の密閉化、散水、風速制限による運搬停止など)を詳細に説明してください。 ・施設の稼働時における粉塵飛散防止策についても、具体的な方法とその効果について、客観的なデータやシミュレーション結果を提示してください。	○	2025/10/21	・飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンピング時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。 ・上記対策を行うことにより環境保全対策書における粉塵対策は満足できるものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					663	2. 水源取水口への影響に関する科学的根拠: ・計画地周辺の水源取水口の位置を特定し、そこへの粉塵の飛散経路および影響範囲について、科学的な調査・分析に基づいた見解を示してください。 ・貴社が「影響はない」と言い切るための、明確な科学的根拠や過去の事例、リスク評価の結果などを提示し、住民の不安を払拭してください。	○	2025/10/21	埋立作業による粉じんについては、即日覆土、場内及び場内道路の清掃・散水等を実施することから、周辺への影響はほとんどないものと考えております。なお、工事中の粉じんによる影響については、環境保全対策書に予測・評価結果を記載したとおり、問題がないとの結果となっております。
					664	3. 万一の汚染発生時の対応: ・万が一、粉塵飛散が原因で水源取水口が汚染された場合の責任の所在と、具体的な対応計画(例:浄化措置、損害賠償、補償など)を明確に示してください。	○	2025/10/21	当社が原因と特定された場合は、当社が責任を負います。その際は、不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。 予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
221	效範連区自治会		2025/9/29	個人	665	水源の近くで災害リスクも高い場所に、処分場を更につくることには、瀬戸市民として強く反対します。「安全対策をする」という事がそもそも安全ではないもの。危険なものを処分するという証拠。どんな対策をしても計画どおり事が運ばないのが世の常。危険なものを瀬戸市に、しかも水源近くに作らないで下さい。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
222	長根連区自治会		2025/9/29	個人	666	この度計画されている産業廃棄物処理場建設に強く反対の意思を表明します。 その理由は計画地が浄水場に、取水口に非常に近いからです。「取水口は本計画地の上流に位置しておりご指摘の事象はないものと考えます」との御社の回答を拝見しましたが本当にそうでしょうか。 地下水は水平や斜めにも流れることが知られています、高低差は関係なく昨今の自然災害、地震や豪雨により取水口まで通常上がってこない水が地下圧の変化や地盤沈下で逆流することで汚染が及ぶ可能性もあります。 この地域では昔ながらの「緩速ろ過法」による浄水処理が行われており自然のろ過力を利用するため外部からの汚染物質による影響を受けやすいです。一度でも汚染されてしまうと除去は困難です。この浄水場は私たちの重要なインフラです。万が一産廃処理の過程で土壌や地下水、あるいは大気中に有害物質がもれ出した場合、取水口を通じて浄水場が汚染され私たち住民の健康や生活に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。建設には環境アセスメントや水質調査、万全な安全対策が講じられるべきですがどれだけ対策しても「万が一」のリスクをゼロにすることはできません。このリスクは私たちの命と直結する問題ですので到底容認できません。 以上の理由からこの計画には反対いたします! 住民の安全と環境保全を最優先に考慮した判断を強く求めます。	○	2025/10/21	ご意見として承ります。
223	山口連区自治会		2025/9/30	個人	667	事例を上げれば、瀬戸市余床町のクリーン開発の民間巨大産廃処分場の拡張工事2006年埋たて開始2023年埋めたて終了 今年2月22日の瀬戸市の記録では、硫化水素により、貯留槽の劣化コンクリートを補修するため水処理施設が稼動していない時期あわせて行っているとしている。 こうした事案を上げれば、計画的に、安心安全な処理場の設計をされているようですが、余床町のような、予期せぬ事もおこりうると考える。想定よりも早いコンクリートの劣化や遮水シート等、生じた場合、どうするのか対策を教えてほしい。	○	2025/10/24	事業計画書P2-1、維持管理計画書に記載の通り点検を行い、遮水シート、水処理設備についても管理を行います。コンクリートの劣化、遮水シートの破損があった場合には補修を行っていきます。水処理設備の処理水槽コンクリート劣化については、渇水期に一時的に処理を停止し補修を行う。処理できない浸出水については浸出水調整水槽に貯留する。浸出水調整水槽コンクリート劣化補修については、同じく渇水期に補修を行います。設計時に浸出水調整水槽内を区画割することにより、各区画ごとに補修を行えるよう計画します。遮水シートについては、電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行い破損を確認した場合には補修を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					668	「瀬戸市ハザードマップ地震」によると、建設予定地は南海トラフ震度5弱とされていました。南海トラフは30年ともいつきてもおかしくない地震で、建設地の山がくずれることも予想される。自然環境が、浄水場が汚染され、給水用の水も汚染しかねない。それに対しての対策は考えているのか。	○	2025/10/21	現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。
					669	3月から関係する地域の事業説明会が順次開催されているが、まだ、知らない方も多く、自治会以外の方(入っていない方)も3割程いるということなので、2回目の事業説明会を開いて、関係する多くの地域住民の方に説明をしてほしい。	○	2025/10/21	瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に伴い、対応させていただき、十分に周知させていただいたと考えております。
224	菱野連区自治会		2025/9/30	個人	670	計画地はアンドウ興業が土砂採掘場とする際に「産廃埋め立ては永久にやらない」と協定を結んだ。アンドウ興業と東立テクノクラシーで同一の人が二社の取締役を兼務していた時期があったとのこと。アンドウ興業とは別法人だから、協定のことは関係ないと主張しているが「土砂採掘場」→「産発処分場」は出来レースとしか思えない。このようなことは認められない。	○	2025/10/21	ご意見として承ります。
					671	計画地は「崩壊土砂流出危険地区」である。いくら耐震性を考えて建設されていたとしても土台となる土砂が流出してしまったらとり返しがつかなくなる。このような土地に建設すべきではない!!	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
					672	計画地は「崩壊土砂流出危険地区」である。すでに土砂採掘場として森林が伐採され土砂がむき出しとなっている土地である。森林が伐採されていることで、上に水を貯め込む力は失われているため、さらに土砂が流出しやすくなっていると思われる。想定外の豪雨災害が日本各地で起こっている。この地も例外とは言えない。このような土地に建設すべきではない!!	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。 ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
					673	「放流位置と取水場の標高差は放流地点が約7m低くなっている」と言っているが、産廃がつみ上げられる高さは一番高いところで45mにもなるとのこと。実際は取水場より高い位置まで産廃がつみ上げられることになり、産廃の飛散等の影響で水源が汚染される可能性が危惧される。このような土地に建設すべきでない!!	○	2025/10/21	飛散防止については、即日覆土や飛散の可能性がある廃棄物の搬入時に、散水することで飛散を防止できるため、ご安心下さい。
					674	計画地は、猿投山北断層帯から約600mしか離れていない。(国土地理院)「直下に断層が存在しない」から「断層の隆起やずれが生じる可能性は小さい」とは到底考えられない。このような土地に建設すべきではない!!	○	2025/10/21	専門家の意見をきくために名古屋大学の先生にもお伺いしましたが、愛知県の専門家委員会の委員になる可能性があるので、現時点では回答できないとのことでした。また、愛知県と瀬戸市の担当課に確認したところ、断層が近いことによる特別な設計基準は無いとのことでした。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					675	水質監視について ・常時監視測定器を使って、HPで常時公開してほしい。 ・覆土にどのような土が使われるのか心配。水質検査に放射線量の検査項目も入れるべきである。	○	2025/10/21	回数や公開方法等は、法令に基づき、愛知県の指示のもとに行います。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、水質の管理方法について検討させて頂きます。 覆土については、環境基準値内の土の使用を考えております。 放射線量については、そもそも放射線の汚染のあるものは受け入れ致しません。万が一、汚染の可能性がある地域からの搬入がある場合は、ガイガーカウンターにて検査致します。
225	長根連区自治会		2025/9/30	個人	676	東立テクノクラシーさんは10月11日(土)つばきホールでの説明会を最後の説明会となる予定としています。日が急すぎて、周知する事ができない事と一回では予定があわず参加できない方がいます。要望を出している地域には追加説明会を開いて下さるようお願いします。	○	2025/10/21	検討させていただきます。
226	-	-	2025/10/1	-	677	産業廃棄物処理施設建設計画に関する意見書(添付資料)を瀬戸市農業委員会より、瀬戸市長・瀬戸市議会議長宛てに提出しております。 瀬戸市の農作物の安全性及び地域環境の保全のための意見となりますので、貴社につきましても内容を参考にしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 令和7年9月29日 産業廃棄物処理施設建設計画に関する意見について 瀬戸市農業委員会　会長 拝啓　時下ますますのご繁栄をお喜び申し上げます。 山路町の産業廃棄物処理施設建設計画に関して、地域農業への影響を懸念する声が寄せられました。このため、私たち瀬戸市農業委員会は、地域の農業の安定と振興を図るため、以下の点について意見を申し述べます。また、各意見の詳細につきましては別紙に記載しております。 1. 農地や水源への汚染の可能性 2. 農作物への風評被害 3. 地元農業の持続可能性への影響 4. 住民の健康・生活環境への影響 5. 産業廃棄物処理施設の建設に関する条例の制定 6. 施工会社による恒久的な安全性の担保 7. 市民が納得できる計画の再検討	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						以上の点を踏まえ、瀬戸市の農作物の安全性及び地域環境の保全のために、改めてご配慮いただきますようお願い申し上げます。 別紙 1. 農地や水源への汚染の可能性 産業廃棄物処理施設からの排水が上流域で行われるため、瀬戸市の河川や水源が汚染される危険性があります。また、産業廃棄物処理施設の粉塵対策について、散水だけでは対策として不十分であり、近隣の農地や馬ヶ城浄水場取水口などに影響が及ぶことが考えられます。 2. 農作物への風評被害 実際に水質の検査数値に影響がなくとも、下流域で採れる農作物への風評被害は避けられません。農作物の風評被害の抑止について、対策が必要であると考えます。 3. 地元農業の持続可能性への影響 水質汚染や風評被害等から、地元農業への影響が予想されます。農作物の生育不良や、販売不振等を理由に、地元農家の収入の減少と、離農者の増加を招き、地元農業の持続可能性の低下が見込まれます。			
						4. 住民の健康・生活環境への影響 地元の飲み水や農作物の汚染により、住民の健康・生活環境への影響が予想されます。特に農作物については、市内の学校給食へ提供を行っているため、瀬戸市内の子どもたちの健康に影響があります。また、数十年後に汚染の影響が出る恐れもあり、仮に実害が出た場合は、取り返しのつかない状態となることが考えられます。 5. 産業廃棄物処理施設の建設に関する条例の制定 瀬戸市の農作物の安全性及び地域環境の保全のために、市内の重要施設や水源等から一定距離内では産業廃棄物処理施設の建設を認めないこと等を定めた、瀬戸市が申請を却下することができる条例の制定を提案いたします。 6. 施工会社による恒久的な安全性の担保 説明会にて、事業による安全性は守られるとの説明があったが、施工会社の管理期間終了後についての保証はなく、土地や住人にとってはリスクのみが残ります。そのため、施工会社による恒久的な安全性の担保が必要であると考えます。 7. 市民が納得できる計画の再検討 本計画の開発区域において、まずは前の事業者の計画にあった林地開発(土砂採掘後の埋立、植林)を行うべきであり、事業者が変わったとしても、その責任は継承されるべきと考えます。説明会にて、法律で定められた検査項目基準等は満たしていることの説明はあっても、この土地の住人にとっては全くメリットがないことや、愛知県内の産業廃棄物容量の約40%が瀬戸市で処理されており、これ以上の受け入れを瀬戸市で行うことの合理性に疑問があること等、市民の不安を解消できる水準の説明がありません。そのため、市民が納得できる計画の再検討が必要であると考えます。			
227	本地連区自治会		2025/10/3	個人	678	私は農事組合の一員です。説明会資料（当日パワーポイント資料）P50の水質と維持管理についての意見である。 ①水質が基準値を超過した場合の対策で“原因廃棄物の搬入削減では対策になっていない！ ・まずは、処理水の放流を止める。 ・農事組合に事実を報告する。 ・処理水の分析頻度を増し農業用水との対比を行う。 ②受入制限も同様です!	○	2025/11/18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。詳細な対策方法については、愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させて頂きます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
228	山口連区自治会		2025/10/3	個人	679	今回、瀬戸市山路町49番地2外この地に決めた理由は何でしょうか?他の候補地ではだめだったのでしょうか?	○	2025/11/18	現時点で、瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。 瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市に搬入することが適地として選定されるかどうかは、当社が決められることではなく、正しく運用しているという実績から、当社を選定して頂けているのだと受け取っております。 自然環境という観点では、現状の運用実績から、大きく新たに影響を与えることなく実施が可能かと考えております。 また生活環境の観点では、耐震および法令の基準よりも高い水準で運用上の維持管理規定を策定し、本内容で、県の認可を取得する計画にあります。 運用開始後も、近隣住民の方と相談し、何か気になる点があるようでしたら、日々改善を行っている点から、生活環境へも安全性を担保できるであると考えております。終了後は緑化を計画しており、自然環境に配慮いたします。
229	道泉連区自治会		2025/10/6	個人	680	3回程説明会に参加したが会社の説明では遮水シートの耐用年数が50年ということで100年後200年後にどうなるのか全く分からない。処分場廃止後に地震や土砂崩れが起きれば汚染物質が再流出する可能性も十分あり、全く無責任な事業計画である。そもそも水源に近接する場所に危険な産廃施設を設置すべきではなく、このような国民の健康を軽視した環境行政にこそ問題がある。	－		
230	水南連区自治会		2025/10/14	個人	681	R7.4.25(金)水南地区の説明会で①貴社のホームページに収集から最終処分場まで自社で行うとあります。現在の管理型の処分場について愛知県の許可年月日はいつか。その際に回答は後日とのことでした。R7.10.11(土)瀬戸蔵の説明会資料の回答部分は正しいか。㈱東立テクノクラシーではなく(有)海青が、H10.12.16日、設置許可を取得して、設置とあるが、愛知県優良認定許可によると山路町91番地・H12.7.10他記入されているが、どちらが正しいですか?H12年頃は(株)海青ですが、改めて調べてほしい。 上記について、再再説明会で説明してほしい。 R7.5.4付で、いくつか質問を出した件について、回答を説明会で説明してほしい。	○	2025/11/18	当社が現在運営している管理型最終処分場は、有限会社海青建材が平成10年12月16日に設置許可を取得して設置し、その後当社が平成19年8月14日に借受許可を取得して仮り受けました。 当社は借り受けた管理型最終処分場及びその他の中間処理施設等を使用し産業廃棄物処分業を行うため、平成19年10月3日産業廃棄物処分業の許可を取得しました。
					682	環境保全対策書について ・環境保全対策書の現況(開発前)　図1,2-2(1)土地利用計画図(現況)が有る訳ですが、現況と相正しいですか？ ・この図面右下の作成年月日が記入されていないのはなぜですか？ ・縮沢は1：1000で正しいですか？ ・図面番号が無いのはなぜですか? ・環境保全対策書の内容は全て提出者で有る(株)東立テクノクラシー社が応えるべきものである。 ・この環境保全対策書を作るに当り、R7.10.11までの意見書に対する見解に、よく尾張県民事務所廃棄物対策課が出てくるが、事前に協議をなされたか？ ・上記の回答全てを直接書面で郵送して下さい。出来ない場合は説明会を開いてください。	○	2025/11/18	現在の現地状況については掘削している状態なので裸地と確認しております。土地利用計画図についてはアンドウ興業より貸与いただいた資料になります。林地開発終了時点の土地利用計画図になりますので、現在掘削中とは整合していない状況となります。また、作成年月日、縮尺、図番については貸与資料となりますので不明となります。現段階での林地開発終了時点を示す図面になります。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議は行っておりません。
231	山口連区自治会		2025/10/14	個人	683	10/11(土)に瀬戸蔵で行われた説明会で、意見書は説明会後1週間以内に書いて提出するように司会者は言われました。これは何を根拠に言われましたか?すぐ書いて出せる方と出せない方がいます。住民の理解を得ようとする事業者の態度ではないように感じました。これまで通り2週間以内にしてください。	○	2025/11/18	申し訳ございません。過去14回実施させていただきました説明会同様、1ヵ月程度とお伝えしたつもりでした。
					684	10/11(土)に瀬戸蔵で開かれた説明会は、住民の願い、不安、理解を置き去りにして、事業者の都合で進められ、一方的に終わった大変残念な内容でした。最後に挙手していた質問者が私を含めて10人程残っていたと思います。是非「追加の説明会を、希望する連区ごとに行うよう市長は指示を出してください。 そして、事業者はそれに誠実に対応してください。宜しくお願いします。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					685	10/11(土)に瀬戸蔵で行われた説明会で、「悪臭」について参加者から具体的な質問があり、犬飼社長は「悪臭の原因となる可能性がある産業廃棄物は受け入れないと解答。客観的に悪臭を計測（測定）できないのですか？	○	2025/11/18	毎日、作業員（人の感覚）が悪臭の発生を確認します。悪臭防止のため、即日覆土、必要に応じて薬剤の散布を行います。
					686	・10/11(土)の合同説明会で参加者の質問の中で、今計画の処分場は斜面（傾斜地）に造るから危険ではないか?と意見がありましたが斜面に作るということは本当ですか? ・埋立容量を埋立面積で割った約23mより、目一杯高く積むとして、何mを計画していますか?宜しくお願いします。	○	2025/11/18	急峻な山岳地帯に設置する計画ではございません。現在土取りが行われている場所と、一部周辺地形を掘削盛土による造成工事を行い施設設置を行います。埋立て高さについては、貯留堰堤標高＝240.0m、貯留堰堤側廃棄物盛土高＝270.5mとなっており、標高差30.5mとなります。
					687	現在嫁動中の最終処分場で既に「水銀使用製品を扱う」と愛知県のhpから見られる産業廃棄物処理業者一覧から確認しました。 ①東立では、現在、水銀使用製品をどのように最終処分していますか? ②現在、最終処分場の浸出水は、どこからどこへ排出していますか? ③環境影響調査はどの位の頻度で行い結果を自社(東立)hpで市民に公表していますか?(見付られなかったので) 以上の問いの答えを、今計画（受け入れる産廃の種類は5倍になり、埋立容量が10倍になる）を東立に任せても大丈夫なのかを考えるために質問しました。	○	2025/11/18	①水銀使用製品を取り扱う許可は取得しておりますが、過去５年間の実績を調査しましたが、受入実績はございませんでした。 ②浸出水は、処理をしたのち、処分場の調整池より、付近の川へ放流し、付近の川は、赤津川につながっています。 ③環境影響評価（環境アセスメント）に関して開発事業などを行う際に、事前に環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を反映するための手続きなので、公表しておりません。
232	本地連区自治会		2025/10/15	個人	688	まず、反対です。 理由:水抜き用の配管を設置するようですが、我が家の井戸水は、50年で配管が詰まりました。配管が詰まった際は、掘り起こして再度配管を敷設するのでしょうか? まず、しないでしょう。そういった考慮がなされていないのであるならば、反対です。	○	2025/11/18	浸出水集水管については口径Φ700㎜の設置を行います。浸出水の最大流量を流下させる断面としては、φ700㎜の1/2水深で流下出来るよう計算を行っております。また埋め立て管理においても集水管の周りについては、浸出水集水管への堆積が少ない廃棄物の埋め立てを行います。
233	古瀬戸連区自治会		2025/10/15	個人	689	160で述べたアリの国内外来種について貴社は「日本産アリ種全種図鑑」(2003)以降の文献では、ヒゲナガアメイロ・ヒラセムネボソともに本州で分布しているという知見があります」としています。2種とも自然分布であると主張しているようですが、専門家が岐阜のアリを扱ったWEBページでは以下のように述べられ、貴社の主張は否定されています。「熱帯地方に広く分布する放浪種です。日本では九州・南西諸島・小笠原諸島から記録されていましたが、近年本州（兵庫県・愛知県・神奈川県）の港湾地域でも生息が確認されています。体長：2.5～3mm」この文章からは物資の搬入に伴って人為的に移入されたものと考えられます。ヒラセムネボソアリについても過去に愛知県内で見つかっていないものですから人為的な移入が強く疑われます。このことから現在の産業廃棄物の移動・処理にともなって、アリの国内移入種が発生していることが疑われます。産廃の移動にはこれまでアリの対策がされていませんでした。早急な対策が必要です。	○	2025/11/19	本州の記録はご指摘の通り「外来種として」と推察されるものです。7月にアリ類外来種の侵入の懸念についてのご意見頂いております。アルゼンチンアリなど特定外来生物の汚染地区からの廃棄物の搬入については、事前に廃棄物発生状況の確認等の機会に確認し、持ち込まないように努めます。
					690	178の意見に対して貴社は「ムササビは主に大木の幹や枝にできた樹洞や神社の屋根裏等に営巣しますが、特に高速道路から西側の調査範囲にはそのような環境は存在しないため、現地調査で実施した4回の夜間調査（春季・夏季・秋季・冬季）で十分と考えます」としています。 素人同然の回答で、貴社に調査能力さえ疑わざるを得ません。ムササビは直径20センチ程度の比較的若い木でも、そこに野鳥などがあけた採餌跡があれば拡張して巣作りをします。実際に貴社が調査したエリアの西側でムササビの糞と巣穴と思われるものが見つかっています。アズマモグラに関する意見書でも述べられていますが、現在の山林を東西に分断する計画はムササビの孤立を招きます。労をいとわず手遅れになる前にきちんとした調査を行うべきです。	○	2025/11/18	現地調査において計画地及びその周辺ではムササビは確認できませんでしたが、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。残置森林、造成緑地は計画外の森林とも連続しており、東西に分断する影響を軽減できるものと考えております。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					691	アズマモグラについては産廃施設の建設により、現在は調整池の北に現存する山林が汚水処理施設のために伐採され、主として西側の山林が他の山林と分断されます。10月11日の説明会で示された図ではその分断をまったく回避していません。施設の配置を北側の山林に拡張しないよう設計を見直すなど、効果のある計画変更が必要です。	○	2025/11/18	計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。残置森林、造成緑地は計画外の森林とも連続しており、東西に分断する影響を軽減できるものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
234	八幡台連区自治会		2025/10/16	個人	692	10月11日説明会資料P.26の【Answer】の内容について質問します。 1.「2000年9月に発生した東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎥と設定しております。」とりますが、10月11日説明会で貴社は雨量を428㎜で計算したと回答しました。しかし、気象庁の資料「前線と台風による集中豪雨～東海地方で記録的大雨～発生日：平成12年(2000年)9月8日~9月17日被害状況：死者・行方不明者12名、住宅被害69,618棟」によると、「名古屋では11日の日降水量が、平年の9月の月降水量の2倍となる428ミリとなり、2日間の合計降水量が567ミリに達した。」「期間降水量は、宮川(三重県宮川村)で1,090ミリとなったほか、四国から東海地方で800～1,000ミリに達した。」とあります。従って、雨量を1,000㎜で計算すべきです。比例計算すると洪水量は約18,171×(1,000÷428)=約42,455.6 豪雨発生期間9月8日~9月17日の10日間の水処理量は250×10日=2,500 故に洪水量は約42,455.67-2,500=約39,955.6 貯留容量合計約19895の約2倍になり、処分場から雨水が溢れることになります。 地球温暖化による異常気象で日本では毎年各地で線状降水帯が発生し、2000年9月の東海豪雨並みまたはそれ以上の想定外の記録的豪雨と集中豪雨は年々増加している。2019年10月12日には、神奈川県足柄下郡箱根町で1日(0時から24時まで)に922.5㎜の雨量が記録されている。豪雨に対しては十分に余裕を持った計画にすべきです。 【Answer】の内容の訂正を求めます。 「洪水量は約18171で溢れないことを検証しております。」を「洪水量は約39,955.67で溢れることになります。」に訂正して下さい。	○	2025/11/18	東海豪雨の検証では、2000年の日ごとの降水量を用いて連続計算を行っており、9/11の降水量を428㎜、9/12の降水量を138.5㎜、9/8～9/11の期間降水量は616.5㎜として計算しております。 この降水量を用いて検証を行い、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。 また、他県で観測された降水量については、現場条件も異なることから、今回の検討では現場近傍の観測所である名古屋測候所のデータを使用しております。
					693	2.「水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19,895㎥」この豪雨によって満杯になった貯留容量合計の水を処理するのに何日かかるかを計算すると「水処理施設の処理能力は日最大量250」であるから約19,895㎥÷250㎥/日=79.58日で約2.6か月掛かる。 この2.6か月間における処分場へのさらなる降水量の推定値Aは概ね以下のように計算できる。気象庁データによると豪雨の発生が多い8月から10月の名古屋3か月間降水量が約535.7㎜である。 A=産廃処分場面積64,300m2×約0.5357m×(2.6÷3)=約29,853㎥ このAを処理するのに約29,853㎥÷250㎥/日=119.4日で約4か月掛かる。 以上の計算結果は、一度豪雨があるとそれ以降に降る雨水も処理できずに処分場から溢れることを示している。なお晴天時の蒸発は無視できる程度と考えられる。 以上の検討結果についてどのように考えるかをご回答ください。	○	2025/11/18	水処理施設は、調整槽が満杯になってから稼働するものではなく、常時処理を行っている施設になります。浸出水処理設備の検討では、日ごとの降水量を用いて連続計算を行っており、期間中の降雨も加味しております。
					694	同時に「水処理施設の処理能力は日最大量250㎥」は決定的に少なく、3倍の750㎥以上は必要ではないかと考えます。ご回答ください。	○	2025/11/18	浸出水処理設備の検討では、日ごとの降水量を用いて連続計算を行っており、処理水量と調整槽容量のバランスをみて設定しております。
					695	防水シートのある廃棄物処分場は巨大なため池と同じです。屋根のない傾斜地にある処分場には直接降る雨水と周りの斜面からも大量の水や土砂が流入すると考えられます。この流入量をどの程度と推定しているかご回答ください。 その水量を加算すると2000年の東海豪雨以下の大雨でも処分場から雨水が溢れることになると考えます。このことについての見解を求めます。 また豪雨時に「産廃処分場面積64,300㎡」に直接降りつける雨水と周りの斜面から流入する大量の水や土砂によって覆土が流出して産業廃棄物がむき出しになる恐れは十分考えられます。その場合には産業廃棄物に触れて汚染された大量の水が処分場から溢れ下流域の河川が汚染されます。このことについての見解を求めます。	○	2025/11/18	事前計画書内の斜面安定計算において洪水時の検討（ケース2、ケース3）を行っており、貯留堰堤天端高さまで水位が発生した場合の検討を行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					696	各自治会での説明資料37ページの「処分場標準断面図」において、右端のり面(処分場穴の縁面)から15m、左端のり面(処分場穴の縁面)から15mも産業廃棄物が小山のように積み上げられる計画になっている。中央部では層の厚い所では45mにもなると説明された。この場合、処分場穴の縁面から上にある水平に埋め立てられた各層の外周の覆土は豪雨によって流出しやすいことは明らかである。覆土が流出すれば産業廃棄物がむき出しになり、それに触れて汚染された大量の水が処分場から溢れ下流域の河川が汚染されます。このことについての見解を求めます。	○	2025/11/18	押え盛土（小山）については植生を行い浸食防止に努めます。また、大雨時には処分場内の点検を行い廃棄物が露出・流出することのないよう維持管理を行います。今後の詳細設計において雨水が速やかに排水されるよう、法肩部、法尻部に排水側溝を設け防災調整池に導水する計画です。
					697	各自治会での説明資料37ページ「処分場標準断面図」の縦断方向図において、右端のり面(処分場穴の縁面)から15m、左端のり面(処分場穴の縁面)から15mも産業廃棄物が小山のように積み上げられる計画になっている。中央部では産業廃棄物と覆土の層が厚い所では45mにもなると説明された。産業廃棄物と覆土が層状に積み上げられた小山は、猿投北断層のずれによって発生する震度6の巨大地震はもちろんのこと、日本各地で繰り返し発生する震度3から5程度の地震でも産業廃棄物と覆土の層がずれて崩れる恐れがある。その場合には、産業廃棄物の空気中への飛散や雨水による汚染が考えられる。このことについての見解を求めます。	○	2025/11/18	現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。また、愛知県環境局資源循環推進課、尾張県民事務所廃棄物対策課、瀬戸市都市計画課に確認したところ、断層が近いことによる特別な設計基準は無いとのことでした。
					698	この産業廃棄物処分場計画地は、愛知県尾張農林水産事務所の山地災害危険地マップによると崩壊土砂流出危険区域に位置している。従って、豪雨や地震発生時には大量の崩壊土砂流出による被災のリスクが非常に大きい。この産業廃棄物処分場計画を断念することを求めます。	○	2025/11/18	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
235	效範連区自治会		2025/10/17	個人	699	地球温暖化による気候変動のため、線状降水帯が日本国内いたる所で発生している現在、産廃処分場建設予定地のすぐ近くに水源があり、処分場から有害物質が大雨などで流出した場合、飲み水の汚染や、下流の山口川、矢田川を農業用水として利用している田畑の汚染が心配です。	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					700	処分場への廃棄物運搬車両・トラックによる交通事故や粉じんが飛散されないか心配です。	○	2025/11/18	安全教育等を実施し、交通事故防止に努めます。粉じんに関しては、必要に応じて散水等を行い、飛散防止に努めます。
					701	猿投山北活断層の存在と土砂災害危険地区に指定されていることから、大地震など災害の安全性に非常に不安です。	○	2025/11/18	猿投山北活断層については、今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。 土砂災害危険区については、愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
236	山口連区自治会		2025/10/17	個人	702	私は説明会でコア写真と柱状図、調査深度等について、事業計画書等（概要版）（瀬戸市ＨＰ更新日２０２５年１月２０日）をプリントした資料をもとに発言をした。回答者からは、地質調査のコア写真等が事業計画書等Vol.１にのっていることを教えていただいた。後日、私はＨＰをみて、調査深度は最大で４０emであることがわかった。 →単位をcmからmに修正しました（11/27） 結論からいうと、事業計画予定地と猿投山北断層との距離について、事業者側の説明が一転したことで、今は今まで以上に疑念・疑問が生じた。 関係連区自治会住民だけではなく、瀬戸市民が傍聴できる説明会を要望する。 理由は、次の１～４である。 （以下は要望理由） １　事業計画予定地とその周辺の地質調査について、詳しい説明を要望する。 （１）　事業計画予定地と猿投山北断層との距離が半分に縮まった分、南海トラフ地震と連動して猿投山北断層が動いた際には、被害が想定より大きくなると考えられる。大雨等の条件が重なればより大きな被害になると考えられる。 （２）　事業者の１５回めの説明会で、はじめて都市圏活断層図（瀬戸）が提示された。 約１４年前の山口連区での説明会で、当時の自治会長が、直近に活断層があるからやめてくれと、事業者側に訴えていたことを、私は鮮明に覚えている。 事業計画予定地周辺の地質調査とは、瀬戸市東白坂町（東大演習林内）の猿投山北断層のトレンチ調査等のことである。 今までの説明会で、住民から要望があった「猿投山北断層に関する公開質問」について、事業者側は「愛知県と協議する」と主張するばかりで、代替案が提示されていない。代替案を複数提示して、実行して、住民と話し合ってこそ、説明会といえるのではないか。 事業者と県との協議の段階に入ると、住民側が協議内容を知りたくても、ほとんどの内容が開示されない。事業者と愛知県との密室での協議で事業計画の実現を進めるのではなく、瀬戸市民が参加できる開かれた場の1つとして「猿投山北断層に関する公開質問」を要望する。 ２　処分場底面部の構造について 処分場底面部の造成土の上は、保護マット（１０㎜）となっている。底面部全体の強度を高めるために、底面部をコンクリートにする必要はないのか。 保護砂（５０ｃｍ）とは、ベントナイト混合土のことなのか。 ３　産業廃棄物最終処分場を実現したいのであれば、事業者と土地所有者の土地の中だけで完結する施設にするべきである。水や大気、地盤等の自然環境、生活環境等を住民と共有している。 水、粉じん、臭い、騒音等を埋立地外部に出さないエコアくまもと（クローズドシステム）のような環境保全型の処分場を目指すべきである。エコアくまもとは、地域の環境教育の場としても利用されている。 南海トラフ地震、猿投山北断層の直下型地震が発生した場合には、大規模な自然災害にも耐えることができる施設でないと、災害廃棄物の受け入れもできなくなる。 環境万博を開催した愛知県。瀬戸市の住民として、私はオープン型の産業廃棄物最終処分場の計画には、反対である。 ４　事業者の説明会の周知、運用の仕方は、瀬戸市民にとって、開放的であるべきである。 事業者の事業計画や説明会等の周知は、自治会回覧板とＨＰだけではなく、広報せとのチラシに入れる等、瀬戸市民全体に広報すべきである。関係連区自治会以外の瀬戸市民も傍聴しやすい説明会の運用を心掛けてもらいたい。 瀬戸市民の傍聴者も参加した、瀬戸市民全体を対象とした説明会の運用の仕方でない限り、環境保全上の問題について、瀬戸市民から合意が得られたとはいえない。	○	2025/11/18	~~ボーリング調査震度においては事業計画書P5-8、P5-9に示す通りの8m～40m深さとなており、ご指摘の「調査深度は最大で４０cm」については確認できませんでした。~~ →単位がcmからmに修正になったため、上記の文章を削除（11/27） 1.断層については専門家の意見をきくために名古屋大学の先生にもお伺いしましたが、愛知県の専門家委員会の委員になる可能性があるので、現時点では回答できないとのことでした。また、愛知県環境局資源循環推進課、尾張県民事務所廃棄物対策課、瀬戸市都市計画課に確認したところ、断層が近いことによる特別な設計基準は無いとのことでした。よって、現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。 2.底面部の地盤強度については工事時に平板載荷試験を行い必要な地耐力の確認を行います。また、底面の保護土については砂となります。ベントナイト等の混合土ではございません。 3.ご意見として承ります。 4.瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、瀬戸市長が定めた関係地域のみなさまに、株式会社東立テクノクラシーが事業計画をご説明する目的で開催させていただきました。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
237	山口連区自治会		2025/10/17	個人	703	今回の10月11日の15回目説明会は、以前から発表された14回の説明会の後、唐突にインターネット上に発表されたものです。これは各自治会にも通達されたものとの事ですが、この町すなわち上之山町3丁目については責任あるは発言ができる私どもに言わせて頂ければ、町内会からは一言もお知らせはありませんでした。という事は町内会などの自治会に入っていない方々は更に「実は行きたかったのに」「何も知らされていない」内に終了してしまった、と言う事になりました。これでは自治会に入っていないと「意見が言えない」「一人前の市民とみてもらっていない」「人間扱いされていない」と感じます。今回の東立テクノクラシー(以後東立様)の計画は私どもの飲料水に関する深刻な内容を抱えています。馬ヶ城取水口から流れる飲料水に水銀やアスベスト、が混入するかもしれない、そしてその水は山口川に流れ込み、更に下流の名古屋方面の人々の飲料水等にも影響を与えるかもしれない。この説明会の存在については自治会に入っている、入っていないにかかわらず瀬戸市民として「知る権利」があり、東立様に対しては「知らせる義務」がありました。しかしそれは果たされませんでした。350名入る「つばきホール」が100名ほどの参加者になったのはそのためです。あたかも「市民は賛成しているか興味がない」と第三者にみられるような演出がなされたと思います。しかしこれは公正ではありません。それにもかかわらず東立様は「説明会はこれで最後にする」と一方的に言い放ち市民に歩み寄ろうという姿勢が感じられませんでした。3時間にもわたる説明会が怒号の中でいったん終了となった背景にはこのような事実もあると思います。東立様の告知義務について問題があります。	○	2025/11/18	10月11日の説明会に関しては1か月以上前から、追加の説明会を希望されている各自治会長様へご案内させていただきました。自治会に加入されていない方への周知方法は無いため、瀬戸市環境課のホームページでも公開頂きました。 馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 また、弁護士の存在だけで市民を威嚇するつもりはございません。あくまでも法に基づいた運営、対応をさせていただくことをお伝えしたつもりでございます。 意見書の提出期限については、申し訳ございません。過去14回実施させていただきました説明会同様、1ヵ月程度とお伝えしたつもりでした。最終の提出期限を決定するのは瀬戸市環境課となりますので、当社に決定権はございません。
					704	しかし以前の説明会に比べ「猿投山北断層」については改善が少し見られました。新たに国土地理院作成の都市圏活断層図を採用し、以前は「当該予定地は断層より1,1キロ離れているので問題はない」と言うような内容でしたが今回は「断層からは0.55キロ離れているのみだった」(p.6)と潔くお認めになったことです。以前の資料では「活断層より1・1キロ離れているから問題はない」しかし「0.55キロしか離れていないことが分かった」という事は以前の資料の有効性は失われたと思われます。東海東南海地震が近いと言われる今現在、断層については新たな見解が必要です。 しかし会場の方々が最もお怒りになったのは「当該地に対して林地開発などの法に対して「守る」とした約束を守らない東立さんの姿勢」だと思います。「以前取り交わした約束は会社名が変わったから守らなくても良い、林地開発申請に対しても守らなくても良い」等と人と人との間でも破れば信用を失うことを平気で進める「姿勢」には問題があります。このような「姿勢」が市民の素朴な怒りを喚起させたと思われます。法律上のことだと言って毎回、弁護士に答えさせるのも納得できません。弁護士の存在だけで市民を威嚇できるとお思いになっていたとしたら、それは古い考えです。訴訟は市民でも本人訴訟でできます。 今回の計画は「瀬戸市民が安心して瀬戸の水を飲めるのか?」と言う瀬戸市民としての市民生活の根本がかかっていると思います。	○		
					705	「馬ヶ城浄水場取水地点である西谷取水口は本計画の上流に位置し影響はない」(p.20)との東立様の見解ですが、昨今の異常気象のよる今までにないような大雨が頻発しています。そして都市部での「エアーハンマー現象」によるマンホールのふたが吹っ飛ぶような事象は「取水口が上流であっても水銀やアスベスト、ピーファスなどが混入する事態が皆無とは言えない」事を暗示します。このような有害物質を含んだ飲料水は瀬戸市民はもちろん下流地域の名古屋市を含む住民に健康被害を与えるでしょう。それも広範囲に長期にわたって、です。水と言うのは変幻自在どこへ、どのように浸透してゆくかわかりません。 また本日新たに納得できない発言をお聞きしました。「今回の説明会についての意見書の期限は一週間以内です」これでは忙しい方はあきらめるしかありません。意見書を書くなと言っているようです。納得できません。 この東立テクノクラシーの計画は未来の子々孫々に悪影響を及ぼすと思われます。 （以下は自治体要望）建設を認めないでください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
238	本地連区自治会		2025/10/17	個人	706	意見書に対する東立の見解に関して、8/12に提出された意見番号471は以下の通りでした。「私たちが25年前に経験した「東海豪雨」のような大雨による「土砂崩れ」が発生することも考えられる。・・・・・」これに対する東立の見解が9/19に以下のように出されています。 「ご指摘の事象はないものと考えますが、土砂崩れについては、・・・・」このやりとりに関しての質問となります。当地では2000年9月12日の東海豪雨により瀬戸市東山路町で水害が発生しているが、過去にも以下のような土砂災害の記録が残っています。 ・1613年瀬戸市矢形町、本泉寺　山口(上菱野)城跡(計画地から西南西3km) 水害により上菱野城南にあった本泉寺が現在の場所に移転された。 【出典本泉寺内看板せとモノかたりの会】 ・1681年瀬戸市石田町(計画地から西南西4km) 水害により山口川上流で山崩れが発生し、せき止められた天然ダムが決壊。それにより、下流の家や田んぼ押し流され、多くの人も流された。その時に流された地蔵が「首無し地蔵」として石田町に残っている。 【出典日本地すべり学会中部支部ニュース14】 ・1767年8月4日　明和の大洪水　瀬戸市赤津万徳寺前宗林寺(計画地から西北西700m) 万徳寺付近の山崩れにより赤津川がせき止められ、天然ダムが形成された。その天然ダムが決壊し、下流域の山口、菱野一帯の人家、田畑が流され、死者・家屋流出多数 【出典日本地すべり学会中部支部ニュース14】 一方、赤津川では猿投山の山崩れによる巨石がおびただしく流出、川幅が5-6mから22-24mとなった。赤津の雲興寺では山が抜け、雲興寺門前の巨岩が流出、その時の巨岩が「性空石」として今も雲興寺門前に見られる。 【出典愛知県の土砂災害の歴史、水利科学No. 382, 2021】 ・1957年8月8日　瀬戸市泉町(計画地から北西3km) 豪雨(442mm)により山崖崩れが発生。愛知県の山崩れは978箇所、死者・行方不明33人、家屋全半壊165戸。瀬戸市泉町では40余りの人が生埋めとなり、22人が犠牲、品野地区でも死者8人。 【出典愛知県の土砂災害の歴史、水利科学No382, 2021愛知県建設局砂防課所蔵】 【質問-1】一市民である私が調べた範囲でも上記のような死者の発生する土砂災害事象が計画地域周辺で繰り返し発生しています。東立の意見番号471に対する見解では、「指摘の事象はないものと考えます」とされていますが、その根拠を教えてください。	○	2025/11/18	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎥と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					707	【質問-2】当地域において過去に発生した土砂災害から教訓をくみ取り、然るべき防災対策をとることが当然と思うが、上記のような記録に残されている過去災害事象さえ調査されていないのはなぜですか。	○	2025/11/18	本計画は現行の開発基準に従って、設計を行い、安全性を検証しています。現行の開発基準は当地方における過去の事象含めたデータをもとに、科学的な知見により、公共機関が定めたものであり、これを遵守することにより、ご指摘の検証がされるものと考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					708	10月11日の質疑応答会資料10頁 「崩壊土砂流出危険地区」について、東立が尾張農林水産事務所に問い合わせたことへの県の返答が「・・県として対策は完了している箇所であり何かしらの規制があるわけではない」とされています。「崩壊土砂流出危険地区の選定は、林野庁の山地災害危険地区調査要領(平成28年7月→令和6年3月)」に基づき、崩壊土砂の流出するおそれのある地区として計上されています。この「要領」に基づき選定された箇所では今でも繰り返し土砂災害が発生しています。特に花岡岩の風化した計画地と同様の地質からなる広島県では平成30年7月に豪雨により1242箇所で廃棄物混入土砂が流出する土砂災害が発生し、138名の死者などの被害が発生しています。広島県と同様の花商岩地域の崩壊土砂の流出する危険地区に計画するのであれば、類似ケースの調査・分析が必要と思いますが。 【出典廃棄物資源循環学会誌VoL. 30. No. 2019広島県環境局】 林野庁では令和4年11月15日に「開発行為の許可基準等の運用について」との通達を各都道府県知事宛てに発出しています。(令和4年11月15日付け4林整治第1188号最終改正令和7年6月5日付け7林整治第305号) 上記通達によれば、「災害が発生するおそれがある区域」として「地すべり防止区域」などと並べて「崩壊土砂流出危険地区」が計上されています。根拠とする法令等は「山地災害危険地区調査要領」とされています。林地開発許可にあたっては、森林法に抵触しないことが必要となりますが、法律を所管する林野庁が設定した「崩壊土砂流出危険地区」の中に産業廃棄物を蓄積することは、森林法10条の2にある「災害の防止」に抵触するものと思います。少なくとも、崩壊・土砂の流出する危険地区の外を候補地とすべきと思いますが。 【質問-1】廃棄物処分場を「崩壊土砂流出危険地区」の外に変更するお考えはありませんか。	○	2025/11/18	現行の開発基準に基づき、設計施工を行い、法令に則った維持管理を行うことで、「崩壊土砂危険地域」内においても、安全な施設運営ができるものと考えますので、ご指摘の考えはありません。
					709	【質問-2】「災害が発生するおそれがある区域」として計上されている「崩壊土砂流出危険地区」内に廃棄物処理場が設置されることは、単なる土砂流出ではなく、廃棄物混入土砂が一般環境に流出する危険のある地区となります。「危険地区」を所管する尾張農林水産事務所が「県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけではない」との返答のみで、上記の危険性を指摘しなかったことは県民のひとりとして不安を感じます。法的規制区域ではないですが、林野庁では根拠とする法令等として「山地災害危険地区調査要領」を位置づけており、法的規制区域と同様の規制が求められる地域と判断すべきと思います。そのため―県民として、尾張農林水産事務所にその点を確認したいと思いますので、返答された尾張農林水産事務所の担当者のお名前を瀬戸市環境課にお伝えください。後日、私が環境課を伺い確認させていただきます。	○	2025/11/18	対面での打合せではなく、電話での確認を行っております。 個人名については控えさせていただきます。
					710	10月11日の質疑応答会資料27頁遮水シートについて 東京都日の出町の谷戸沢処分場は我が国の処分場では最高レベルとされており、破損するはずのない遮水シートが1992年に破損しました。しかも遮水シート破損を発見したのは住民でした。 【出典産業廃棄物のリスクマネジメント入門第2回東京海上リスクコンサルティング(株)主任研究員2001】 この他にも遮水シート破損の事例は以下のように多数の報告があります。 ・滋賀県甲賀市　クリーンセンター滋賀　2010年10月 ・山梨県北杜市明野町(山梨県環境整備センター)　2010年 ・千葉県君津市　新井総合処分場(君津環境整備センター)2019年以降 ・栃木県宇都宮市　エコパーク板戸　2023年3月 ・福島県小野町　ウィズウェイストジャパン処分場　2025年1月31日 ・福岡県久留米市　一般廃棄物処分場 遮水シートが破損すれば当然のように汚水が一般環境に流出していきます。山口川流域では、その水を農業水として利用しています。神話に頼らず、遮水シートは破損するものということを前提にした対応が必要です。 【質問】遮水シートの破損事象は深刻な災害となります。上記のような他地域での遮水シートの破損事象は他山の石とすべきです。こうした遮水シートの破損事例の原因・対策などの検討はされていませんでしょうか。	○	2025/11/18	遮水工への保護土層を確保することや、遮水工近くの埋立作業時は重機を正面に向けて、押し付けるようにする等の安全対策に加え、電気的漏水検知システムによる、健全性の確認を行う事により、遮水工の損傷による事故を未然に防ぐ対応を実施します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					711	遮水シートの破損にとどまらず、過去には地震や土砂災害により被災した廃棄物処理場は以下の通り多数存在します。 ・阪神・淡路大震災(1995年) 神戸市の廃棄物処理施設が大規模に被災。災害廃棄物の処理に長期間を要し、復旧計画が複数段階に分けて実施された。この災害を契機に、廃棄物処理施設の耐震設計が強化された。 ・新潟県中越地震(2004年) 長岡市などで廃棄物処理施設が地震によって損傷。 ・東日本大震災(2011年) 岩手・宮城・福島の沿岸部で津波により廃棄物処理施設が壊滅的被害。 ・熊本地震(2016年) 熊本市や益城町などで廃棄物処理施設が損壊。一部施設は地震後に再建・耐震化された。 ・北海道胆振東部地震(2018年) 厚真町などで大規模な土砂崩れが発生。一部の廃棄物処理施設が停電や地盤沈下により機能停止。 ・能登半島地震(2024年) 石川県内で11施設が被災(ごみ焼却施設・し尿処理施設など)、うち9施設は復旧済み、2施設は代替措置を実施。 【質問】上記のような他地域での廃棄物処理場の被災からは災害時の廃棄物処理施設の耐震化や代替処理ルートの確保、広域連携の重要性が浮き彫りになり、他山の石とすべきです。こうした廃棄物処理場の被災事例の原因・対策などの検討はされていませんでしょうか	○	2025/11/18	基準に則った耐震設計を行うことで、安全性は確保されると考えていますが、専門家委員会が、本施設において検証すべき個別事例要素の指摘があれば、検討を行います。
					712	10月11日の質疑応答会資料6頁 「猿投山北断層」について、「愛知県との協議では計画地までの距離は1.1kmではなく、0.55kmとする」と犬飼社長は表明されました。 環境省では、福島再生未来志向プロジェクトとして「指定廃棄物処分場に関する安全性の確保について平成25年2月」との文書を発表しています。その中で「処分場の設置については災害リスクの少ない安定した場所への設置が重要であり、法令上設置できない土地に加え、より安全性を考慮して下記の土地を除外する」としており、その中には「活断層近接地域」が計上されています。 活断層・推定活断層に対する考え方として、「活断層から3km以内の土地は、候補地の選定対象域から除外する」とされています。また「河川砂防技術基準調査編(国土交通省水管理・国土保全局平成24年6月)」でも、活断層の近接地域は3kmと設定されています。 活断層から0.55kmと近接する土地は、候補地の選定対象域から除外しないといけません。 【質問】廃棄物処分場を活断層から3km以上離れた地区に変更するお考えはありませんか。	○	2025/11/19	活断層から3km以上離れた地区に、適切な場所がございませんので、変更する考えはございません。
					713	10月11日の質疑応答会資料30頁 「断層と南海トラフ地震の連動は科学的に明確な知見がございません」との記述がありますが、当地では1944年12月7日に海溝型の東南海地震(M7.9)(死者行方不明1183名)が発生した1ケ月後の1945年1月13日に直下型の三河地震(M6.8)(死者1961名)が発生しています。さらにその翌年1946年12月21日には再び海溝型の南海地震(M8.0)(死者行方不明1443名)が発生しています。こうした事例は海溝型の地震の前後には直下型地震が連動する可能性を示唆しています。 処分場の提体盛土などは震度6強として検討されているようです。海溝型の南海トラフ地震の場合はその震度での検討も許容されるかもしれません。 一方で2024年の能登半島地震(M7.6)では震度7の地域が発生しています。震度7を記録した地域は地震を起震させた海底活断層からはおよそ10～20kmの距離に位置していたと推定されています。また地震による地殻変動としては最大4mの隆起も観測されています。一方の猿投山北断層は国の調査機関によって能登半島地震より規模の大きなM7.7の直下型地震が想定されています。さらに猿投山北断層と計画地との距離は550mで、能登半島地震での活断層までの距離の18～36分の1の至近距離にあります。猿投山北断層による直下型地震が発生した場合、計画地では能登半島地震を上回る数メートル規模の変動を前提とし、検討する震度も震度7を前提とするべきではないでしょうか 【質問-1】「断層と南海トラフ地震の連動は科学的に明確な知見がございません」との記述は正しいといえますか。	○	2025/11/18	地震については、様々な学説が存在しており、事業者は、それぞれの真偽を問う立場に無いばかりか、出来ないと考えています。ただ本計画に対する最も妥当性及び正当性の高い見解は設置許可申請における専門家委員会のものであると考えています。
					714	【質問-2】処分場の提体盛土などの検討は震度7を前提とするべきではないでしょうか。	○	2025/11/18	事業者としては、現行の耐震設計により、安全性を確保できると考えています。この考えの正当性については、設置許可申請における専門家委員会の見解が示されると考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
239	古瀬戸連区自治会		2025/10/20	個人	715	10月11日の住民説明会において「アズマモグラについて絶滅の危険性が増大すると考えられるのでは」の見解が示されました。人と生物が共生できる処分場としてほしいので残置森林を極力広めに残し、造成緑地はアズマモグラや他の生物にできるだけ配慮した緑地を広めに追成してほしいです。	○	2025/11/18	計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。残置森林、造成緑地は計画外の森林とも連続して配置し、影響を軽減します。
240	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	716	水源から近過ぎます。処分場からの有害物質の流出など100%ないわけない!	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
241	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	717	水源からわずか70mってありえません。景観の悪化、自然環境への影響、健康被害への懸念、すべての面で処分場計画反対です	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
242	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	718	産廃は、最初から、反対です。自然災害が近年多く有り、絶対安全ではないと思います。ましては、水源地からあまりはなれてないと思います。絶対許認可しないで下さい。	-		
243	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	719	どうして瀬戸市ばかりに産廃最終処分場が建設されるのか??どうして私達市民ばかりが、犠牲にならなければならないのか??納得ができません。アスベスト・水銀等の特別管理産業廃棄物を、2重に梱包とのことですが、その程度で、10年後、20年後、安全とは言いきれません。もうこれ以上、絶対、建設反対です。私達が、自分達の手でこの自然環境を守るべきです。私達世代の未来に続く、子達、孫達への責任ではないでしょうか。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。
244	西陵連区自治会		2025/10/22	個人	720	水源が汚染されると健康被害が心配です。	-（関係住民外）		
245	水南連区自治会		2025/10/22	個人	721	今山路町で計画されている産廃処分場においては、水銀アスベストなどの特別産業廃棄物も含まれていると聞いています。近くに水源もあるこの場所を環境破壊してほしくありません。	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
246	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	722	処分場への搬入車両が増えることで、通学路や生活道路の交通量が増え、子どもや高齢者の安全が脅かされるのではないか、と懸念しています。	○	2025/11/18	通勤通学時間帯は極力通行しないよう配慮し、車両台数のピーク時などには交通誘導員を配置する予定でございます。 廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行います。 走行ルートについては、現状も処分場に隣接する場所で、工場を運用させて頂いているので、問題ないと考えております。 実際のルートは、248号線もしくは22号線を通り、248号線から見て、せと赤津I.C西（交差点）を直進。そのまま県道22号/県道33号へ進み、約290m先の信号のない交差点を左折し、赤津山口線 に向かう。 約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入り、約600m先の信号のない交差点を左折し、山路海上線に入るルートで、約1.7㎞直進すると工場に到着する道になります。 現状の走行ルートについてにじの丘学園と相談させて頂き、~~通学路上問題はないとのご返答を頂いております。~~通学路上の安全対策を実施することとした。 →学校教育課からの申入れにより、表記を変更。（R8/2/6）
247	本地連区自治会		2025/10/22	個人	723	瀬戸市に産廃処理場が50以上あることを知りませんでした。これ以上は必要ないと思います。	-		
248	品野連区自治会		2025/10/22	個人	724	瀬戸市は産廃業者に対して少しゆるすぎると思います未来を大切に!!	-		
249	八幡台連区自治会		2025/10/22	個人	725	瀬戸ばかり産廃を引き受ける事になるのでしょうか!!それも「産廃埋め立ては永久にやらない」と協定を結んでおいて… 「特別管理産業廃棄物」も追加して、水源近くに、のちのちの子ども達の健康も心配です。他の場所も検討して下さい。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
250	陶原連区自治会		2025/10/22	個人	726	水源から70mなんて論外!!	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
251	八幡台連区自治会		2025/10/22	個人	727	私は高齢のためこの先の環境の影響は限られると思いますが、子、孫たちの事を思うと心配です。どこかで産廃場は必要と思いますが、瀬戸では多くの産廃場があり合点がいきません。	-		
252	效範連区自治会		2025/10/28	個人	728	山路町の産廃処分場の話をきいて美しい瀬戸の町を汚してほしくないのと未来のある子供たちの住む場所を希望のない町にしてほしくないです。このようなことではますます高齢化の町なってしまうと思います。瀬戸が好きな方がいなくなってしまうのはつらいです。	-		
253	山口連区自治会		2025/10/28	個人	729	最近になって本処分場について知りました。まだまだ多くの市民が知らないままいると思います。市民全員が賛否を答えられる様説明会を何度でも開くべきだと思います。	○	2025/11/18	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例に伴い、十分に説明会の実施はさせていただいたと考えております。
254	山口連区自治会		2025/10/28	個人	730	処分場の概要の産業廃棄物にもえがら・汚泥・鉱さい・ばいじんとあるが、特別管理産業廃棄物には、特定有害物質を含むもえがら・汚泥・鉱さい・ばいじん等あります。特別な管理が義務づけされています。特定有害物質を含む廃棄物は入ってこないのか?	○	2025/11/18	特定有害産業廃棄物については埋立処分基準を満たすものであれば受け入れが可能となりますので、埋立処分基準を満たすものについては受入れを考えております。 ■埋立処分基準の概要 埋立処分基準については主に以下5 項目があります。 (1)水銀、カドミウム等の有害な重金属等を含む汚泥、指定下水汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい等で埋立処分に係る判定基準に適合しないものは、遮断型最終処分場で行うこと。 (2)特別管理産業廃棄物である廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却する方法等によること。 (3)廃酸、廃アルカリおよび感染性産業廃棄物は、埋立処分を行なってはならないこと。 (4)石綿含有廃棄物等の埋立処分を行う場合 ・大気中に飛散しないように、あらかじめ固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包すること。 ・許可を受けた最終処分場（安定型最終処分場を除く）のうち、一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。 ・埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないように、その表面を土砂で覆う等、必要な措置を講ずること。 (5)廃水銀等処理物は、埋立処分に係る判定基準を満たす場合、追加的な措置を講じた管理型最終処分場で処分することができる。基準に満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。
					731	10月11日、質疑応答の場を設けていただきました。数多くの住民出席者から、たくさんの質問があがりお答えいただきました。1時から4時では、時間が短すぎますので、まだ、手を挙げて、質問したかった方々、当日こられない方々等、含めますと、質疑応答会の場を再度つくって、いただきたいと思います。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。
					732	「発送地点はどこからになりますか?」という質問に対し、特定の場所からの搬入ではないので、断定はできません。という答えを読みました。(10/11開催　質疑応答会資料より)。発送地点が特定しないかぎり、瀬戸市内へ入るルートは、特定できないということでしょうか?そうであれば、関係地域に限らず、通るトラックによる関係する迷惑をこうむる住民は多くいると思います。瀬戸市全市民に事業説明会を開く必要性があると思います。ぜひ、多くの瀬戸市民が、ゆきわたるように、継続して、説明会開催をしていきただきたい。(説明会というのは事業計画・環境保全対策・質疑応答です)	○	2025/11/18	どこから瀬戸市内へ入るかは、現場によって異なるため、特定できかねます。住民に迷惑のかからないよう、道路交通法を遵守し、安全運転に努めます。また、安全教育も徹底させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
255	山口連区自治会		2025/10/29	個人	733	今回10/11の「質疑応答会」も含めて数回の説明会に参加し、私自身も含めて、市民の理解が深まっていることを感じます。しかし、正直、時間(理解するための)が足りません。今回の計画は、瀬戸市で52ヶ所の処分場の中でも、最大の規模で、アスベスト、水銀使用製品を含む15種類もの産廃を扱うのですから、その影響も多岐に渡ります。それだけ巨大な最終処分場建設計画です。未来の子どもたちの健康と安全、安心して過ごせることを願う私達市民、大人が「きちんと理解したい!」と思うのは当然です。 是非　市長の名前で、追加説明会を指示してください。（自治体への要望） そして事業者は、その指示と市民の想いを受けて、追加説明会を(希望が出ている連区は単独で)開催してください。宜しくお願いします。	○	2025/11/18	検討させていただきます。
256	山口連区自治会		2025/11/6	個人	734	産廃予防条例第8条にある市長に提出した「周知計画書」（特に条例施行規則4.5.6）の内容を教えてください。私が知る限りでは、これまでの説明会の周知は、各自治会連区への連絡と、自社のHPでの告知だけのようです。市民への周知が足りてない（例えば約４割の自治会未加入者）から、市民の理解がまだまだ進まない現状なのだと思います。「追加説明会(市長が指示する)」では、市と事業者が協力して、広く市民に伝わる形での周知を行ってください。例えばチラシを作ってくだされば、が私も一市民として、チラシ配布に協力します。宜しくお願いします。	○	2025/12/15	周知計画書は行政へ提出する書類となるため公開は致しかねます。説明会の周知は各自治会連区の自治会長様と相談のうえ回覧の配布をさせていただき、自治会未加入の方には瀬戸環境課のホームページでも公開させていただいており、十分に周知させていただいたと考えております。
					735	(質問1)これまでの説明会と先日の質疑応答会の周知について、自治会あての連絡と自社のHPでの告知以外で何を行いましたか? (質問2)愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」の規則第9条関係に「説明会の開催の周知は、通常その内容を住民が知り得る方法をとることとし、具体的には、各戸への案内配布、新聞折り込みチラシのほか、市町村広報その他の広報紙への掲載等である。」と記載。東立は、これらの周知活動を行いましたか? (質問3)私は、関係地域の「子ども」が通う、幼稚園、保育園、学童などに周知されていたのか心配です。 今後追加説明会(市長が指示する)では、関係地域に限定せずに、全市民への周知を目指してください。私も一市民として、瀬戸市の未来のため、子どもたちの安心、安全、健康のために出来ることは協力します。	○	2025/12/15	（質問１）瀬戸市環境課のホームページで周知していただきました。 （質問２）各戸への案内の配布を自治会長様と相談のうえ、実施させていただきました。 （質問３）学校名は控えさせていただきますが、周知している学校もございます。 関係地域を限定したのは弊社ではございませんので、ご要望にはお応えできかねます。
257	水南連区自治会		2025/11/7	個人	736	産業廃棄物の埋立処分の基準(廃業物処理法施行令第6条第1項第3号）理立を行う場合の基準、遮断型最終処分場で処分しなければならない産業廃棄物の個別基準 有害な特別管理型産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと（いわゆる遮断型最終処分場で処分すること)(令第6条の5第3号）とあります。 今回の場合は、瀬戸市民の水源に近く、地下水山にも影響がある為に、上記の説明を全関係連区であらためて行う必要がある。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
258	萩山台連区自治会		2025/11/10	個人	737	1.遮水シートの耐用 遮水シートは規格ギリギリのものを使うが、実用に耐えらなくて有害物質が漏れるのではないか心配である。	○	2025/12/15	規格ギリギリのものを使うような発言はしていないかと思います。愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、法に則り、対応させていただきます。
					738	2.表層崩壊よりひどい大惨事 最近よく起こるようになった線状降水帯により大量の雨が降った時には水はけが追い付かず、遮水シート下に大量の水が堆積し、耐水シートごと産廃物がボートのようになって堆積水の浮力により浮き上がり、押し流される。表層崩壊よりもっとひどい大惨事が起こる可能性がある。	○	2025/12/15	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎥と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					739	3.15年以後管理不能 15年間産廃を受け入れて満杯になった後は管理しない可能性がある。15年以後は受け入れがなく収入源がないからである。15年以後耐用年数となった遮水シートが破れた場合に管理がなくなり、飲料水道や農業用水に強い影響があり、使用できなくなる。	○	2025/12/15	満杯になった後も、廃止届が受理されるまでは当社が責任をもって管理いたします。廃止届が受理されたということは、法的に環境への影響が出ないことが認められたこととなります。万が一の場合は、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度を利用させていただきますので、ご心配の事象は発生しないと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
259	山口連区自治会		2025/11/11	個人	740	瀬戸市は自然豊かなので、子育て環境がよいという事で引越してきたご家族が多数いらっしゃいます。3年前私も引越してきました。瀬戸市には既に沢山の産廃場があることを、この山路町をきっかけに知りました。せっかくの自然をこれ以上台無しにしないでください。産廃場だらけの町にしないでください。次の世代に、住みつづける子供達のためにもお願いします。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					741	説明会参加者が少ないということは。周知が足りないということではないでしょうか。瀬自連に対しての環境課の説明が不十分と感じる。瀬自連に対してもって丁寧な説明をし、正しく周知するべきではないでしょうか。	－		
					742	県の「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」規則第9条によると、説明会の開催の周知(第2項)は、通常その内容を住民が知り得る方法をとることとし、具体的には、各戸への案内配布、新聞折り込みチラシの他、市町村広報その他の広報紙への掲載等である。とあるが、その周知が全くされてないのではないでしょうか。市から業者に指導するべきでは、ないでしょうか。	－		
					743	40年もかかる事業なのに、市民への説明はたったの1時間というのは大問題ではないのか。市民の普段の生活の安心安全がかかっているような慎重かつ適切な判断をしないといけない事業なのに、そんな短い時間の説明だけで市民が理解・判断できるはずがありません。もっと説明会をやるべきではないのでしょうか。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					744	産廃計画の箇所が、市の総合計画で大事な場所となっている。これは大問題ではないのか。市として、総合計画で大事な場所に産廃計画があることについて、どのように対応しているのか教えてほしい。	－		
260	水南連区自治会		2025/11/17	個人	745	大地震などの大きな災害がいつ起こるか分かりません。水源地近くに産廃処分場を作ることに断固反対します。	○	2025/12/15	現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。また、馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
261	效範連区自治会		2025/11/17	個人	746	河川水質調査の信頼性に重大な疑問を感じています。事業者の調査は令和3年(2021年)6月4日に実施されたもので、日降水量23.0㎜、時間最大降水量5.5㎜/hという非常に小さい降雨条件を基準としています。ところが、瀬戸市消防本部の観測では、実際には毎年50～60㎜/hの豪雨が頻発しており、令和3年には54㎜/h、令和5年には60.5㎜/hを記録しています。こうした実態に比べて、5.5㎜/hという基準は著しく小さく、現実の豪雨リスクを反映していません。さらに、事業者が参照した「アメダス名古屋」のデータは、名古屋市千種区日和町（名古屋地方気象台）での観測値であり、処分場予定地である瀬戸市山間部の降雨特性を反映していません。山間部では局地集中豪雨が発生しやすく、都市部のデータを流用するのは妥当ではありません。このような条件設定では、防災調整池からの放流水質が豪雨時にどうなるかを正しく評価できず、農業用水や水道水源への濁水被害の可能性を見落とす可能性があります。調査結果は科学的な客観性を欠いており、住民の安心を担保する根拠にはなりません。 したがって、・瀬戸市内の実際の豪雨データ（消防本部観測値等）を反映させること。・現地の自然条件に即した再調査を行うこと。・50～60㎜/h級の豪雨を前提としたシミュレーションを行うこと。 これらが不可欠です。現状のままでは、処分場計画の安全性を議論する土台すら成り立たないと考えます。	○	2025/12/15	河川水質調査については計画地内の雨水排水及び防災調整池計画に用いるための降雨量ではございません。環境保全対策書内の水質の状況（濁水時）を評価するために調査を行っている値になります。雨水排水計画においては「林地開発許可申請にあたって」愛知県森林保全課資料より計算を行っており不足は生じていないと判断しております。また、気象庁アメダスのデータ使用については浸出水量算定のため名古屋測候所を使用しております。各用途において各基準で計算を行っております。
					747	環境保全対策書によれば、交通量調査は騒音・振動調査と同時に実施されたとされています(p.3.1-1.p.3.3-3)。具体的には、・No.1～5の5地点2020年12月1日(火)12時～2日(水)12時・環境騒音No.3地点のみ、2021年1月20日(水)12時～21日(木)12時と、わずか24時間の調査に基づいて「現況把握」としています。しかし、この時期は新型コロナ感染症拡大の影響で経済・地域活動が大幅に制限されていた時期です。交通量が通常より減少していた可能性が高く、これを現況データとして扱うのは妥当ではありません。さらに、年1回・短期間だけの調査であり、曜日や季節の変動も考慮されていません。交通量は騒音・振動・大気汚染・道路安全性に直結する重要な要素です。したがって、直近の通常時に改めて再調査を行うことを強く求めます。そのうえで、以下の点について明確にお答えください。 1.コロナ禍という特殊状況下のデータを「現況」として採用した理由は何ですか。2.短期間(24時間)の調査で十分と判断した根拠は何ですか。3.平常時における追加調査を今後行うご予定はありますか。以上について、住民の安全と安心のため、具体的なご回答を求めます。	○	2025/12/15	コロナ下でありましたが、計画地周辺の工場等が通常の営業を実施していたことから、計画地への交通量については、大きな変化がないと考え調査を実施しました。道路交通の測定は、通常、年間を代表する1日間として実施することから、今回の測定も平日1日間で実施しました。搬入道路の交通量は、事業開始前に再確認し、必要に応じて追加調査を検討します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					748	意見:10/11の説明会の資料において「瀬戸市のメリット」として「利益が増えれば瀬戸市に納める法人市民税が増え、瀬戸市民の雇用も検討しているため、瀬戸市に収める所得税も増える可能性がある」とありますが、御社の本社は名古屋市にあり、瀬戸市には分析センター環境センター、工場のみと承知しています。この場合、法人市民税の大部分は名古屋市に納付されると考えられます。瀬戸市へは均等割などごく一部の納税にとどまり、「瀬戸市の税金が増える」と言えるほどの効果はないのではないでしょうか。また「瀬戸市に収める所得税が増える可能性」との記述がありますが、所得税は国税であり瀬戸市には入りません。また、御社が産廃ネットで公表している3年分の財務諸表によれば、利益率はきわめて低く推移しています。 2022年度:売上約46.8億円、純利益約1,280万円(利益率0.27%)2023年度:売上約51.2億円、純利益約975万円(利益率0.19%)2024年度:売上約54.7億円、純利益約3,423万円(利益率0.62%) 売上が50億円を超えていても、3年連続で利益率は1%未満。仮に法人税全体の実効税率を30%とすれば、年間300～1,000万円程度の納税規模であり、そのほとんどは本社所在地の名古屋市に納められます。これをもって「瀬戸市へのメリット」と言うのは、現実的ではないのではないでしょうか。質問:瀬戸市および瀬戸市民へのデメリットについて、どう考えていますか?	○	2025/12/15	瀬戸市および瀬戸市民へのメリットは無いと考えております。あるとすれば納める税が増えるぐらいかと思い、お伝えさせていただきました。メリットもなければデメリットも無いと考えております。
					749	道路の補修についての質問「道路の補修は本来行政が行うものだが、因果関係がはっきりしている場合は事業者が補修する」との説明でした。しかし、その「因果関係」を誰が、どのような基準で判断するのかが示されていません。住民や自治会が損傷を訴えても、事業者が「関係ない」と判断すれば、補修が行われないおそれがあります。今回の計画では車両台数・通行頻度が既存施設より大幅に多く、従来の対応では十分とは言えません。 ①「因果関係の有無」は誰が、どのような方法で判断するのですか。 ②その判断に行政や第三者が関与する仕組みを設ける考えはありますか。 ③搬出入台数や通行ルートを定期的に公開し、住民が確認できる仕組みを設ける考えはありますか。	○	2025/12/15	現在も補修を行っておりますが、引続き同じように補修を行います。 補修であり、つくりかえ等の重機を使用するようなことではないので、大きくても50㎝ほどの道路破損を補修と考えています。 ①住民の方、運転手の方より連絡あれば、当社が目視で確認して、車の通った跡や車輪が地面につけた筋、轍上にある等から、当社で補修できる程度であれば補修します。できなければ、行政に相談します。 ②補修できないものは行政に相談しますので、仕組みを設けるというか、連携をとり、行うことを考えています。 ③地域住民の方への工事期間等の周知は検討しております。
262	東明連区自治会		2025/11/17	個人	750	水源が近いため、水銀の流出など先々健康被害が出るような公害が起こることが心配。安全性について再度確認したいので、説明会の実施を希望します。	○	2025/12/15	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
263	東明連区自治会		2025/11/17	個人	751	通学路もあり、トラックが頻繁に行き来することに反対します。地域の通勤・通学時間帯(例:7:00-9:00、15:00-17:00)の運行について、「極力、配慮する」といった曖昧な表現ではなく、通勤・通学時間帯(例:7:00-9:00、15:00-17:00)の運行制限、う回ルート、台数上限など、数値・具体策を含む「運行管理計画」を、文書で提示してください。	○	2025/12/15	検討させていただきます。
264	效範連区自治会		2025/11/17	個人	752	将来、長い目で見て何も問題がないとは思えません。健康被害、環境問題、クリアなのでしょうか。	○	2025/12/15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
265	水南連区自治会		2025/11/17	個人	753	1.モニタリング期間の不足 現行計画では埋立終了後2年間のみ水質監視を行い、基準内であれば管理を終了するとしている。しかし、遮水シートや土壌構造の劣化リスクを考慮すれば、2年では極めて短い。→欧米(EPA・EU等)では30年以上、日本の自治体でも10年以上が標準。→本計画でも最低10年、望ましくは30年間のモニタリングを義務化すべき。→無害化管理期間におけるモニタリングの実施レベルを埋立時と同一にすること	○	2025/12/15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、管理期間を設定しております。ご意見として承ります。
					754	2.監視範囲の限定性 現状では施設周囲に限られており、地下水流向下流の民家井戸や農業用水域が監視対象に含まれていない。→半径1km圏内に監視井戸を追加し、地域全体の安全を担保すべき。	○	2025/12/15	浸出水については遮水工による地下浸透防止、漏水検知システムの導入、処分場の上流側、下流側に監視井戸を設置を行っていることから事業用地内での管理を考えております。
					755	3.データ公開の不明確さ 「ホームページで公開を検討」とあるが、頻度・形式・項目が未定。265→毎月のデータをWeb上で定期更新し、第三者監査を伴う形式で公表すべき。→公開項目には地下水水質、浸出水処理水質、漏水検知履歴、修繕履歴を含めること。	○	2025/12/15	愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。
					756	4.監視主体の独立性不足 現在は事業者自身が測定・報告を行う体制となっている。→行政・住民・外部専門家で構成する第三者監視委員会を常設し、結果を独立評価させるべき。	○	2025/12/15	愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					757	5.閉鎖後の責任範囲不明 2年後に施設を解体予定とされているが、長期的な漏出が確認された場合の責任主体が定義されていない。→「閉鎖後30年間の環境責任」を事業者および県が共同で負う旨を明文化すべき。	○	2025/12/15	満杯になった後も、廃止届が受理されるまでは当社が責任をもって管理いたします。廃止届が受理されたということは、法的に環境への影響が出ないことが認められたこととなります。万が一の場合は、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度を利用させていただきますので、ご心配の事象は発生しないと考えております。
					758	6.財政的裏付けの不足 維持管理積立金の具体額は不明であり、30年監視を支える資金計画がない。→モニタリング・補修・第三者監査・緊急補修を含めた30年分の積立を設定すべき。	○	2025/12/15	愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。
					759	7.漏水検知設備の更新計画が未明確 耐用年数15〜30年であるため、定期交換や機能確認試験のスケジュールを策定すべき。	○	2025/12/15	漏水検知設備の具体的な維持管理については、維持管理上の規定を産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					760	8.モニタリングデータの信頼性確保 採水・測定方法・試験機関の名称が資料に記載されていない。→分析手法を公表し、第三者検証(環境分析登録機関)を義務づけるべき。	○	2025/12/15	水質検査機関については維持管理上の規定を産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					761	9.周辺環境(農地・住宅地・学校)への拡散評価不足 地下水流向シミュレーションは限定的であり、広域の影響範囲を明示していない。→10年スパンでの数値流動解析を実施し、リスクマップを公表すること。	○	2025/12/15	地下水については、観測井戸を設置し、管理してまいります。また、本事業では、遮水シートからの漏水検知システムを導入し、周辺地域へ影響を防止します。
					762	10.住民参加型の監視制度が未設計 住民が異常を直接報告できるホットライン・通報アプリ等が整備されていない。→市民参画型監視制度を導入すべき。	○	2025/12/15	検討させていただきます。
					763	11.短時間洪水に対する設計マージンがたりない。 想定外、過去に例のない洪水被害が各地でニュースになっている中で、なぜ東海豪雨で想定したからOKと言えるのか?洪水被害の将来的な予測を行った上で、施設の過不足を評価すべき。	○	2025/12/15	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎥に対し、洪水量は約18171㎥で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎥と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287〜をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					764	新規提案 ・温室効果ガス(メタン等)排出の監視と削減対策を導入。 ・建設中・運用中の粉塵・騒音を常時測定し、閾値超過時に搬入制限を行う。 ・廃止後跡地利用に関する安全評価(重金属残留検査)を実施。 ・コンプライアンス遵守状況を年1回公開し、行政が監査報告を受ける制度を設ける。 ・モニタリング終了後も、データを10年以上保管・公開するルールを策定。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					765	「モニタリング期間」「監視範囲」「独立監視」「責任主体」「財政的裏付け」が依然として不足しており、国際基準や過去の産廃問題(豊島・青森岩手等)の教訓から見ても改善が必須。貴社がよく回答に使っている「国の基準」は現時点で最低限守らないといけない内容であり、貴社が施設建設を県に認めてもらう理由でしかない。将来的な住民の被害を想定し、マージンを含めた設計をしてほしい。「想定外」なんて言葉を使わないくらいあらゆる懸念を払拭してほしい。住宅メーカーだって未知の天災に対応するため国の基準の数倍の自社基準を設けている。貴社にはその考えがたりない。善処します。検討します。なんて逃げの言葉を使わず、検討結果を開示し中立な立場の第三者専門家の意見をもらってほしい。また、周知が圧倒的に足りない。私の周囲は産廃建設自体把握してませんでした。そんな中で再説明不要と言っているのはどうかと思います。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
266	山口連区自治会		2025/11/17	個人	766	9/18意見書572の見解書で「貯留堰提標高=230m」とあります。貯留堰提標高とは、堰提の提頂(最上部の水平線)です。①堰提の最下部、底面の標高を教えてください。侵出水放出口の標高217mよりは高い約220mでしょうか?同上の見解書で「貯留堰提側廃棄物盛土高=270.5m」とあります。②堰提側とは縁面のことですか?10/16意見書696、697では、中央部の盛土は縁面から+15mとなっています。もし、堰提側=縁面ならば、③中央部の廃棄物盛土高は285.5mで合っていますか? 瀬戸市民である私達が、今計画の産業廃棄物最終処分場をきちんとイメージすること(可能な範囲で)が、紛争予防条約が目指す(相互の)理解につながると思います。宜しくお願いします。	○	2025/12/15	貯留堰提埋立地法尻部標高については約220mとなります。 270.5mの標高については廃棄物の埋立が完了した堰提側の法肩部標高となります。埋立完了の最高標高は約271.3m事業計画書P4-17平面図を参照ください。
267	下品野連区自治会		2025/11/19	個人	767	この建設計画を中止して下さい。我々の健康・子ども達の成長に大きく関わる問題として看過することはできません。予測不可能な災害時、安心して過ごせない・安心して飲めない「水」。どうか、瀬戸の豊かな土地を汚さないで下さい。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					768	命に関わる重大な案件である。「水」がなければ、我々、人間は生きていけません。安心して飲める「水」の確保。計画地は水源から近くに位置し、市民がこのまま何もせずに賛成する由はありません。瀬戸市々長様、どうかこの建設計画を中止する決断をお願いします。	-		
268	水南連区自治会		2025/11/19	自治会	769	産廃計画説明会の再度開催のお願い 4月25日に開催されました産廃最終処分場計画説明会は、3連区合同(水南連区・效範連区・陶原連区)で開催された為、参加者の人数が限られ、多くの市民が説明会に参加出来なく再度水南連区単独の説明会の開催を臨む声が、昨日(9月16日)の水南連区会長会議にて提案されました。賛成多数にて再度水南連区単独での説明会の開催希望が可決されましたので、再度の産廃最終処分場計画説明会をお願いいたします。確かに3連区合同説明会では参加者(説明を受けたい人)の収容人数が限定され、多くの水南連区在住の市民に説明をして頂く機会が、著しく損なわれたと思われますので、是非再度水南連区単独の産廃最終処分場計画説明会の開催を要望いたします。連区民は、産廃最終処分場計画説明会について多くの関心を持っていますのでよろしくお願いいたします。	○	2025/12/15	意見番号576と同じ回答となりますが、収容人数を制限（限定）したつもりはございません。定員オーバーもしておりませんでした。ご要望にお応えするため、10月11日に追加の説明会を実施させていただきました。
269	山口連区自治会		2025/12/3	個人	770	2024年1月1日に発生したM7.6の能登半島地震により、震源断層から離れた場所で、道路や水道管等のインフラ、産廃処分場が被災し、稼動できなくなる等の甚大な被害の事象が公的に確認されています。猿投山北断層の想定震度はM7.7ですから、断層からわずか550mしか離れていない今計画地が、いかに危険なものであるか。このことを私達瀬戸市民は知り、理解する必要があります。(さらに今計画地が崩壊土砂流出危険地区であることも問題です。）私達大人が瀬戸の未来と子どもたちの健全な育成を守る為に、今計画とその影響について学ぶ時間と場所が必要です。その為の「追加説明会」を紛争予防条例に則り、市長の権限で指示してください。事業者も市民の想いに応えてください。宜しくお願いします。	-		
270	山口連区自治会		2025/12/16	個人	771	自治会への説明会(長根か山口か八幡のどこか)の中で、関係住民からの、「計画地の見学は可能か？」という質問に対して、犬飼社長は、「事前連絡をしてくれたら受け入れます。」と答えました。ところがその後、市民からの現地見学の申し入れを断っている（一部の関係住民に限定している）と聞きましたが本当ですか？その理由を教えてください。また、希望する関係住民の見学は可能ですか？ 今回の説明会で使われた写真やイメージ図は、実際の現場でなかったり、他の産廃施設だったりして分かり辛かったです。私達関係住民が今計画を理解するために、現地見学は必要なプロセスです。市民（関係住民）に開かれたクリーンな産業廃棄物処分場を目指してください。	○	2026/2/3	見学の申し入れを断った覚えはございません。ご希望があれば見学は可能です。 イメージ図が、実際の現場ではない理由は建設前であるため、イメージ図でのご説明しかすることができません。
271	長根連区自治会		2025/12/19	個人	772	貴社が計画する産業廃棄物最終処分場について、活断層(猿投山北断層)との距離が、当初説明されていた約1.1kmから、2025年10月11日の合同説明会において約550mへ訂正された件は、住民として極めて重大な問題と受け止めています。この訂正は、単なる表記の修正ではなく、立地の安全性評価や設計の前提条件に関わる情報です。にもかかわらず、訂正の根拠・経緯・影響が、住民が確認できる形で十分に示されていません。 1:なぜ当初からそのデータ・方法を採用しなかったのか、訂正に至る経緯を示してください。 2:距離訂正により、地震・地盤に関する評価や設計条件(安定計算、遮水工、堰堤等)に影響が「ない」とするなら、その結論に至る評価項目ごとの根拠を示してください。 3:影響があり得る場合は、どの項目を見直し、どの資料を更新するのか(更新予定を含む)を示してください。 4:今回の訂正の事実・根拠・影響を住民が確認できるよう、文書資料の公開と再説明(説明会・質疑機会)の実施計画を提示してください。	○	2026/2/3	説明会でお話ししている通り、当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告したものです。科学的根拠を持った法的な制限基準として,活断層と処分場の距離が示されているものはありません。従って現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものでは無いと考えており、それにより、設計を見直すことは考えておりません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					773	令和7年4月25日に陶原・效範・水南の3連区合同で開催した説明会について 同説明会は、西谷取水口からの水道水を利用する地域であり、かつ市内でも人口の多い区域を対象としていましたが、開催日時が平日夜7時からであったこと等により、参加者は66名(参加率0.18%)にとどまりました。この実績は、地域住民が計画内容を把握し質問する機会が十分に確保されたとは言い難い状況を示しています。その後、水南連区は令和7年9月17日に「水南連区単独での追加説明会」を正式に要望しましたが、貴社は同年9月19日付で個別開催を拒否され、10月11日の合同追加説明会を案内したものと承知しています。しかし、案内時期が遅く、自治会回覧(10月回覧)による周知では間に合わず、未加入世帯も含めた住民への参加機会が十分に確保されたとは言えません。意見(No.769)に対し、貴社の見解は「収容人数を制限したつもりはない」「定員オーバーではない」とのことですが、連区が問題としているのは満員か否かではなく、地域住民が実際に参加できる機会が確保されたかという点です。 質問1.参加機会の確保が十分であったと判断される根拠は何か。 質問2.自治会回覧のみでは未加入世帯に周知が及ばない点について、どのように評価されているか。 質問3.10月11日開催の追加説明会において、時間切れにより質問希望者が残ったまま終了した事実を把握しているか。また、それでも「十分な質疑応答が行われた」と判断された理由は何か。	○	2026/2/3	質問１ 開催日や周知方法は瀬戸市環境課及び各自治会と相談のうえ、決定させていただきました。当社が勝手に決めたものではないという点から十分であったと判断しております。 質問２ 自治会未加入の方の個人情報を取得することはできないため、瀬戸市環境課とも相談し、自治会加入者のみの周知とさせていただきました。自治会によっては、自治会長様の判断により全戸配布している連区もございます。 質問３ 当該説明会においては、事業計画の内容、環境保全対策、安全対策等について、事前に提出されたご質問および当日いただいたご質問を含め、一定時間を確保して説明および回答を行いました。また、説明会終了後においても、書面や個別対応によりご質問・ご意見を受け付ける体制を整えており、説明会という一つの場に限らず、継続的に意見を伺う機会を設けている点を踏まえ、「質疑応答の機会自体は確保されている」と判断したものであります。
					774	貴社が本地連区の説明会で述べた「流出することは想定していない」という表現は、住民にとって非常に重大です。なぜなら、この言葉が「発生確率は低いが起こり得る事象として備える」という意味ではなく、「発生時は想定外として扱う(具体的な被害想定や初動手順を事前に定めない)」という意味にも読み取れるためです。水源に近接する計画でこの点が曖昧なままでは、住民は安全性を評価できません。 質問:貴社のいう「流出を想定していない」とは、①発生可能性自体を否定する趣旨なのか、②発生は想定しないが備え(影響評価・回収手順・通報体制等)は別途整備している趣旨なのか、どちらですか。②の場合は、緊急対応計画(BCP等)の該当箇所を提示してください。①の場合は、発生可能性を否定できる根拠を具体的に示してください。	○	2026/2/3	設計に用いている基準値、計算方法、施設運用時の維持管理を行うことにより、より安全性が確保されているということになります。 よって、発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： １．産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ２．公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 ３．火災の発生の防止に関する事項 ４．その他の災害の防止に関する事項 ５．浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 ６．事故の防止 ７．緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策 、緊急連絡体制 ） 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
272	山口連区自治会		2025/12/26	個人	775	事業者は1回目の住民説明会で猿投山北活断層が約1.1km離れているとの説明から、住民からの指摘もあり、10月の合同質疑応答会では活断層からの距離を550mと認めた。しかし、平成21年11月事業者が同計画地で計画を瀬戸市へ提出していた時には、（財）全国都市清掃会議発行の「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」では「候補地周辺の1km以内に活断層がないこと」をひとつの条件としており、「500mでは不適地だと判断される。」と、反対派の広報紙に書かれている。 事業者は上記の事実を今回の計画提出時から、既に認識していたのでしょうか？知っていたから産総計の地図を使用して、1回目の説明会を行ったのでは？計画の安全性を懸念する市民にとって、「軽微な変更」以前に「重大な虚偽」であると考えます。いかがでしょうか？	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において示されているのは、適地評価の事例のひとつであり、同要綱において、最終処分場の設置を制限する基準を示したものではありません。ただ引用された適地調査及び評価を行った事業主体が独自に設定した判断基準であり、その科学的根拠を問えるものでもありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
273	下品野連区自治会		2025/12/26	個人	776	事業者が10月11日の合同説明会において、猿投山北断層までの距離を「550m」に訂正し、「今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。」としたことについて、これは法的手続きの順序を誤解させる説明であり、説明責任の回避と受け取られかねません。本計画の申請者である事業者は「自らの計画の安全性を説明可能な形で示し、県がその妥当性を審査する」義務を負います。専門家委員会はその妥当性を第三者的に検証するものであり、事業者に代わって設計方針や安全基準を決定する機関ではありません。したがって、活断層までの距離という基礎的条件が変更された以上、事業者自身が再評価を実施し、その結果を設計書類として明示・訂正した上で、県の審査に付すのが法の想定する正しい手順です。この訂正を行わずに「県と協議しながら設計を進める」という運用は、瀬戸市産廃条例第15条が定める「事業計画の変更」の報告手続にも抵触する可能性があります。まず事業者自身が現行計画の安全性を根拠立てて再示し、それをもって県審査に臨むのが適正な手順ではないでしょうか。 質問:活断層までの距離の訂正を受けて、事業計画の変更手続きや再評価を行う予定はありますか。また、これらの手続きを経ずに県の審査へ移行する場合、その対応が法的に妥当といえる根拠をどのようにお考えですか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 説明会でお話ししている通り、当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告したものです。科学的根拠を持った法的な制限基準として、活断層と処分場の距離が示されているものはありません。
274	下品野連区自治会		2025/12/26	個人	777	計画地から猿投山北断層までの距離が当初説明の「1.1km」から「550m」に訂正されたことは、事業計画の安全性評価に直接かかわる根拠条件の変更です。瀬戸市産廃条例第15条では、事業計画の前提が変わった場合は「事業計画の変更手続を行う」ものとされており、この訂正はまさにその要件に該当すると考えます。にもかかわらず、事業者が変更申請を行っていないことは、条例の趣旨を軽視しているように見受けられます。法的手続を経ないまま協議や設計を進めるのは適切ではありません。 【質問】距離訂正(1.1km→550m)に関する変更手続(変更届等)は、いつ行う予定ですか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものでは無いと考えており、それにより、設計を見直す考えはないことから変更届出の提出は考えておりません。
275	山口連区自治会		2025/12/26	個人	778	10/11の合同説明会において、計画地と猿投山北断層との距離が約半分に訂正されたことは、住民にとって重大な事実です。数値の訂正そのもの以上に、住民として気になるのは、なぜ当初の段階で明確に説明されず、後から訂正という形になったのかという点です。計画の前提に関わる情報は、住民が安心して判断するための土台です。その土台が途中で変わるなら、住民側には「何を信じて判断すればよいのか」という不信感が残ります。信頼は、法令遵守だけでは回復せず、説明の透明性でしか積み上がりません。 質問:活断層までの距離訂正(1.1km→550m)を「重大な変更」と認識していますか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものでは無いと考えており、それにより、設計を見直す考えはないことから重大な変更とは考えておりません。
276	八幡台連区自治会		2025/12/26	個人	779	この地域は水源に支えられて、商いも暮らしも成り立っています。もし水質や水源に不安が残れば、家庭でも店でも安心して水を口にすることができず、また風評も含めて営業や地域の信用にも影響が出かねないことを心配しています。そのうえで、計画の前提や見通しに甘さがある点、説明が十分とは言えない点が複数あるにもかかわらず、なぜこれほど拙速に手続きを進めようとするのか納得がいきません。疑問点に対して、根拠を示した丁寧な説明と、慎重な再検討を求めます。	○	2026/2/3	拙速に進めているつもりはございません。慎重に検討した結果、進めさせていただいております。説明も十分にさせていただいたと認識しております。 いただいている意見書に対しても、見解書という形で対応させていただいております。
277	長根連区自治会		2025/12/26	個人	780	2024年1月の能登半島地震(M7.6)では、活断層から1km以上離れた処分場も深刻な損壊を受けました。今回の計画地は猿投山北断層からわずか「550m」と訂正され、国が想定するM7.7の地震が起きれば、より強い揺れや地表変形を受けるおそれがあります。それにもかかわらず、事業者が訂正前の設計のままで安全とするのは、地震防災工学の知見と整合しません。この訂正を単なる数値修正として扱うのではなく、防災計画全体の見直し契機として位置づけるべきです。なお、事業計画書には「令和5年1月」と記されており、能登半島地震は計画書提出後に発生した事象です。 【質問】能登半島地震(M7.6)を踏まえ、耐震・安定性評価の再計算を行っていますか?行っていない場合、その理由と、どの時点で反映する予定かを教えて下さい。	○	2026/2/3	耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
278	菱野連区自治会		2025/12/26	個人	781	2025年3月15日の東明連区での第1回目の説明会において、計画地から活断層までの距離について「前回は500m程度だった」と述べています。つまり、計画地が活断層に近接している可能性は、今回の説明会の途中で初めて浮上した論点ではなく、少なくとも前回計画時点から重要な論点として認識されていたことになります。にもかかわらず、各地の説明会では「産総研データでは1.1km」という説明が繰り返されました。事業者はその理由として、産総研データは座標(XY)を持っており、自社図面と重ね合わせて距離計算ができるため、と説明しています。一方、国土地理院による都市圏活断層図は、阪神・淡路大震災(1995年)を契機に詳細な調査を重ね、整備されてきたものであり、前回(2009年頃)の計画時点でも既に存在していました。活断層の詳細な位置を確認することが目的であれば、最新かつ精度の高い公的資料を優先すべきであり、あえて情報の劣る古いデータを選択したことは極めて不自然です。さらに、事業計画書では出典として、さらに古い「活断層アトラス」の地図が示されていた上に、計画地の表示位置が1km以上もズレている点を指摘され訂正に至っています。「座標があるから採用した」と主張しながら、その基礎となる座標を大幅に誤認していたことは、調査そのものの杜撰さを露呈しています。計画地の近接性が前回から指摘され、事業者自身も「500m」という認識を示していた状況の中で、今回「1.1km」というより遠い数値を採用し説明を繰り返してきたこと、また、連区での説明会終了後の合同説明会の場で、突然550mに訂正したことについて、事業者の安全意識の欠如、不誠実さを感じます。住民から見れば、当初から「550m」であれば、耐震性以前の問題として立地基準を問われるところを「1.1km」と過小評価することで「耐震性の問題」にすり替えたように感じます。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 平等を期すため、16連区全てに同じ説明をさせていただきました。よって、突然訂正したわけではなく、該当連区全ての説明会終了後、合同説明会の際に訂正をさせていただきました。
					782	これまでに参加した説明会では「猿投山北断層まで1.1km離れているから大丈夫」と説明されてきたのに、実際は半分の「550m」だったと知り、非常に驚きました。活断層までの距離が半減した重大な訂正に対して、「今後の県の専門家委員会で協議しながら設計を行う」との説明は、現時点の安全性に関する事業者自身の責任を曖昧にするものです。耐震設計の基本方針や安全率の設定は、専門家審査に先立って事業者が自らの技術的判断として示すべき部分です。本来、県の審査は「事業者が定めた設計の妥当性を第三者が検証する」工程であって、県が設計方針を決めるものではありません。つまり、現行設計の前提が変わったにもかかわらず、事業者が再評価を自ら実施せず、審査段階まで棚上げするのは手続き上も説明責任上も不適切です。「専門家が後で確認する」ではなく、「訂正された距離を踏まえて現行設計が妥当かどうか」をまず事業者自身が示すことが、県審査の前提条件であり、市民説明の基本ではないでしょうか。 【質問】距離訂正を反映した再評価や設計の見直しを、事業者自身として県手続きの前に実施し、その結果を市民が理解できる資料として公表するお考えはありますか?	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 今回の活断層との位置関係において現在の耐震設計が変わるということがないことから、計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
279	長根連区自治会		2025/12/26	個人	783	「西谷取水口は本計画地の上流に位置」と説明しているが、施設の処理水の排出される地点が、東山路川の下流にあるだけで、実際に産廃が埋め立てられる場所は水源より上流側ではないのか?	○	2026/2/3	説明会でもご説明させていただいている通り、放流位置は取水地点より約150メートル下流側になり、上流側ではございません。放流地点と取水場の標高差は放流地点が約7m低くなっております。
					784	本計画は、管理型産業廃棄物最終処分場という性質上、操業期間だけでなく、将来にわたって地域との信頼関係の上に成り立つ事業であると考えます。法令を遵守することは事業者として当然の前提ですが、それだけで地域の信頼が自動的に確保されるものではありません。特に、本計画地は水源地に隣接し、活断層にも近いという立地条件を有しており、仮に実害が生じなかったとしても、「不安が生じること」自体が地域の暮らしや商い、土地利用のあり方に長期的な影響を与える可能性があります。環境リスクが顕在化した場合だけでなく、疑念や不信が残ること自体が、地域にとっては回復しにくい影響となります。そのため、管理型最終処分場の計画においては、「問題が起きたときの対応」だけでなく、「問題が起きていないことを、第三者が確認できる状態を継続する仕組み」をあらかじめ示すことが、事業の持続性にとって不可欠だと考えます。これは法令遵守の範囲にとどまらず、地域社会と共存する事業としての姿勢が問われる部分です。 質問：本計画において、貴社は法令遵守を超えて、長期にわたり地域の信頼を維持するために、どのような情報公開や第三者確認の仕組みを構築する考えでしょうか。また、それらを事業期間を通じて継続することについて、どのような責任の持ち方を想定しているのか、具体的に説明してください。	○	2026/2/3	関係法令（廃掃法等）により、事業計画、環境保全措置、維持管理状況等について、行政への報告や住民への縦覧等が制度として定められております。当社といたしましては、これらの法令上義務付けられた情報公開や報告を、内容・時期ともに遺漏なく実施することが、地域の皆様に対する最低限かつ確実な信頼確保につながるものと認識しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					785	貴社の山路町計画について、現時点で実施している場合は「実施内容の具体」と「公開状況」を、未実施の場合は「実施予定」を、下記の観点で明らかにしてください。 1.浸出液・放流水の管理の具体 管理項目/基準値/測定地点/測定頻度/結果の記録方法/基準超過・異常時の対応(停止判断、通報、再発防止)を示してください。あわせて、住民が確認できる形での公開範囲・公開方法・公開頻度を明らかにしてください。 2.監視・検査の実効性 行政検査への協力方針に加え、抜き打ち検査が行われた場合の対応、および検査結果の住民への周知方法を示してください。また、平常時・異常時の運転状況(処理量、貯留量、降雨時運用等)について、記録項目と公表の可否・方法を明らかにしてください。 3.第三者が検証できる担保 新規計画について、遵法状況と運用実態が第三者にも継続的に確認できるよう、外部確認の仕組み(公開範囲・方法・頻度)を示してください。 本計画は活断層に近く水源地にも隣接するため、万が一の影響が大きい条件です。したがって、上記の点について「実施している」との一般論ではなく、具体的内容と公開の形での見解を求めます。	○	2026/2/3	関係法令（廃掃法等）により、事業計画、環境保全措置、維持管理状況等について、行政への報告や住民への縦覧等が制度として定められております。当社といたしましては、これらの法令上義務付けられた情報公開や報告を、内容・時期ともに遺漏なく実施する予定です。 1.浸出液・放流水の管理の具体 愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、維持管理規定を策定し、法令を遵守した対応を検討しております。 2.監視・検査の実効性 行政検査へは協力する方針です。周知方法および、記録項目の公表については未定となっておりますが、行政からの開示請求があった場合は開示致します。 3.第三者が検証できる担保 機密情報となるため継続的に確認できる仕組みは無いかと思います。
					786	事業者が活断層までの距離を「1.1km」から「約550m」に訂正したことは、設計上の前提を根本から変える重大な事実です。地震動の想定は距離に強く依存しており、地震工学の観点からすれば、影響評価や耐震設計の見直しは当然求められます。特に、国土地理院の都市圏活断層図は最新のトレンチ調査に基づく高精度データであり、その採用は科学的にも妥当です。ならば、そのデータ変更後に再評価が行われなかった根拠を明らかにする必要があります。 【質問】計画地からの距離が半減したことで、耐震設計の入力地震動や安全率を再計算した履歴はありますか?再評価を行わなかった理由を示してください。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 今回の活断層との位置関係において現在の耐震設計が変わるということがないことから、計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
					787	計画地は東海環状道のすぐ真横に位置し、産廃埋め立て最上部は271.3mとのことで、高架した道路（約240m）よりもさらに30mも高くなる。高速道路を走行する車の安全性について説明してほしい。	○	2026/2/3	東海環状道側の埋立地の安全性については安定計算において安全性が確保できていると考えております。
280	效範連区自治会		2025/12/26	個人	788	本計画は、水道水源(西谷取水口)から約70mという至近距離に位置し、また活断層まで約550mとされる場所で進められていることから、市民は水質事故や災害時の影響など多くの懸念を抱いています。そのような中で、事業者は見解書(748)の中で次のような見解を示しています。「瀬戸市および瀬戸市民へのメリットは無いと考えております。あるとすれば納める税が増えるぐらいかと思い、お伝えさせていただきました。メリットもなければデメリットも無いと考えております。 質問:この「デメリットも無い」とは、住民負担(生活上の負担・迷惑)や影響(環境・生活・安全への影響)、不利益、事故・災害時を含むリスク等の悪影響が、発生しない(ゼロである)という意味ですか。	○	2026/2/3	ご指摘の「デメリットも無い」という表現につきまして、住民負担や環境・生活・安全への影響、ならびに事故・災害時を含むリスクが、いかなる場合においても全く発生しない、いわゆる「ゼロである」という意味で用いているものではありません。 本計画においては、関係法令および許可条件に基づき、必要な環境保全措置、安全対策、維持管理を適切に講じることにより、通常想定される範囲においては、住民の皆様の生活や周辺環境に対する影響を許容可能な水準に抑えることが可能である、という意味合いであります。
					789	交通量調査がコロナ禍(2020年12月・2021年1月)に、各地点24時間のみ実施され、その結果を「現況把握」としている点に疑問があります。貴社は、周辺工場等が通常営業していたため交通量は大きく変化しないと考えたこと、交通量調査は通常「年間を代表する1日」として平日1日で実施すること、また事業開始前に再確認し必要に応じて追加調査を検討すると説明しています(見解書747)。しかし、通勤・商業・学校・外出・物流ルート変更など、交通量は工場稼働だけで決まるとは断定できず「大きな変化がない」という推定や一般論だけでは、コロナ禍の特殊状況下のデータを平常時の「現況」とみなせる根拠が示されたとは言えません。また「必要に応じて追加調査」では判断基準が不明確です。ついては、 質問1：コロナ禍であっても交通量が平常時と大きく変わらないと判断した根拠(平常時との比較資料等)を示してください。 質問2：事業開始前の再確認および追加調査を行う判断基準、実施時期、調査期間・回数を具体的に明示してください。	○	2026/2/3	調査地点における既存データは確認できていないため、根拠となる資料はございません。ご指摘のように、コロナ禍による影響が考えられるため事業開始前に追加調査を実施を検討いたします。具体的には、工事開始前の晩秋から初冬(前回調査を同じ時期）のお祭り等の特異日でない平日（昼間：6時～22時）に騒音・振動測定と同時に1回の測定を実施することを考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					790	意見番号746について。河川水質調査が「時間最大降水量5.5mm/h」という小さな雨の条件で行われており、瀬戸で実際に起きている50～60mm/h級の豪雨や、山間部の降雨特性を反映していないため、豪雨時の濁水・放流水質を正しく評価できないのではないか、現地条件での再調査や豪雨前提の検証が必要だ、という問題提起をしています。これに対し事業者は、「河川水質調査は雨水排水や防災調整池計画に用いる降雨量ではなく、環境保全対策書の濁水時の状況を評価するためのもの」であり、雨水排水計画は別途、県資料（林地開発許可申請の計算）に基づき不足は生じていない、アメダス名古屋のデータ使用は浸出水量算定のために用途に応じて基準を使い分けている、という見解を示されました。しかし、住民が懸念しているのは「豪雨時に濁水や放流水質がどうなるか」であり、濁水時評価であるならなおさら、豪雨条件（50～60mm/h級）を前提にした評価が必要です。「用途が違う」「排水計画は別規準」という説明だけでは、豪雨時の濁水・放流水質が適切に評価できているかの核心に答えていないように見えます。 質問：豪雨（50～60mm/h級）時に、防災調整池からの放流水質（濁水）をどの降雨条件・計算前提で評価しましたか。評価していない場合、なぜ現状の調査条件で「豪雨時の濁水リスクを適切に評価できる」と判断できるのか、その根拠を具体的に示してください。	○	2026/2/3	河川水質調査の降雨時測定は、工事による濁りの影響を検討するために実施したものです。豪雨条件（50～60mm/h級）には工事作業を中止し、必要に応じて工事箇所へシート覆い等を行います。また、雨季は大規模な土工事を回避します。 埋立時には、浸出液処理施設及び防災調整池により水質、放流量を調整し、影響の軽減に努めます。 なお、降雨時の濁水の評価には、現況の把握が必要ですが、大雨注意報、警報等の降雨時には、河川での調査は危険なため、実施しておりません。ご理解いただいきますようお願いいたします。
					791	東海環状道走行視点に係る景観影響評価の追加・補正について。東海環状道(赤津IC南側)を走行中の視点から、完成後の埋立地が連続的に視認され、景観に影響を及ぼす可能性があると考えます。しかし、貴社の環境保全対策書(景観)は、赤津IC・赤津PA等の眺望地点(点)の記載が中心であり、高速本線走行という連続視点が代表眺望地点として十分に位置付けられているか不明です。また、影響予測が「定性的」にとどまるため、完成後の見え方が「どの範囲で」「どの程度」変化するのか、住民が客観的に判断できる資料が不足しています。つきましては、景観影響の説明として不十分であるため、以下の追加説明・補正を求めます。 1.代表眺望地点に「高速本線の走行視点」を追加すること 点ではなく連続区間として扱い、代表地点(開始・中間・終了)を設定してください。 2.完成後の見え方を可視化すること 写真合成、CG、ストリートビュー上の重ね合わせ等により、走行視点での見え方を示し、連続区間として「どの範囲で」「どの程度」視認されるか説明を添えてください。 3.景観低減策の具体化と効果の提示 緑化(位置・樹種・密度・成長後の想定)や法面形状・段差・色彩等の配慮内容を具体化し、対策後の見え方(再予測)を示した上で、効果の見込みを説明してください。	○	2026/2/3	計画地南端付近からが200m程度の範囲の計画地沿いの東海環状道から計画地を望むことができると考えております。現況の東海環状道からの見え方は、瀬戸赤津ICから豊田藤岡IC方向の車線からは計画地から離れた車線（上り坂）となり、中央分離帯に設置された柵により計画地内は広く見渡せませんでした。豊田藤岡ICから瀬戸赤津IC方向の車線は、下り坂となっており、運手席から振り返るような動作をしないと見ることができませんでした。東海環状道からの計画地の見え方は、埋立が進むに連れ、より見えるようになり、埋め立て完了後に最も大きく見えることになると考えられます。計画地の東海環状道沿いには残置森林を配置し、埋立完了面には緑化を行うことにより影響は軽減できるものと考えております。
					792	にじの丘学園の通学路と工事・運搬車両ルートについて、これまでの説明会や見解では、「条例手続き終了後、着工前に学校と協議する」と説明されていました。しかし最近の見解(意見番号722、585)で「現状の走行ルートについてにじの丘学園と相談させて頂き、通学路上問題はないとのご返答を頂いております。」と記載されており、驚きました。住民や保護者側には協議内容や「問題なし」と判断した前提条件が示されないまま、結論のみが提示されている状態です。学校側が包括的に安全性を確認し合意したかのような表現になっています。本件は、にじの丘学園の在校生や保護者だけの問題ではありません。学区は広く、通学手段も徒歩・バス・自家用車送迎など多様で、通学の時間帯や経路も多岐にわたります。さらに本事業は長期にわたるため、今後、学園へ通うことになる未就学児にも継続的に影響します。したがって「問題なし」という結論だけを示すのではなく、その判断の前提条件や安全確保策、周知の方法と時期を、保護者・地域住民が確認できる形で明確に示してください。	○	2026/2/3	意見番号585は、下記の通り修正させていただきました。 現状の走行ルートについて虹の丘学園と相談させて頂き、通学路上問題はないとのご返答を頂いております。通学路上の安全対策を実施することとした。 1/20：学校教育課からの申入れにより、表記を変更。
					793	通学路の安全に関わる運行管理（時間帯の制限、台数上限、う回ルート等）は、住民が計画の可否を判断するための前提情報です。にもかかわらず、貴社回答は、「検討させていただきます。」のみで、具体策も掲示時期も示されていません。この状態で説明会を終了させることは、重要事項を未確定のまま先送りし、説明責任を果たしたとは言えないと受け止められます。 質問：具体的な運行管理計画について、いつ、市民に提示されますか？	○	2026/2/3	愛知県環境局資源循環推進課および瀬戸市環境課と協議の上、検討させていただきます。
					794	意見番号749の道路補修について、「現在と同様に補修する」と回答していますが、本計画ではピーク時に毎日往復300台規模の大型車両通行が想定され、また埋立期間も長期にわたり、道路への負荷は現状と同程度とは言えません。また貴社の回答では、「当社が目視で確認する」「補修は大きくても50cm程度」「補修できない場合は行政に相談」といった説明にとどまり、因果関係の判断基準や、補修対象外となる場合の取扱いが不明確です。この枠組みのままでは、車両通行に伴う道路全体の劣化が生じた際に、復旧費用が公費(税金)負担へ転嫁されることを前提としているようにも受け取れます。 質問:補修では対応できない道路全体の劣化が生じた場合、その復旧費用は行政(税金)負担になるという認識ですか。	○	2026/2/3	搬入ルートを通る運搬車両は当社の車両だけではございません。 当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。 復旧費用を行政がどれぐらい負担していただけるかは当社ではわかりかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					795	貴社は見解書において、市民の水質汚染の不安に対し「馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます」と繰り返し述べています。しかし、地図を確認すると、東山路川の河川流向(上流→下流)に基づき西谷取水口を基準に区分した場合、本計画地は上流側・下流側の両方にかかって位置しているように見受けられます。また、貴社が意図しているのが「処理水の放流口が下流側にある」という意味に限られるのであれば、「取水口が計画地の上流」と述べるのは表現として不適切ではないでしょうか。つきましては、貴社が「西谷取水口は本計画地の上流に位置する」と述べるにあたり、 ①「本計画地」の範囲をどのように定義し、 ②どの地点を基準として「上流/下流」を判断しているのか、会市民への誤解が生じないよう具体的にご説明ください。	○	2026/2/3	計画地の高さにつきましては図面に示す高さの通りとなります。西谷取水口との位置関係につきましては、浸出水処理設備で処理を行った処理水が放流され東山路川と合流する地点が、西谷取水口より下流になることをご説明しております。
					796	本計画に関する説明資料を拝見すると、環境影響や安全性について、廃棄物処理法等の関係法令を遵守することを前提に、各種評価が示されていると理解しています。法令を遵守することは事業者として当然の前提であり、その点自体を否定するものではありません。一方で、本計画地は水源地に隣接し、活断層にも近いという、ひとたび影響が生じた場合の回復が困難な立地条件を有しています。このような条件下では、「法令で定められた基準を満たしているかどうか」だけでなく、想定条件が外れた場合や、管理が十分に機能しなかった場合に、周辺環境や地域の信頼にどのような影響が及び得るのかを含めて説明される必要があると考えます。管理型最終処分場は、問題が起きないことを前提とする施設ではなく、万が一の問題が起き得ることを前提に、その影響をいかに最小化できるかが問われる施設です。その観点から見ると、本計画における各種対策や管理方針が、法令で定められた最低基準を満たすことにとどまっていないのか、あるいは立地条件を踏まえた追加的な配慮が講じられるのかが、住民にとって重要な判断材料になります。 質問:本計画について、貴社は関係法令を遵守することを前提に説明されていますが、水源地隣接および活断層近接という立地条件を踏まえた場合、「法令で定められた基準や対応のみで十分であると考える根拠」は何でしょうか。また、法令上の最低基準を超えた追加的な対策や管理を講じる考えがあるのか、その有無と内容について具体的に説明してください。	○	2026/2/3	耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。豪雨時対策についても排水計画及び防災調整池計画において森林法による許可手続きにおいて審査されます。
					797	貴社は、東海豪雨レベルの降雨時には「廃棄物中の間隙を使用する」と説明しています。これは、通常時よりも廃棄物層が高含水・高水位となり得る状態を想定していることを意味します。このような「廃棄物中の間隙に水が貯留されている状態」においては、排水機能の低下、法面・盛土の安定性低下、溢水・越流、汚濁負荷の増加や漏えい時影響の拡大等、複数のリスクが通常時より顕在化しやすいと考えられます。 ついては、当該状態を前提として、どのようなリスクを想定し、どのような安全性評価(リスク評価)を実施しているのか、教えて下さい。	○	2026/2/3	東海豪雨のような既往的災害級豪雨が発生した場合の検証であることから一時的な内部貯留となります。飽和状態となることについての埋立地の安全性は、安定計算において埋立中、埋立完了時に内部貯留が発生した場合について検討を行い安全性の確保を行っていることや、遮水シートの敷設により埋立地外への漏えいは発生しないと考えております。
					798	事業者は、東海豪雨の降雨パターンにおいても、「水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量（合計約19,895m3）」に対し、降水量に対応する流入量（約18,171m3）でも溢れないと説明しています。また、廃棄物の間隙率は通常10%程度のところ、7.5%として計算した旨の説明がありました。しかし、この説明は「廃棄物の間隙（7.5%）」を、豪雨時に常に空っぽの箱として貯留に使用できる前提で貯留容量に算入しているものです。すなわち、豪雨開始時点において当該間隙が全量「未飽和（空き）」であることを前提とする計算となっています。ところが、間隙は豪雨開始時点の含水状態や直前降雨の影響により、常に空いているとは限りません。また、一度貯留として使用した後に、次の降雨までにどの程度・どの時間で回復（空きに戻る）するかは、排水運用条件に強く依存します。これらの前提（初期含水・回復条件・回復時間）が具体的に示されない限り、間隙を「安定した貯留容量」として全量算入することは過大評価であり、溢水リスク評価として不適切ではないでしょうか。間隙を貯留容量に算入するのであれば、豪雨開始時点の未飽和間隙量と、その根拠（初期条件・回復条件・回復時間）を明示し、連続降雨時の成立性を示してください。	○	2026/2/3	浸出水調整水槽の容量計算については埋立予定期間15年を想定し過去15年間の気象データ（アメダス）より埋立地内に内部貯留が発生しない浸出水調整水槽容量を決定しております。ただし、過去に発生している東海豪雨（2000年）のような災害級の降雨が発生した場合にも一時的な内部貯留を考慮することで対応が可能なことを検証しております。検証においては2000年の降雨データで収支計算を行っていることから、「未飽和（空き）であることを前提」ということではありません。
					799	高速道路(本線)への降下ばいじんについて 東海環状道は不特定多数が日常的に利用する公共性の高い施設です。処分場からの降下ばいじんについて、環境保全対策書P3.1-35(図3.1-12～図3.1-15)の濃度線の図を見ると、東海環状道は、1.0～3.0t/km2/月の帯域に500m以上含まれているように読み取れます。降下ばいじんは、空気中の一時的な濃度だけでなく、路面・法面・構造物等への沈着が継続し、工事・運用が続けば沈着の累積(堆積)し得る性質があります。したがって、高速道路(本線)を受影点として位置づけ、区間としてどの程度の沈着・影響が見込まれるのか、住民が判断できる形での説明を求めます。	○	2026/2/3	現況の降下ばいじんは3.4～8.3t/km2/月（計画地内）であり、この数値を比較しても大きい予測結果とはなっておりません。この予測結果は影響の大きい工事中について検討したもので、工事中には以下の環境保全措置を実施することから、さらに影響は軽減され、累積等の影響を見込む必要はないと考えております。 ・造成した法面は、早期に緑化や遮水工の施工等の保護工を施し、土砂の流出及び粉じんの発生を防ぐ。 ・強風による粉じんの発生を防止するために、晴天が続き乾燥した際には、必要に応じて散水を実施する。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					800	意見番号248に対する見解(粉じん・取水への影響)について貴社は「環境保全対策書(図3.1-12～図3.1-15)に示すとおり、粉じん(降下ばいじん)は1.0t/km2/月程度で影響は小さい」と回答しています。降下ばいじんについて「1.0t/km2/月程度で影響は小さい」と回答しています。しかし、対策書の図を見ると、取水施設の周辺だけでなく上流側にも等濃度線がかかっており、取水への影響を「取水口が1.0かどうか」だけで判断するのは不十分だと感じます。上流の集水域(面)にどれだけ沈着(+累積)するのか、そして雨で表流水に移って取水にどのような影響があり得るのか、その点を踏まえた上で、「影響は小さい」とした根拠を示してください。	○	2026/2/3	現況の降下ばいじんは3.4～8.3t/km2/月（計画地内）であり、この数値を比較しても大きい予測結果とはなっておりません。 この予測結果は影響の大きい工事中について検討したもので、工事中には以下の環境保全措置を実施することから、さらに影響は軽減され、累積等の影響を見込む必要はないと考えております。 ・造成した法面は、早期に緑化や遮水工の施工等の保護工を施し、土砂の流出及び粉じんの発生を防ぐ。 ・強風による粉じんの発生を防止するために、晴天が続き乾燥した際には、必要に応じて散水を実施する。
					801	瀬戸市山路町で計画中の貴社最終処分場は、M7.7規模の地震が想定されている猿投山北断層に極めて近接しています。当初「約1.1km」と説明されていた活断層までの距離を、令和7年10月11日の瀬戸蔵合同説明会で「国土地理院データに基づく約550m」に訂正されたことは、計画の前提を大きく変える重大な事実と認識します。しかし、この訂正は口頭説明のみにとどまり、図面や資料への反映、公式な周知手続きが確認できていません。活断層までの距離が半減したことは、地震動想定、耐震設計、災害防止事項(事業計画書記載義務)の根本的見直しを要する内容であり、単なる数値修正では済まされません。本件は「設計の詳細審査は県段階で行う」との趣旨では説明できず、市条例の定める住民への情報開示と意見聴取の手続に直結する問題と考えます。また、訂正が説明会終了後に判明した経過に照らすと、瀬戸市産廃条例第15条にいう「事業計画の変更」に該当する可能性が高いと考えます。 【質問】この活断層距離の訂正について、貴社は瀬戸市産廃条例第十五条に基づく正式な「変更届出」を行う予定はありますか。また、変更届出を不要と判断している場合、その判断根拠を示していただけますでしょうか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものでは無いと考えており、それにより、設計を見直す考えはないことから変更届出の提出は考えておりません。
					802	東海豪雨レベルの大雨でも「溢れないことを検証した」との説明がありましたが、それでも想定を超える降雨、停電や設備故障、排水系の閉塞等により溢流が発生する可能性をゼロにはできません。現状の説明では、溢流が生じた場合の影響(下流河川、水道水源、農業用水等)や、被害を最小化するための対応計画が示されていません。東海豪雨を超えるレベルの豪雨により、溢流が生じた場合についてその影響と対応(「流出発生時の影響評価」「被害想定」「流出抑制・回収の具体的手順」「周辺住民への即時通報・避難指示の体制」等)を教えて下さい。	○	2026/2/3	浸出水調整水槽の容量計算については埋立予定期間15年を想定し過去15年間の気象データ（アメダス）より埋立地内に内部貯留が発生しない浸出水調整水槽容量を決定しております。ただし、過去に発生している東海豪雨（2000年）のような災害級の降雨が発生した場合にも一時的な内部貯留を考慮することで対応が可能なことを検証しております。よって、溢れて流れ出すことの発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： １．産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ２．公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 ３．火災の発生の防止に関する事項 ４．その他の災害の防止に関する事項 ５．浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 ６．事故の防止 ７．緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策 、緊急連絡体制 ） 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
281	本地連区自治会	-	2026/2/9	個人	803	令和6年10月10日の「瀬戸市産業廃棄物等対策委員会委員意見書まとめ」の事業者記入欄では以下の記述になっています。「調査対象範囲は活断層から0.5km離れていることから、構造物が地盤のずれにより破壊・破損される恐れは少なく、また、逆断層型の下盤側に位置していることから、地震による揺れや地盤の滑動は想定的に小さいことが想定されます。したがって、活断層の存在のみから必ずしも直接的な危険性があるとは断定できないと推察されます。」 計画地直近を通過する猿投山北断層については平成16年に政府から以下のように報告されています。「恵那山-猿投山北断層帯の西半部の走向はN45E、傾斜は高角(ボーリング調査結果,断層の分布形態に基づく)」 この記述に従えば、計画地直近を通過する猿投山北断層は逆断層ではなく、右横ずれ断層と判断されます。そうなると断層の北も南も地震による揺れや地盤の滑動は同程度と想定されます。 【質問】逆断層とされる理由をお尋ねします。逆断層の下盤側が上盤側に対して被害が少ない傾向にあることを意識して、無理やり逆断層とされていませんか。	○	2026/3/17	南東側が北西側に対して相対的に隆起し、上盤側は南東側になると推定したことから逆断層型と判断しております。また、右横ずれ型としてずれると推定もございますが破砕帯の存在が無く、堅固な岩盤で構成されていると推定されることから構造物の揺れと移動のモードは同一であると推定しております。 なお、計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					804	1回目の3/15東明連区では「前回(H21)は約500mの説明だったが、位置関係をもう一度再精査を行った。座標値で図面に重ね合わせた結果、約1.1km付近に猿投山北断層が存在しているという位置関係が見られます」と説明されています。この説明が、2回目の4/19下品野から5回目の5/10農事組合までの説明会では、活断層までの距離を1.1kmと説明し、500mから変更した理由の説明がありません。 【質問】4/19下品野から5/10農事組合まで前回(H21)は約500mだったとの説明がないのはなぜですか。	○	2026/3/17	説明の内容として東明連区様で前回(H21)の距離に対する経緯をお話ししたのかもしれませんが、意図したものではございません。地元説明会資料の1.1Kmについては産総研のデータ（座標）で重ねた資料で、説明会をさせていただいております。
					805	5回目の5/10農事組合の説明会で坊金町の住民Dから「1.1kmではなく、最新の最も精度のよい国土地理院の「都市圏活断層マップ」をみると約600mではないか」との指摘に対し、「私共の方で使ったのは産総研の方の地図で、座標値、メッシュがXYの座標できられてますので、それを使用した」との説明がありました。活断層の各地図がリリースされた時期と縮尺は以下の通りです。 1997年愛知県活断層アトラス 2002年産総研活断層マップ(1/20万)第一次版公開「表示される断層の位置についてはあくまで概略位置であり、場所によっては最大で数百mの誤差がある可能性があります」との注釈を付けています。 2004年国土地理院都市圏活断層図(1/2.5万)活断層の証拠をトレンチ調査、地質調査などで確認して位置をトレースしています。 2009年前回の説明会で、活断層までの距離は500mと説明されています 【質問-1】そもそも座標を持っていることと図面の精度とは別の問題。そのうえでXY座標がある産総研の活断層マップを使用し1.1kmとした旨の説明があったが、前回(H21)は約500mだったとの説明がないのはなぜですか。 【質問-2】既に産総研の地図よりはるかに精度の高い国土地理院都市圏活断層図が2004年に発行されていながら、XY座標があることを理由に産総研自身が「最大で数百mの誤差がある」とされる地図を採用した理由は 【質問-3】「都市圏活断層図」は座標データとして直接提供されてはいないが,地理院タイルとして提供されているため,タイル座標(XYZ)を通じてGIS上で位置情報として扱うことができる。座標をもっていると解釈できるが、その上で産総研の地図よりはるかに精度の高い「都市圏活断層マップ」を採用しなかったの理由は	○	2026/3/17	【質問-1】 説明の内容として東明連区様で前回(H21)の距離に対する経緯をお話ししたのかもしれませんが、意図したものではございません。地元説明会資料の1.1Kmについては産総研のデータ（座標）で重ねた資料で、説明会をさせていただいております。 【質問-2】 当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告しております。 【質問-3】 質問-2回答と同じになりますが、今回作成した資料については廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
					806	5回目の5/10農事組合の翌日5/11、山口連区の東北構造社からの説明会では「計画位置は活断層から約1.1km離れている」ことの説明はあったが、白山町の住民Lから「前日坊金町の住民Dから指摘された600mについては口頭説明もなかった。」との指摘がありました。さらにここでも前回(H21)は約500mだったとの説明もなかった。 【質問】600mとの指摘は無視して、あくまで1.1kmで通そうとの意図が感じられます。600mとの指摘口頭説明と前回(H21)は約500mだったとの説明もなかった理由は	○	2026/3/17	説明の内容として東明連区様で前回(H21)の距離に対する経緯をお話ししたのかもしれませんが、意図したものではございません。地元説明会資料の1.1Kmについては産総研のデータ（座標）で重ねた資料で、説明会をさせていただいております。
					807	12回目7/27品野連区のWMCの説明「活断層との距離については,近ければそれだけリスクは当然高いという認識はもちろん持っている。処分場の直下に断層があれば処分場は作らないのが基本」と言っているので「直下でさえでなければ安全」という判断をされているようです。8回目5/16八幡台連区のWMCの説明でも同様の説明をされています。 【質問】処分場の直下にさえ断層がなければ100mでも数十mでも、リスクは高まるが、計算上、レベル2、安全率1.2が確保できていれば結論は安全との判断でしょうか	○	2026/3/17	計算上、レベル2、安全率1.2が確保できていれば結論は安全との判断です。
					808	12回目7/27品野連区の住民Hから「崩壊土砂流出危険地区の中に位置することで、その危険性についての認識はどうですか?」との質問にWMCが「崩壊土砂流出危険地区の中に位置している件で、すでに土取りがある程度行われており、そこの上に今後シートを張ってきちんとした処分場の構造を作って、そこに廃棄物を処分する。廃棄物を処分した状態での安定計算で安全を確認しておりますので、危険崩壊地域だからここに処分場として、今の状態から処分場に変えることが余計危険性が増すという認識はこざいません。」と返答されています。林野庁の調査要領に基づき細かく調査が実施された結果「崩壊土砂流出危険地区」として指定された地域は地山そのものが崩壊・土砂流出の危険性があると認定された地域であります。 【質問】安定計算で安全率1.2の結果となったから「安全を確認」したというなら、同じ道路土工指針に従って構築された国道249号の切土のり面などが2024年1月の能登半島地震でことごとく破壊し、今も復旧途上ということを説明してください。	○	2026/3/17	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。また、現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1～より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
282	山口連区自治会	-	2026/2/26	個人	809	瀬戸市では令和4年10月1日に「瀬戸市子どもの権利条例」が施行され、「子どもの権利が保障される環境(子どもにやさしいまち)を整えるためには、一人ひとりが子どもの権利について理解し、自分ができることに取り組んでいくことが重要です。と書かれています(広報せと2025年12月号)。私の勤める保育施設では、「きみにはまもられるけんりがある」という、こども未来課からのパンフレットを配布、掲示しました。パンフレットの中に知ってほしい子どもの権利として、第3条「安全に安心して生きる権利」第6条「のびのびと豊かに育つ権利」そして、第24条「健康で安全な環境入の権利」があります。(24条はパンフレットには記載されていません)また、パンフレットには、「子どもの権利を守るために大人がやること」として、市役所がやることの中には、「保護者が安心して子育てができるようにします」地域に住む人(私達)がやることとして、「子どもを社会の大切な一人として、地域でのびのびと元気に育つことや子どもが安全で安心な場所ですごせるような地域を目指します」とあります。 以上の観点より、私は、今回の事業計画には明確に反対します。事業者は、市長の指示に従い、最低1ヶ月以上の余裕を持って、関係住民、保育事業者等にきちんと周知を工夫したうえで、追加説明会を行ってください。	○	2026/3/17	ご意見として承ります。
283	效範連区自治会	-	2026/2/27	個人	810	意見番号379に対する事業者見解への意見 事業者は尾張県民事務所への確認を相拠に「深刻な環境被害は確認されていない」と述べています。行政記録に記載がないことと、実際に被害が存在しないことは同義ではありません。また、具体的な事例を提示したにもかかわらず、その内容が本見解には反映されていません。 さらに、事業者は被害発生時の対応策として賠償責任保険への加入を挙げていますが、住民が懸念しているのは不可逆的な環境汚染そのものであり、事後的な補償のみでは懸念の解消にはなりません。 以上の理由から、本見解は「過去の事例を踏まえた再発防止および説明責任」に関する問いに対する具体的な回答にはなっていないと考えます。	○	2026/3/17	ご意見として承ります。
					811	説明会では、漏水が確認された場合、「鋼製枠を用いた縦方向の掘削で遮水シートを補修できる」との説明がありました。しかし、廃棄物が混在する処分場において数十メートルの垂直掘削による補修が実務として現実的に実施可能かどうか、専門家でない市民には判断できません。本計画で想定される深部漏水時の補修方法について、同様の条件下で実施された国内事例が存在するか、存在する場合はその概要をお示しください。	○	2026/3/17	実施可能です。静岡県内の民間産業廃棄物最終処分場のライナープレートによる埋立地内の掘削事例もございますが、機密情報のため概要はお示し致しかねます。
					812	意見意見番号772、776、777、778、782、786、801などの見解では、「活断層との離隔距離について法的な設置基準は存在しない」との説明が繰り返されています。しかし、「法的基準がないこと」と「安全性の問題として検討する必要がないこと」は別の論点です。市民の問いの趣旨は、大幅な距離修正(1.1km→550m)を踏まえた安全性評価、設計前提、そして関連資料の更新について、その根拠を明確に示すよう求めるものであり、この点への回答はなお不十分です。	○	2026/3/17	説明会でお話ししている通り、当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告したものです。科学的根拠を持った法的な制限基準として,活断層と処分場の距離が示されているものはありません。従って現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものでは無いと考えております。また、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
					813	東立テクノクラシーは、本計画地に隣接する既存の最終処分場を所有しています。本計画の許可取得後に、当該隣接地と一体的に運用する形での拡張(敷地面積・埋立容量の増加、埋立期間の延長等)を将来的に検討しているか否か、またその可能性の有無について、現時点における見解を明示してください。また、拡張を行わない場合には、将来にわたりこれを実施しない旨を条例に基づく協定に明記し、担保する考えがあるかについても、あわせて示してください。	○	2026/3/17	既存の最終処分場の一つは既に閉鎖手続きをしており、もう一つも間もなく閉鎖予定であり、既存の最終処分場に拡張の予定はございません。 協定書への明記ついては検討させていただきます。
					814	埋立完了後は緑化を行うとされていますが、既存の最終処分場においては十分な植生が成立せず、緑化から太陽光発電設備の設置へ変更されている事例があります。 本計画地は東海環状自動車道に隣接する立地であり、太陽光パネルの設置は景観及び走行環境に影響を及ぼす可能性があることから、埋立完了後に緑化が困難となった場合であっても、太陽光発電設備その他の人工構造物を設置しないことを求めます。あわせて、将来にわたりこれを実施しない旨を条例に基づく協定に明記し、担保する考えがあるかについても示してください。	○	2026/3/17	ご意見として承ります。 協定書への明記ついては検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					815	本計画の最終処分場は東海環状自動車道に隣接し、最終的な埋立面の高さは高速道路より約30m高くなる計画とされています。本計画について、道路管理者であるNEXCO中日本との安全性に関する正式な協議または同意が行われているか、その有無を明示してください。	○	2026/3/17	NEXCO中日本との協議は行っておりません。愛知県環境局資源循環推進課および瀬戸市環境課と協議の上、検討させていただきます。
					816	意見番号791(高速道路からの見え方)について、見解が不十分。完成後の景観影響についての質問に対し現況の説明が中心。埋立完了後の見え方を具体的に明らかにしてください。	○	2026/3/17	埋立地は、緑化された状態となります。埋立完了面には在来種等による緑化を行い、周辺との調和を図ります。高速道路からは、埋立完了後、高速道路沿いの残置森林、緑化された埋立地法面が見えることになります。埋立完了後の土地利用については、今後、地元との協議により、最終的に決定するものと考えております。
					817	交通安全対策の具体的内容の開示について。意見番号No.792、585、722の見解において、「通学路上の安全対策を実施することとした」と修正されましたが、その具体的な内容が示されておりません。保護者・地域住民が安全を確認できるよう、以下の点をお示しください。 1安全対策の具体的な内容 2実施時期および実施体制 3保護者・地域住民への周知の方法と時期 対策内容を広く確認できる形で公開していただくようお願い申し上げます。	○	2026/3/17	対策につきましては、地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこなさないようにいたします。 また、廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行います。 実施時期および体制としましては、工事着工前までに体制を整え、着工から完工まで実施する予定でございます。 周知方法と時期に関しましては、着工前ににじの丘学園へ訪問し、着工開始時期をお伝えさせていただきます。
					818	処理水の放流地点が西谷取水口より下流であることは理解しています。では、産業廃棄物が実際に埋め立てられる場所は、西谷取水口より上流・下流どちらに位置しますか。	○	2026/3/17	廃棄物を埋め立てる場所も西谷取水口より下流となります。
					819	事業者は、落葉広葉樹林の減少率を5.22%とし、生態系への影響は小さいと予測しています。しかし、計画地はそもそも森林であり、現在の土砂採掘による改変は暫定的なもので、採掘後には森林の回復が求められている土地です。にもかかわらず、この暫定的な現況を基準に減少率を算出することは、本来回復されるべき森林の喪失を過小に評価することになります。よって、現況ではなく本来の森林回復状態を基準とし、回復可能性の恒久的な喪失や周辺との連続性への影響も含めた、長期的視点による再評価を求めます。	○	2026/3/17	事業実施区域の大部分を占める埋立地の埋立完了面には在来種等による緑化を行い、周辺との連続性を図り、生態系の回復に努めます。埋立完了後の土地利用については、今後、地元との協議により、最終的に決定するものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
284	本地連区自治会	-	2026/3/2	個人	820	「崩壊土砂流出危険地区」についての事業者からの説明は10月11日の関係連区自治会全体の説明会で初めて実施されました。その内容の議事録を確認すると以下のとおりでした。 愛知県の治山の発行元の愛知県の尾張農林水産事務所に崩壊土砂流出危険地区について問い合わせ、確認を行いました。図に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることを知らせる目的としています。記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かの規制があるわけでもない、とのことでした。ただし、当社の開発に伴い、対策済みの地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談の上、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでした。今後、県との協議の上で必要な対策を講じていく予定となります。 上記の説明を元にして「対策が完了している箇所で、規制があるわけでもない。崩壊土砂危険地域内においても、安全な施設運営ができる」との事業者見解が示されています(2025/10/17意見番号708に対する事業者見解2025/11/18)。この見解を確認するために、2月26日に県庁の愛知県森林保全課へ問合せに伺いました。対応されたのは林地保全担当の課長補佐、森林土木・林地保全担当の主査2名、計3名の方。その席で「対策が完了している箇所であり、崩壊土砂流出危険地区においても、安全な施設運営ができるとの事業者の見解は妥当かどうかを問合せしたところ、以下の返答がありました。「県として対策は完了している」との表現は不正確である。流域内の一部の対策が実施されてはいるが「部分概成」の扱いである。また、仮に対策が全て完了した場合「崩壊土砂流出危険地区」を解除することになるかとの質問には「対策が全て完了したとしても「崩壊土砂流出危険地区」の解除はできない、との返答でした。 【質問】森林管理者である愛知県森林保全課の以上の見解を踏まえて、①「県として対策は完了している」との表現は不正確。「部分概成」の扱いである。②仮に対策が全て完了したとしても「崩壊土砂流出危険地区」を解除することはできない。という、対策が全て完了したとしても「危険地区」としての扱いは継続するという森林保全課の見解からみて、現状の対策が「部分概成」であり、全体の対策が完了してもいない「崩壊土砂流出危険地区」内において「安全な施設運営ができる」という根拠を示してください。	○	2026/8/26	2026/04/28に森林保全課を訪問し、担当課長の方と、治山グループ主査の方とお話をしました。 結論は、申請時に県と協議するものなので、今は何も言えませんというのが答えでした。 崩壊土砂流出危険地区には入っているのは事実であることは確認しました。 今回ポイントとなるのは「部分概成」という言葉かと思いますが、処分場計画地ピンポイントは対策完了しているかもしれないが、計画地を含む周辺エリア内に対策が完了していないところがあれば、部分概成となり、対策は完了していないという表現になるとのことでした。しかし、現在、他社に土取りの許可を出している時点で、問題がないと県が判断したものと言えるのではないでしょうかとのことでした。そもそも崩壊土砂流出危険地区だからといって、許可申請に大きな問題が出る可能性は少ないとのことでした。　なので、今、当社として言えることは「許可申請時に、県の指導の元、安全に運営していきます。」としか回答を致しかねます。
285	本地連区自治会	-	2026/3/4	個人	821	2025/12/26付けで多くの自治会の住民から活断層との距離に関する意見がでています。※意見番号777(下品野連区),778(山口連区),781(菱野連区),786(長根連区) それに対する事業者の見解が2026/2/3付けで以下のようにされています。 「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」という文書が確認できません。おそらく「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」(以下、「管理要領」)を指していると思います。この「管理要領」は、行政・学識経験者・民間コンサルなどからなる委員会を経て、公益社団法人全国都市清掃会議にて標準化されたものとなります。「管理要領」の表2.3-2の環境特性には、候補地の選定にあたって、候補地周辺1km以内に活断層がないことが選定条件とされています。この要領は廃棄物最終処分場を計画する上での基本となるもので、活断層との離隔距離の基準と判断するのが妥当と思われます。 【質問】「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に示されている活断層との離隔距離の選定条件には従わないとの立場でしょうか	○	2026/8/26	本文献に示されたものは、事例として他で使用されたものを記しているものであり、本文献中に於いて科学的根拠に基づいて記されたものではありません。従って法的に立地を制限する科学的根拠ではなく、本文献中の事例紹介の一部分です。立地に対する規制の根拠にはなりません。 また法的な技術基準は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（以下、基準省令）に集約されますが、本文献に示された手法による施設整備は、これを基本的に満足させるものと考えますが、本文献と異なる手法が基準省令を満たさないというものではありません。本文献は基準省令に適合した手法の事例を示したもので、基準省令を遵守するための唯一の手法を示した基準書ではありません。
286	山口連区自治会	-	2026/3/5	個人	822	1/20付けで川本市長より事業者に、追加説明会の指示が出されました。解答期限がない為か、1ヶ月以上経ちましたが、事業者からの対応が未だ見られないようです。①事業者は今回の市長からの指示をどのように受け取めていますか②今後、追加説明会をいつ、どのように(広報の方を含めて)行いますか③市長は今後も事業者から「適切な対応」がなされない場合は、厳正な対処をお願い致します。	○	2026/8/26	1/20付けの指示については2/19に回答しております。その回答に対し、3/19に通知が届いたため、4/8に回答しております。 今後については瀬戸市環境課と相談のうえ調整をしていく予定ですが、追加説明会については10/11（土）13時～16時に、瀬戸市文化センターの文化ホールで開催を予定しております。周知方法は広報せとの8月号および9月号に掲載させていただきました。
287	長根連区自治会	-	2026/3/30	個人	823	処分場の廃止後に残存する水処理施設・調整槽等の建築構造物の取り扱いについて、計画書において明記されていません。廃棄物処理法は、廃止確認後における構造物の撤去義務を明文で規定していません。このことは、廃止後の撤去費用負担者および撤去時期が、現時点で確定していないことを意味します。以下について教えてください。 質問１　廃止後、水処理施設・調整槽・管理棟等の建築構造物を撤去する計画はありますか。ある場合、撤去の時期と費用の負担者を具体的に示してください。 質問２　撤去しない場合、老朽化した構造物の将来的な管理者が誰であるかを明らかにしてください。	○	2026/8/26	現段階での取壊しについて明確化したものはございません。廃止までの維持管理施設となりますので、廃止後状況を見て決定したいと思います。施設の管理については東立テクノクラシーとなります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					824	事業者は、埋立完了後について「在来種等による緑化を行い、周辺との調和を図ります」と説明しています。しかし、計画地はもともと「海上の森」に連なる山林です。地中にアスベストや水銀などの有害廃棄物を永久に埋めたまま、表面を緑化した構造物は、本来の山林とはまったく異なります。本来の山林との決定的な違いは、地下生態系・水循環・土壌機能が永久に破壊されている点です。表面の植生は「見た目」にすぎません。 質問　「在来種による緑化」によって、もとの山林と同等の地下水循環および土壌生態系が回復すると考えていますか。回復しないと認識している場合、「周辺との調和を図る」という表現は何を根拠としているのか、説明してください。	○	2026/8/26	埋立終了後は、最終覆土を行い、廃止に向けて水処理等の管理を行い、埋立物の無害化を行います。跡地については現在、緑化を行い「周辺との調和を図る」ことを考えております。地下水等については、埋立地と周辺を分離するために遮水シートを設置し、周辺への影響がでないような構造としているため、ご指摘のような計画地内との地下水循環及び土壌生態系の回復については難しいものと考えております。 本事業の埋立完了後は最終覆土による表層は緑化し、地下環境は遮水シートにより埋立物よる影響を周辺に与えないようにして参ります。
					825	最終処分場が「廃止された」と認められるのは、廃棄物処理法第15条の2の5に基づき、浸出水(埋立地から出る水)が排水基準を満たし、環境に影響がないと判断された時点です。しかし、廃止確認後も地中の廃棄物から有害物質がにじみ出るおそれはなくなりません。特にこの計画ではアスベストや水銀などの有害物質を含む廃棄物を受け入れる予定であり、長期にわたる水質監視(モニタリング)が欠かせません。しかし、現在の法律では、廃止確認後のモニタリングについて誰が責任を持つのか明確に定めていません。以下について、貴社の方針としてお答えください。 質問1　廃止確認後、地下水や浸出水の水質調査を継続して行う予定はありますか。ある場合、どのような体制で実施しますか。 質問2　貴社が解散・合併・事業譲渡・倒産などで存在しなくなった場合、その後のモニタリングを誰が引き継ぎますか。その仕組みをどう確保しますか。 質問3　廃止後のモニタリングにかかる費用はどのように準備していますか。維持管理積立金に含まれるのか、別途積み立てるのか、具体的な計画を示してください。	○	2026/8/26	質問１ 廃止後の水質調査については、行う予定はありません。 質問２ 事業継承者が引き継ぐことになると思われます。倒産および解散の場合は、維持管理積立金を利用し、県が引き継ぐ形になると思われます。 質問３ 維持管理積立金に含まれます。 条例手続き完了後、保険会社と相談の上、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険にも加入する予定ですので、万が一の場合は、こちらの保険も利用する予定です。
288	效範連区自治会	-	2026/3/30	個人	826	処分場が近くにあるという事実は、土地や建物の売却・賃貸の際に不利に働くのではないかと心配しています。長年住んできた自宅の資産価値が下がるかもしれないという不安は、住民にとって切実な問題です。この点について、事業者としてどのようにお考えですか。	○	2026/8/26	その様な可能性は極めて低いと当社は考えております。
					827	市民意見No.811の、遮水シートからの漏水が確認された場合の補修方法について。事業者は「数十メートルの垂直掘削による補修が実務として現実的に実施可能」であると回答し、補修方法として鋼製枠(ライナープレート)を用いた鉛直方向の掘削を説明し、実績として静岡県内の民間処分場での掘削事例を挙げています。 一、静岡の掘削事例において、掘削後に遮水シートの修理を実施したのですか。ニ、ライナープレートの一般的な適用深度はどの程度ですか。三、すでに漏水している遮水シートを補修するために、鋼製構造物を廃棄物層内に貫入させる掘削作業を実施することについて、貴社は適切であるとお考えでしょうか。四、漏水が検知された場合、必ず掘削して修理を実施しますか。五、事業者自身に遮水シートの掘削補修の実績はありますか。	○	2026/8/26	事例の掘削行為については、破損した遮水シートを修復するためのものではございません、埋立地底部まで掘削が可能な工法として事例を出させていただいています。 ライナープレートの掘削深さについてはカタログベースで30mとなっております。また掘削工法にライナープレートを選定していることについては事例も含め適当であると考えており、破損があった場合には補修を行います。東立テクノクラシーとしての掘削により遮水シート補修実績はございません。
					828	貴社は浸出水発生量の計算において、蒸発散量をBlaney-Criddle法により算出し、月別の浸出係数を設定しています。Blaney-Criddle法は、1950年代にアメリカ西部の乾燥地帯における灌漑計画用に開発された簡易手法であり、気温と日照時間のみから蒸発散量を推定するものです。湿度や風速といった蒸発散に大きく影響する要素はパラメータに含まれていません。本計算の結果、8月の浸出係数はC1=0.43(降雨の57%が蒸発散で失われる計算)、12月はC1=0.26(同74%)となっています。また、貴社は瀬戸蔵での説明会において浸出係数について「通常は0.6という数字を使うのですが」と発言されていますが、実際の計算結果では12ヶ月中7ヶ月がこの0.6を下回っています。これはBlaney-Criddle法が多湿な日本の気候条件下で蒸発散量を過大に評価し、結果として浸出水量を過小に評価している可能性を示唆するものです。計画設計管理要領に規定された手法であることは承知しておりますが、上記の通り、多湿な日本の気候条件下で浸出水量を過小に評価している可能性があります。本施設において、浸出水量が過小に評価されていないと判断する根拠をお示しください。	○	2026/8/26	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」における一般的な手法と認識しており安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					829	貴社は東海豪雨(2000年)の降雨データを用いた検証において、浸出水調整槽容量8,100m3と内部貯留可能量11,500m3の合計で対応可能と説明しています。しかし、この検証で使用されている9月の浸出係数C1=0.79は、月平均の蒸発散量に基づく値です。東海豪雨の主要降雨は9月11日～12日の2日間に集中しており、この期間の蒸発散はほぼゼロと考えられます。すなわち、豪雨集中期間の実効的な浸出係数は1.0に近いと考えるのが妥当です。浸出係数を1.0として同じ条件で収支計算を行った場合の必要調整容量と、調整槽容量+内部貯留可能量との差を、具体的な数値でお示しください。	○	2026/8/26	意見番号828と同じ回答となります。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
					830	貴社は東海豪雨(2000年)について「名古屋測候所が設置されてからの既往最大年」であり「埋立期間15年間中に発生する可能性が極めて低い」と判断しています。この判断は、調整槽容量の不足分を内部貯留で対応するという施設計画の前提となっているものです。しかし、「極めて低い」とする確率論的な根拠が示されていません。再現期間の算定や統計的な超過確率の評価が行われた形跡がなく、「過去最大だったから今後は起きにくい」という定性的な判断にとどまっています。気象庁および気候変動に関する各種報告では、近年、短時間強雨の発生頻度が長期的に増加傾向にあることが示されています。「過去の既往最大」をもって将来の発生確率を評価する手法自体が、気候変動下においては安全側の評価とならない可能性があります。東海豪雨級の降雨が埋立期間15年間に発生する確率を「極めて低い」と判断した根拠について、再現期間の算定結果など定量的な評価をお示しください。	○	2026/8/26	意見番号828と同じ回答となります。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
					831	貴社は東海豪雨の検証において、調整槽8,100m3と内部貯留(廃棄物間隙)11,500m3等の合計約19,895m3で対応可能と説明しています。本施設の日処理量は250m3/日です。貴社の検証においても、累積貯留量が最大の18,171m3に達したのは9月11日～12日の集中豪雨の直後ではなく、その後の降雨を経た時点です(9月23日)。これは、250m3/日の処理能力では先行降雨分の排水が追いつかず、処理しきれない浸出水が日々積み重なっていく構造を示しています。この構造において、調整槽の水は処理施設により機械的に排水されますが、内部貯留として廃棄物の間隙に入った水は、廃棄物層を重力で浸透し底部の集排水管に到達して初めて回収されるものであり、排水の仕組みが異なります。内部貯留からの排水が遅ければ、先行降雨の水が抜けきらないまま次の降雨を迎え、実際に利用可能な内部貯留容量は11,500m3を下回ることになります。この検証において、内部貯留に入った水が排水される速度をどのように算定していますか。算定根拠とともにお示しください。	○	2026/8/26	浸出水量の計算においては、年間の降雨データを入力し連続的に計算を行った結果で検討を行っております。雨量の累積についても考慮している結果となります。
					832	事業計画書（4-288）には「東海豪雨災害に対する検証」が述べられています。貴社の浸出水算定では蒸発散量の算出にBlaney-Criddle法が用いられていますが、東海豪雨のような集中豪雨時には、蒸発散は物理的に期待できません。周辺住民の安全に直結する溢水防止の検証において、このような条件を考慮しないことは防災上の安全設計の根幹を損なうものです。東海豪雨の検証とするならば、蒸発散が期待できない最悪の条件下（ワーストケース）での再検証が必要不可欠と考えますが、貴社の見解をお示しください。	○	2026/8/26	意見番号828と同じ回答となります。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
					833	安心して住み続けられる環境が損なわれるのではないかと、強い不安を感じています。説明会でも、子育て世代の住民から「瀬戸に家を買うんじゃなかった」という声があり、同様の声を耳にする機会も増えています。こうした状況が続けば、移住希望者の減少や既存住民の転出が進み、結果として地域の衰退につながるのではないかと懸念しています。この点についてのお考えをお聞かせください。	○	2026/8/26	その様な可能性は極めて低いと当社は考えております。
					834	(意見番号No.817)にじのおか学園の通学路への安全対策について、事業者は「工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です」と述べておりますが、以下の点について具体的な回答をお願いいたします。一、ピーク時とは1日あたり何台の工事車両を指しますか。二、交通誘導員は何名をどこに、何時から何時まで配置する予定ですか。三、ピーク時以外は交通誘導員を配置しないのですか。四、通学時間帯における工事車両の運行は制限しますか。しないのですか。	○	2026/8/26	工事車両台数のピークは300台／日を想定しております。交通誘導員は配置する予定ですが、人数等はまだ決めておりません。時間もまだ決めておりませんが、詳細な工事計画が決まり次第、にじのおか学園と協議の上、決定させていただきます。運行の制限についても、にじのおか学園と協議の上、決定させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
289	市外	-	2026/3/30	個人	835	水源の近くでの計画であり、将来にわたり孫の健康が心配です。本計画は瀬戸市内だけの問題ではありません。今後の判断と対応を注視しています。	-（関係住民外）		
290	菱野連区自治会	-	2026/3/30	個人	836	事業計画書（1-3.109～111）において、本計画地には３つの埋蔵文化財（穴山窯跡・扶桑北窯跡・山路F窯跡）が所在すると記載されています。埋立地のど真ん中に位置する穴山窯跡からは、古瀬戸最盛期の出土遺物が多数確認され、その学術的価値から2024年には瀬戸蔵ミュージアムで企画展「穴山窯跡・赤津に遺された古瀬戸最盛期の窯」が開催されています。また扶桑北窯跡からは、山茶碗窯から完成の古瀬戸製品が出土した初の事例とされる「灰釉四耳壺」が見つかっています。こういった文化的背景を持ち、瀬戸の歴史を象徴する土地を産業廃棄物の最終処分場にすることについて、事業者としてどうお考えですか。	○	2026/8/26	重要文化財が発見された場合は、適切な処置をさせていただく予定です。
					837	貴社は、東海豪雨(2000年)の降雨データを用いた検証において、浸出水調整槽容量8,100m3と内部貯留可能量11,500m3の合計約19,600m3で、東海豪雨にも対応可能と説明しています。この検証では、降雨のうち蒸発散によって失われる分を差し引く「浸出係数」を使用しており、9月はC1=0.79、すなわち降った雨の約8割が浸出水になるという前提で計算されています。しかし、東海豪雨の主要降雨は9月11日に428mm、12日に138.5㎜と、わずか2日間に集中しています。これほどの豪雨が短時間に集中した場合、蒸発散はほぼ発生しません。つまり、降った雨のほぼ全量が浸出水になると考えるのが妥当であり、浸出係数は0.79ではなく1.0に近くなります。この補正を行うと、9月11日～12日の2日間だけで浸出水量は約4,800m3増加し、必要調整容量は約23,000m3に達します。これに対して、調整槽と内部貯留の合計は約19,600m3しかなく、約3,400m3が溢れる計算になります。貴社の検証において、豪雨集中時に蒸発散を見込むことの妥当性、および上記の溢水リスクについて見解をお示しください。	○	2026/8/26	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」における一般的な手法と認識しており安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
					838	埋立完了後の浸出係数は埋立中の浸出係数の60%として計算されています。これは最終覆土により表流水を排除し、廃棄物層への雨水浸透を埋立中の60%に抑える前提であると思われます。一方、埋立完了後には「在来種等による緑化を行う」としています。緑化と表流水の排除はどのように両立するのですか。	○	2026/8/26	埋立完了後の浸出係数C2については埋立中C1×0.6とし平均値として0.35となっております。雨水としての表面流出係数は1.0-0.35＝0.65と計算されます。愛知県の林地開発審査基準においても草地の流出係数については平均的なもので0.6～0.7となっていることから大きな差はないと判断しております。
					839	計画地は水道水源である西谷取水場から約70mの距離にあります。この近さにもかかわらず、取水場付近にモニタリング井戸は設置されません。意見番号818で「水源は埋立地よりも上流」とするならば、上流側のモニタリング井戸①は現在の計画地南端の位置ではなく、取水場のそばに設置されるべきではないですか?	○	2026/8/26	地質調査結果より明確な地下水層については確認されていないが、地下水層としては不透水層（軟岩等の岩盤）沿いに発生する不圧帯水層を対象として考えております。地表3m～4mが土砂層、以下は軟岩、中硬岩と不透水層となることから、今回の埋立地は不透水層に設置を行う形状となります。造成各小段部、底面部には地下水集水管が設置され埋立地の低位部に集水され防災調整池放流部に合流する形状となっています。よって下流モニタリング井戸についても１箇所として管理を考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
291	山口連区自治会	-	2026/4/17	個人	840	先日、関連地区の住民である知人が事業者に計画地の見学の要望を出しました。ところが事業者の解答は「アンドウ興業が事業をしているので、東立(事業者)の判断のみで見学の受け入れ可否を決定することが出来ない」という謎の理由で断られました。2025年12/16付け(771)の意見書解答2026年2/3付で「見学を断った記憶はございません。ご希望があれば見学は可能です。」と書かれています。当然、わずか2か月前にもアンドウ興業は工事をしていたのではないですか?それが今になってなぜ急に見学が出来なくなったのでしょうか?(質問1)また、その理由が「住民説明会以降、本計画に対する関心の高まりを受け、現に事業を行っている事業者側(アンドウ興業?)において、トラブル防止および安全確保の観点から、外部者の見学受け入れを控えるとの判断がなされた。」というのも理解に苦しみます。なぜなら、1回目の住民説明会が自治会加入者に限られ、その後瀬戸蔵つばきホールでの質疑応答会も、短期間のしかも環境課と事業者のHPで小さく告知するだけにとどまったため、参加者がとても少なかったです。そして事業者側からの説明情報(例えば活断層から計画地までの距離が変わった事や、計画地が「崩壊土砂流出危険地区」であること等も、1回目の説明会で事業者側から市民に伝わっておらず、本計画に対する市民の関心がまだまだ高まっているとは言えないから、2026年1月に市長から追加説明会の指示が出されたのではないですか?市長からの追加説明会の指示に対して、事業者はどのように捉えているのですか?なぜ市長の指示から3か月が経つのに追加説明会が行わないのですか(質問2)確かにアンドウ興業が365日休みなしに事業を行っているならば、現地見学日を設定することはアンドウ興業の事業を半日?や数時間?止めてしまうかもしれません。そして事業者は見学会を開催する際、安全確保への配慮は必要だと思います(私たち参加者も十分に気を付けます)。しかし私たちは関係地域の住民としてこれまでの説明会で資料、スライド等を見せていただき、分かりにくい所があったので、こうして計画地の現地見学を希望しています。ですから何度も断られると、「なぜ我々関係住民には見せてもらえないのだろう?事業者側は見せたくない理由が何かあるのだろうか?」という不信感が逆に募ります。いつ、本事業計画地の関連地域住民による見学が可能なのでしょうか?(質問3)以上の回答をよろしくお願いいたします。	○	2026/8/26	（質問１）現状 計画予定地は、アンドウ興業が事業を行っており、当社の管理下にはありません。住民説明会以降、本計画に対する関心の高まりを受け、現に事業を行っているアンドウ興業において、トラブル防止および安全確保の観点から、外部者の見学受け入れを控えるとの判断がなされました。従って、計画地の見学は出来ない状況です。 （質問２）追加説明会は10/10に実施します。 （質問３）いつになったら見学可能なのかについては、正式に当社が事業を開始すれば可能です。
292	效範連区自治会	-	2026/4/30	個人	841	建設予定地内の3つの埋蔵文化財（穴山窯跡・扶桑北窯跡・山路F窯跡）のうち、今回の事業計画では、「扶桑北窯跡」はどのような位置にありますか。残地森林内に位置していますか。	○	2026/8/26	埋立地外周管理道路及び埋立地に一部かかる形状となります。
					842	処分場計画地は南北に500m以上に及びますが、瀬戸市民の飲料水に直接関わる馬ヶ城浄水場の水源である西谷取水口まではわずか70mという極めて隣接した位置関係です。見解書(番号818)において、事業者は「廃棄物を埋め立てる場所も西谷取水口より下流となります」と回答しています。この認識は水道事業者である瀬戸市水道課に共有されていますか。また、瀬戸市水道課も同じ認識ですか。	○	2026/8/26	事業計画書において確認はしていただいております。瀬戸市水道課の認識は、当社にはわかりかねます。
					843	事業者説明会でも意見書でも、市民から最も強く示されている懸念は、大量の廃棄物が水源のすぐ近くに埋め立てられることによる水質汚染です。これに対し、東立テクノクラシーは「計画地は水源(西谷取水口)の下流であるため、ご指摘の事象は起こらない」と繰り返し説明しています。それであれば、もし埋立地が西谷取水口の上流にある場合には、水質への影響があるという認識をお持ちですか。	○	2026/8/26	法律に則り、基準値内で放流をする計画のため、上流であっても影響は無いと考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					844	水銀廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)の管理型最終処分場への埋立方法について、事業者は説明会において「普通のブルーシートで二重に巻いてガムテープでぐるぐる巻きにして指定場所に埋める」と複数の会場で述べています。また、この方法の安全性への疑問に対して、見解書(585-11)で「水銀廃棄物ガイドライン第4版に中間処理方法や埋立時の注意点が具体的に明記されており、その方法を守れば環境省が問題ないと明示している」と回答しています。しかし、同ガイドラインは管理型処分場埋立時の追加的措置として、1分散防止、2混合防止、3流出防止、4雨水侵入防止の4点を厳格に定めており、「ブルーシート二重巻き(ガムテープ固定)」等の具体的手法は明記されていません。また、一般的なポリエチレンブルーシートは準好気性環境下で生分解・劣化し、雨水侵入・流出防止の技術基準を満たしません。質問:「普通のブルーシート二重梱包」は同ガイドラインに明記され、環境省が問題ないと明示している方法でしょうか。	○	2026/8/26	環境省は具体的な方法を示していません。事業者として規定を満たす方法と考えており、その妥当性の判断は、廃掃法の審査における「維持管理の計画」においての審査で行われると考えます。
293	本地連区自治会	-	2026/4/30	個人	845	小さな子どもがいます。もし、安心して水が飲めなくなったら、安全に暮らせなくなったら、とても不安です。絶対に、反対です!!熊本県で、産業廃棄物最終処分場の設置について、環境保全対策が不十分として不許可となったそうです。設置を計画する業者に対し、専門的な機関から、環境や人体、農業への影響について、科学的に充分なデータを求め、追求していただきたいです。これ以上、大切な自然を、子どもたちの未来を、壊さないでください。	-		
294	本地連区自治会	-	2026/4/30	個人	846	市のHP-事業計画書等のページ:1.3.-43「図1.3.1-19活断層の位置」について,修正データが事業者から11/21に提出されています。これは同図の対象事業実施区域が本来の位置から西寄りに1.1kmほどずれていると住民から指摘されて修正したものとなります。このことは活断層からの距離に言及される事業者の根拠図として、単なる誤植のレベルではなく、図面により正確な表現をするという技術者としての信頼性に関わるものと思われます。一方で10/11説明会の議事録では犬飼社長から、県との協議には従来から主張していた1.1kmを破棄して「都市圏活断層図」の0.55kmで申請していくとの説明がありました(以下、議事録から)。 坊金町住民A P.4 ページ6について県との協議では0.55kmで臨まれるということでよろしいでしょうか。意見書の回答にも検証していくという言葉が随所で出てきています。産総研のデータは非常に精度が悪いことは、産総研自体が発表しています。地図の注釈で「数百mすれることがあり得ることもご承知を」という文言があります。一方で、国土地理院データは今図にあるように、緑のところは一つの証拠ですけれど、連続的にボーリングとかトレンチ調査をやって、活断層の証拠をきちんと蓄積して得られた成果として、最新の都市圏活断層図が発行されています。この1.1kmと0.55kmを比べると、精度は格段に国土地理院データが正確です。この地図を作った名古屋大学の鈴木教授に確認したところ、「活断層を言及するのであれば、都市圏活断層図のみを引用することが必要だ」との言及を得ております。東立さんとしては県との協議には、1.1kmを破棄していかれるということでよいですか。 犬飼社長 0.55kmの方を採用して申請していくということでございます。 以上の経緯から、ページ:1.3-43「図1.3.1-19活断層の位置」について対象事業実施区域の位置を修正されるのであれば、ベースマップとして「都市圏活断層図」を利用した上で正確な対象事業実施区域を追記するべきではないでしょうか。出典も「愛知県活断層アトラス平成9年9月、愛知県」ではなく「都市圏活断層図2004年、国土地理院」とするべきと思います。 【意見】市のHP-事業計画書等のページ:1.3.-43「図1.3.1-19活断層の位置」についてはベースマップとして「都市圏活断層図」を利用し、対象事業実施区域を追記したものとしてください。出典も「愛知県活断層アトラス　平成９年９月、愛知県」ではなく「都市圏活断層図2004年　国土地理院」としてください。	○	2026/8/26	断層との距離については、どちらを採用するかの決定権は当社にはありません。0.55kmを採用して申請はするつもりではございますが、県との協議により決定するものですので、当社が決定することは出来かねます。
					847	市のHP-事業計画書等のページ:5-27は以下のような記述となっています。 3-2.地質 調査地周辺の地質は、図3-2-1より新生代新第三期群新世の瀬戸陶土層(粘土および砂)、中生代白亜紀後期領家帯の新期花崗岩類(苗木・上松花崗岩),(伊奈川花崗岩),より構成される。 この記述の中の「新第三期群新世」は間違いです。正確に「新第三紀鮮新世」との記述に修正してください。これは単なる誤植のレベルではなく、地質時代の説明にはなりません。こうした初歩的なミスを引きずったままで県との協議・申請には臨まないでいただきたい。	○	2026/8/26	誤字の発見、ありがとうございます。県との協議、申請時は注意させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					848	市のHP-「事業計画説明会の開催について」には以下のような記述となっています。 ※(1/20追記)さらに関係住民への周知が必要であると認め、令和8年1月20日付けで事業者に対して条例第10条第1項に基づく追加説明会の開催の指示を行いました。 【指示理由】(1)事業用地から活断層までの距離変更及び崩壊土砂流出危険地区に関する事項について、事業計画への影響が十分に周知されていないこと。(2)一部の関係住民(「関係地域内に住所を有する者のうち自治会未加入者」「関係地域内で事業活動を行う者」「その他規則で定める利害関係を有する者(事業用地の境界線から4メートル以内にある土地の所有者等)」)に対する周知が十分にされていないおそれがあること。 令和8年1月20日付けで事業者に対して条例第10条第1項に基づく追加説明会の開催の指示がされており、その指示理由として「事業用地から活断層までの距離変更及び崩壊土砂流出危険地区に関する事項について、事業計画への影響が十分に周知されていない」ためとされています。このうちの「活断層の距離」については市のHP-事業計画書等のページ:1.3.-43「図1.3.1-19活断層の位置」の修正データから活断層の存在は確認ができますが、「崩壊土砂流出危険地区」については事業計画書等に記載がないため、説明会に参加できていない住民、自治会未加入者、関係地域内で事業活動を行う者、その他規則で定める利害関係を有する者などに対しての周知ができていません。 【意見】 そのため例えば事業計画書等のページ:4-7の以下の記述に続けて、「崩壊土砂流出危険地区」の中に事業用地が位置する旨の記述を追記していただきたい。 (11)防災南海トラフを震源とした巨大地震を想定した地震災害の分析では、対象事業実施区域がある山路町周辺は、波状化危険度が“ほぼない”、建物倒壊危険度が“低い～ほぼない”とされている。対象事業実施区域及びその周辺は砂防指定地に指定されている。対象事業実施区域の一部(北側出入口付近)が、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている。 併せて愛知県の「山地災害危険地マップ」をベースマップとして計画地を表示した図面を添付していただきたい。	○	2026/8/26	崩壊土砂流出危険地区については、森林保全課にも確認させていただきましたが、申請があるまでは回答できかねるとの返答でした。よって、今後については、県との協議のうえ、対応してまいりますので、図面の貼付も差し控えさせていただきます。
295	山口連区自治会	-	2026/5/29	個人	849	今回の計画に対する市民の不安、疑問に対して事業者が真摯に向き合ってもらえていないことを強く感じます。なぜ事業者は、3月、4月分の意見書に対する見解書を出さないのでしょうか? そもそも1/20に市長が追加説明会を指示してから4か月以上経ちますが、その指示に対して事業者は、どのように応じているのでしょうか? また市長は、「産廃紛争予防条例」に応じていない、関係住民の不安に向き合わないまま、申請を進めようとしている(?)事業者に対してどのような態度を示されるのでしょうか?	○	2026/8/26	行政と事業者の条例の解釈について見解の相違があったため、回答しておりませんでした。
296	效範連区自治会	-	2026/5/29	個人	850	産廃建設予定地では、現在もアンドウ興業による土砂採掘事業が続けられています。この開発にあたっては、予定地に生息するホトケドジョウ・ギフチョウ(及び食草のスズカカンアオイ)など貴重種の保護について、地元との間で真剣な話し合いが重ねられました。平成28年5月7日、アンドウ興業と「赤津の自然を育てる会」が合同で現地確認を行い、北側で200株以上のスズカカンアオイの群生を発見。同年5月22日には地域住民17名が集まり、約200株の移植作業を実施しています。移植先は「北の森入口」とされています。しかし、東立テクノクラシーの環境保全対策書では、ギフチョウは事業区域外で1個体のみ、ホトケドジョウは確認されていません。住民が手で植え直した約200株のスズカカンアオイは、今どこにあるのでしょうか。 質問:住民が移植したスズカカンアオイ約200株の現在の状況、および移植先である「北の森入口」が貴社の事業計画においてどのような位置づけになっているか、教えてください。	○	2026/8/26	アンドウ興業のことは当社ではわかりかねます。北の森入り口に関しても当社の事業計画においてどのような位置づけになっているのかは、わかりかねます。
					851	事業計画図を確認すると、埋蔵文化財「扶桑北窯跡」が産業廃棄物の埋立予定地と重なっています。(同窯跡からは、完形の「灰釉四耳壺」が発見されています。)本来、埋蔵文化財が確認された土地での開発には慎重な対応が求められますが、事業予定地ではすでに「穴山窯跡」が記録保存とされ、開発が優先されました。またその際、地元との協定において「扶桑北窯跡は残地森林内に現地保存する」とされています。焼き物の町・瀬戸の歴史を物語る貴重な窯跡について、埋立予定地から除外し、現地保存するべきではないでしょうか。	○	2026/8/26	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					852	産廃建設予定地では現在も、アンドウ興産による土砂採掘事業が続けられています。アンドウ興産はこの事業開始にあたり、約2年に渡る地元との事前協議の中で、当初計画で「標高220m」としていた掘削底面を「標高228m」に引き上げています。これは、馬ヶ城西谷取水口の水面標高が228mであり、それより深く掘削すれば取水量・水質に影響しうるという認識に基づくものであり、事業者・地元・行政の間で共有され、協定にも盛り込まれた、この土地固有の水源保全上の条件です。一方、東立テクノクラシーの事業計画では、廃棄物の底面標高は「約220m」とされており、安全とされた基準を約8mも深く掘る計画となっています。 質問：アンドウ興産には、土地の売却先である貴社の親会社・海青に対して、主要な協定内容を説明する義務があります。228mという条件が定められた経緯について、貴社はどのように認識していますか。また、貴社の計画における馬ヶ城西谷取水口の水面標高は、何mと認識していますか。	○	2026/8/26	228mという条件が定められた経緯については、当社は認識しておりません。馬ヶ城西谷取水口の標高については実測させていただけなかったため、地元説明資料にも記載の通りGL=220m～230mと推定しております。
					853	令和7年10月11日開催の合同説明会をはじめ、多くの説明会で、時間切れにより質問希望者が残ったまま終了しています。この点に対し事業者は「説明会終了後も書面や個別対応で意見を受け付けた」ことをもって「質疑応答の機会は確保されている」と見解(No.773)で述べています。しかし、当日その場で質問できなかった住民がいたという事実は、「説明会という場での質疑応答の機会」が不十分だったことを示し、事後の書面対応は、その代替にはなりません。また事業者は、参加率が極めて低いこと、自治会未加入世帯への周知の欠如、案内時期の遅さについても、「市や自治会と相談して決めた」「個人情報が取得できない」などと説明していますが、「住民が実際に参加し質問できる機会が確保されたかどうか」という本質的な問いには答えていません。形式的な手続きにとどまらず、住民が実際に参加・質問できる実態の伴った追加説明会の開催を求めます。	○	2026/8/26	令和8年10月10日に瀬戸市文化センターで開催させていただきます。
					854	活断層までの距離を約1.1kmから約550mへと訂正したにもかかわらず、事業者は計画を見直していません。その理由として「活断層との距離に法的基準はない」と説明する一方で、「県の専門家委員会で審査される」としています。しかし、法的基準がないなら、専門家委員会はいったい何を基準に審査するのか、事業者自身がその基準を把握していないのに、どうして「現行計画のままで安全」と言えるのでしょうか。 法的基準がなく、審査の根拠も不明なまま、最終的に誰が、何を根拠に、住民に対して安全を保証するのでしょうか。	○	2026/8/26	専門家委員会が何を基準に審査されるのかは当社にはわかりかねます。この専門家委員会で審査されることが法的手続きとなると認識しております。
297	長根連区自治会	-	2026/5/29	個人	855	説明会で「検討します」と言われた事柄について、その後どうなったのか教えてください。見解書でも「検討します」「ご意見として承ります」という回答が繰り返されていますが、住民としては意見を言った意味があったのか、いつまでたってもわかりません。過去の説明会・見解書で「検討する」とした事項について、検討した結果を住民に示してください。それが誠実な対応だと思います。	○	2026/8/26	これまでの説明会及び見解書において、「検討します」と回答した事項については、いただいたご意見を踏まえ、本設計への反映の可否や、技術的・制度的な対応の可能性等について検討を行っております。 最終的な判断については、県の専門家委員会の指示に従い、対応する予定となります。
					856	説明会に行きたかったのに、日程も合わなかった、また終わった後で知った、という声を聞いています。会場に来られた人も、時間切れで質問できないまま終わった方が何人もいました。追加説明会は、一度に大勢を集める説明会ではなく、地域ごとに、複数回、小さく開いてもらえませんか。それだけで、参加できる人はずっと増えると思います。	○	2026/8/26	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
298	菱野連区自治会	-	2026/5/29	個人	857	東立テクノクラシーが、市長指示に基づく追加説明会を令和8年10月10日に開催する方針であると伺いました。しかしながら、菱野連区では翌10月11日に熊野社の秋季例大祭が予定されています。加えて本年は、3年に一度の「菱野のおでく警固祭り」の開催年にあたります。同祭りは瀬戸市の無形文化財にも指定されており、すでに地域において準備が進められている状況です。また、菱野・山口・本地のみならず、市内各連区においても同時期に秋祭りが予定されており、これらの日程は事前に把握可能なものです。昨年10月11日に開催された全体説明会においても、道泉連区では祭礼当日と重なっていることが指摘されていました。今回の日程設定は、同様の問題を繰り返すものと言わざるを得ません。そもそも追加説明会は、周知不足が認められたことを受け、より多くの住民が参加できる機会を確保する趣旨で設定されたものと理解しています。にもかかわらず、住民が参加しづらい日程が提示されている点を疑問に感じます。どのような検討過程を経て、この日程が決定されたのでしょうか。	○	2026/8/26	そのような意見が出ないように瀬戸市環境課へ日程調整を依頼しましたが、対応いただけなかったため、当社から4/8に瀬戸市文化センターへ問い合わせをし、周知期間を長く取りたいため、9月下旬～10月の会場の空き状況を確認したところ、空いている日が9/20（日）、10/10（土）、10/11（日）しか空いておらず、土曜日の開催としたいと考えため、この日程で決定致しました。
					858	受け入れ産廃「政令第2条第13号廃棄物」について。計画書では、受け入れ廃棄物15種類として「廃プラスチック類」「がれき類」などと並んで「政令第2条第13号廃棄物」が1種類としてカウントされています。その内訳として(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)と書かれていることからも、実際には他のカテゴリに当てはまらない複数の廃棄物の総称のように受け取れますが、市民にはその実態がよくわかりません。石綿や水銀など特に有害度の高いものが含まれているにもかかわらず、「13号廃棄物」という一括りの表記では、リスクの実態が著しく見えにくくなっています。わたしたち市民の水源地に極めて近接した立地であり、「15種類」「13号廃棄物」といった包括的な表記だけではなく、「政令第2条第13号廃棄物」として受け入れるものを具体的に教えてください。また、それぞれの年間受け入れ予定量も併せて示してください。	○	2026/8/26	実際の受入れと類似になるかは分かりませんが、年間受け入れ量の参考として近年（2023年産業廃棄物処理状況等調査）の愛知県内産業廃棄物最終処分状況としては、ばいじん17.8%、がれき類16.1%、汚泥16.0%、廃プラスチック類11.2%、鉱さい9.5%、ガラスくず等4.9%となっております。また、政令第2条第13号廃棄物については具体的に品目が示せないものを廃棄物処理法施行令第四条第十三号で、13号廃棄物と規定されていますので受け入れ量については発生した場合となります。
299	東明連区自治会	-	2026/6/29	個人	859	事業計画書p4-6において、「漏水の拡散確率を下げる方策として漏水検知システムを導入する」としている。漏水が発生した場合には遮水シート上に埋め立てられた産業廃棄物を全て取り除いた後に遮水シートの漏水箇所を修理交換することになるが、他の産廃処分場で同じ漏水検知システムを採用し稼働させ、修理交換工事をした事業所があるのか、あるとすれば該当する処分場の所在市町村も併せて明らかにしてください。	○	2026/8/26	一般の事業者での情報は公表されないのでわかりませんが、第三セクター公表されているもので公益財団法人滋賀県環境事業公社「クリーンセンター滋賀」所在地：滋賀県甲賀市甲賀町神６４５がございます。
					860	現計画では遮水シートから埋め立てられた産廃が積み上げられた最大の高さは何メートルになるのか。その箇所での遮水シートの漏水が発生した場合の修理期間は相当な長期間と思われますが、どのくらいの期間が想定されていますか。 また、その修理期間中は環境対策に万全を期すために産廃の受け入れ、埋め立ては全て中止されるのでしょうか。	○	2026/8/26	最大埋立て厚さは45m、漏水が確認された場合廃棄物の受け入れ停止、破損個所の修復をおこないます。修復機関については工事に必要な期間を確保します。
					861	漏水が検知システムで確認された場合、河川及び周辺への環境にどのような影響を与えているのかの確認をするための監視、測定はどのようにされるのでしょうか。測定機関・会社は貴社調査機関とは別のいわゆる第三者調査機関に委託されるのでしょうか。	○	2026/8/26	調査委員会の設置を行い関係機関との協議、技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討を行い対策検討結果を踏まえた対策の実施を行います。調査においては第三者機関となります。
					862	今回の計画の産廃処分場が受け入れ終了し、その後、管理期間も終了した場合、跡地利用計画はどのような具体的計画となっていますか。	○	2026/8/26	具体的な計画は決まっておりませんが、緑化する予定となっております。
					863	事業計画書の「５地質報告書」において、事業予定地の地質調査について、令和3年5月24日から令和3年10月10日まで実施されていますが、地下水調査のためのものであり、産廃を埋め立てる地点とは異なる場所と思われます。遮水シートを設置する地域は現在アンドウ興業による土石採取が行われているので土質調査、ボーリング調査を行う必要があるのではないでしょうか。 平成16年と平成18年のボーリング調査結果が記載されていますが、どのような評価がされているのですか。 本計画書p. 5-67～5-73に示されている工事の設計・施工上に必要な項目について考察結果を示してください。土質の場合と岩盤の場合について各々どのように検討、考察されているのかわかりやすく示してください。	○	2026/8/26	平成16年、平成18年、令和3年のボーリング柱状図（事業計画書P5-96～）を使用し土軟硬区分推定断面図（推定地層断面図）の作成を行っています。平成16年、18年において埋立地を中心とする調査、令和3年において外周調査となっております。各地層の土質区分はボーリング柱状図より判別を行い、土質定数については（事業計画書P5-67～）より推定を行っております。また発生土の盛土転用を考慮し室内土質試験（事業計画書P5-61～）を行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					864	「10. 事業経営計画の概要」の事業計画において「既存の処分場に隣接する場所に設置することにより維持管理に必要な気象など周囲の状況に関するノウハウを生かせる」とされています。既存の処分場の運営においてどのような気象に関する記録が作成され、保存されていますか。	○	2026/8/26	本文章内でお伝えしたかったのは、現在も管理型最終処分場を保有しており、日々維持管理を行う中、突発的な気象（台風・大雪・ゲリラ豪雨等）にも対応し、緊急時の対応手順書等を作成してきている点から、ノウハウを活かせるという表現をさせて頂きました。 路面の凍結や水が溜まる場所の理解・現地で働き続けている従業員だからこそ感じる天気の変化の予兆なども、隣接する場所で働いているからこそ知りうるノウハウだと考えております。
					865	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱における「立地に関する基準別表1」の第3の1で「最終処分場に隣接する土地の所有者(最終処分場に隣接する土地の所有者がいない場合にあっては、当該施設の敷地境界から4メートル以内にある土地の所有者)」の承諾を得ているものであることが求められていますが、すべての当該土地所有者から承諾を得てから本計画申請が出されたのでしょうか。	○	2026/8/26	愛知県環境局資源循環推進課へ申請をするまでには承諾を得られるように進める予定です。
					866	猿投山北断層が活動した場合、本計画地は最大何ガルの揺れ、また、最大何メートルの横ずれもしくは隆起・沈降が起きると想定して設計しましたか。それらの数値を教えてください。	○	2026/8/26	猿投山北活断層については、今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。
					867	事業計画書p. 4-288に「2022/2/25打合せによる確認事項:東海豪雨規模の災害対応について」とありますが、打合せとは誰と誰が何のためにどのような打合せを行ったのか説明してください。	○	2026/8/26	事業計画書作成段階で当社と設計者の打合せにより過去のデータにおいて東海豪雨の指摘があり考慮した経緯となります。
					868	事業計画書p. 4-302で、「名古屋測候所の過去15年間(2006年～2020年)の年間降水量を以下に示す。」「今回は、2011年(1785.5㎜)を特異年として計算する。」とありますが、特異年とは何ですか。また、何を目的として設定したのでしょうか。	○	2026/8/26	浸出水量の計算においては、年間の降雨データを入力し連続的に計算を行った結果で日処理を行い検討しております。年間最大年、月間最大年の雨量累積検討結果に以外に最大ではないが連続的降雨が発生した場合、日処理を考慮した結果、年間最大年、月間最大年を上回る年が発生した場合特異年とし表示しております。
					869	事業計画書p. 4-302で、「名古屋測候所の過去15年間(2006年~2020年)の年間降水量を以下に示す。平均年間降水量は1628.2㎜であり、これに最も近い2006年(1611.5㎜)を年間平均年とする。最大年間降水量は2015年の1803.0㎜であり、これを年間最大年とする。」とありますが、本事業計画地最寄りの観測記録として、東京大学生態水文学研究所の白坂地点の観測記録があり、同所で同じ2006年～2020年においては、平均年間降水量は1879.6㎜、最大年間降水量は2291.0㎜です。白坂の年報が出ている2024年まで含めると、平均年間降水量は1926.3㎜、最大年間降水量は2395.0㎜です。万が一にも事故を起こさないためには、白坂地点を含めて、過去最大の降水量の数値を用いた上で、それを上回る降雨に見舞われても耐えうるよう、十分保守的な(安全側の)数値設定(例えば、少なくとも過去最大値の1.2倍とするなど)をすべきではないでしょうか。	○	2026/8/26	ご意見として承ります。愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。
300	效範連区自治会	-	2026/6/30	個人	870	瀬戸市自治連合会は、2026年6月25日、計画に反対する直筆署名33,808筆を愛知県知事へ提出しました。昨年12月には市民団体が7,675筆の反対署名を市長および県知事に提出しています。こういった大規模な住民意思の表明を踏まえ、当該計画を見直すお考えはありますか。	○	2026/8/26	当社としては見直す考えはございません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					871	令和7年10月11日に瀬戸蔵つばきホールで開催された合同説明会において、貴社の弁護士は、条例第10条に基づく追加説明会について、次のように発言しています。「会社としては開催することは必要なのかどうかというところについては、当然検討した上で開くか開かないか決めることができるという立て付けになっています」この発言は、追加説明会を開催するか否かは事業者である貴社が判断できるかのように、市民に受け取られる内容でした。しかし、瀬戸市の産廃紛争予防条例第10条は、追加説明会の開催を指示する権限を市長に与えた規定であり、令和8年6月議会において「最後の説明会とするか否かは事業者が判断するものではなく、市長が判断するものである」と瀬戸市は明確に答弁しました。法令の解釈に必ずしも精通していない市民が多く参加する説明会の場において、このような説明がなされたことは、市民の正確な理解を妨げるおそれがあったと考えます。現在においても、追加説明会の開催の可否は貴社が判断できるものとお考えでしょうか。	○	2026/8/26	条例第１０条第１項は、市長に対し、追加説明会の開催を「指示」する権限を付与しています。そして、同条第２項は、「前条」、すなわち第９条の規定を準用しています。その第９条は、「正当な理由がある場合」を除き、事業者に住民説明会を開催する義務を課しています。また、第１９条においても、必要な措置の勧告の対象となる行為の一つとして、「正当な理由なく」住民説明会を開催しない場合が挙げられています。すなわち、条例上、市長の指示があれば例外なく住民説明会の開催が義務付けられるという規定にはなっておらず、「正当な理由がある場合」という例外が明示的に設けられています。もとより、住民説明会を現実に開催する行為自体は事業者が行うものである以上、「正当な理由」があるか否かについては、まず事業者において判断することになります。もっとも、これは、「正当な理由」の有無について事業者に最終的な判断権限があるという趣旨ではありません。合同説明会において弁護士が説明したのは、以上のような条例の規定の構造・建て付けについてであり、その説明に誤りはありません。なお、これは、実際に市長から追加説明会の開催を指示された場合における、具体的な状況のもとでの当社の対応方針や意向を述べたものでもありません。当社としては、市長から追加説明会の開催について指示があった場合には、その必要性が認められる限り、関係住民の皆様の理解をより一層深めるため、可能な限りこれを開催していきたいとの意向に変わりはありません。以上の点について、ご理解いただけますと幸いです。
301	長根連区自治会	-	2026/6/30	個人	872	東立テクノクラシーのホームページには、「追加説明会のお知らせ」（令和8年6月16日公開）が掲載されており、その中で「過去にいただいている質問に対する回答については、瀬戸市環境課のホームページで公開させていただいております」と記載されています。しかし、実際には2月分の見解書を最後に、3月・4月・5月分について、貴社から市民への回答が3ヶ月以上なされていません。いつ市民の質問に回答していただける予定でしょうか。	○	2026/8/26	行政と事業者の間で、条例の解釈について見解の相違があったため、回答できておりませんでした。申し訳ございません。
302	菱野連区自治会	-	2026/6/30	個人	873	東立テクノクラシーは、これまでに実施した15回の説明会について、「十分な質疑応答の時間を確保した」としています（令和8年2月19日付・瀬戸市への回答書）。 しかし、昨年10月の合同説明会（瀬戸蔵つばきホール、最大350席）をはじめ、各連区で開催された説明会では、挙手しても発言できなかった住民が多数いました。 これまでの説明会の会場規模と参加人数を見ると、会場の広さ（定員）が足りていなかったケースは一度もありません、そのため今回、会場を最大1,500席に拡大しても、この課題の解決にはつながらないと考えます。 これまでの説明会において、質問のために挙手しながら発言できなかった住民が多数存在している事実を貴社は把握されていますか。	○	2026/8/26	把握しております。
					874	計画地は、市民の水道水源から70mという近さであるにもかかわらず、流向調査のみで、地下水脈の調査は行っていないと聞きました。地下水脈がどのように流れているか確認していないのに、どういった根拠で「水源に影響はない」と述べているのでしょうか。	○	2026/8/26	地質調査結果より明確な地下水層については確認されていないが、地下水層としては不透水層（軟岩等の岩盤）沿いに発生する不圧帯水層を対象として考えております。地表3m～4mが土砂層、以下は軟岩、中硬岩と不透水層となることから、今回の埋立地は不透水層に設置を行う形状となります。造成各小段部、底面部には地下水集水管が設置され埋立地の低位部に集水され防災調整池放流部に合流する形状となっていることから地下水脈への浸透はないものと判断しております。
303	下品野連区自治会	-	2026/7/31	個人	875	交通量調査についての質問 交通量調査の期間については、2020年12月1日～2日の24時間に実施したとされています（環境保全対策書3.10-1ページ、表3.10-2）。2020年は周知のように、この年の3月から新型コロナ感染症の拡大により全国的に経済・社会活動は大きく停滞・縮小することになりました。自動車通行量も大幅に減少しました。交通量調査実施地点の近接地にある東海環状自動車道赤津インターチェンジでの自動車交通量は、瀬戸市統計書によれば、2020年の年間利用台数は146万1千台となっており、前年2019年の利用台数157万2千台より約11万台、7%減少しています。2021年も年間利用台数は147万台と横ばいでしたが、2022年は163万4千台、2023年は172万3千台、2024年は181万8千台、2025年は188万5千台と、本環境保全対策書の調査年2020年より、2025年は約30%と顕著に増加しています。新型コロナ感染症拡大による経済活動縮小時期の特異期の現地交通量を基礎として騒音、振動、交通安全などの環境影響項目について環境基準をクリアしており生活環境に問題はないと評価しているのは過小評価となり問題ではないでしょうか。30年もの長期間に及ぶ事業ですから基本調査は可能な限り最新のデータを使用し、調査結果を反映した環境保全対策を検討する必要があるのではないでしょうか。	○	2026/8/26	意見番号747、789回答と同じです。 搬入道路の交通量は、事業開始前に再確認し、必要に応じて追加調査を検討します。具体的には、工事開始前の晩秋から初冬（前回調査を同じ時期）のお祭り等の特異日でない平日（昼間：6時～22時）に騒音・振動測定と同時に1回の測定を検討いたします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					876	環境保全対策書3.2-19ページの3.2.2地下水についての質問 事業計画書の5-56ページに、地下水の流れの向きについての測定結果がまとめられています。西谷取水場に近い事業地内での調査地点での地下水流向流速は、北向きではなく、No.2地点は2021年7月は東向き、2021年10月は南向き、No.3地点は7月は東向き、10月は北東向き、No.1地点は7月10月ともほぼ南向きです。いずれの調査地点も北向きではありませんが、「対象事業実施区域の地下水の流動状況は、表層地形の変化に従い北向きに流れていると推定される」（環境保全対策書3.2-22）と記されています。 どのような調査が行われてこのような推定になったのでしょうか。根拠となった調査記録を示してください。	○	2026/8/26	意見番号874と同じとなります。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
304	效範連区自治会	-	2026/7/31	個人	877	地下水脈に関する調査について 本計画地からわずか約70mの場所に、市の水道水源である西谷取水口が存在します。しかし、地下水に関して実施されたとされる調査は、流向調査のみです。流向調査は、各調査地点における地下水の流動方向を把握するものです。環境省の技術基準の運用に係る留意事項においても、地下水の流向は、処分場自体からの汚染の有無を確認するための観測井の設置地点を決定する情報として位置づけられており、近傍の水源との関係を確認するための調査ではありません。地下水脈そのものの有無・経路・連続性を調査してください。	○	2026/8/26	ご意見とし計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
					878	東明・水南の2連区は、連区内での個別の追加説明会の開催を継続して求めていますが、事業者はその要望に応えていません。また、追加説明会を求めなかった他の連区についても、瀬戸市による聞き取りに対し、「事業者の説明内容が不親切」「何を聞いても安全だという回答」「反対表明しており協議する意向もない」「事業者の対応から要望する意味がない」といった理由が述べられています。これらは、説明会の必要がないことを示すものではなく、事業者の説明姿勢に対する評価として述べられたものです。事業者が開催を決定した令和8年10月10日の文化センターでの追加説明会は、連区への相談・調整なく決定されています。引き続き、市民への説明を求めます。	-		
					879	意見番号167（植物の同定）に関する協議の進捗について 事業計画書745ページに報告されたミヤマタムラソウについて、シマジタムラソウの誤認である可能性が指摘され、標本等による再確認が求められています(意見番号167)。シマジタムラソウは環境省レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類(VU)とされる一方、ミヤマタムラソウはランク外です。したがって同定の相違は、保全対策の要否に直接影響します。これに対し、事業者が「今後、行政機関と協議の上、検証させていただきます」(2025年8月13日付)と返答してから一年近くが経過しました。・行政機関との協議の実施結果および検証結果を示してください。	○	2026/8/26	行政機関との協議については、瀬戸市の条例手続き終了後に実施予定のため、現状は進んでおりません。条例手続き終了後、愛知県環境局資源循環推進課の指導の元、適切に対応してまいります。
					880	崩壊土砂流出危険地区に関する事業者説明（2026/6/16HP掲載）について 「現在、県が他社(アンドウ興業)に対して当該区域での土取りを許可していることから、県として現時点で安全性に大きな問題はないと判断していると考えられるのではないか」との説明について、土取りは土砂を搬出する行為であり、産業廃棄物を積み上げる管理型産廃処分場とは、規模も性質も全く異なる。他の行為への許可は、本計画の安全性の根拠にならない。「崩壊土砂流出危険地区の指定のみを理由として許可申請に重大な支障が生じる可能性は低い」との説明は、許可が下りるか否かの見通しであり、この土地が安全か否かの説明ではない。法的規制がないことは、危険がないことを意味しない。そもそも「崩壊土砂流出危険地区」とは、土砂が土石流となって流出し、人家や公共施設に大きな被害を及ぼすおそれのある地区である。公的機関が計画地をこの区域と判定している事実自体が、当該地の危険性を示している。質問1:崩壊土砂流出危険地区であることを踏まえて、計画のどの部分を変更したのか。質問2:周辺区域に未対策箇所が残る状態で、安全を確保できるのか。	○	2026/8/26	意見番号820と同じとなります。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
					881	説明会および見解書では、地震時の安全率についても1.2としている旨が説明されています。しかし、道路土工指針に基づく安定計算は、地震時の揺れに対する斜面の安定性を確認するものであり、猿投山北断層で懸念される断層変位とは異なります。 質問：安全率1.2は、振動（揺れ）に対するものなのか、変位（ずれ）に対するものなのか。	○	2026/8/26	地震時に構造物に作用する水平慣性力を算定するための基準的な水平震度となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
305	長根連区自治会	-	2026/7/31	個人	882	本事業による、事業者（東立テクノクラシー）の事業予測（売上・利益）について教えてください。	○	2026/8/26	機密情報となるため、お答えいたしかねます。
					883	水源に近接した場所で、15年間にわたり、水銀やアスベストを含む約146万m3の産業廃棄物を埋め立てる巨大な産廃処分場計画について、周辺住民が十分な説明を求めるのは当然のことではないでしょうか。事業者は「15回も説明会を開催した」と主張しますが、各連区では実質的に一度、数時間の説明を受けただけであり、住民の疑問や不安が十分に解消されたとは言えません。市民の生命、健康、財産、そして生活環境に重大な影響を及ぼすおそれのある計画である以上、住民が納得できるまで説明を求めることは、決して過度な要求ではありません。何かあった場合の金銭的な補償を求めているのではありません。一度失われれば取り戻すことのできない水環境や自然環境、そして安心して暮らせる地域を子どもたち、次の世代へ残したい。その思いから、事業者に対し、誠実で十分な説明を求めています。	-		
306	東明連区自治会 水南連区自治会	-	2026/8/31	自治会	884	１．図面について (1)「図面は平面図だけではなく、立面図（正面図・側面図）等を用いて各部の相関が分かるよう示してほしい」との要望に対し、「愛知県との協議・手続き後でなければ回答できない」との回答でした。しかし、この回答では、住民が施工方法や施設構造を確認できる時期や方法が明らかではありません。愛知県との協議・手続き前にの段階においては、平面図に加え立面図（正面図・側面図、断面図等を用いた住民に分かりやすい資料を作成し、施設全体の構造や各部の関係が理解できるよう十分な説明を行っていただくことを要望します。	○	2026/9/30	施設全体の構造および各部の関係については、事業計画書に載せさせて頂き、現在公開中の説明会資料内でお伝えしているものになります。 図面の提示については、実設計を終え、愛知県からの審査のもと、完成形を描く流れとなるため、提出前のものの開示等、現時点でお見せすることが出来かねます。 現時点のものを作成し提出する等のご意見もあるかと思いますが、県による審査がなされた後に変わる可能性もありうるため、公式の資料として提出することはできかねます。
					885	(2)廃棄物貯留堤も上記図面に図示してください（構造を含めて）」との要望に対し、「愛知県との協議・手続き後でなければ回答できない」との回答でした。しかし、廃棄物貯留堤は、廃棄物の流出防止や施設全体の安全性を確保する上で極めて重要な構造物であり、その構造や配置、他の施設との位置関係を住民が理解できなければ、安全性を適切に判断することはできません。したがって、愛知県との協議・手続き前に、住民が施設の構造及び安全性を十分理解し、適切に意見を述べることができるよう、貯留堤の構造、寸法、配置及び役割が分かる平面図、立面図、断面図等を用いた資料を作成し、住民が十分理解できるよう説明していただくことを要望します。	○	2026/9/30	廃棄物貯留堤の位置、構造及び寸法は、事業計画書に記載した図面・資料をご参照ください。これを超える詳細は愛知県の審査事項となるため、現時点では追加の立面図・断面図の作成及び公開は予定しておりません。
					886	２．各部の構造について 各質問について、その根拠を含めて説明してください。 (1)遮水工の実施方法（底面、法面）を図面等で説明してください。」との要望に対し、「他の施工計画書を出すことは可能です。」との回答でした。住民が求めているのは他事例の施工方法ではなく、山路町に計画されている管理型産業廃棄物最終処分場において、どのような施工方法を採用し、どのように安全性を確保するのかについての説明です。他事例の施工計画書は参考資料にはなりますが、本事業の設計内容や施工方法、安全性を説明する資料の代わりにはなりません。 他の施工計画書では本事業の構造や施工方法を判断することはできません。 我々住民が確認を求めているのは、本事業における施工計画そのものであり、これに基づく具体的な説明をお願いいたします。したがって、本事業の施工方法が確定した段階で、底面及び法面の遮水工について、平面図、立面図、断面図等を用いた分かりやすい資料により、住民が十分理解できる説明を行っていただくよう要望します。	○	2026/9/30	現時点では、計画設計段階であり、実設計および県の見解によっては、具体的な施工方法が変わる可能性がございます。そのため、現計画時点の実施方法にあわせ「他の施工計画書をお伝えし、このように計画をしています。」というお伝えは可能ですが、実設計後の審査が完了しない限り、採用・決定した施工方法をお伝えすることが出来かねる状況にあります。 安全性の担保については、最終的に愛知県の審査を受けた際に、問題ない施設の設計を行うことで担保されるものかと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					887	(2)遮水シート間の溶着方法及び試験方法について、内容を含めて説明してください。」との要望に対し、「他の施工計画書を出すことは可能です。」との回答でした。遮水シートの溶着部は、遮水性能を確保する上で極めて重要な部分であり、その施工品質が施設全体の安全性に大きく影響します。このため、採用する溶着工法、品質管理方法及び溶着部の確認試験（試験方法、判定基準、不適合時の対応等）について、本事業に即した内容を住民に分かりやすく説明していただくよう要望します。 我々住民が求めているのは他事例の施工方法ではなく、本事業において採用する遮水シートの溶着方法及び品質確認試験の内容です。他事例の施工計画書では、本事業における施工品質や安全性を判断することはできません。 したがって、本事業の施工方法が確定した段階で、採用する溶着工法、施工手順、品質管理方法及び溶着部の確認試験の内容について、住民が十分理解できる資料を用いて具体的に説明していただくよう要望します。	○	2026/9/30	遮水シートの接合は、接合幅の両端を熱風で溶着し、中間に未接合部を残すダブルシーム方式を予定しています。未接合部へ圧縮空気を加え、所定時間の圧力保持を確認して接合部の健全性を判定します。不合格箇所は再溶着又は補修後、再試験します。具体的な溶着温度、速度、試験圧力、保持時間及び判定値は、採用材料に合わせて本事業の施工計画書に定めます。 現時点では、計画設計段階であり、実設計および県の見解によっては、変わる可能性がございます。そのため、現計画時点の実施方法にあわせ「他の施工計画書をお伝えし、このように計画をしています。」というお伝えとさせて頂きました。 本件についてですが、現状の計画内容から、実設計の内容から、大きく変更がない場合は、以下の方法による対応になるかと考えております。 遮水シートの接合は、接合幅の両端を熱風で溶着し、中間に未接合部を残すダブルシーム方式を予定しています。未接合部へ圧縮空気を加え、所定時間の圧力保持を確認して接合部の健全性を判定します。 不合格箇所は再溶着又は補修後、再試験を行う予定です。
					888	(3)「試験時に開ける穴の処理方法を説明してください。」との要望に対し、「他の施工計画書を出すことは可能です。」との回答でした。我々住民が求めているのは他事例の施工方法ではなく、本事業において試験のために開けた穴をどのように補修し、その補修箇所の遮水性能及び安全性をどのような方法で確認するのかについての説明です。他事例の施工計画書では、本事業における補修方法や品質管理を判断することはできません。したがって、本事業の施工方法が確定した段階で、穴の補修方法、補修後の確認試験及び品質管理方法について、住民が十分理解できる資料を用いて具体的に説明していただくよう要望します。 特に、補修箇所が施工当初と同等の遮水性能を確保できる根拠、確認方法及び判定基準についても併せて説明していただくよう要望します。	○	2026/9/30	試験時に開ける穴の補修方法、補修後の確認試験及び判定基準は、採用する遮水シートと施工方法により異なり、実設計前である現時点では、シートメーカーも施工事業者も確定していないため、具体的にお答えできません。 上記内容が確定した段階についての要望につきましては、意見として伺っておきます。
					889	(4)「漏水検知システムの布設方法を図示し、説明してください。」との要望に対し、「メーカーにより異なるので現段階では未定」との回答でした。我々住民が求めているのは特定メーカーの製品仕様ではなく、漏水検知システムをどのような考え方で配置し、どのように漏水を検知し、安全性を確保するのかについての説明です。 メーカーが未定であっても、設置位置、配置の考え方、検知範囲、維持管理の基本方針については説明できるものと考えます。メーカー及び施工方法が決定した段階においては、布設方法を平面図及び断面図等により図示するとともに、住民が十分理解できるよう具体的に説明していただくよう要望します。 また、漏水検知システムは施設の安全性を長期間確保するための重要な設備であることから、布設方法だけでなく、点検方法、故障時の対応、更新方法及び耐用年数を考慮した維持管理計画についても、併せて説明していただくよう要望します。 なぜその位置に設置するのか 漏水をどのような仕組みで検知するのか 漏水が発見された場合にどう対応するのか 長期間にわたり機能を維持できるのか	○	2026/9/30	漏水検知システムのメーカー、方式、配置、検知精度、監視方法及び維持管理方法が決定した段階で、県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明はできかねます。
					890	(5)「漏水検知システムの検知方法（電流方式、電気抵抗方式等）を説明してください。」との要望に対し、「メーカーにより異なるので現段階では未定」との回答でした。しかし、我々住民が求めているのはメーカー名や製品仕様ではなく、本事業においてどのような検知原理を採用し、漏水をどのように検知して施設の安全性を確保するのかについての説明です。メーカーが未定であっても、採用を予定する検知方式の考え方や選定方針、必要とする性能及び安全性については説明できるものと考えます。したがって、メーカー及び検知方式が決定した段階においては、検知原理、検知精度、検知範囲、誤検知への対応、維持管理方法等について、住民が十分理解できる資料を用いて具体的に説明していただくよう要望します。 また、採用する検知方式を選定した理由、検知可能な漏水量、検知に要する時間、故障時の対応及び定期点検・更新計画についても併せて説明していただくよう要望します。	○	2026/9/30	検知原理は、上部遮水シートと下部遮水シートの間に電極を設置し、漏水時に生じる電気的な導通・抵抗変化を検出する方式です。検知精度、範囲、最小検知量、検知時間、誤検知の判別、故障監視及び点検・更新方法は、採用メーカーの性能資料を確認して確定します。方式選定では位置特定性能、耐久性、保守性及び施工実績を比較します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					891	(6)通常ではフィルムの破損などはありえないことと思いますが、直下型地震などが起こるとフィルムの破損が複数同時に発生する恐れがあります。漏水が複数箇所で同時に発生した場合でも、すべての漏水を確実に検知できる根拠について、採用する検知方式の原理、検知方法及び検知性能を含め、住民が理解できる資料を用いて具体的に説明してください。	○	2026/9/30	漏水検知システムのメーカー、方式、配置、検知精度、監視方法及び維持管理方法が決定した段階で、県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明はできかねます。
					892	(7)漏水検知システムには電気・電子機器が使用されていると考えられますが、一般的にこれらの機器の寿命は10年程度とされています。管理型産業廃棄物最終処分場は数十年にわたり管理が必要となる施設ですが、漏水検知システムの点検、更新及び交換を含めた長期的な維持管理計画について具体的に説明してください。	○	2026/9/30	遮水シート間に埋設し交換できないケーブル・電極は、最も耐久性の高い仕様を選定します。メーカー仕様上の耐用年数は最長30年程度を想定しています。制御盤、測定器等の交換可能部分は定期点検し、劣化・故障時に交換します。点検頻度、作動試験、交換時期及び予備品は維持管理計画に定め、設備の維持管理と処分場の早期廃止により廃止まで計測を継続します。
					893	(8) 漏水検知システム検知能力や監視頻度はどのような性能を目標としていますか	○	2026/9/30	漏水検知システムのメーカー、方式、配置、検知精度、監視方法及び維持管理方法が決定した段階で、県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明はできかねます。
					894	(9)漏水検知システムの仕様が決定した段階で住民へ詳細説明をしてください	○	2026/9/30	検討させていただきます。
					895	(10)漏水検知システム自体の正常をどのように監視し確認しますか。 漏水検知システム「正常信号」が出ていることをもって、遮水シートに漏水がないと判断することには限界があるはずです。漏水検知システム自体の故障、検知範囲外での漏水、センサーが正常に機能しない状態、微小な漏水や複数箇所からの漏水などが発生した場合でも、「正常信号」が出続ける可能性があります。 外部からの監視で漏水検知システムが正常動作していることをどのようなしくみで実施するのか説明してください。	○	2026/9/30	漏水検知システムのメーカー、方式、配置、検知精度、監視方法及び維持管理方法が決定した段階で、県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明はできかねます。
					896	(11)遮水シートについて (11)-1[設計条件] 遮水シートは、どの性能基準（引張強度、伸び率、耐突刺し性、耐薬品性、耐候性等）を満たす製品を採用する予定ですか。また、その性能基準をどのような根拠で設定しているのか説明してください。 メーカーが未定であっても、本事業で採用する遮水シートに求める性能基準及び品質基準は設定されているものと考えます。その基準値（引張強度、伸び率、耐突刺し性、耐薬品性、耐候性等）及びその設定根拠について説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-216「遮水工の検討」を参照ください。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					897	(11)-2[選定方法について] 遮水シートのメーカーは未定とのことですが、採用する製品はどのような選定基準により決定する予定ですか。性能、安全性、施工実績、耐久性等を含めて説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-216「遮水工の検討」を参照ください。
					898	(11)-3[耐用年数について] 遮水シートの耐用年数について、メーカー保証だけではなく、設計上どの程度の耐久性を想定しているのか、その根拠を説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートは、紫外線が直接当たる状態でも一般に35～50年程度の耐用年数がある材料を想定しています。本計画は埋立約15年、その後廃止まで約10年を想定しており、その期間を上回る耐久性を確保する考えです。採用製品については促進耐候性、耐薬品性、引張・伸び等の試験成績と施工実績を確認します。
					899	(11)-4[品質確認について] 採用する遮水シートについて、施工前にどのような品質証明書、試験成績書又は第三者機関の試験結果を確認する予定ですか。	○	2026/9/30	遮水シートのメーカーの品質保証になりますので第三者機関の試験結果となるかは不明です。
					900	(11)-5[長期安全性について] 遮水シートは埋設後に交換が極めて困難な施設です。長期間にわたり遮水性能を維持できることを、どのような技術的根拠に基づいて確認しているのか説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートは一般に紫外線が直接当たる状態でも35～50年程度の耐用年数がある材料を想定し、埋立約15年と、その後廃止まで約10年の計画期間を上回る仕様を選定します。埋設部は保護層で紫外線・突起物・重機荷重から保護し、漏水検知設備及び地下水・浸出水の監視により長期安全性を確認します。
					901	(11)-6[施工後の劣化管理について] 遮水シートは施工後、経年劣化や地盤変動等による損傷が懸念されます。劣化状況をどのように把握し、安全性を維持する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	具体的な遮水シート自体の劣化確認方法や点検頻度は、採用する材料と管理方法により異なるため、現時点では具体的にお答えできません。
					902	(11)-7遮水シートは施設の供用期間及び埋立終了後の管理期間を通じて遮水性能を維持することが求められます。、その長期耐久性をどのような根拠に基づき評価し、設計に反映しているのか説明してください。	○	2026/9/30	施設の供用期間及び廃止まで遮水性能を維持するため、一般に35～50年程度の耐用年数がある遮水シートを選定し、埋立約15年、廃止まで約10年という計画期間との比較を設計に反映します。材料試験成績、保護構造、施工品質管理及び供用後の漏水・水質監視を組み合わせて評価します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					903	(12)浸出水中に含まれる可能性のある有機溶剤及び化学物質について (12)-1[設計条件] 埋立が予定されている廃棄物から浸出水中に含まれる可能性のある有機溶剤及び化学物質をどのように想定していますか。また、それらに対する耐薬品性をどのような基準で確保する計画なのか説明してください	○	2026/9/30	事業計画書、維持管理計画書内のページ2-5、処分場受入基準に適合した廃棄物より溶出するものとなります。また、遮水シートの耐薬品性能については遮水シートメーカーの製品保証になります。
					904	(12)-2メーカーが未定であっても、本事業で採用する遮水シートには、埋立予定廃棄物から発生する浸出水に含まれる有機溶剤その他の化学物質に対する耐薬品性が求められるものと考えます。、どのような化学物質を設計条件として想定し、それらに対する耐薬品性をどのような性能基準により確保する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書、維持管理計画書内のページ2-5、処分場受入基準に適合した廃棄物より溶出するものとなります。また、遮水シートの耐薬品性能については遮水シートメーカーの製品保証になります。
					905	(12)-3[選定基準] 遮水シートのメーカーは未定とのことですが、採用する遮水シートは、どのような耐薬品性を満たすことを選定条件としているのか説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書、維持管理計画書内のページ2-5、処分場受入基準に適合した廃棄物より溶出するものとなります。また、遮水シートの耐薬品性能については遮水シートメーカーの製品保証になります。
					906	(12)-4遮水シートは、埋立予定廃棄物から発生する浸出水に対して十分な耐薬品性を有する必要があります。その耐薬品性をどのような試験結果又は技術資料に基づいて確認する予定ですか。	○	2026/9/30	遮水シートの耐薬品性能については遮水シートメーカーの製品保証になります。
					907	(12)-5[品質保証] 遮水シートの耐薬品性については、施工前にメーカーの試験成績書、第三者試験結果又は品質証明書等により確認する予定ですか。確認方法について説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートメーカーの品質保証になりますので第三者機関の試験結果となるかは不明です。
					908	(12)-6[維持管理] 供用期間及び維持管理期間を通じて、有機溶剤等による遮水シートの劣化をどのように評価し、安全性を確認する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの劣化については遮水シートメーカーの製品保証になりますが、破損における漏水については検知システムにより確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					909	(12)-7受け入れを予定している産業廃棄物の種類ごとに、浸出水中に含まれることが想定される有機溶剤及び化学物質を整理した上で、それぞれに対する遮水シートの耐薬品性をどのように評価しているのか説明してください。	○	2026/9/30	最終処分場における一般的な遮水シートの仕様で計画しております。事業計画書、維持管理計画書内のページ2-5、処分場受入基準に適合した廃棄物から溶出する浸出水に耐えうる遮水シートとなります。耐薬品性能については遮水シートメーカーの製品保証になります。
					910	(13)遮水シートの品質について (13)-1遮水シートの品質を確保するため、施工中にどのような管理項目を設定する予定ですか。また、各管理項目について、確認方法、判定基準、不適合が確認された場合の是正措置を含めて説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの施工管理・品質管理の具体的な項目、確認方法、判定基準及び不適合時の対応は、採用する材料と施工方法により異なり、現時点では確定していないため、具体的にお答えできません。 本件は、遮水シートメーカおよび施工業者が確定した後に、維持管理方法とともに、実設計段階で検討し、県の審査の後に確定する内容になります。
					911	(13)-2他の事例の施工計画書では本事業の安全性を判断することはできません。本事業において採用する施工管理基準及び品質管理基準について説明してください。遮水シートの傷、破れ、溶着不良、重機による損傷等をどのような基準で確認し、どのような判定基準で補修又は張り替えを行い、その品質をどのように確認するのかを具体的に説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの施工管理・品質管理の具体的な項目、確認方法、判定基準及び不適合時の対応は、採用する材料と施工方法により異なり、現時点では確定していないため、具体的にお答えできません。 本件は、遮水シートメーカおよび施工業者が確定した後に、維持管理方法とともに、実設計段階で検討し、県の審査の後に確定する内容になります。
					912	(13)-3遮水シートの施工品質を確保するため、施工管理基準及び品質管理基準はどのように定める予定ですか。また、住民がその内容を確認できる資料を提示してください。	○	2026/9/30	遮水シートの施工管理・品質管理の具体的な項目、確認方法、判定基準及び不適合時の対応は、採用する材料と施工方法により異なり、現時点では確定していないため、具体的にお答えできません。 本件は、遮水シートメーカおよび施工業者が確定した後に、維持管理方法とともに、実設計段階で検討し、県の審査の後に確定する内容になります。
					913	(13)-4遮水シート施工時に実施する各種点検及び品質確認については、施工記録及び試験結果を保存し、完成後も確認できるよう管理する予定ですか。	○	2026/9/30	品質管理、施工記録については工事図書として工事完了後の使用前検査で愛知県が確認を行うとともに、事業所内で管理を行います。
					914	(13)-5遮水シート施工時の品質確認について、施工会社による自主検査だけでなく、第三者又は発注者による確認を実施する予定はありますか。	○	2026/9/30	遮水シートメーカーの品質保証になりますので第三者機関の試験結果となるかは不明です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					915	(13)-6施工中に遮水シートへ傷、破れ、溶着不良等が発見された場合、どのような基準で補修又は張り替えを行い、その補修箇所の品質をどのように確認するのか説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの施工品質確保においてはシートメーカーによる施工管理を行うことにより、シートメーカーの製品保証をしていただきます。品質管理、施工記録については工事図書として工事完了後の使用前検査で愛知県が確認を行うとともに、事業所内で管理を行います。
					916	(13)-7遮水シート施工完了後、埋立開始前に施工品質をどのような方法で総合的に確認し、安全性を確認する予定ですか。	○	2026/9/30	品質管理、施工記録については工事図書として工事完了後の使用前検査で愛知県が確認を行います。
					917	(13)-8施工計画書ではなく、本事業において施工品質が設計どおり確保されたことを客観的に証明するため、どのような施工記録、写真記録、検査記録及び試験成績書を作成・保存し、住民へ説明する予定ですか。	○	2026/9/30	品質管理、施工記録については工事図書として工事完了後の使用前検査で愛知県が確認を行います。住民への説明は考えておりません。
					918	(13)-9遮水シート補修時の粉塵及び飛散防止について、どのような施工管理基準及び環境保全基準を定める予定ですか。具体的な管理項目及び管理方法について説明してください。	○	2026/9/30	遮水シート補修における工事については、廃棄物の掘り起こしが必要となる場合について埋立管理と同じ管理を行います。
					919	(13)-10遮水シートの補修作業時には、廃棄物の露出や粉塵の飛散が懸念されます。、作業区域の養生、散水、防じん対策、作業手順等について、どのような安全対策を講じる計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	埋立作業と同じとなります。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。飛散のおそれがある場合は作業を中止します。
					920	(13)-11遮水シート補修作業時に粉塵又は飛散物が場外へ拡散しないことを、どのような方法で確認し、安全性を確保する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	埋立作業と同じとなります。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。飛散のおそれがある場合は作業を中止します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					921	(13)-12「他の事例」ではなく、本事業において遮水シートの補修が必要となった場合を想定し、粉塵及び飛散防止対策、施工手順、使用する資機材、作業範囲の養生方法、周辺環境への影響防止措置並びに作業完了後の確認方法について、住民が理解できる資料を用いて具体的に説明してください。	○	2026/9/30	実際に遮水シートの破損があった場合には緊急時の対応を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、下記のような内容を想定することにより環境保全に努めます。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
					922	(14)遮水シート補修時の粉塵の発生防止と飛散防止方法について (14)-1住民が求めているのは他の事例における施工方法ではなく、本事業で実施する環境保全対策です。本事業において、遮水シートの補修作業が必要となった場合、粉塵及び飛散物の発生を防止するため、どのような施工方法及び管理基準を採用する計画ですか。また、その対策により周辺環境への影響をどのように防止するのか説明してください。	○	2026/9/30	実際に遮水シートの破損があった場合には緊急時の対応を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、下記のような内容を想定することにより環境保全に努めます。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
					923	(14)-2[施工計画] 遮水シート補修時の粉塵及び飛散防止について、どのような施工手順及び管理基準を採用する予定ですか。施工計画に基づき具体的に説明してください。	○	2026/9/30	実際に遮水シートの破損があった場合には緊急時の対応を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、下記のような内容を想定することにより環境保全に努めます。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
					924	(14)-3[設計条件] 遮水シート補修時に粉塵及び飛散物が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、どのような設計条件及び施工条件を設定する予定ですか。その技術的根拠を含めて説明してください。	○	2026/9/30	意見番号921と同じとなりますが、第三者の専門技術者等（委員会）による調査・対策検討を行うことにより、周辺環境への影響を及ぼさない対策の実施を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					925	(14)-4他の事例では、本事業の安全性や環境保全対策を判断することはできません。本事業における施工計画に基づき、遮水シート補修時の粉塵及び飛散防止対策について、住民が理解できる資料を用いて具体的に説明してください。	○	2026/9/30	実際に遮水シートの破損があった場合には緊急時の対応を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、下記のような内容を想定することにより環境保全に努めます。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
					926	(15)遮水シート補修後の効果検証（耐久性試験、漏れ試験など） (15)-1他事例の施工方法ではなく、本事業において遮水シートを補修した場合、その補修箇所が当初の設計性能（遮水性能、耐久性等）を回復したことを、どのような試験及び判定基準により確認する計画なのか具体的に説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの補修品質確保においてはシートメーカーによる補修管理を行うことにより安全性の確保を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、補修結果については愛知県が確認を行います。
					927	(15)-2遮水シート補修後の品質確認について、どのような性能を満足すれば補修完了と判断するのか、その管理基準及び判定基準を説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの補修品質確保においてはシートメーカーによる補修管理を行うことにより安全性の確保を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、補修結果については愛知県が確認を行います。
					928	(15)-3補修箇所の品質確認結果について、どのような試験記録、写真記録及び検査記録を作成・保存し、住民へ説明する予定ですか。	○	2026/9/30	工事記録同様補修内容については記録を行い保管を行います。保管期間については最終処分場廃止まで事務所にて保管を行います。住民への説明については本協定における周知範囲の決定範囲について行います。周知方法は未定となります。
					929	(15)-4補修箇所の品質確認は施工業者のみが行うのですか。それとも発注者又は第三者機関による確認を実施する計画ですか。確認体制を説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの補修品質確保においてはシートメーカーによる補修管理を行うことにより安全性の確保を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、補修結果については愛知県が確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					930	(15)-5他事例では本事業の安全性を判断することはできません。本事業において遮水シートの補修が必要となった場合、補修箇所が新設時と同等の遮水性能及び耐久性能を有していることを、どのような試験方法、判定基準及び品質保証体制により確認するのか、本事業の計画に基づいて具体的に説明してください。	○	2026/9/30	遮水シートの補修品質確保においてはシートメーカーによる補修管理を行うことにより安全性の確保を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、補修結果については愛知県が確認を行います。
					931	(15)-6遮水シートの補修箇所は、新設時と同等の耐久性及び遮水性能を長期間維持できるのでしょうか。その技術的根拠、性能評価方法及び設計上の考え方について、本事業を前提として説明してください。	○	2026/9/30	現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、第三者の専門技術者等（委員会）による調査・対策検討を行うことにより、長期的な維持が可能となる対策を行います。
					932	(16)遮水シートの補修履歴はどのように記録されるのか説明してください (16)-1遮水シートの破損・劣化・補修履歴について、将来にわたって追跡・確認できる管理方法を具体的に説明してください。 破損・劣化を確認した日時、位置・範囲、原因、補修方法、使用材料、補修範囲、補修前後の写真、施工者及び確認者、補修後の安全確認結果を記録するとともに、補修箇所を平面図・座標等により特定できる状態で管理しますか。 また、これらの記録を何年間保存するのか、誰が管理し、事業者が変更された場合や施設が廃止された場合に、記録をどのように引き継ぐのか、具体的に説明してください。	○	2026/9/30	補修履歴の記録項目、位置の管理方法、保存期間、管理担当及び引継ぎ方法については、遮水シートメーカーと施工業者が確定し、維持管理方法の相談のうえ、具体的な仕様を決定する予定となっているため、現時点ではお答えできません。
					933	(17)損傷した遮水シートを修復した後の再発防止策を説明してください (17)-1「災害防止計画書に記載する」との回答では、本事業における安全対策の内容を判断することができません。住民が求めているのは本事業における再発防止の考え方です。、遮水シートの損傷原因をどのように調査・分析し、その結果をどのような再発防止対策に反映させる計画なのか具体的に説明してください。	○	2026/9/30	現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが第三者の専門技術者等（委員会）での検討を行うことにより、再発防止対策についても検討を行います。
					934	(17)-2遮水シートの損傷が確認された場合、その原因を施工不良、重機作業、廃棄物の性状、地盤変動等のどの要因によるものかをどのように判定し、それぞれに対してどのような再発防止策を講じる計画ですか。	○	2026/9/30	現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが第三者の専門技術者等（委員会）での検討を行うことにより、再発防止対策についても検討を行います。
					935	(17)-3遮水シートの損傷が発生した場合の原因究明、再発防止策の検討、対策実施及び効果確認について、どのような管理体制及び手順で実施する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	意見番号933と同じとなりますが、最終的には漏水検知システム、監視井戸による管理を行うことになります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					936	(17)-4再発防止策を実施した後、その対策が有効であることをどのような方法で検証し、同様の損傷が再発しないことを確認する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	本事業内で発生した問題点については、事業部内で共有され、月の定例ミーティングおよび安全ミーティング内で再発防止状況を追う流れとなっております。
					937	(17)-5遮水シートに損傷が発生した場合には、その原因、補修内容、再発防止策及び効果検証結果について、住民へどのような方法で公表・説明する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	損傷原因、補修内容及び再発防止策等について、住民向けの公表・説明方法、範囲及び時期は現時点では確定していません。本件は、法令上必要な報告・公開について検討する方針です。
					938	(17)-6遮水シートの損傷が発生した場合、原因分析（Analysis）、対策立案（Plan）、対策実施（Do）、効果確認（Check）、施工方法・維持管理への反映（Act）をどのように実施する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	実際に遮水シートの破損があった場合には緊急時の対応を行います。現状を踏まえての対策となりますので具体的な対策は明記できませんが、下記のような内容を想定することにより環境保全に努めます。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
					939	(17)-7漏水が確認された場合、操業停止の判断基準と住民への連絡方法を示してください。	○	2026/9/30	漏水又は地下水の異常を確認した場合は、直ちに廃棄物の搬入及び該当区域の操業を停止します。愛知県、瀬戸市及び地元自治会へ連絡し、漏水位置と原因を調査します。補修期間中は地下水を水処理施設へ送水し、廃棄物をシートで覆う等により浸出水の発生を抑えます。補修後、県・市による安全確認を経て再開します。住民への連絡先・連絡手順は緊急連絡体制に明記します。
					940	(17)-8地下水汚染が発生した場合の責任範囲と原状回復措置を示してください。	○	2026/9/30	本事業に起因する地下水汚染が確認された場合は、当社が原因調査、汚染拡大防止及び必要な原状回復に責任をもって対応します。直ちに搬入・放流を停止し、汚染範囲の調査、汚染水の回収・処理、遮水工等の補修、継続的な水質確認を行います。損害への対応は加入を予定する施設所有（管理）者賠償責任保険を含めて検討し、行政の指示・協議に従います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					941	(17)-9何年も経過して、埋め立てエリアの中央で壊れたらどのように修復するのかを説明してください	○	2026/9/30	埋立が深く、中央部で漏水した場合でも、漏水検知設備で位置を特定し、廃棄物を段階的に掘削します。深部はライナープレート等で周囲を保護しながら鉛直掘削し、遮水シートを露出させて補修します。掘削中は搬入を停止し、掘削廃棄物の飛散・浸出水を管理します。補修後は接合部試験及び漏水検知で性能回復を確認し、行政の安全確認後に再開します。
					942	(18)浸出水集水管について (18)-1浸出水集水管の閉塞、目詰まり又は破損により浸出水が滞留し、遮水シートに過大な水圧が作用することをどのように防止する設計としているのか、その技術的根拠を説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。
					943	(18)-2浸出水集水管の配置計画をどのような設計方針に基づいて決定する計画ですか。集水管の配置目的、配置の考え方及び浸出水を確実に集水できる根拠について説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。
					944	(18)-3浸出水を確実に集水するため、集水管の管径、布設間隔、勾配及び配置位置をどのような設計条件に基づいて決定する予定ですか。その設計根拠を説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。
					945	(18)-4浸出水を滞留させることなく確実に集水できることを、どのような設計計算又は技術的根拠により確認する予定ですか	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。
					946	(18)-5浸出水集水管の閉塞、破損又は目詰まりを防止するため、どのような設計及び維持管理を計画しているのか説明してください。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					947	(18)-6他事例の施工計画書では本事業の安全性を判断することはできません。本事業における集水管の配置計画が固まった段階で、平面図、断面図及び縦断図を用いて、浸出水の流れ及び集水管との位置関係が住民に理解できるよう説明してください。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。
					948	(19)浸出水への集水方法について (19)-1浸出水を速やかに集水し、遮水工上に滞留させないため、どのような設計思想及び技術的根拠に基づいて集水設備を計画しているのか説明してください。なお、本質問は設計方針及び基本的な考え方について伺うものであり、詳細図面の提出を求めるものではありません。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。
					949	(19)-2浸出水を確実に集水するため、どのような設計条件（集排水層、集水管、勾配、水位管理等）を設定する計画なのか説明してください。また、なぜ、その設計としたのですか。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。
					950	(19)-3浸出水が処分場内に滞留しないことを、どのような技術的根拠により確認する計画ですか。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。
					951	(19)-4異常時（豪雨・地震・目詰まり）でも安全である根拠は何ですか。	○	2026/9/30	集水管の水理計算及び管材メーカーの構造計算をもとに安全性が確保されていると判断しております。
					952	(19)-5雨水が浸出水となってから処理施設へ至るまでの流れを、どのような仕組みにより管理する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	廃棄物層に浸透した雨水が浸出水となり、底面に方向に浸透、埋立地には遮水シートが敷設されているため、底面勾配で集水ピットへ流下されるが、浸出水集水管を底面部に葉脈上に設置することにより早期に集水ピットへ集水します。集水された浸出水は集水ピットよりポンプアップにより浸出水調整水槽へ送水、浸出水調整水槽より同じくポンプアップにより浸出水処理施設へ送水され処理されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					953	(19)-6浸出水集水設備に求める性能（集水能力、排水能力等）をどのように設定し、その性能をどのような根拠で確保する計画ですか。	○	2026/9/30	事業計画書ページ4-265浸出水集排水設備の検討を参照ください。技術基準としては廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版を参考とし計画を行っております。 廃棄物層に浸透した雨水が浸出水となり、底面に方向に浸透、埋立地には遮水シートが敷設されているため、底面勾配で集水ピットへ流下されるが、浸出水集水管を底面部に葉脈上に設置することにより早期に集水ピットへ集水します。集水された浸出水は集水ピットよりポンプアップにより浸出水調整水槽へ送水、浸出水調整水槽より同じくポンプアップにより浸出水処理施設へ送水され処理されます。
					954	(20)浸出水集水管の固定方法について (20)-1浸出水集水管の固定方法について、廃棄物の荷重、地盤沈下、不等沈下及び地震等により浸出水集水管が変形・破損・移動しないよう、どのような構造及び設計としているのか、その技術的根拠を図面と併せて説明してください。	○	2026/9/30	管材メーカーの構造計算をもとに安全性が確保されていると判断しております。また沈下層はないことから地盤沈下は考慮しておりません。
					955	(20)-2採用する浸出水集水管の固定方法について、単に図面を示すだけではなく、その構造、固定方法、設計根拠及び安全性を、住民が理解できるよう断面図、構造図及び施工イメージを用いて具体的に説明してください。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。
					956	(21)浸出水集水ピットの容量とその構造を図示して説明してください。 (21)-1浸出水集水ピットの容量をどのような設計条件（浸出水量、降雨量、ポンプ能力、安全率等）に基づいて決定する予定ですか。その設計の考え方及び技術的根拠を説明してください。 本質問は、詳細な仕様や最終図面を求めるものではなく、本事業の現時点における設計方針、設計条件及び安全性に関する基本的な考え方について伺うものです。変更の可能性がある場合は、その前提を明示した上で現時点の内容を説明してください。	○	2026/9/30	意見番号955と同じとなりますが、集水ピットに集水される日最大浸出水量を汲み上げるポンプの設置を行い、浸出水調整水槽に送水します。
					957	(21)-2浸出水集水ピットから浸出水があふれることがないよう、どのような設計思想及び安全対策を採用する予定ですか。	○	2026/9/30	意見番号955と同じとなりますが、集水ピットに集水される日最大浸出水量を汲み上げるポンプの設置を行い、浸出水調整水槽に送水します。
					958	(21)-3豪雨時、停電時、ポンプ故障時などの異常時においても、集水ピットの容量及び排水能力が十分確保されると判断した技術的根拠を説明してください。	○	2026/9/30	停電時の対応として仮設電源の設置を行い対応を行います。ポンプ故障のリスク分散として2台以上のポンプ設置を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					959	(21)-4浸出水集水ピットの点検、清掃及び堆積物の除去をどのように実施する計画ですか。また、そのためにどのような構造を採用する予定ですか。	○	2026/9/30	集水ピットについては水槽タイプによる構造で計画を行います。集水ピット内に堆積物が発生した場合には濁水ポンプによる汲み上げを行い埋立地内に排水を行います。
					960	(21)-4詳細設計により構造が変更される可能性があることは理解しています。しかし、住民が知りたいのは詳細寸法ではなく、集水ピットに求める性能及び設計方針です。どのような性能を満足するよう設計する考えなのか説明してください。	○	2026/9/30	意見番号955と同じとなりますが、集水ピットに集水される日最大浸出水量を汲み上げるポンプの設置を行い、浸出水調整水槽に送水します。
					961	(22)地下水集水管について (22)-1地下水集水管の構造については、専門的な図面だけでは住民が理解することは困難です。住民が構造及び役割を理解できるよう、断面図、模式図、イラスト等を用い、地下水の流れ、集水の仕組み及び各部の名称と役割を分かりやすく説明してください。地下水集水管の構造については、設計図を示すだけでは住民が安全性を十分理解することは困難です。住民説明を目的として、断面図、模式図、イラスト等を用い、地下水の流れ、集水の仕組み、各部材の役割及び安全性について、専門知識のない住民にも理解できるよう分かりやすく説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。
					962	(22)-2地下水集水管の構造について、専門知識のない住民でも理解できるよう、断面図及び模式図を用いて、地下水がどのように集水されるのか、その流れが分かる説明資料を作成してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。
					963	(22)-3地下水集水管の構造について、図面を示すだけではなく、各部材の名称、役割、地下水の流れ及び集水の原理を順を追って説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。
					964	(22)-4地下水集水管の構造については、設計図ではなく、住民説明会で使用することを前提とした、写真、イラスト、断面図及び模式図を用いた分かりやすい説明資料を作成し、説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					965	(22)-5地下水集水管が遮水工、浸出水集水設備及び地下水観測井とどのように連携して機能するのか、地下水の流れが分かる模式図を用いて説明してください。	○	2026/9/30	地下水集水管と地下水観測井戸の直接的な連携は行っておりませんが、遮水シート下に敷設する地下水集水管出口部での管理を行うことにより、漏水検知、観測井戸に並ぶ確認を行う計画としております。
					966	(22)-6地下水集水設備の設置目的と期待される効果を説明してください。	○	2026/9/30	遮水シート下に地下水が発生した場合の遮水シートへのアップリフト防止対策として敷設を行います。
					967	(22)-7地下水の異常が確認された場合の判断基準と対応手順を説明してください。	○	2026/9/30	意見番号774と同じとなります。事故状況に合わせ、技術管理者による被害状況の把握、埋立作業の停止等、関係機関への連絡、調査委員会の設置、技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討、対策検討結果を踏まえた対策の実施を行うことにより、環境保全に努めます。
					968	(23)地下水集水管の布設方法について (23)-1図面を提示するだけでは、専門知識のない住民がその目的や機能を理解することは困難です。地下水をどのように集水管へ導き、集水した地下水をどこへ排水する計画なのか、地下水の流れ、集水管の役割、布設位置及び勾配等の考え方を、住民にも理解できるよう具体的に説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。 敷設勾配については底面勾配と同じになります。
					969	(23)-2目詰まり、破損、変形、沈下等をどのように検知しますか	○	2026/9/30	管材メーカーの構造計算をもとに安全性が確保されていると判断しております。また沈下層はないことから地盤沈下は考慮しておりません。目詰まりについては被覆材（砕石）で巻きたてることにより目詰まり防止対策としております。上記、構造の安全性が確保されていることから検知については考えておりません。
					970	(23)-3地下水集水管が目詰まり、破損、変形又は沈下した場合、地下水の集水機能や遮水工にどのような影響が生じるのか、住民にも理解できるよう具体的に説明してください。	○	2026/9/30	管材メーカーの構造計算をもとに安全性が確保されていると判断しております。また沈下層はないことから地盤沈下は考慮しておりません。目詰まりについては被覆材（砕石）で巻きたてることにより目詰まり防止対策としていることからご意見のようなことは発生しないと考えております。発生する事象としては廃棄物の埋立が行われていない部分についての地下水圧（揚圧力）による遮水シートの浮き上りが考えられます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					971	(23)-4目詰まり、破損、変形、沈下等が生じた場合の点検・対応方法についても説明してください。なお、詳細設計により変更される可能性がある場合は、その旨を明示した上で、現時点での基本的な設計方針を説明してください。	○	2026/9/30	管材メーカーの構造計算をもとに安全性が確保されていると判断しております。また沈下層はないことから地盤沈下は考慮しておりません。目詰まりについては被覆材（砕石）で巻きたてることにより目詰まり防止対策としております。 上記、構造の安全性が確保されていることから点検については考えておりません。
					972	(24)地下水集水管への集水方法について (24)-1地下水集水管への集水方法について、図面を提示するだけでは、専門知識のない住民が地下水の流れや集水の仕組みを理解することは困難です。地下水がどこからどのような経路で地下水集水管に集まり、集水管に入った後どこへ排水されるのか、集水の仕組み及び各設備の役割、併せて、地下水を確実に集水するための集水層の構造、集水管の配置・勾配及び集水能力について、その設計上の考え方と根拠を住民にも分かるよう具体的に説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。 敷設勾配については底面勾配と同じになります。
					973	(24)-2地下水を確実に地下水集水管へ導くため、集水層の構造、地下水集水管の配置・勾配及び集水能力をどのような考え方で設定するのか、その設計上の根拠を説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。 敷設勾配については底面勾配と同じになります。
					974	(24)-3地下水集水管の目詰まり、破損、変形、沈下等より集水機能が低下したことわどのように把握しますか	○	2026/9/30	地下水量の特定ができないことから機能低下の判断は確認できません。
					975	(24)-4地下水集水管の目詰まり、破損、変形、沈下等により集水機能が低下した場合、地下水の水位や遮水工にどのような影響が生じますか	○	2026/9/30	管材メーカーの構造計算をもとに安全性が確保されていると判断しております。また沈下層はないことから地盤沈下は考慮しておりません。目詰まりについては被覆材（砕石）で巻きたてることにより目詰まり防止対策としていることからご意見のようなことは発生しないと考えております。発生する事象としては廃棄物の埋立が行われていない部分についての地下水圧（揚圧力）による遮水シートの浮き上りが考えられます。
					976	(24)-5地下水集水管の目詰まり、破損、変形、沈下等により集水機能が低下した場合、どのように対応しますか	○	2026/9/30	地下水量の特定ができないことから対応は考えておりません。 地下水集水管の配置については底面部を葉脈上に配置、5m毎の小段部への配置を行い法面部の縦排水で接続することにより管網状に敷設することにより構造上機能低下はないものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					977	(25)地下水集水管の固定方法について (25)-1地下水集水管の固定方法について、図面を提示するだけでは、専門知識のない住民がその必要性や安全性を十分に理解することは困難です。地下水集水管を何に対して、どのような方法及び材料で固定するのか、また、地盤沈下、不等沈下、地震等による移動・変形・破損をどのように防止し、長期間にわたり集水機能を維持する計画なのか、その設計上の考え方及び技術的根拠を分かりやすく説明してください。	○	2026/9/30	溝型に掘削を行った底部に管材を敷設し被覆材で巻きたてることにより固定します。この形状で管材メーカーの構造計算をもとに安全性が確保されていると判断しております。
					978	(25)-2地下水集水管の固定について ①何に対して固定するのか ②使用する固定材料・方法 ③固定する間隔や位置をどのような考え方で決めるのか ④長期間使用した場合の劣化や地盤変動に対してどのように機能を維持するのか について説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。溝形に掘削した底部に管材を設置し、被覆材（砕石）で埋め戻すことにより埋設する形状となります。管材は1本5m（受け差し付き）を組み合わせ敷設を行います。管材の耐久性については使用実績から確保されているものと判断しております。
					979	(25)-3地下水集水管の固定部が地盤沈下、地震、経年劣化等によって外れたり破損した場合、集水機能にどのような影響が生じるのか。また、その異常をどのように発見し、どのような方法で補修するのか説明してください。	○	2026/9/30	沈下層はないことから地盤沈下は考慮していないことから、管の外れ等はないものと判断されます。
					980	(26)地下水集水ピットの容量とその構造について (26)-1地下水集水ピットについて、詳細設計により容量や構造が変更される可能性があるとのことですが、最終的な寸法を求めるものではありません。 ①地下水の想定流入量をどのように設定するのか ②その流入量に対して必要となる集水ピットの容量をどのような計算方法・考え方で決定するのか ③想定を超える地下水が流入した場合に備え、どのような安全余裕及び溢水防止対策を講じるのかについて、現時点での設計方針及び技術的根拠を説明してください。	○	2026/9/30	今回推定している地下水層（普通土砂層と軟岩層の間）については地表面からの浸透水が流れる比較的浅い層を対象としていることから、最終処分場遮水シートの敷設を行うことにより地表面の浸透がないため、地下水量の算定は行っておりません。管材の口径決定においては使用製品の最小口径φ300㎜を使用しております。
					981	(27)地下水集水ピットからの排水方法について (27)-1地下水集水ピットからの排水方法について、図面を提示するだけでは、専門知識のない住民が排水の仕組みや安全性を理解することは困難です。集水ピットに集められた地下水を、どのような設備・方法によって、どこへ排水する計画なのか、地下水の流れと各設備の役割を含め、住民にも理解できるよう具体的に説明してください。	○	2026/9/30	事前計画書ページ4-32、33を参照していただければと思います。遮水シート下に葉脈上に配置され地下水が発生した場合に集水ピットに集水され防災調整池放流施設に排水されます。
					982	(27)-2地下水の流入量が想定を上回った場合に、集水ピットからの溢水等を防止するため、排水設備の能力をどのように設定し、どの程度の安全余裕を確保する計画なのか、その設計上の考え方を説明してください。	○	2026/9/30	今回推定している地下水層（普通土砂層と軟岩層の間）については地表面からの浸透水が流れる比較的浅い層を対象としていることから、最終処分場遮水シートの敷設を行うことにより地表面の浸透がないため、地下水量の算定は行っておりません。管材の口径決定においては使用製品の最小口径φ300㎜を使用しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					983	(27)-3詳細設計により今後変更される可能性がある場合は、その旨を明示した上で、現時点で想定している排水方式、排水先、排水能力及び安全確保の基本的な考え方について説明してください。	○	2026/9/30	現段階で排水方式（自然流下）に変更は考えておりません。排水先についても防災調整池洪水吐き下流に放流することにより防災調整池水位の影響を受けない考えとしています。
					984	(28)浸出水処理設備について (28)-1浸出水処理設備が自動運転であっても、機器の故障、センサーの誤作動、設定値の誤り、停電、通信障害等により、処理が不十分な状態で排水される可能性はないでしょうか。これらの異常をどのように検知し、異常時には排水を自動的に停止・遮断するなど、未処理又は処理不十分な浸出水が河川等へ流出することを防止する仕組みについて具体的に説明してください。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。
					985	(28)-2操作ミスや設備故障による未処理水の流出を防止するため、どのような多重安全対策（フールーブルーフとフェイルセーフ）を計画していますか。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。
					986	(28)-3維持管理会社へ委託する場合でも、人為的ミスを防ぐための監視体制、ダブルチェック体制、警報システムの有無を説明してください。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					987	(28)-4万一、未処理水が河川等へ流出した場合の緊急対応手順と住民への連絡方法を示してください。	○	2026/9/30	設計に用いている基準値、計算方法、施設運用時の維持管理を行うことにより、より安全性が確保されているということになります。 よって、発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： １．産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ２．公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 ３．火災の発生の防止に関する事項 ４．その他の災害の防止に関する事項 ５．浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 ６．事故の防止 ７．緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策 、緊急連絡体制 ） 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施 事故状況に合わせ、技術管理者による被害状況の把握、埋立作業の停止等、関係機関への連絡、調査委員会の設置、技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討、対策検討結果を踏まえた対策の実施を行うことにより、環境保全に努めます。
					988	(28)-5浸出水処理設備について、処理水の水質が基準を満たさない場合に、河川等への排水を確実に防止するためのインターロック、排水停止、貯留等の安全対策はどのように計画されていますか。また、その安全機能が正常に作動することをどのように確認・検証するのか説明してください。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。
					989	(28)-6「自動運転なので操作という要素はほとんどない」とのことですが、自動運転そのものに異常が生じた場合の安全対策について説明してください。特に、処理水の水質異常、センサー異常、制御装置の故障、停電等が発生した場合、処理不十分な水が河川等へ排水されない仕組みになっているのか説明してください。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					990	(29)観測用井戸について (29)-1現在、観測用井戸を南北2か所に設置する計画とのことですが、地下水の流向・流速が地点によって異なる結果となっていることから、2か所の観測井戸によって処分場周辺の地下水の水質変化や汚染の有無を適切に把握できると判断した根拠を説明してください。特に、2か所で地下水の流向・流速を十分に把握できるとする技術的な根拠及び考え方を示してください。	○	2026/9/30	現時点の南北2か所は、処分場の地下水上流側と下流側を監視する基本配置です。ただし、地点ごとに流向・流速が異なるため、2か所だけで十分であると確定したものではありません。調査結果を整理し、尾張県民事務所廃棄物対策課との協議で監視対象範囲を確認し、把握できない流向又は区域がある場合は観測井戸の追加・配置変更を行います。
					991	(29)-2地下水の流向が複数の方向を示している状況で、仮に処分場から地下水への漏出等が発生した場合、南北2か所の観測用井戸だけで、その影響を早期に把握できると考えているのか説明してください。2か所の観測井戸では把握できない可能性がある区域が存在するのであれば、その区域をどのように監視するのかについても説明してください。	○	2026/9/30	南北2か所だけで全ての流向を必ず早期把握できるとは現時点で断定していません。複数方向への流れが確認される区域については、追加井戸、地下水集水管の水質・流量監視等を組み合わせる必要性を県と協議します。漏出の早期把握に不足すると判断された場合は、観測井戸を追加又は移設します。
					992	(29)-3なお、観測用井戸の最終的な配置については今後の協議により変更される可能性があるとしても、現時点で南北2か所を基本とする理由、地下水の流向・流速を踏まえた監視上の考え方及び2か所で十分と判断している根拠については説明してください。	○	2026/9/30	南北2か所を基本としている理由は、地下水の上流側の基準水質と下流側の変化を比較するためです。ただし、流向・流速の調査結果から他方向への流出可能性がある場合、2か所で十分とは判断しません。最終配置は県との協議で決定し、必要な監視範囲を満たすよう追加・変更します。
					993	(29)-4地下水汚染の早期発見という観点から、監視体制の妥当性を説明してください。	○	2026/9/30	地下水汚染の早期発見には、上流・下流の観測井戸だけでなく、地下水集水管の水量・水質、漏水検知設備及び浸出水の水量・水質を併用します。観測井戸の位置・本数、測定項目・頻度及び異常判断値は、地下水の流向・流速を踏まえて県と協議し、監視の空白が生じないよう決定します。
					994	３．強風時について (1)強風時の飛散防止について、散水による粉じん対策だけでは、汚損した紙類や廃プラスチック等の軽量な廃棄物が風によって飛散し、場外へ流出することを防止できない可能性があります。風速の管理値を今後決定するとしても、強風時に廃棄物そのものが飛散することを防止するため、どのような具体的な対策を講じる計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。
					995	(2)飛散のおそれがある場合に、作業を中止する、廃棄物の搬入・荷下ろしを停止する等の判断基準をどのように設定するのか説明してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。風速の数値基準は、過去見解と同様に、暴風警報発表時を停止条件とし、平均風速15m/s以上又は瞬間風速20m/s以上の場合は搬入・運搬の見合わせ又は中止を検討します。これらを下回る場合でも、廃棄物の重量・形状・含水状態、風向及び作業状況から飛散のおそれがあると現場責任者が判断した場合は、搬入・荷下ろし・埋立作業を停止します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					996	(3)廃棄物の飛散は風速だけでなく、廃棄物の種類、重量、形状、含水状態、風向、作業場所等によっても変化すると考えられます。これらの条件をどのように考慮して、廃棄物の飛散のおそれを判断する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。
					997	(4)万一、紙類や廃プラスチック等が場外へ飛散した場合、その飛散をどのように把握し、誰が、どの範囲を、どのような方法で回収・清掃するのか	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。 事業用地外での飛散が確認された場合には責任をもって回収いたします。
					998	(5)近隣への飛散が繰り返された場合、原因をどのように検証し、作業方法や管理基準を見直すのか説明してください。	○	2026/9/30	設計に用いている基準値、計算方法、施設運用時の維持管理を行うことにより、より安全性が確保されているということになります。 よって、発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： １．産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ２．公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 ３．火災の発生の防止に関する事項 ４．その他の災害の防止に関する事項 ５．浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 ６．事故の防止 ７．緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策 、緊急連絡体制 ） 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施 事故状況に合わせ、技術管理者による被害状況の把握、埋立作業の停止等、関係機関への連絡、調査委員会の設置、技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討、対策検討結果を踏まえた対策の実施を行うことにより、環境保全に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					999	(6)風速について (6)-1強風時の飛散防止について、風速を管理するとのことですが、そもそも現場の風速をどのような方法・機器で測定し、誰が、どの頻度で確認・記録する計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	日管理とし埋立地内に吹き流しの設置又は風速計の設置を行い埋立作業中の管理を行います。管理については現場責任者が行います。
					1000	(6)-2測定した風速を、散水、作業中止、廃棄物の搬入・荷下ろしの停止等の判断にどのように反映させるのか、具体的な管理方法を説明してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。風速の数値基準は、過去見解と同様に、暴風警報発表時を停止条件とし、平均風速15m/s以上又は瞬間風速20m/s以上の場合は搬入・運搬の見合わせ又は中止を検討します。これらを下回る場合でも、廃棄物の重量・形状・含水状態、風向及び作業状況から飛散のおそれがあると現場責任者が判断した場合は、搬入・荷下ろし・埋立作業を停止します。
					1001	(6)-3風速の管理値については今後の協議事項であるとしても、強風による粉じんや軽量廃棄物の飛散を防止するためには、現場の風速を常時把握し、一定の条件を超えた場合に作業方法を変更するなどの管理が必要と考えます。風速の測定場所、測定方法、測定頻度、記録方法及び異常時の対応をどのように計画しているのか説明してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。 日管理とし埋立地内に吹き流しの設置又は風速計の設置を行い埋立作業中の管理を行います。管理については現場責任者が行います。
					1002	(6)-4廃棄物の飛散は風速だけでなく、風向、廃棄物の種類や重量、作業内容等によっても変化すると考えられます。風速だけを管理することで十分に飛散を防止できると考えているのか、それとも風向や廃棄物の状態等も含めて管理するのか、その考え方を説明してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。
					1003	(7)外周フェンスや飛散防止ネットで飛散物が止められますか (7)-1外周フェンスや飛散防止ネットによって飛散物を捕捉できるとのことですが、紙類や廃プラスチック等、重量や大きさの異なる飛散物について、どの程度の風速・風向を想定し、どのような条件で捕捉できると判断しているのか、その技術的根拠を説明してください。	○	2026/9/30	飛散防止フェンスによる飛散対策は全体管理の一部であり飛散させない維持管理を前提として、飛散のおそれがある場合は作業を中止します。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。
					1004	(7)-2ネットを越える、またはネットの隙間を通過するなど、場外へ飛散する可能性についてどのように評価していますか。	○	2026/9/30	飛散させない維持管理を行っていきたいと考えておりますが、事業用地外への飛散が100%ないとは考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1005	(7)-3外周フェンスや飛散防止ネットで捕捉できず、場外へ飛散する可能性をどのように想定していますか。	○	2026/9/30	飛散させない維持管理を行っていきたいと考えております。事業用地外での飛散が確認された場合には責任をもって回収いたします。
					1006	(7)-4実際に場外への飛散が確認された場合、どのような方法で飛散範囲を確認し、誰が回収・清掃し、再発防止のためにどのような対策を講じるのか説明してください。	○	2026/9/30	事故状況に合わせ、技術管理者による飛散状況の確認を行い、事業者による回収、飛散位置の記録を行い対策を検討し、対策検討結果を踏まえた対策の実施を行うことにより、環境保全に努めます。
					1007	(7)-5飛散防止ネットを設置すること自体ではなく、ネットによって場外への飛散を確実に防止できることをどのように確認・検証する計画なのか説明してください。特に、強風時、風向が変化した場合、ネットの破損・たるみ・隙間が生じた場合について、どのように飛散防止機能を維持するのか説明してください。	○	2026/9/30	飛散防止フェンスの破損状況とについては目視による日管理を行い健全性の確認を行います。飛散させない維持管理を行っていきたいと考えておりますが、事業用地外への飛散が100%ないとは考えております。事業用地外での飛散が確認された場合には責任をもって回収いたします。
					1008	(7)-6「ネットで止められる」という定性的な説明ではなく、飛散防止効果を判断するための設計上の根拠、想定条件及び管理方法を具体的に示してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。廃棄物の飛散防止においては必要に応じ作業終了時に散水対策を行うことや、作業終了時に即日覆土の励行を行うことにより廃棄物を露出させない管理を行います。
					1009	４．耐地震について (1)2026年7月28日に発生した令和8年熊本地震では、M7.1、最大震度7の地震発生後も地震活動が継続し、8月12日現在で震度1以上の地震が623回、震度5弱の地震も5回発生しています。 このように、大規模地震では本震後も強い地震が繰り返し発生する可能性がありますが、本計画では、猿投山断層帯等による大規模地震について、本震だけでなく、その後に発生する強い地震による二次的な損傷まで考慮して施設の安全性を検証していますか。 特に、遮水シート、集水管、地下水集水管、集水ピット、浸出水処理設備、擁壁及び埋立廃棄物の法面等について、本震によって変形・損傷した状態でさらに余震が発生した場合の安全性をどのように検証するのか、具体的に説明してください。	○	2026/9/30	熊本県熊本地方の地震のように本震後も強い地震が続く可能性を踏まえ、地震後は安全確認が完了するまで搬入・操業を停止します。現行の耐震設計で安全性を確認し、設置許可手続で専門家を含む審査を受けます。点検後に余震が続く場合は、余震の都度、貯留堤、法面、遮水工、集排水管及び水処理設備を再点検し、変状がないことを確認してから再開します。
					1010	(2)大規模地震では、本震によって施設の構造物や遮水工等が一見して分からない程度に損傷・変形した後、さらに強い余震が発生する可能性があります。本計画では、こうした「本震による損傷を受けた状態に余震が作用する」という最も厳しい条件を想定し、遮水機能の喪失、浸出水の漏出、集水設備の機能低下、埋立廃棄物の崩落等が生じないことをどのように検証していますか。想定した本震・余震の規模、対象設備、検証方法及び結果を具体的に示してください。	○	2026/9/30	現行の耐震設計により安全性を確保する考えですが、本震で損傷した状態を未確認のまま余震にさらして操業を継続することはしません。本震後は搬入・放流を停止し、変位測量、外観、漏水検知、管路流量・水位、水質及び設備作動を確認します。損傷があれば補修し、その後の余震を踏まえて再点検・再計算を行い、安全確認後に再開します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1011	(3)本震で既に損傷した状態に余震が来る場合、遮水シート・集水管・法面・埋立廃棄物の安全性をどう検証していますか。	○	2026/9/30	本震後は、遮水シートを漏水検知と地下水・浸出水監視で、集水管を流量・水位と可能な範囲の管内点検で、法面・廃棄物層を目視・測量で確認します。損傷が確認又は疑われる場合は操業を停止したまま補修・安定計算を行い、余震後も再点検します。耐震設計と地震後点検の妥当性は設置許可手続で審査を受けます。
					1012	(4)M7.7程度の大規模地震が発生した場合、各設備が耐震設計上の基準を満たしているとしても、地盤の変形・沈下、廃棄物層の崩落、遮水工や集排水設備の損傷等が発生する可能性はないのでしょうか。設備が「壊れない」ことだけでなく、万一何らかの損傷や異常が発生した場合に、浸出水や廃棄物が場外へ流出し、河川、取水場、農業用水等に影響を及ぼすことを防止するため、どのような二次的な安全対策を講じる計画なのか説明してください。	○	2026/9/30	耐震基準への適合は損傷可能性が絶対にゼロであることを意味しません。このため、設計上の安定確保に加え、損傷時の搬入・放流停止、浸出水の貯留、漏水検知、地下水・水質監視、応急補修及び関係機関への連絡を災害防止計画に定めます。計画地からの場外流出を防ぐ多重の対策を講じます。
					1013	(5)大規模地震発生後は、直ちに通常運転へ戻せるとは限らないと考えます。地震発生後に、遮水工、廃棄物堆積斜面、集排水管、浸出水処理設備等について、どのような点検を行い、安全が確認されるまでの間、浸出水や地下水等の場外流出をどのように防止するのか、具体的な対応方法を説明してください。	○	2026/9/30	設計に用いている基準値、計算方法、施設運用時の維持管理を行うことにより、より安全性が確保されているということになります。 よって、発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： １．産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ２．公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 ３．火災の発生の防止に関する事項 ４．その他の災害の防止に関する事項 ５．浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 ６．事故の防止 ７．緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策 、緊急連絡体制 ） 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施 事故状況に合わせ、技術管理者による被害状況の把握、埋立作業の停止等、関係機関への連絡、調査委員会の設置、技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討、対策検討結果を踏まえた対策の実施を行うことにより、環境保全に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1014	(6)大規模地震により処分場内で何らかの損傷や崩落等が発生した場合、近隣の取水場や農業用水への影響をどのように想定していますか。	○	2026/9/30	馬ヶ城浄水場の西谷取水口は計画地の上流に位置するため、本事業による影響はないと考えています。ただし、大規模地震後は遮水工、地下水・浸出水及び周辺水域を確認し、異常時は搬入・放流を停止して関係機関へ連絡します。農業用水についても流向・排水経路を踏まえ、必要な地点の水質を確認します。
					1015	(7)地震後に取水場や農業用水への影響を早期に把握するため、水質や地下水等をどのように確認し、異常が確認された場合にはどのような対応を行う計画なのか説明してください。 なお、詳細な耐震設計や愛知県との協議が今後行われることは理解しますが、上記については施設の詳細仕様ではなく、地震発生時及び発生後における安全確保の基本的な考え方を確認するものです。現時点での事業者としての考えを説明してください。	○	2026/9/30	設計に用いている基準値、計算方法、施設運用時の維持管理を行うことにより、より安全性が確保されているということになります。 よって、発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： １．産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ２．公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 ３．火災の発生の防止に関する事項 ４．その他の災害の防止に関する事項 ５．浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 ６．事故の防止 ７．緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策 、緊急連絡体制 ） 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施 事故状況に合わせ、技術管理者による被害状況の把握、埋立作業の停止等、関係機関への連絡、調査委員会の設置、技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討、対策検討結果を踏まえた対策の実施を行うことにより、環境保全に努めます。
					1016	５．隣接の東海環状自動車道について (1)隣接する東海環状自動車道について、中日本高速道路株式会社 名古屋支店 多治見保全・サービスセンターから「事前協議が必要」との回答を得ています。このことから、説明会で示された「全ての説明会終了後に対応する」という方針では遅く、事前に道路管理者との協議・調整を行った上で事業を進める必要があると考えます。現在までに協議・調整を行っていないのであれば、その理由を説明してください。また、愛知県との協議・手続き後の対応とするのではなく、東海環状自動車道への影響について、道路管理者との事前協議をいつ開始し、どのような事項を確認するのか、具体的に説明してください。	○	2026/9/30	現時点まで協議を開始していない理由は、全ての住民説明会を終え、住民意見を事業計画に反映した後に事前協議へ入る手順としていたためです。説明会終了後、道路管理者との事前協議を開始します。協議では、計画地との離隔、工事・盛土・排水・粉じん・飛散物が高速道路へ与える影響、工事車両、維持管理、緊急時連絡及び必要な承諾・手続を確認します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1017	６．運搬について (1)廃棄物の種類だけでなく、含水状態、形状、大きさ、重量等によって飛散・流出の危険性が異なると考えます。それぞれの状態に応じて、どのような飛散・流出防止対策を講じるのか説明してください。	○	2026/9/30	廃棄物の収集運搬に関する責任は、日本の廃棄物処理法（廃掃法）により、「廃棄物を排出した事業者（排出事業者）と収集運搬業者」が最後まで負うことになっています。よって、当社では説明いたしかねます。
					1018	(2)運搬車両への積み込み時及び積載時に、廃棄物の飛散・落下・流出を防止するため、どのような方法で積載量、積載高さ及び積載状態を管理するのか説明してください。	○	2026/9/30	廃棄物の収集運搬に関する責任は、日本の廃棄物処理法（廃掃法）により、「廃棄物を排出した事業者（排出事業者）と収集運搬業者」が最後まで負うことになっています。よって、当社では説明いたしかねます。
					1019	(3)廃棄物の種類に応じて、使用する運搬車両、荷台、コンテナ、容器等をどのように選定し、シート掛け、密閉、容器の破損防止等をどのように行うのか説明してください。	○	2026/9/30	廃棄物の収集運搬に関する責任は、日本の廃棄物処理法（廃掃法）により、「廃棄物を排出した事業者（排出事業者）と収集運搬業者」が最後まで負うことになっています。よって、当社では説明いたしかねます。
					1020	(4)運搬途中に、シートの外れ、容器の破損、廃棄物の落下・飛散・流出、車両事故等が発生した場合、どのように発見し、誰がどのような対応を行うのか、回収・清掃及び関係機関への連絡を含めて説明してください。	○	2026/9/30	廃棄物の収集運搬に関する責任は、日本の廃棄物処理法（廃掃法）により、「廃棄物を排出した事業者（排出事業者）と収集運搬業者」が最後まで負うことになっています。よって、当社では説明いたしかねます。
					1021	(5)雨天時の廃棄物の運搬及び荷下ろしについて (5)-1汚水の流出等による周辺環境への影響を防止するため、運搬・荷下ろしを中止する具体的な基準を示してください。 ①1時間当たりの降雨量 ②連続雨量 ③気象庁等からの大雨・洪水等の警報・注意報 ④処分場内の排水設備や調整池等の処理能力 ⑤場内における浸出水・雨水の貯留状況等のうち、何を判断基準とするのか、具体的な数値又は条件を示してください。	○	2026/9/30	雨天時の運搬・荷下ろし中止基準 ① 1時間当たりの降雨量基準：大雨・洪水等の警報の基準に降雨量がないため、お示し出来かねます。 ② 連続雨量基準：大雨・洪水等の警報の基準に降雨量がないため、お示し出来かねます。 ③ 気象庁等からの大雨・洪水等の警報発令時は、運搬・荷下ろしを原則全面中止とします。 ④ 処分場内の排水設備や調整池等の処理能力により、運搬や荷下ろし中止する基準はありません。 ⑤ 場内における浸出水・雨水の貯留状況等により、運搬や荷下ろし中止する基準はありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1022	(5)-2中止の判断を誰が、いつ、どのような方法で行うのか、中止した場合に既に運搬中の車両をどのように扱うのか、再開する際の基準についても具体的に説明してください。	○	2026/9/30	誰が：統括責任者が判断を行います。（処分場長または環境安全管理責任者） 統括責任者が不在の場合は、あらかじめ指定した「現場代理人（現場リーダー）」がその権限を代行します。 いつ（判断のタイミング）： 気象庁等からの大雨・洪水等の警報発令時。 どのような方法で：気象情報と場内設備を確認し判断を行ったのち、無線、社内一斉連絡アプリ、または電話を使用し、場内作業員および運搬ドライバー（または運搬委託業者）へ一斉連絡する。 どのように扱うのか ① 排出事業者側（未出発）・出発を現地で待機、またはその日の運搬をキャンセルとする。 ② 運搬途中（処分場へ向かう道中）・安全な場所に一時停車して待機させる ③ 処分場に到着済（または正門前）・荷下ろしはせず、場内の「安全な待機スペース」に誘導し待機させる。 再開には気象庁等からの大雨・洪水等の警報発令が解除となった場合を再開の基準と考えています。
					1023	(5)-3雨天時の運搬・荷下ろしを中止する基準は、周辺環境への汚水流出を防止するための基本的な安全管理に関する事項と考えます。愛知県との協議結果を待たなければ、現時点で事業者として想定している中止基準すら示せないのでしょうか。現時点での基本的な考え方及び想定している基準を具体的に示してください。	○	2026/9/30	県による審査がなされ、最終決定されますので、現時点では説明できかねます。
					1024	(6)運搬経路上に廃棄物や汚水が落下・流出した場合、道路や周辺環境を汚損するおそれがあります。運搬車両の出発前の確認、運搬中の管理及び場外での落下・流出が確認された場合の回収・清掃方法について説明してください	○	2026/9/30	廃棄物の収集運搬に関する責任は、日本の廃棄物処理法（廃掃法）により、「廃棄物を排出した事業者（排出事業者）と収集運搬業者」が最後まで負うことになっています。よって、当社では説明いたしかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1025	(7)廃棄物運搬車両が処分場から退出する際、廃棄物や汚水等を場外へ持ち出さないための具体的な退出手順を説明してください。 ①荷下ろし終了後、荷台に廃棄物が残っていないことをどのように確認するのか。 ②荷台、車体、タイヤ、車輪、車体下部等に廃棄物、土砂、汚水等が付着していた場合、どのような方法で除去するのか。 ③タイヤ及び車体下部を洗浄する場合、どのような設備を使用し、どの程度洗浄するのか。 ④洗浄後に発生する汚水を場外へ流出させないため、どこへ排水し、どのように処理するのか。 ⑤消毒を行う場合は、どの部分を、何を使用して、どのような方法で消毒するのか。また、消毒が必要となる判断基準は何か。 ⑥洗浄・消毒終了後、車両に廃棄物、土砂、汚水等が残っていないことを誰が確認し、確認後に公道へ退出するのか。 ⑦万一、退出後に公道上への廃棄物や汚水の落下・流出が判明した場合、誰が現場へ行き、どのような方法で回収・清掃するのか。 以上について、実際の運搬車両1台が「荷下ろし終了→洗浄・消毒→確認→公道へ退出」するまでの具体的な作業手順として説明してください。 「適切に洗浄する」「必要に応じて消毒する」といった一般的な説明ではなく、使用する設備、作業方法、作業者、実施場所、確認方法及び異常時の対応まで具体的に示してください。	○	2026/9/30	現状の考えですが ①運搬車両のドライバーが、実施します。荷台を最大傾転（ダンプアップ）させた状態で、目視で荷台の隅（特にフロント側コーナーやあおりの隙間）に廃棄物が固着・残留していないかを確認します。 ②荷台の外壁、アオリのヒンジ部、バンパー、車体下部（シャーシ）、フェンダー裏に付着した泥や廃棄物は、まず長柄のスクレーパーやブラシを用いて物理的に削り落とします。その後、高圧温水洗浄機を用いて、こびりついた汚れや汚水を完全に洗い流します。 ③高圧ガン洗浄機、15MPa（メガパスカル）以上の吐出圧を持つ高圧洗浄機を考えております。タイヤの溝に挟まった石や土砂が完全に除去され、ゴムの黒い地肌が露出するまで洗浄します。車体下部（デフ、サスペンション周辺）は、泥の塊が一切なくなり、滴り落ちる水が「濁りのない透明な水」になるまで徹底的に洗浄します。 ④処分場内での洗浄ですので、浸出水処理施設へ入り、そこで凝集沈殿、生物処理、ろ過、消毒を行い、排水基準値をクリアした状態で公共水域へ放流されます。 ⑤管理型最終処分場において、法律（廃棄物処理法）で義務付けられている「消毒」はないため考えておりません。 ⑥作業員もしくは、現場担当者が確認します。（ドライバーによる自己確認だけでの退出は禁止の予定です）。 ⑦第一報を入れた当該ドライバーが直ちに安全な場所に停車して流出源を特定・応急処置をするとともに、処分場の緊急連絡先（環境安全課等）および運搬会社（元請・所属会社）の運行管理者が現場へ急行します。落下した廃棄物や土砂は、スコップやほうきを用いておがくず等に吸着させ、手作業で持参したプラスチックペール缶や回収袋に回収します。道路面の汚れは、随伴した散水車または高圧洗浄車を用いて洗い流します。流出範囲が広範な場合は、速やかに道路管理者（警察・自治体）へ報告し、指示を仰ぎます。
					1026	(8)廃棄物のトレーサビリティ管理について、マニフェストを利用するとのことですが、マニフェストは書類上の処理情報を管理するもの(マニフェストは「誰が、どの廃棄物を、どこへ運び、処分したか」という処理の流れを記録するものであり、GPSのように廃棄物そのものをリアルタイムで追跡する仕組みではありません)であり、実際に搬入された廃棄物そのものが記載内容と一致していることを自動的に確認できるものではないと考えます。 そこで ①マニフェストの記載内容と実際の搬入廃棄物との照合方法 ②廃棄物の種類・数量の確認方法 ③不一致が確認された場合の受入れ拒否等の対応 ④不正な記載や誤記載を発見する仕組み ⑤搬入された廃棄物について、排出事業者から最終処分までをどのように追跡・記録するのかについて、具体的に説明してください。	○	2026/9/30	現行の考えですが ①収集運搬車が処分場に到着した際、荷台の廃棄物の種類や状態、形状がマニフェストに記載された「廃棄物の種類」と一致しているか、受入担当者が目視で確認します。 ②廃棄物を積んだトラックごと「トラックスケール（大型体重計）」に乗り「総重量 − 空車重量」の計算により、実際に搬入された廃棄物の正確な実重量（数量）を自動的に算出します。廃棄物を降ろし、内部に異物（処理できないものや、別の廃棄物種類）が混入していないか確認します。 ③すぐに排出事業者と運搬業者に連絡し、事実関係の確認を行います。契約にない廃棄物が含まれている場合は、受入れを拒否し、収集運搬業者にそのまま持ち帰らせます（引き取りを要求）。 ④電子マニフェスト（JWNET）の義務化・システムチェック：電子マニフェストでは、排出・運搬・処分の3者がそれぞれ独立してデータ（登録・運搬終了・処分終了）を入力します。一方が勝手にデータを書き換えることができないため、紙マニフェストに比べて偽造や書き換えの不正が極めて困難です。また、法定の入力期限を過ぎるとシステムからアラート（警告）が出まる仕組みのため、電子を推奨していく。また、定期的にマニフェストの控えと、売上データ、トラックスケールの計量記録（計量証明書）を突き合わせる内部監査を行う。 ⑤マニフェストにより、管理されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1027	(9)住民からの苦情・相談について「窓口は現行のまま」との回答ですが、これでは住民が具体的にどこへ、誰に、どのような方法で申し出ればよいのか分かりません。 ①苦情・相談の受付窓口の名称 ②担当部署・担当者 ③電話番号等の連絡方法 ④受付時間 ⑤夜間・休日・緊急時の連絡先 ⑥苦情を受け付けた後の社内での情報共有・対応責任者 ⑦現地確認が必要な場合の対応 ⑧対応結果を申し出た住民へどのように報告するのか ⑨対応内容をどのように記録・管理するのかについて、具体的に説明してください。	○	2026/9/30	①自治体の役員（町内会長、公害対策委員長など）もしくは、㈱東立テクノクラシー　総務部 ②自治体の役員（町内会長、公害対策委員長など）もしくは、㈱東立テクノクラシー　総務部 ③連絡先は　㈱東立テクノクラシー本社　052-253-5356 ④受付時間は　土日祝日を除く平日の9時～18時まで。 ⑤夜間、休日、緊急時の連絡先は業務部の責任者となります。 ⑥受けた苦情、相談の内容により、担当者は変わります。 ⑦早急に現地を確認します。 ⑧⑨環境マネジメントシステムISO14001の環境情報受付・伝達報告書を使用して報告、記録、管理します。
					1028	(10)特に、異臭、汚水の流出、廃棄物の飛散、火災、事故等、直ちに対応が必要な事象が夜間・休日に発生した場合、住民は誰に連絡すればよいのでしょうか。通常の受付時間外を含めた具体的な連絡体制と、連絡を受けてから現地確認・応急対応を行うまでの手順を説明してください。	○	2026/9/30	夜間、休日、緊急時の連絡先は業務部の責任者となります。
					1029	(11)住民から寄せられた苦情について、受付しただけで終了するのではなく、原因調査、現地確認、改善措置及び住民への結果報告まで、どのような手順で対応するのか説明してください。また、同じ苦情が繰り返された場合には、どのように原因を分析し、再発防止につなげるのか説明してください。	○	2026/9/30	1. 受付・記録 2. 現地確認・原因調査 3. 改善措置の立案・実施 4. 住民への結果報告 上記の4ステップで進めます。 再発防止への取組みとして、改善措置の有効性の確認のため、パトロール・監視の強化をして再発防止に努めます。
					1030	７．火災発生防止対策について (1)電気設備及び最終処分場から発生する可燃性ガス等による火災の発生が想定されますが、それぞれについて「適切に管理する」「必要な対策を講じる」といった一般的な説明ではなく、具体的に示してください。 ①火災の発生原因として想定している事象 ②その発生を防止するための具体的な設備・構造上の対策 ③日常の点検・維持管理方法 ④異常を検知した場合の対応について、具体的に説明してください。 ⑤「発生しない」と判断する場合、その判断の根拠を数値や具体的な方法を含めて示してください。	○	2026/9/30	事業計画書、2.維持管理計画書、3.災害防止計画書による管理を考えております。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。
					1031	(2)埋立廃棄物から発生するメタン等の可燃性ガスについてそれぞれについて「適切に管理する」「必要な対策を講じる」といった一般的な説明ではなく、具体的に示してください。 ①どのようなガスが発生すると想定しているのか ②ガスの発生・滞留による火災や爆発をどのように防止するのか ③ガス濃度をどのような方法・頻度で測定・監視するのか ④異常な濃度が確認された場合にどのような対応を行うのか、具体的に説明してください。 ⑤ガス抜き設備（通気設備）の設置方針（設置する／しないの判断基準、配置の考え方） ⑥ガス濃度のモニタリング方針（測定箇所の考え方、測定頻度、使用機器、警報を発する濃度の考え方） ⑦ガスが検知された場合、または濃度が一定値を超えた場合の緊急対応手順 ⑧ガスの滞留防止・換気に関する基本的な対策方針 ⑨防爆電気設備の採用範囲に関する方針	○	2026/9/30	ガスについては発生した場合ということになります。ガスを発生させない対策として、埋立地内に浸出水を内部貯留させない計画、ガス発生の恐れのある廃棄物を埋立低位部に埋立ない等、対策を行うことによりガスの発生防止に努めます。また、埋め立て廃棄物について有害ガスの発生の恐れのある物質は埋め立てないことから、ご懸念の事象は発生しないものと判断しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1032	(3)電気設備については、漏電、短絡、過電流、設備の故障等による火災をどのように防止するのか、漏電遮断器等の保護設備、接地、設備の点検・保守方法及び異常発生時の電源遮断等について、具体的に説明してください。	○	2026/9/30	電気設備への給電は漏電ブレーカーを使用すると共に、保安管理の徹底により火災を防止する。 浸出水処理設備はコンクリート構造物により側面及び上部を覆う構造であり、万一の火災時も酸欠による自然鎮火が見込まれると共に、類焼の危険はない構造とする。
					1033	(4)風速10～15m/sの場合、「減速運転及び慎重な対応を行う」との回答ですが、減速運転によって廃棄物の飛散をどのように防止できるのかが明確ではありません。自然風による飛散は車両の走行速度とは別の要因によって発生するため、減速運転が具体的にどのような飛散防止効果を持つのか、通常時との違いを含めて説明してください。	○	2026/9/30	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンピング時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また、強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					1034	(5)減速運転を行っても飛散を防止できない可能性がある場合、どのような追加対策を講じるのか、また、どの風速・気象条件になった場合に運搬を中止するのか、具体的な基準を示してください。	○	2026/9/30	基本、暴風警報が出れば、受け入れは停止します。平均風速15m/s以上または瞬間風速20m/s以上の場合は運搬の見合わせ及び中止を検討します。
					1035	(6)風の影響を受けやすい大型車両の安全対策について、「風速10～15m/sの場合は減速運転及び慎重な対応を行う」との回答ですが、これだけでは具体的な安全対策が分かりません。減速運転及び慎重な対応によって、通常時と比較して何が変わり、安全性がどのように向上するのか説明してください。	○	2026/9/30	廃棄物運搬車両の減速、廃棄物の加湿等の処置、ダンピング時の散水を行うことにより飛散防止に努めます。
					1036	(7)通常時の走行速度からどの程度減速するのか、「慎重な対応」とは具体的に何を行うのか、さらに減速運転では安全を確保できない場合の追加対策及び運行中止の風速基準についても具体的に説明してください。	○	2026/9/30	基本、暴風警報が出れば、受け入れは停止します。平均風速15m/s以上または瞬間風速20m/s以上の場合は運搬の見合わせ及び中止を検討します。廃棄物運搬車両の場内徐行、廃棄物の加湿等の処置、ダンピング時の散水を行うことにより飛散防止に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1037	８．粉じん・悪臭の拡散について (1)強風等により廃棄物が場外へ飛散した場合について、飛散の確認から回収・清掃、回収完了の確認及び再発防止までの具体的な対応体制を説明してください。 （「適切に回収します」「詳細設計後に検討します」といった回答ではなく、誰が・どのように・どの基準で対応するかを記載してください。） ①飛散を誰がどのように発見・確認するのか（日常点検の頻度・方法、監視カメラの有無、周辺住民からの通報受付方法など） ②誰が回収・清掃を行うのか ③回収の優先順位や範囲の考え方（場内／場外、道路・水路・民有地など） ④処分場敷地外の道路・農地・水路等への飛散にも対応するのか ⑤飛散を確認してからどの程度の時間内に回収するのか ⑥回収・清掃が完了したことを誰がどのように確認・記録するのか ⑦同様の飛散が再発した場合にどのような改善措置を講じるのか、具体的に説明してください。 ⑧廃棄物の運搬業者や施工業者等の第三者が原因となって飛散した場合についても、誰が回収・清掃の責任を負い、事業者としてどのように対応を指示・確認するのか説明してください。 ⑨飛散回収を想定した訓練の実施方針（頻度・内容） ⑩体制を維持するための点検・見直しの考え方	○	2026/9/30	場内の日点検を行うことにより場内飛散物の確認を行います。また事業用地外での飛散物については、事業者への直接、電話等でのご連絡をいただければと思います。事業用地外での飛散が確認された場合には責任をもって回収いたします。場所等の優先順位は特に設けず事業者が原因のものについては回収いたします。回収時間については緊急連絡先を設定し出来るだけ早い改修を行います。管理体制としては技術管理者による飛散状況の確認を行い、事業者による回収、飛散位置の記録を行い対策を検討し、対策検討結果を踏まえた対策の実施を行うことにより、環境保全に努めます。また、従業員の教育訓練も行ってまいります。
					1038	(2)強風時の粉じん飛散量や臭気拡散範囲について (2)-1強風時に粉じんや臭気が処分場敷地境界を越えて周辺住宅、農地、道路等へ到達する可能性について、到達する可能性がある距離又は範囲をどのように想定しているのか、その根拠を具体的に示してください。	○	2026/9/30	意見番号1037と同じとなります。飛散の範囲についての指定はございません。事業者が原因の飛散物については責任をもって事業者が回収を行います。
					1039	(2)-2風速15m/sが一日中継続する条件において、風下100m地点の降下ばいじん量は2.8 t/km²/月であり、10 t/km²/月を下回るため問題ない」との説明ですが、以下について具体的に説明してください。10 t/km²/月は、法的な「各経基準値」ではなく「参考値」です。 ①10 t/km²/月という数値の法令・条例・指針等における位置付け及び根拠 ②2.8 t/km²/月の算定方法及び算定根拠 ③2.8 t/km²/月が本事業による増加分なのか現況を含む総量なのか ④風速15m/s及び風向をどのように設定したのか ⑤なぜ風下100mを評価地点としたのか ⑥200m、300m、500m及び周辺住宅・農地等における予測値 ⑦操業開始後の実測方法 ⑧予測値又は基準値を超えた場合の具体的な改善措置について説明してください。	○	2026/9/30	①粉じん等においては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されておりません。環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/㎢/月が目安と考えられます。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は、10t/㎢/月でした。参考値は、建設機械の稼働による寄与を対象とするところから、これらの差である10t/㎢/月としました。 出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」 (国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所、平成25年3月) ②①における出典に基づき算出しました。 ③”2.8 t/km²/月”は増加分です。 ④～⑥粉じんの影響は、工事中が最も大きく、環境保全対策書においては、工事中について検討しており、敷地境界で各季節で最大5.9～7.9t/km²/月と予測しております。実際に工事や埋立作業は実施しないが、”風速15m/s”、100地点”の設定は事例としてどの程度の数値になるのかをお示しするために例示したものです。粉じんは距離が離れると急激に減少しますので、さらに小さな値となります。環境保全対策書において実施した工事中の民家での予測値は0.5～1.0t/km²/月でした。なお、環境保全対策書では、周辺地域についても予測程度がわかるように等濃度分布図を掲載しております。 ⑦⑧事後調査を実施する予定はありませんが、環境保全措置として、造成法面の早期緑化、散水等の対策を実施することとしており、予測ではこれらの環境保全措置を見込んでおらず、影響はより軽減されるものと考えております。また、事業開始後は苦情対応窓口を設置します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1040	(2)-3「近隣住民の生活環境への影響について、許容される範囲と考えている」との回答ですが、「許容される」と判断した具体的な根拠が示されていません。 何を基準として「許容される範囲」と判断したのか ①粉じん ②臭気 ③騒音・振動 ④廃棄物の飛散 ⑤交通等 それぞれについて、予測値、適用する基準・目標値又は評価指標、現況値との比較結果を具体的に示してください。	○	2026/9/30	①粉じん、②臭気、③騒音・振動、⑤交通等については、環境保全対策書の各項目を設けて詳述しておりますので、ご確認ください。④廃棄物の飛散については、即日覆土、散水等に飛散防止に努めることで影響を軽減することで対応可能であると考えております。
					1041	(2)-4法令等に明確な基準がない項目については、どのような科学的知見、過去の測定結果、予測結果等を根拠として「許容される」と判断したのか説明してください。	○	2026/9/30	環境保全対策書の各項目を設け詳述しておりますので、ご確認ください。
					1042	(2)-5降下ばいじんについて、風速15m/sが一日中継続する条件で風下100m地点が2.8 t/km²/月と予測し、10 t/km²/月を下回ることから「許容される範囲」と判断しているのでしょうか。そうであれば、10 t/km²/月という数値との比較だけで近隣住民の生活環境への影響が「許容される」と判断できる根拠を具体的に説明してください。	○	2026/9/30	粉じん等においては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されておりません。環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/㎢/月が目安と考えられます。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は、10t/㎢/月でした。参考値は、建設機械の稼働による寄与を対象とするところから、これらの差である10t/㎢/月としました。 出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」 （国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所、平成25年3月）
					1043	(2)-6降下ばいじん量2.8 t/km²/月という予測値が実際の周辺住宅地や農地等においてどの程度になるのかについても示してください。	○	2026/9/30	環境保全対策書においては、工事中について季節毎に検討しており、敷地境界で各季節で最大5.9～7.9t/km²/月、民家での予測値は0.5～1.0t/km²/月でした。
					1044	(2)-7「許容される範囲」と判断する一方で、予測値を超える、あるいは実際の生活環境への影響が予測を上回る可能性について、どのように考慮していますか。また、操業開始後に実測値や住民からの苦情等によって予測を超える影響が確認された場合、どの段階で追加対策を講じるのか、具体的な判断基準を示してください。	○	2026/9/30	生活環境影響評価による予測結果より基準値以下と判断していることから、上回る予測は行っておりません。また、事業開始後は、苦情対応窓口を設置します。数値だけでなく、苦情があれば、基準値による判断だけでなく、可能な範囲で対応して参ります。
					1045	(3)周辺の農作物や家畜に対する粉じんや悪臭の影響について (3)-1「周辺の農作物や家畜に対する粉じんや悪臭の影響は評価していない」との回答ですが、周辺には農地等が存在することから、以下について具体的に説明してください。 ①農作物・家畜への影響を評価対象としなかった理由 ②評価対象とする必要がないと判断した根拠となる法令・指針等 ③粉じんについて、風速15m/s・風下100mで2.8 t/km²/月とする予測結果を農作物への影響評価に用いていない理由 ④悪臭について、周辺農地・畜産施設等への影響を評価していない理由 ⑤農作物や家畜への影響がないと判断しているのであれば、その具体的な根拠、を説明してください。	○	2026/9/30	環境基準等は、”人”に対する影響について評価するためのものとなっており、直接、農作物・家畜等に対応するものとはなっておりません。環境保全対策書においては、”人”に対応するものとなっております。 事業開始後は、苦情対応窓口を設置します。数値だけでなく、苦情があれば、基準値による判断だけでなく、可能な範囲で対応して参ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1046	(3)-2粉じんについては風速15m/s、一日中継続する条件で風下100mの降下ばいじん量を2.８ t/km²/月と試算しているとのことですが、周辺農地については、この粉じんが農作物の葉面等に付着する影響を評価していないということでしょうか。評価していないのであれば、その理由と根拠を説明してください。	○	2026/9/30	環境基準等は、”人”に対する影響について評価するためのものとなっており、直接、農作物・家畜等に対応するものとはなっておりません。環境保全対策書においては、”人”に対応するものとなっております。 事業開始後は、苦情対応窓口を設置します。数値だけでなく、苦情があれば、基準値による判断だけでなく、可能な範囲で対応して参ります。
					1047	(4)強風による粉じん・廃棄物の飛散リスクについて、強風が発生しやすい季節・時期を考慮した具体的な管理方法を説明してください。 ①強風が予想された場合に事前に行う対策 ②風速何m/sから通常時とは異なる対応を開始するのか ③風速何m/sで散水・覆土・飛散防止対策等を強化するのか ④風速何m/sで搬入・荷下ろし・埋立作業等を中止するのか ⑤強風後に飛散した廃棄物をどのように確認・回収するのかについて 具体的な数値と行動基準を示してください。	○	2026/9/30	飛散のおそれがある場合は作業を中止します。風速の数値基準は、過去見解と同様に、暴風警報発表時を停止条件とし、平均風速15m/s以上又は瞬間風速20m/s以上の場合は搬入・運搬の見合わせ又は中止を検討します。これらを下回る場合でも、廃棄物の重量・形状・含水状態、風向及び作業状況から飛散のおそれがあると現場責任者が判断した場合は、搬入・荷下ろし・埋立作業を停止する流れで運用し、粉塵・悪臭予防のため、処分依頼時に情報入手、受け入れ時に目視検査を行い、臭気の強い廃棄物は受け入れない。また必要に応じてダンピング時の散水を行い、埋立処理後は覆土施工を行うことにより飛散対策に努めます。廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行うことにより飛散がないように維持管理を行います。事業用地外での飛散が確認された場合には責任をもって事業者が回収を行うように維持管理をします。
					1048	(5)「慎重対応」とは具体的に何をすることなのか。減速以外に、搬入・荷下ろし・埋立作業・散水・覆土等のうち、どの作業をどのように変更するのか。	○	2026/9/30	粉塵・悪臭予防のため、処分依頼時に情報入手、受け入れ時に目視検査を行い、臭気の強い廃棄物は受け入れない。また必要に応じてダンピング時の散水を行い、埋立処理後は覆土施工を行うことにより飛散対策に努めます。廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行うことにより飛散がないように維持管理を行います。事業用地外での飛散が確認された場合には責任をもって事業者が回収を行います。
					1049	(6)強風時に粉じん・廃棄物の飛散、悪臭等による生活環境への影響が発生した場合、地域住民が速やかに相談・通報できる体制について具体的に説明してください。 ①相談窓口の担当者及び連絡先 ②受付時間（休日・夜間を含む） ③相談を受けた場合の現地確認の方法と対応時間 ④原因調査及び改善措置の実施方法 ⑤対応結果を相談者へ報告する方法 ⑥同様の問題が繰り返し発生した場合の再発防止策 について明確にしてください。	○	2026/9/30	①㈱東立テクノクラシー本社　052-253-5356 ②受付時間は　土日祝日を除く平日の9時～18時まで。 　夜間、休日、緊急時の連絡先は業務部の責任者となります。 ③受けた苦情、相談の内容により、担当者は変わります。 ④⑤環境マネジメントシステムISO14001の環境情報受付・伝達報告書を使用して現地確認、報告、改善、共有、記録、管理します。 ⑥同じ事象が起こらないように、上記報告書を業務部内で共有し、月の定例ミーティング内で全員に周知・再発しない環境になっているのかを確認します。
					1050	(7)強風時には問題が発生してから住民からの連絡を待つのではなく、事業者自らが周辺への飛散状況等を確認する体制を設けるのかについても説明してください。	○	2026/9/30	本協定の中で検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1051	(8)強風による粉じん、廃棄物の飛散、悪臭等の環境影響について、住民からの苦情・通報を待つのではなく、事業者が自主的に影響を把握する監視体制を下記内容を明確にして構築してください。 ①監視項目（風速・風向、粉じん、降下ばいじん、廃棄物の飛散、悪臭等） ②監視地点 ③測定・確認方法及び頻度 ④監視を強化する風速等の条件 ⑤異常と判断する基準 ⑥異常時の作業中止・追加対策等の対応 ⑦監視結果の記録・保存及び地域住民への公表方法について 具体的に説明してください。	○	2026/9/30	本協定の中で検討させていただきます。
					1052	(9)監視によって予測値や管理基準を超える環境影響が確認された場合、誰が判断し、どのような措置をいつまでに講じるのかについても明確にしてください。	○	2026/9/30	事後調査について行うかは今後検討させていただきます。
					1053	９．管理型最終処分場は、埋立終了後について (1)管理型最終処分場は、埋立終了後も直ちに環境への影響がなくなるわけではなく、廃棄物が時間をかけて安定化していくものと理解しています。住民の中には、「この施設は将来にわたって環境リスクが残り続けるのではないか」という不安があります。 そこで、貴社が考える「廃棄物の安定化」とは具体的にどのような状態をいうのか、科学的根拠を示して説明してください。 ①埋立開始から埋立終了後まで、廃棄物の性状や浸出水の水質等が時間の経過とともにどのように変化し、どの程度の期間で安定化すると考えているのか ②何を測定・監視し、どのような数値や状態になった場合に「安定した」と判断するのか ③安定化するまでの期間における浸出水の処理、地下水・漏水の監視等をどのように行うのか ④安定化したと判断した後も必要となる維持管理や監視をどの程度の期間継続するのか、具体的に説明してください。 ⑤「安定化」までの期間及び環境リスクの変化について、専門用語だけでなく、住民が理解できるよう、埋立開始から埋立終了後までの時間軸に沿って説明してください。	○	2026/9/30	『安定化』は廃棄物自体が完全に無害化することではなく、処分場から基準を超える有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下で継続すると確認できる状態です。 ①埋立中は浸出水・ガスが発生するため、埋立約15年間、処理・監視します。埋立終了後は最終覆土後も浸出水量・水質、地下水、ガス、温度及び沈下等を監視し、当社は廃止まで概ね10年を想定していますが、実際の廃止時期は測定結果により決まります。 ②廃止基準に定める浸出水・放流水・地下水、ガス、内部温度等が基準・状態を継続して満たすことを確認します。 ③廃止まで浸出水処理、漏水検知、地下水・放流水監視、施設点検を継続します。 ④『安定化した』との社内判断だけで管理を終了せず、愛知県に廃止が認められるまで維持管理します。 ⑤時間軸は、埋立中、埋立終了・最終覆土後、廃止基準確認期間、県の廃止確認の順です。
					1054	(2)本計画における「廃棄物の安定化」について (2)-1「廃棄物の安定化」とは、具体的にどのような状態を指しますか。 浸出水の水質、ガスの発生状況、廃棄物の性状等について、どの項目を測定し、どのような数値・状態がどの程度の期間継続した場合に「安定化した」と判断するのか、具体的な判断基準を示してください。	○	2026/9/30	『安定化』とは廃棄物そのものが完全に無害化した状態ではなく、処分場から基準を超える有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下で今後も継続すると確認された状態です。浸出水・放流水及び地下水の水質、浸出水量、ガス発生、埋立地内部温度、沈下等を測定し、法令上の廃止基準に定める数値・状態を継続して満たすことを確認します。具体的な確認期間と判定は愛知県との廃止手続で決まります。
					1055	(2)-2「安定化した」と判断された後も、浸出水、地下水、遮水工等の監視・維持管理を継続する必要があるのか、必要であればその期間と理由を説明してください。	○	2026/9/30	安定化したと考えられる段階でも、直ちに監視を終了しません。浸出水処理、地下水・放流水の水質、ガス、内部温度、沈下、遮水・集排水設備の点検を継続し、愛知県に廃止が認められるまで当社が維持管理します。埋立終了後から廃止まで概ね10年を想定していますが、基準を満たさなければ期間を延長します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1056	(2)-3管理型最終処分場における「廃棄物の安定化」とは、廃棄物そのものの性状が安定することを意味するものと考えますが、それが直ちに「周辺の生活環境への影響がなくなった」ことを意味するのでしょうか。 両者が同じではないのであれば、「廃棄物が安定化した状態」と「周辺の生活環境への影響がなくなった状態」をそれぞれどのように定義しているのか、明確に説明してください。	○	2026/9/30	両者は同じではありません。『廃棄物が安定化した状態』は、分解・反応が進み、浸出水、ガス、温度等が廃止基準で求める状態に達したことを指します。『周辺生活環境への影響がなくなった状態』は、放流水・地下水等が基準を満たし、その状態が継続すると確認されたことを指します。両方を含む廃止基準への適合が確認され、愛知県に廃止が認められるまで管理を継続します。
					1057	(2)-4生活環境への影響がなくなったことを、浸出水・地下水・発生ガス・悪臭等のどのような項目を、どのような基準で、どの程度の期間監視することによって確認するのか、具体的に説明してください。	○	2026/9/30	生活環境への影響がないことは、浸出水・放流水及び地下水の水質、浸出水量、ガス発生、悪臭、埋立地内部温度、沈下等を監視して確認します。適用する数値・状態は法令上の廃止基準及び県との協議で定めます。一時的に基準を満たしただけでは終了せず、基準適合が継続していることを確認し、愛知県に廃止が認められるまで監視します。
307	下品野連区自治会	-	2026/8/31	個人	1058	1.事業計画書の目次には「8.維持管理に関する技術的能力を説明する書類」の項目があるが、個人情報及び事業者情報の観点から除外するとして書類そのものが全く提供、公開されていない。これでは事業者がどのような維持管理に関する技術的能力を保持しているのか全くわからない。地域住民として産廃施設が正常に恒常的に安定して維持管理されていくことができるのか不安を覚える。どのような種類の維持管理能力を保持しているのか、何人の人たち、従業員が資格を所有しているのか明らかにしてもらいたい。このような不完全な資料の事業計画では疑問が解消しないままであり、この点について意見書が出せない。	○	2026/9/30	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が実施する講習会を受講し、修了試験に合格しないと許可を取得できないため、取得していることにより安定して維持できるという証明になると考えます。従業員等の個人情報は一般公開できかねます。
					1059	2.同じく目次の「9.維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類」についても、書類そのものが提供、公開されていない。事業の経営的な妥当性、正当性は産廃施設が正常に運営されていく財政上の保証の根拠となるものである。住民にとって、産廃施設が事故なく安全に持続的に維持管理される経済的な根拠となる資料が何一つとして公表されていない状態では、疑問や不安は解消しない。これでは、この点についての意見書は作成、提出できない。住民に対してわかりやすい説明をするよう当該書類を公開してほしい。	○	2026/9/30	維持管理費用の総額、内訳及び資金調達方法を記載した書類は、事業者の機密情報であるため公開いたしかねます。資金計画は設置許可申請において愛知県へ提出し、長期の維持管理が可能か審査を受けます。法令に基づく維持管理積立金は、県が指定する額を積み立てます。
					1060	3.目次の「11.直前3事業年度における各事業年度の貸借対照表、損益計算書、法人税の額及び納付済額を証する書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書」に関する書類そのものが提供、公開されておらず、長期間に及ぶ産廃施設の維持管理が可能となるか重要な情報が示されないままとなっている。住民の疑問は全く解消せず、この点について意見書を作成、提出できない。関係する資料を公表してほしい。	○	2026/9/30	貸借対照表、損益計算書、法人税額・納付額を証する書類等は、事業者の財務・税務上の機密情報であるため公開いたしかねます。これらは設置許可申請において愛知県へ提出し、事業を継続して行うに足りる経理的基礎の審査を受けます。
					1061	4.目次の「12.定款又は寄附行為及び登記事項証明書」についても何も資料が提供、公表されていない。これではどのような企業であるのか、企業として実際に存在しているのかも判明しない。住民の疑問を解消するよう公表、公開するようにしてほしい。	○	2026/9/30	定款及び登記事項証明書は事業者情報を含む申請書類であり、公開することには対応いたしかねます。法人の実在性、事業目的、役員等の必要事項は設置許可申請において愛知県へ提出し、審査を受けます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1062	5.本事業計画書において、廃棄物処理法において廃棄物には含まれない「放射性物質及びこれによつて汚染された物」は受け入れないことを明記するよう求める。	○	2026/9/30	放射性物質及び放射性物質によって汚染された物は受け入れません。その方針を事業計画書又は受入基準へ明記することについて検討します。 放射性物質を含む可能性がある地域・由来の廃棄物は搬入前に確認し、必要に応じガイガーカウンターで検査し、検出した場合は受け入れません。
					1063	6.事業計画書p.2-5「別紙1処分場受入基準」の別表の項目には、放射性物質がない。放射性物質を項目に追加し、基準値は「検出されないこと」とするよう求める。廃棄物処理法上、廃棄物は「放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く」とされているため、意図せず混入することを防ぐ必要がある。また、これに合わせて、p.2-7別紙3排水基準(年1回項目)、p.2-8別紙4地下水基準(年1回項目)、p.4-294「7.放流水の水質について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」の【自主規制値】にも放射性物質を項目に入れ、基準値は「検出されないこと」とすることを求める。なお、地下水には天然由来や過去の核実験や原発事故由来の放射性物質が含まれる可能性はあるため、産業廃棄物埋め立て前の地下水の放射性物質の核種、濃度を把握しておくことが必要となる。	○	2026/9/30	放射性物質及びこれに汚染された物は受け入れません。受入基準への明記及び必要に応じた搬入時検査を検討します。一方、放流水・地下水の基準項目への放射性物質の追加及び『検出されないこと』を自主基準とすることは、天然由来のバックグラウンドや対象核種・測定方法・検出下限を定める必要があるため、現時点では決定していません。埋立前のバックグラウンド測定を含め、愛知県との協議事項とします。
					1064	7.事業計画書p.4-348「1.防災調整池(洪水調節池)の設計」では、「本計算書は、下記の図書(文献)に準拠する。」として、『林地開発許可申請にあたって愛知県森林保全課令和3年1月』を挙げている。愛知県のホームページの「林地開発許可制度について」のサイトにhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/0000070370.html「7審査基準」として、「洪水調節池の設置に係る留意事項」が掲載されており、https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/456716.pdfその1枚目の「洪水調節池の設置に係る留意事項」に「なお、排水を導く河川等の管理者との打合せにおいて必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすること。以下同じ。」と書かれている。本件計画について排水を導く河川等の管理者との打ち合わせをいつ誰と行い、愛知県の前記留意事項についてどのようなやり取りをしたのか、していないのか説明を求める。	○	2026/9/30	河川管理者との打合せは行っておりません。瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例終了後に行われます。
					1065	8.現在、東立テクノクラシーが運営管理している産廃施設で水質管理等の管理運営基準を遵守できないような事態、事故がこれまでに発生したことはありますか。あれば具体的な日時、内容を明らかにしてください。また、そのような場合にはどのような対応、対策がとられたのでしょうか。地元自治会、県、市、関係者への連絡はどのようにされたのでしょうか。また、異常事態が解消、解決された後には地元自治会、県、市、関係者への報告、協議はどのようにされていますか。	○	2026/9/30	発生したことはありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
308	效範連区自治会	-	2026/8/31	個人	1066	環境保全対策書に係る動植物調査の再実施について 動植物調査については、これまで多くの指摘がされていますが、未解決の事項が残されています。 ■調査が実施されていない事項 蘚苔類・地衣類・キノコ類(意見番号No.161)―現地調査は「シダ以上の高等植物」に限定されている。菌従属栄養植物(No.366)―見落としやすい分類群が一種も確認されていない。ムササビ(No.178・690)―住民から西側での糞・巣穴の情報が示されている。アカハライモリ渥美種族(No.186)―環境DNA検査の提案に対する回答がない。 ■同定・記録の検証ができない事項 ミヤマタムラソウ(No.167)―誤同定の可能性。トノサマガエル属(No.346)―種が特定されないまま保全対策が立てられている。ヤマアカガエル・ヌマガエル(No.184)―同定可能な写真が公開されていない。現地調査の手書き原票(No.103)―入力後のデータのみが公開され、元記録を検証できない。 ■評価・保全対策の根拠が示されていない事項 逃避先の受入可能個体数(No.179・180)面積・植生・既存生物の密度等の根拠データが示されていない。コウモリの営巣地判断・餌場保全策(No.181・182)代替地の位置・規模・箇所数を示す計画図(No.176)回避・低減措置の検討経緯(No.175)市の作成指針に定める手順を経たか示されていない。これらの指摘の多くについて、事業者は「瀬戸市の条例手続き終了後に初めて愛知県と協議できる」ことを理由に、現時点での対応を留保しています。しかし、上記の多くは、追加の現地調査、標本・写真による同定確認、既存記録の照合、保有データの提示であり、事業者の判断と費用で実施できる事項です。少なくとも、愛知県との協議を理由に、これらの対応を現時点で留保する必要はありません。ついては、以下を求めます。 1.動植物調査を再実施すること(1)蘚苔類・地衣類・菌類を含む分類群を対象とすること(2)複数季節にわたり、十分な調査日数を確保すること(3)標本または判別可能な写真を残し、第三者が同定を検証できる記録とすること(4)手書きの調査原票を保存し、公開すること(5)調査実施者及びその専門分野を明示すること2.再調査の結果に基づき、環境保全対策書を修正・再公開すること環境保全対策書は、瀬戸市の条例手続きにおいて事業者が作成し、住民に示すべき文書です。調査に不足があるまま条例手続きを終えれば、住民は不完全な資料に基づいて意見を述べることになります。必要な調査・確認を行った上で環境保全対策書を修正し、住民が改めて内容を確認し、意見を述べられる機会を設けることを求めます。	○	2026/9/30	環境保全対策書に関する調査については、事実に沿った報告をさせて頂いております。 ご指摘頂いた事項については、愛知県からの指示に従い、ご指摘の調査が必要であるとされた場合に対応させて頂き来ます。
309	本地連区自治会	-	2026/8/31	個人	1067	「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱立地に関する基準別表1」では以下の通りとなっています。 第3最終処分場に関するその他の基準 最終処分場を設置又は変更しようとする者は、当該施設で埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法その他必要な事項について、次に掲げる者の承諾を得ているものであること。 1最終処分場に隣接する土地の所有者(最終処分場に隣接する土地の所有者がいない場合にあっては、当該施設の敷地境界から4メートル以内にある土地の所有者) 今回の山路町の計画地の用地は、NEXCO管理の東海環状自動車道に隣接しており、当然のようにNEXCOから埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法その他必要な事項について、承諾を得ていることが大前提となります。 【質問】愛知県の要綱が求めている、当該施設の敷地境界から4メートル以内にある土地の所有者としてのNEXCOからは「周知は不要」との電話及びメールの返答があるようだが、このことが「埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法その他必要な事項について、承諾を得た」とは言えないとのことでよろしいか	○	2026/9/30	今回、NEXCO様とのやり取りで周知は不要とのご返答を頂いたのは、事業計画に関する周知の件についてになります。 工事着工前までに近接施工協議を完了するようNEXCO様より指示を受けておりますので、ご指示通りに対応を進める予定です。
310	下品野連区自治会	-	2026/9/30	個人	1068	1.事業計画書4-2-8「防災調整池の検討」(p.4-347~4-401)において、洪水(防災)調節施設計画の検討がされています。その場合には「愛知県林地開発審査基準」によって河川管理者の同意と打ち合わせ記録簿を作成し、県に提出することが提示されています。東立テクノクラシーの今回の計画では、東山路川に洪水(防災)調整池の水を放流することになっており、東山路川の河川管理者の同意、打ち合わせが必要と思われますが、事業者としてはどのように考えてみえるのでしょうか?この場合の河川管理者等との打ち合わせ、同意は誰が対象者(団体)となると考えてみえますか?また、これまでにどのような打ち合わせを行ってみえますか?	○	2026/10/14	林地開発許可申請において洪水調整池の検討を行います。河川管理者からの同意もその時にいただきます。林地開発許可申請及び河川管理者からの同意については事業者（東立テクノクラシー）が手続きをおこないます。関係機関との打合せは行っておりません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1069	2.事業計画書4-2-8「防災調整池の検討」のうち2-2「地下水集排水管の配置計画」(p.4-368)において、「地下水集排水管の放流先は集水ピット下流部の洪水調節池内に排水することが一番有利となるが今回の計画における立地条件から決定されている洪水調節池の計画敷高及びMHLと埋立地内の底高の標高差が小さいことから、HWLによる排水の影響が埋立地内の遮水シートに作用することになった。」と記されています。埋立地内の遮水シートに作用する影響とはどのようなものなのですか?わかりやすく説明してください。また、「従って、放流先を洪水調節池内とすることは不可と判断される」とされていますが、なぜ洪水調節池に地下水集排水管で集めた水を流すことが不可となるのかわかりやすく説明してください。遮水シートの漏水検知機能の目的を兼ねる重要な施設です。安全性をないがしろにするような設計では住民は不安でなりません。関係地域住民への条例に基づいたわかりやすくていねいな説明が求められます。	○	2026/10/14	洪水時、洪水調節池に排水が一時的に満水となった場合、満水の水位に対して地下水集水管が低い位置になることにより地下水集水管へ水が逆流する形状となることから、洪水調整池への排水を行うのではなく洪水調節池の余水吐き施設へ接続することにより満水位の影響を受けない形状としています。
					1070	3.処分場に埋め立てられた産業廃棄物に触れて汚染された雨水などを処理する浸出水処理調整池の容量について、事業計画書4-2-6「浸出水処理設備の検討」のp.4-292において、調整池の容量を検討しています。処分場を「1区画で埋立を計画すると全ての区画面積が浸出水発生の対象となり、調整池が多大となり経済性が悪く、3区画の場合は各区画の面積が小さくなり埋立可能な廃棄物量が減ると予想されるので、2区画化することが妥当と判断した」とされています。その結果、1区画地埋立が完了し、2区画目を埋め立てている時の調整池(槽)容量が全体を1区画として埋立完了させた場合より大幅に増大する計画となるので、計画通り2区画に分けて埋め立てを行うために、埋め立てを完了した1区画区域をキャッピングをして浸出水量を減らす対策をとることにしたとしています。この浸出水量を減少させるキャッピングとはどのような工事方法なのか具体的に明らかにしてください。雨水などを染み込ませない特別な素材や工法なのでしょうか?他の場所で実施例があれば示していただき、どのような効果があったのかも示してください。p.4-293「6.検討結果と注意事項」では、「キャッピングの施工方法や材質については今後検討する」とされており、住民、市民には全く何も説明されておりません。調整池(槽)の浸出水処理容量に関係する極めて重要な項目であり、関係住民が意見を伝えるためにも内容を理解できるように全連区での説明会実施が必要です。	○	2026/10/14	キャッピング施設については雨水が浸透しない構造となります。長期的な劣化にも対応できる材質となるため、遮水工に使用される遮水シートのような材質、厚みについても今後検討します。他地区の現場での設置例はございますが民間施設となりますので情報の提示はしかねます。効果としては雨水を浸透させない長期的な保護が出来ており設計通りの効果が発揮されております。
					1071	4.遮水シートの破損箇所の修理について鋼製枠(ライナープレート)による掘削工事を行うことで補修をするとしていますが、この工法での修理工事の実例を尋ねた住民意見(No.811)への東立テクノクラシーの回答・見解では「静岡県内の民間産廃最終処分場でのライナープレートによる埋立地内の掘削事例もあるが機密情報のため概要は示しいたしかねます」として全て秘密にして情報を示さないという全く不誠実極まりない回答・見解を示しています。住民が事業内容を理解できるように、わかりやすくていねいな説明をするよう定めた瀬戸市産廃紛争予防条例に違反するものです。条例の規定に基づき補修工事について説明してください。	○	2026/10/14	No.811 でご質問頂いた内容について、ご質問頂いた内容に合わせ、事例の確認はさせて頂きましたが、その事例自体が民間企業の施設での事例ということもあり、情報の公開や当社がその詳細を知り得れないものとなっているため、お伝え出来ない状況にあります。 ライナープレートによる掘削工事は、漏水検知設備で漏水位置を特定した後、特定した破損箇所に向けて、地表から垂直に穴を掘り進めます。この際、周囲の廃棄物が崩落しないよう、ライナープレートと言われる鋼鉄製の枠を、内側からボルトで組み立てながら土留め（壁面補強）をする工法となります。
					1072	5.前項について、鋼製枠(ライナープレート)での掘削工事の最大の掘り下げ深度は何メートルか尋ねた住民意見No.827に対して、メーカーカタログでは最大30mとの回答・見解を東立テクノクラシーは示しています。本件処分場計画での埋め立ての高さは最大45mと市民意見No.860に対して回答・見解を示しています。同社が提出している計画書では、ほとんどの埋め立て箇所で、埋め立て厚さは遮水シートから30m以上となっています。鋼製枠(ライナープレート)を使用した遮水シートの補修は30m以上の深度の箇所の場合、どのようになるのでしょうか。どれくらいの容量と区画が30m以上の厚さになるのか明らかにしてください。漏水検知システムで検知されても、補修ができずに汚染水が地下に浸水することを止められなくなる最悪の事態が起きるのではないでしょうか。	○	2026/10/14	30m以上の位置で漏水が検知された場合、上部の位置については開削を行い必要な位置からのライナープレートによる掘削を行います。
					1073	6.交通量調査について、コロナ禍という特殊な状況下でのデータを採用したことを指摘する住民意見(No.747)に対して、東立テクノクラシーの回答・見解は、「搬入道路の交通量は、事業開始前に再確認し、必要に応じて追加調査を検討します。」とのことです。車両通行については住民の生活環境に振動、騒音、交通安全等で大きな影響を与えるものです。事業開始前に再確認ではなく、最新の調査データに基づき関係住民への説明会を行ってください。環境影響を回避・低減するために工事期間の延長、運搬車両の減少など変更が生ずる可能性があります。市条例に基づいた取り組みが求められます。	○	2026/10/14	ご意見としてお伺いしておきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1074	7.不法投棄を防ぐ対策にも本件処分場計画は役立つと東立テクノクラシーは述べています。この産廃処分場が稼働すれば不法投棄の量がどのくらい減少すると考えていますか?瀬戸市内や愛知県内で何トン、何パーセント減少することになるのでしょうか。具体的に示してください。	○	2026/10/14	具体的な不法時の減少率ということは明確にはお答えできませんが、本施設ができることにより事業者側の周辺環境へ配慮した監視、地域住民の本施設への監視も含め地域全体の意識が高まることが不法投棄減少へ繋がるとの思いの発言になります。
					1075	8.事業計画書4-1-2設計図書において、p.4-10より各種の図面が示されています。そのうちp.4-31(図面番号No.2-1)、p.4-32(図面番号No.22)、p.4-35(図面番号No.25)に「区画割小堰堤」が図示されています。この「区画割小堰堤」とはどのような役割を果たすものとして設置されるものですか?その期間はいつ頃から設置され、規模はどのようなものですか?工事方法はどのように行われるものですか?	○	2026/10/14	浸出水削減対策とし２区画埋立を行うための区画小堰堤になります。工事開始埋立期間の約７年を仕切る区画小堰堤になります。構造については高さ2.5mの土堰堤になります。また、未埋立区画側からの浸透を防ぐため未埋立区画側法面については遮水シートの敷設を行います。
311	水野連区自治会	-	2026/9/30	個人	1076	水源に近い計画で、とても心配ですし、本当にやめてほしいです。そしてもっと瀬戸市民にしっかり伝えてほしいです。十分に伝わっていません。説明会ももっと開いてほしいですし、ちゃんと反対意見も聞いてほしい。せっかく瀬戸市が好きで引っ越してきたのに、今回のことがとても残念です	-（関係住民外）		
312	山口連区自治会	-	2026/10/20	個人	1077	2026年9月8日線状降水帯の発生に伴い、小牧市、名古屋市、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、犬山市、長久手市周辺に記録的短時間大雨情報が発表されました。この発生に伴い、警戒レベル5相当の情報である、氾濫特別警報が発表されました。こうした、突発的に何がおこるかわからない気候変動に万全な対策はあるのでしょうか? もし、産廃処分場において、何らかの問題が発生し、矢田川あるいは、近くの水系に流れ出た場合、どのように対応するのでしょうか? 川に流れ出た汚染水が、瀬戸市を含む、広範囲に市町に影響を及ぼす可能性があると考えられる。	○		
					1078	今年2026年8月千葉豪雨で被害55.7%従来の洪水ハザードマップの外で発生しました。その土地の持つ地形によって、昨今の集中豪雨、住宅開発の要素が重なり。上流がひきおこす。災害がどうなっていくのか、想像できる範囲を越えるということもありえるのではと危惧しています。万全の対策は、必然と考えられますが、どのように考えているのでしょうか?	○		
313	山口連区自治会	-	2026/10/20	個人	1079	地域の自然環境や住民生活を守るため生活環境および自然環境の保全の観点から強い懸念があります。あえてこの場所に作る意味を教えてください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
314	水南連区自治会	-	2026/10/20	個人	1080	10月10日の追加の説明会の水源に対する調査結果、放流池は馬ヶ城浄水場取水地点である西谷取水場がある。結果７m放水地点が低いと記載がある。 ①調査は行わなかった。 ②７m放水地点が低い ③質問では逆に西谷集水場が低いとうかがった。 ※これは市民の生活水であり、もし水銀や鉛で馬ヶ城浄水場が汚せんされたら水銀や鉛の浄化設備はなく、ストップした時、だれが水道管理者である瀬戸市長が(株)東立テクノクラシーと契約書を取る事 この解答は再再再説明会を開き水道生活者にも説明して下さい。	○		
315	水南連区自治会	-	2026/10/21	個人	1081	事故発生時にダメージを受けた現場及び周辺地域の回復、汚水が流出した場合の瀬戸市および下流域の汚染除去:2026年10月10日の説明会で、東立テクノクラシー社長から事故発生の場合、補償のため2億円の保険に加入しているとの説明がありました。2億円という金額の根拠を説明してほしい。 事故発生の場合を想定しました。AIによる調査では、同規模(埋立容量146万m3級)の管理型処分場について、国内事例や土木工事費単価から考えると、以下の費用が想定されます。 *軽微事故:5～15億円*中規模事故:20～60億円*大規模事故:50～200億円超 特に南海トラフ地震や線状降水帯による大規模斜面崩壊が発生した場合は、補償と環境修復を含めて100億円規模に達することもありえます。 説明会終了時に、質問希望者が10人以上いました。質疑応答の時間が足らないのは明らかで、追加の説明会の開催が強く要望されます。	○		
316	長根連区自治会	-	2026/10/21	個人	1082	・水質検査の頻度 浸出水処理施設の処理水及び地下水の観測井の水質検査については、法令等に基づいてそれぞれ、1回/月、1回/年としているが、この回数では異常値が見つかった場合、何時から不具合が発生したのか判明しない。せめてこの倍以上の検査回数とするべき。さらに、下流側の観測井が1か所では少なすぎる。もっと増やしかつ近隣住家に井戸があればそれも検査対象に加えるべし。関係住民の不安を取り除くには必要措置と思う。	○		
					1083	・浸出水調整水槽の容量不足 説明会では、東海豪雨にも十分対応できるとのことだったが、東海豪雨の時の降雨量は97㎜/hだったが、今年9月8日の降雨量は104.5㎜/hで東海豪雨の時よりも多い。さらに以前では考えられなかった、線状降水帯の発生など取り巻く気象条件は大いに変化している。今回の計画書ではこれらが十分に考慮されているとはいいがたく、再度の検討を求めたい。因みに、今年8月の千葉市では115㎜/h、過去1972/9/14には三重県尾鷲市で139㎜/hの記録も残っている。	○		
					1084	・降水量増加に伴う集排水設備の見直し 昨今の降雨の激しさに伴い、計画されている集排水設備の規格は適切であるか?想定している降雨量は現実より少ない。安全かつスムーズに排出するのに十分な規模のU字溝などが設計されているか。雨水が溢れれば堤内へ流れ込み浸出水の容量がより一層増えることになる。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
317	東明連区自治会	-	2026/10/22	自治会	1085	①10月10日の住民説明会を振り返って 10月10日の住民説明会を振り返ると、住民から意見や要望が出されても、「県から指摘があれば見直す」といった回答が多く見受けられました。これでは、住民説明会を開催する意義そのものに疑問を感じざるを得ません。住民の不安や意見に真摯に向き合い、それらを計画に反映しようとする姿勢が十分に感じられず、非常に残念な説明会でした。住民の声に十分耳を傾けず、県の判断に委ねるような対応が続けば、住民の理解や納得を得ることは難しく、反対の声も収まらないと考えます。事業者に求められるのは、住民の意見や要望を計画・設計の段階から十分に取り入れ、不安や懸念の解消に努めたうえで、県の審査に臨む姿勢です。住民の声を真摯に受け止め、計画の改善に主体的に取り組むことが、地域の理解を得るための第一歩であると考えます。住民説明会は、単に事業計画を説明する場ではなく、住民の意見や不安を受け止め、計画の改善につなげる場であるはずです。県の判断に委ねるのではなく、住民の声を重く受け止め、計画の見直しに主体的に取り組むことを強く求めます。	○		
					1086	②土石採取事業に関する協定書の重要事項伝達について ②-1協定内容の引継ぎについて アンドウ興業から海青へ、また海青から貴社へ、それぞれ協定書に定められた主要な協定内容について、具体的にどのような説明や資料の提示が行われたのでしょうか。説明や資料の提示が行われた時期、説明を受けた担当者、説明の具体的な内容、提示された資料の有無について、明確にご回答ください。	○		
					1087	②-2「産業廃棄物の埋め立ては永久的に行わない」という約束について 協定書には、「産業廃棄物の埋め立ては永久的に行わない」という趣旨の文言が記載されています。この約束は、地域住民にとって極めて重要な事項です。貴社は、この約束について説明を受け、協定書の内容を把握したうえで、今回の管理型産業廃棄物最終処分場の設置計画を進めているのでしょうか。事実関係を明確にご回答ください。東明連区としては、協定書に定められた重要事項伝達義務が適切に履行されているかどうかを確認する必要があると考えています。万一、協定内容の説明や資料の提示が行われていなかった場合には、協定書に基づく義務が果たされていない可能性があるため、アンドウ興業に対する異議申し立てを含め、必要な対応を検討しなければなりません。そのため、事実関係を正確に把握できるよう、誠意ある明確なご回答をお願いいたします。	○		
318	山口連区自治会	-	2026/10/22	個人	1088	再度、説明会を開いてもらいたいです。 10月10日の説明会では、産業廃棄物最終処分場に付属する防災調整池、側溝等についての具体的な説明がありませんでした。意見書で下記①～⑩の質問をします。 ①防災調整池と浸出水処理施設の放流槽の水を川に流す計画の場合、川を管理する行政側との事前の協議は、必要ないのでしょうか。合併浄化槽の放流と同じ扱いでしょうか。 ②防災調整池の水質検査については、どのように考えていますか。 ③防災調整池の容量は、産業廃棄物の埋め立て中と、埋め立て終了後では、どちらの容量が大きくなりますか。最初の段階から、大きい計画容量の防災調整池をモルタル等でつくるのでしょうか。 ④側溝の雨水等は、防災調整池に流れ込むのですか。 ⑤防災調整池の構造と側講との位置等の関係は、どのようになっているのでしょうか。 ⑥防災調整池の容量計算では、30年降水確率よりも100年降水確率を使った方が、安全安心ですが、その点についてどのように考えていますか。 ⑦防災調整池の維持管理のための出入口等を設置しますか。 ⑧防災調整他を浚渫して出た土砂等は、どのように処理するのですか。 ⑨防災調整池のボーリング調査は、池の端の1本(H16年No.5深さ15m)だけです。1本だけの調査で、大丈夫なのですか。 その他⑩処理する産業廃棄物に廃プラスチック等の可燃物もあります。火災が発生する可能性は、ありますか。 説明会の内容は、とても専門的で多岐にわたります。今後は、産業廃棄物最終処分場に付属する施設等、テーマごとの説明会の開催を要望します。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
319	山口連区自治会	-	2026/10/22	個人	1089	先日10月10日瀬戸市文化センターにて行われた東立テクノクラシー(以下東立)管理型最終処分場整備事業の説明会は瀬戸市民の期待に反して残念ながら誠実さに欠いた会となってしまいました。そもそも説明会の日程選定に置いて関係地域が秋のお祭りを控えている前日に行えば、その地域の自治会責任者、関係者の出席が困難となるという事は当然予想できるはずです。「1500人定員の瀬戸市文化センターにしては参加人数が200名弱と少ないのは反対者が少ないから」と即断するのはやめて頂きたい。そのことをまず最初に申し上げます。しかしそのような人数であっても多くの質問者が挙手をしました。しかし東立は質問時間の2時間が過ぎたとの事で更なる質問を求める多数の市民の声を聞きながらこれを無視し結局市民の怒号の中、緞帳を下ろすという異様な幕切れを断行しました。文化センターの午後の賃貸時間区分は5時までのはずです。あれほど多くの挙手者がいながら緞帳を下ろさせるという態度は「行政・地域の皆様と手をつないで環境を守る事業を行っていきたいと考える」企業の態度とは思えません。 さて説明会の中で東立は、この最終処分場の放流位置が直近にある瀬戸市民の飲料水である「馬ケ城浄水場取水地点である西谷取水場」より約7メートル低い標高差となっているので安全だとしましたが、実は実際の測量は全くしていない事、更にボーリング調査、水脈調査も不十分な事が判明しました。測量を全くしないでなぜ「放流地点が約7メートル低くなっている。」などと具体的な数字まで出して断言できるのでしょうか?更に処分場として完成した暁には取水場よりはるかに高くなると予想されます。その上、廃棄物には石綿や水銀など人体に悪影響を与える物質を含みます。人体に害のある物質が管理型処分場廃棄物として瀬戸市民の飲み水である取水場の直近に、安全性も担保されないまま埋められるという事は、飲み水の中に水銀などが混入する恐怖を未来永劫持ち続けなければならないことを意味するのではないでしょうか?このような内容では説明会として全く不十分で安全は担保されません。納得できません。 しかもいったん汚染された水は瀬戸市民の飲み水のみならず下流地域の農業用水、ひいては名古屋方面の市民諸氏にも影響を与えかねません。上流地域である瀬戸市は下流地域である名古屋市等に対して水質の安全を守る責任があります。瀬戸の水に水銀などはいりません。瀬戸を第二の水俣にしてはならない。 また他にも多くの点で納得のいかない事業説明会でした。その一つが活断層に対する態度です。当該予定地から猿投山北活断層までの距離が1.1キロメートルと言ったり500メートルと言ったしています。という事は当該予定地は断層の真上ではないと言い切れないという事でしょうか。きちんとボーリング調査し責任ある数字を明記すべきです。活断層のボーリング調査というものは現在では近辺に建築物があるケースが多くそれを取り除いての調査は無理がありますが、本ケースでは当該地が山中で建築物もほぼ皆無であるためボーリング調査は可能です。ボーリング調査を行い再度の説明会を求めます。 結論　早急に再度の説明会を求めます。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
320	山口連区自治会	-	2026/10/23	個人	1090	以下の質問の解答をお願いします。 事業計画書(令和7年1月)4-368ページ「集排水管の配置計画」では、「放流河川の東山路川の狭い断面で許容放流量への影響を考慮し、地下水発生量によっては検証を行う必要がある。尚、基本設計においては、地下水の発生はないものとし、最小口径での作図を行っている」と書かれている。 ①ボーリング調査(事業計画書5-49ページ)の結果は、地下水は6か所全部から、いろんな方角に、出ていることとは矛盾しますが、なぜですか? ②地下水調査孔の位置(H16、H18、R3)の計画平面図から、なぜ西谷取水場に近い(北東の縁)地点での観測を行わないのですか? ③環境保全対策書で「地下水は北側(東山路川)に流れ、西谷取水口に流れ込むことはない」とした根拠が、①、②から分かりません。西谷取水場に流れ込まないないことが分かる調査結果を具体的に示してください。 ④事業計画書に添付された地質調査報告書のH16(2004)年とH18(2006)年のボーリング調査は親会社のカイセイが、R3(2021)年の調査は事業者(東立)が行ったものです。 H28(2016)年から現在まで、アンドウ興業が計画地で土砂採取を行っています。それによって計画地の地形のどこが、どのように変わりましたか?地表(孔口標高)が何m低くなりましたか?また、西谷取水場の230mより高い所はどこですか?図面、数値で示してください。 2026年度10月10日の追加説明会での市民からの質問に対する事業者の解答は「県との交渉時にきちんと示す」が多く、現在の事業計画書・環境保全対策書では、水源地から70mという至近距離で産業廃棄物、最終処分場というリスクをともなう事業を行うことに対する私たちの不安は全く解消されませんでした。事業者の不誠実な対応から、今後30年、50年…瀬戸市の子どもたちの健康、安心、安全を守る、重い責任を担うことは出来ないと感じました。再調査をして、私たち関係地域の市民が安心できる結果、事業計画書を示してください。 また、「自治会未加入者と事業関係者に対する周知と質疑応答の機会を設けることを主な目的とする」と言いながら、事業者は秋のお祭り等の重なる10月10日を選び、周知も市の広報と自社のHPのみで行い、自治会未加入者や関係地域の保育施設、児童施設等に直接行うことはなく、不十分だった為に、当日の参加者は少なかったです。また、2時間の質疑応答で質問者はたったの9人、質問出来ずに挙手をしていた市民が多数出ました。市長、再度追加説明会を指示してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1091	①埋立地周辺の地下水位が上昇すると、埋立地の地質・土質によっては、地山がゆるみ、崩壊や、すべりを誘発する原因ともなる(事業計画書4-368ページ「地下水集排水施設の目的と機能」)。→事業者のボーリング調査から計画地の、地表約3～14mは、強風化、花崗岩、軟岩であり、また、崩壊土砂流出危険地区の谷筋の裸地、盛土、切土です。大雨、豪雨時には地下水位が一時的に大きく上昇したり、湧水が出ることはありますか? ②R3の事業者によるボーリング調査はたった5本しか行っていないのはなぜですか?また計画地の外周のみ、浅い地点で行っているのはなぜですか?アンドウ興業が土砂採掘事業を行う前のカイセイの調査資料(H16,H18)を使っているのは、極めて不十分です。再調査をして、結果を市民に示してください。 ③2026、9/8の集中豪雨では1時間100㎜を超える観測史上最大の雨が降り、一部に警戒レベル5(緊急安全確保)が出されました。2000年9月の東海豪雨(1日400㎜以上)のような雨が降った場合の「地下水発生量と地下水位変動」の試算結果を数値で教えてください。 ④2026、9/8の集中豪雨では東山路川の下流の山口川、矢田川で満水になり、瀬戸市内の一部地域、数か所で浸水被害も生じました。2000年9月の東海豪雨(1日400㎜以上)の大雨、豪雨時に「東山路川の許容放流量に収まるか」の概算は出ていますか?私は見つけられなかったので、試算結果を数値で教えてください。 これらの問題は、私たち市民の生活に関わる水源の話です。それも今後15年だけでなく、30年以上、子どもたち、そのまた子どもたちの世代にまで関わる重大な問題です。③のような豪雨が降れば、廃棄物に触れた保有水(汚染のリスクのある水)を貯める浸出水調整池、処理施設への負荷が一気にかかります。未処理の汚染水と大量の雨水が混ざり合い、標高差で高い処分場から、すぐ真下の西谷取水場へ向かってオーバーフローする、二次被害を引き起こします。一度、水銀、カドミウム、ヒ素、ダイオキシン、などに汚染された水源は、決して取り除く手段はありません。私たちの生活水、貴重な自己水が失われます。また、産廃の土石流が起こることも考えられます。猿投山の谷筋の崩壊土砂流出地域の斜面に、こんな巨大な産廃施設を作ること、しかも安全のための施設は最小限でしかない?こんな計画を私たち市民は、到底認められません。私は、上記の試算結果を開示すること、事業計画、防災対策を「現在の気象事実に即して」改めること、関連地域の全市民に対する追加説明会を希望します。このままでは私たち関係住民の不安は全く解消されません。市長は、再調査と追加説明会の指示を出してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1092	①猿投山活断層から事業計画地までの距離について、2011年に取り下げた前回計画、また2024年10月市の産業廃棄部等対策委員会への資料では、「約500m」としていました。それなのに、16連区への個別説明会では「最大で数百mの誤差がある可能性」と注記されている、縮尺20万分の1(国土地理院より8倍も粗い)産総研の地図を選択した理由はなぜですか?教えてください。 ②猿投山活断層から事業計画地までの距離について、約1.1kmから約500mと半分以下の距離に訂正しても設計が変わっていません。事業者の説明も昨年度の説明会の繰り返しで、「活断層の直下でなければ問題はない」との解答から、「活断層の影響が想定されていない」ことが、私たち市民の不安の原因であるという訴えを完全に無視しています。実際に2026年7月28日の熊本地震で、震源(活断層)から約2.2km離れた工場の煙突が倒れて、死者が出る大変痛ましい事故が起こりました。事業者の「法的な基準がない」「県が審査する」という解答は、事業計画の安全の根拠にはなりません。事業者が設計の根拠として何十箇所も使っている「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」には、立地の評価基準例として「候補地周辺の1km以内に活断層がない」と示されています。おかしくないですか? ③崩壊土砂流出危険地区について昨年10月の合同説明会では「県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもない」から、今年10月の説明会では、「部分概成」:区域全体としては対策が完了していない」に説明が変わった理由は何故ですか?教えてください。 ④今回の説明会の質疑の中で、「崩れた土砂が流れ出すことを想定しているか?」と聞かれた事業者は、「それは今言った通りしていません」。と解答。沈砂池の容量も通常の林地開発の計算のままです。最近の豪雨を想定せず、崩壊土砂流出危険地区なのに対策をしていない事実(事業者の姿勢)に驚愕します。恐ろしいです。きちんと計算をして、私たち関係住民に数字で示してください。 崩壊土砂流出危険地区について今回の説明会で、県がアンドウ興業に対して土砂採取を許可していることと、産業廃棄物最終処分場を許可することを事業者の判断で同等に扱い、「現時点で安全性に大きな問題はないと県が判断していると考えられる」と説明していることに大きな違和感を感じました。今回の追加説明会は市民が参加しづらい日程を事業者が選び、周知も全く足りていないから参加人数も少なかったです。私たちは納得できません。市長は追加説明会を指示してください。よろしくお願いします。	○		
					1093	①2004年、2006年に海青が行ったボーリング調査は、当時海青が計画していた「第3処分場」の為の調査でしたか? ②2007年6月15日に(株)東立テクノクラシーが設立していますが、同年に不法投棄で行政処分を受けた(株)カイセイ瀬戸事業所からの商号(会社の名前)を変更したという事でしょうか? ③今回の説明会の質問で、「廃止後に(事業者が倒産などして)災害、事故が起きた時の責任は誰がとるのか?」に対して、犬飼社長は「(親会社の)カイセイが取る」と答えました。現在も(株)カイセイ瀬戸事業所は存在するのでしょうか?また、(株)カイセイ本社はどこに存在しますか?2016年7月当時と、現在のカイセイの代表はどなたですか?公的資料に基づいて教えてください。 ④犬飼社長が過去の説明会で繰り返し、「カイセイ瀬戸事業所は東立テクノクラシーの親会社」だ、また今回の説明会でも「私どもの会社は、廃棄物の収集、運搬、処分の他にも色々と事業を行なっている」と言われました。親のカイセイ瀬戸事業所から生まれた子どもの東立テクノクラシーは、カイセイから、どの事業を引き継ぎましたか?新しく始めた事業は何ですか?公的資料に基づいで説明してください。 ⑤2014年3月にアンドウ興業が東立の処分予定跡地で土石採取の申し入れを県に行いました。その前後にアンドウ興業が計画地を(株)カイセイから購入していますね?また、2016年7月にアンドウ興業が東明連区と結んだ「計画地では永久に産廃をやらない」という協定を、東立は知っていましたか? ⑥:⑤のアンドウ興業が東明連区と結んだ「計画地では水久に産廃をやらない」という協定を東立テクノクラシーは知っていたにも関わらず、2022年12月に親会社のカイセイが再び計画地を購入した理由を教えて下さい。2023年2月に東立は計画書を瀬戸市に提出しているので東立の今回の事業計画の為に、カイセイが購入したということですか?犬飼社長は、東明連区の住民の気持ちをどう考えていますか? ☆以上6点の質問に解答をお願いします。親会社カイセイ、アンドウ興業、東立のこれまでの経緯を客観的に見つめると瀬戸市の未来と安全を事業者に任せられません。私たち住民の不安は全く消えません。万一、2週間以内に事業者が解答しない場合も含めて、市長は「追加の説明会」を指示してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1094	①環境保全対策書の中の水質(表流水)を、No1東山路川とNo2矢田川・屋戸橋付近で調査を行っています。No2矢田川・屋戸橋付近の調査地点は、海上川、東海上川の下流(東山路川(赤津川)と合流した下流)地点でしょうか? ②:もし①の解答が、調査地点が、海上川、東海上川の下流(東山路川(赤津川)と合流した下流)ならば、二つの河川の水が混ざっているわけですから、水質汚染は薄まっていますね。その違いを比較すれば、東山路川(処理水合流点)の水質汚染が分かると思います。BODなどの生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類等、全ての項目について、No1とNo2の地点での数値を提示してください。 ③事業計画書(5-59頁)の地下水と比べる降水量のデーターは「気象庁吉備中央データー」と書かれてますね?書き間違いですか?愛知県、瀬戸市、の最新のデーターで(豪雨を想定して)やり直して、私たち関係住民に示してください。 ④今回の説明会の質疑応答で、「クリーンセンター滋賀」でライナープレートを使用したかのような解答でした。実際は、埋め立て後すぐに対処した例(初期での補修例)だと聞きました。ライナープレートで実際に掘って、修復した事例は一度も示されていないのではないですか?具体的に示してください。 ⑤埋め立て・閉鎖後の「キャッピング(雨水浸透防止、表面遮水工)」は、雨水が内部の廃棄物に直接染み込んで、水銀、アスベスト、鉛等の有害物質を含んだ「浸出水」に変わるのを防ぐ重要な工程です。なのに何故、方法も材質も「今後検討」としているのですか?今すぐに検討して市民に示してください。 ☆自然の森林とは異なり、産業廃棄物最終処分場は「人工的に人間が管理、制御され続けなければならない構造物」です。そのため、ハード面の強固な対策はもちろんの事、「最近多発している豪雨の際に、異常を早く検知して、水源そして周辺への影響をいかに防ぐか」というモニタリング体制や、維持管理の確実性が何よりも問われます。それにも関わらず、肝心な中身が「今後検討する」ばかりでは、将来世代・子どもたちに禍根を残すことになりかねない・・・という、私たち関係住民の切実な不安を、今回程強く感じたことはありません。これ以上瀬戸市に産廃はいりません。水源のすぐ近くに最終処分場を造らせないでください。これが私たち市民の願いです。事業者は計画を見直す気が全く無く、申請を早く進めようとしています。どうか市長、私たち市民、議会と共に力強く反対を表明してください	○		
321	山口連区自治会	-	2026/10/23	個人	1095	先日の説明会資料の環境保全対策書の結果に対して要望と質問をさせて頂きます。 質問1 2-1水質(表流水)②にて浮遊物質量が61～95、降雨時の現地調査結果が35～100と常に現在の降雨時と同等の浮遊物質が排出される事、ダイオキシン類が基準値1以下に対し、冬季に0.91と上限値に近い値となっています。2-1水質(表流水)③にて全窒素(mg/L)の農業用水基準値が1mg/Lに対し、春季の測定値が0.95mg/Lと既に上限値に近い値となっています。また、2-1水質(表流水)④農業用水基準との比較にて銅(mg/L)の農業用水基準が0.02以下に対し、予測値が0.019とこちらもほぼ上限値となっており、不測の事態が発生した場合、直ちに基準値を超える事が予想されます。それに対する対策が搬入量の削減および制限では既にゴミ処理場内部にたまった汚染水への対策にはならず、全ての汚染水がただ川へ流れ出すのを待つだけとなってしまいます。その間、基準を超えた水が川を流れ、田畑へ流れ込む事になるかと思います。基準を超えた時の対策は非常に大切ですが、基準を超えない様に水処理施設の強化等を検討いただけないでしょうか? 質問2 2-1水質(表流水)②③の排水による影響の予測にて、ダイオキシン類の秋季と春季の予測値が記載されていません。説明会資料に記載されていない理由を教えてください。 質問3 2-1水質(表流水)④農業用水基準との比較にて銅(mg/L)の農業用水基準が0.02以下に対し、自主基準1.8mg/Lとありますが、農業用水基準の100倍近い値となっています。また、残存酸素量の項目に現況値とあります。この2つの備考欄の内容について教えてください。 質問4 3-4騒音、振動①にて計測地点No.4の測定値は昼間の値が65dBと既に上限値になっています。しかしながら②の影響予測ではNo.5のみの結果となっています。No.4.5共に民家に近く重要な地点と考えられます。説明会資料からNo.4を外した理由と予測値を教えてください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
322	本地連区自治会	-	2026/10/23	個人	1096	【質問】地震の水平震度について 10月10日の説明会の質問の中で、事業計画書4-78,4-89,4-90頁では、地震の水平震度を0.165という数字で計算しているが、この0.165の根拠を尋ねました。それに対して以下の返答がありました。「使っている基準については、道路土工指針の基準を使っている。今回の地震の水平震度については、その地区によって軽減していい地域補正係数というのがあるので、その係数をかけた数字が0.165である。事業計画書4-78頁には全国都市清掃会議の「計画・設計・管理要領」を出典としており、「道路土工指針」ではないです。さらに、強震帯地域の均一型フィルダムを使って、0.15から0.18の平均値0.165としており、地域補正係数などは出てきません。管理要領では「これらの値は目安の値であり、当該地域の地震歴、地質条件、堤体の動力学的特性を考慮して、これらの値以上を取ることとする」とされており、東立の事業計画書4-90頁にも同じことが書かれています。 【意見】まず、事業者自ら事業計画書に書かれた根拠資料とは異なる文書を説明会の場で返答することには抗議したい。他の質疑応答においても、このような返答がされていると危惧します。 【質問】活断層まで0.55km、崩壊土砂流出危険地区の中にあるという流域特性を加味すると、当地区では軽減していいはずはありません。自らの事業計画書に書かれているように、水平震度については0.18以上の値を使うべきではないか。	○		
					1097	【質問】活断層の評価から伺える貴社の企業としての姿勢 今回の説明会でも、昨年5月16日の八幡台連区の説明会での「断層の真上にさえ位置していなければ、800m、1.1km、1.5kmでも、真上にさえなければ皆同じ」との発言を撤回しませんでした。今年7月の熊本地震ではマグニチュード7.1、最大深度7でした。この数値は国が発表している猿投山北断層の想定マグニチュード7.7に比べ、はるかに小さい規模となります。その熊本地震では活断層から2.2km離れた八代工場の煙突が倒壊し、10名近くの死者がでているという現実を直視することなく、市民が大きな懸念をもつ0.55kmに位置する猿投山北断層を無視して事業を進めていく姿勢を見せました。 【質問】説明会資料の表紙にある「地域の皆様と手をつないで、事業を行っていく」という理念とは真逆の考えではないですか。この言葉はウソでしょうか。	○		
					1098	【質問】全国都市清掃会議の「計画・設計・管理要領」の恣意的使用 全国都市清掃会議の「計画・設計・管理要領」を事業計画書の中で、施設設計の基本方針、処分場の構造、法面安定計算、設計荷重、廃棄物の土質定数、雨水集排水設備の検討など多数の項目箇所(40箇所以上)で検討結果の根拠として引用しています。一方で、同じ「管理要領」では処分場の場所を選ぶ目安として、「周辺1km以内に活断層がないこと」を挙げています。 10月10日の説明会では設計担当者が「あれはどこかの自治体さんが自分ところの処分場の適地調査をやるときに事例として載せているだけであって、管理要領の中で1km以内には作らないと言っているものではない」と言われました。しかし、30,300円という高価な書物ですが、その「管理要領」を入手して、関係箇所を入念に確認しましたが、そのようなことはどこにも書かれていません。矮小化しないでください。全国都市清掃会議の樋口委員長の名前入りで、候補地選定のプロセスとして「管理要領」に数字が掲載されているものです。なお、「管理要領」では「周辺1km以内に活断層がないこと」の出典は「最終処分場の計画と建設―構想から許可取得まで―著者:樋口壮太郎出版社:日報:1995年5月改訂版:1999年1月」全国都市清掃会議委員長のの樋口壮太郎さんの出された書籍です。今年7月の熊本地震では活断層から2.2km離れた八代工場の煙突が倒壊し、10名近くの死者がでている現実は、この1km以内には作らないことを実証しています。むしろ2km以上にすることも必要と思われます。 【質問-1】多数の項目で出典としている「管理要領」を活断層のみ考慮しないのはなぜですか。 【質問-2】「どこかの自治体さんが自分ところの処分場の適地調査をやるとき・・・」とはどこの県市町村の事例ですか。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1099	【質問】林地開発許可制度で課される事前対策について 林地開発許可制度の中で、崩壊土砂流出危険地区は『災害が発生する恐れがある区域』に該当します。この場合、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する沈砂池等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが定められています。仮に対策が完了したとしても、崩壊土砂流出危険地区を解除することはできないというのが、愛知県森林保全課の見解です。この見解は東立テクノクラシーにも、別途改めて伝える旨、森林保全課に確認しています。林地開発許可制度の四条件の一つである「災害の防止」の観点からは、計画地域において流出する崩壊土砂の量を想定した沈砂池の設置と森林の残置が求められています。事業計画書P.4-367では沈砂池等の設置での審査基準として、ア,イ,ウまでが示されていますが、エの『災害が発生する恐れがある区域』が意図的と思われるように省略されています。エでは土石流に関する区域については、流域全体を基本とする旨明記されています。10月10日の説明会では「許可申請をまだ受けていないため、県の方から土砂流出の量の指導があればその上で考慮します」と述べていますが、このエの項目をすり抜けようとの意図が感じられます。事業者の責任において十分な検討による沈砂池容量を計画し、「災害の防止」をクリアする提案をもって県の審査に臨む責任があると思います。 【質問-1】洪水調節だけでなく、危険地区で流出する崩壊土砂量を想定した沈砂池の容量を示してください。 【質問-2】事業計画書に「崩壊土砂流出危険地区」の中に事業用地が位置する旨の記述と愛知県「山地災害危険地マップ」をベースマップとした計画地を表示した図面を添付してください。	○		
					1100	【質問】林地開発許可制度で課される事前対策について 貴社のHP2026.6/16の「現在、県が他社に対して当該区域での土取りを許可していることから、県として現時点で安全性に大きな問題はない」と判断していると考えられるのではないか、との記述について、計画地が崩壊土砂流出危険地区に含まれていることが事実と認識することは、まともな調査をする業者であれば当然すぎることです。崩壊土砂流出危険地区は『災害が発生する恐れがある区域』に相当します。現在、県が他社に対して当該区域で許可している事象は「土取り」との行為に対してのものです。この行為は、崩壊土砂流出危険地区の中の不安定土砂を取り除く(減じる)行為となります。一方で貴社が予定する行為は、崩壊土砂流出危険地区の中に、新たに産業廃棄物という土砂とは比較にならない危険な不安定物質を「持ち込む行為」となり、「土取り」とは真逆の行為となります。安全性に大きな問題が発生し、危険性が増大すると判断するべきです。今回の計画は、崩壊土砂流出危険地区に指定されていることのみにとどまらず、水源直近に位置する問題、活断層に近接する問題など多くのリスクが複合しており、許可申請には重大な支障が生じる可能生があるものと判断するべきです。愛知県林地保全グループ及び治山グループからは、「林地開発審査基準」に関して10/8に以下の回答メールをいただいています。「下流地域に『災害が発生する恐れがある区域』が事業区域に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する沈砂池等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること(一部抜粋)」と定められています。上記措置が適切に講ぜられることが明らかであれば、当該許可基準を満たしていると判断されます。「県の方から土砂流出の量の指導があればその上で考慮します」などの無責任な態度ではなく、事業者の責任において十分な検討により「災害の防止」をクリアする提案をもって県の審査に臨む責任があると思います。 【質問】こうした最重要な「災害の防止」の措置について、住民への説明会で説明しないのはなぜか。開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する沈砂池等、森林の残置等の措置を具体的に示していただきたい。	○		
					1101	【質問】景観について 10月10日の説明会資料P.59には記述がないが、東海環状自動車道を利用する者には道路から30m以上積みあがった産業廃棄物からなるのり面が目の前にそびえています。 【質問】東海環状自動車道からの景観評価を事業計画書に記載してほしい	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1102	【質問】活断層を考慮して設計したか 熊本地震を発生させた活断層よりも規模の大きな地震を発生させると国が想定している活断層までの距離が、当初の半分の距離となったにも関わらず、直下型地震に対する設計を変更したことは、事業計画書及び今年10/10の説明会資料のどこにも書かれていません 【質問】距離が0.55kmになって、設計のどこを変えたのでしょうか。設計が同じであるなら、活断層は考慮せずに設計したと事業計画書にて述べてください	○		
323	下品野連区自治会	-	2026/10/23	個人	1103	市民の飲み水を守る安全性について意見を述べたいと思います。 瀬戸市には、蛇ヶ洞浄水場と馬ヶ城浄水場という大切な水源があり、市民の約3割の飲み水を支えています。水源を守ることは、市民の命と健康を守ることです。過去に、蛇ヶ洞浄水場の隣接地に産業廃棄物処理施設が計画された際、愛知県は「飲料水への配慮がない」ことなどを理由に、事業計画を不許可とした経緯があります。今回の計画地も、馬ヶ城浄水場・西谷取水場からわずか約70メートルという、水源に極めて近い場所です。そこで質問します。 ①過去に水源への配慮不足を理由に不許可となった事例があるにもかかわらず、今回の計画は水道水の安全を確実に守れると判断しているのでしょうか。その根拠を具体的に示してください。 ②地震や豪雨などによって、処分場の遮水設備が破損したり、汚染された水が地下水や河川に流出したりした場合、市民の飲み水に影響が及ばないことを、どのような調査や科学的データによって証明しているのでしょうか。 ③万が一、水源や水道水に影響が出た場合、誰が責任を負い、どのような対策を取るのでしょうか。 市民の飲み水は、問題が起きてから対策を取ればよいというものではありません。汚染を未然に防ぐことが何より重要です。水源のすぐ近くに、将来にわたって環境への影響が懸念される産廃処分場を建設する必要が本当にあるのでしょうか。処分場が作られたら100年後も存在します。事業者として、水源の安全を最優先に考え、計画を見直すべきと考えます。追加説明会では、質疑ができたのは9人でしたが、全く不十分で不誠実です。貴事業者が「事業の実施、処分場の運営に当たっては、環境の保全及び安全の確保を第一に取り組んでまいります」と終わりに書かれてありますが、そうであるならば、企業姿勢として「水源は外して」を基本とするべきと考えます。	○		
324	八幡台連区自治会	-	2026/10/23	個人	1104	１．今回、貴社の事業計画書に目を通しました。それで疑問に思ったことがあります。産廃場に降り注ぐ雨量を設計検討のベースにしています。雨の降り注ぐ流域面積を4-234の図で開発範囲を含む外周林地の分水嶺を基に計画する。（図の赤線枠内となる）としています。その結果、4-237で集水面積を10.634haとして計算しています。しかし今回計画の産廃場は南側に聳える猿投山の麓です。大雨の時には大量の雨水と流木や土砂が猿投山側から産廃敷地内に流れ込むのではないでしょうか。図面を見てもそれを防ぐ猿投山側に堤防等の計画はありません。山の斜面から流れ込む雨水を考慮していないのは全くおかしいと思います。このことについての見解を求めます。 ２．事業計画書4-292頁には、調整槽の計算の共通事項として「内部貯留は発生させないこととする」と書かれています。ところが4-288頁には、東海豪雨のときは調整槽が10,400立方メートル足りないので、その分を埋立地の中にためる、と書かれています。4-290頁によれば、深さは約10メートルです。国の基準省令1条1項5号ニは、埋立地の中の水を「速やかに排出」できる設備を求めています。埋立地の中に水をためてはならないのには、理由があります。第1に、底の遮水シートに水圧がかかり、破れた時に漏れる汚水が増えます。第2に、廃棄物が水に浸かり、有害な物質が水に溶け出しやすくなります。第3に、廃棄物が水を含んで重くなり、水圧もかかるので、斜面や堤体が滑りやすくなります。さらに今回の計画地は崩壊土砂流失危険区域です。斜面や堤体が崩れれば、廃棄物と土砂が下流へ流れ出し、土砂災害になります。お尋ねします。埋立地の中に汚水をためることは、法令上、してよいことですか、してはならないことですか。してよいというのであれば、根拠となる法令の名前と条文を示してください。また、いま挙げた3つの危険、特に斜面や堤体が崩れて土砂災害になる危険について、それぞれ、どのように検討したのかを示してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1105	１．4-301頁には、雨量は2006年から2020年の15年間を対象とするが、「特異な年と考えられる年がある場合は該当年も『特異年』として算定に加える」と書かれています。4-293頁では、2011年を「特異年」として計算に加え、その結果の8,017立方メートルから、調整槽を8,100立方メートルと決めています。一方、4-288頁では、2000年は「既往最大年」で、必要な調整槽は18,500立方メートルになるとしながら、調整槽は8,100立方メートルのままです。お尋ねします。2011年を特異年として加えたのであれば、それより雨の多い2000年も、特異年として調整槽の容量の算定に加えるべきではありませんが。加えないのであれば、2011年は加えて2000年は加えない理由を説明してください。 ２．4-288頁には、東海豪雨は「埋立期(15年)間中に発生する可能性が極めて低い」ので、施設を大きくしない、と書かれています。しかし、東海豪雨に並ぶ雨は、その後も現に降っています。気象庁の記録では、今年9月8日、名古屋で1時間104.5ミリの雨が降り、東海豪雨の97ミリを超えて観測史上1位になりました。この日は線状降水帯が発生しています。同じ愛知県の豊橋では、2023年6月2日に1日で418ミリの雨が降りました。東海豪雨の名古屋の428ミリとほぼ同じです。線状降水帯による豪雨が毎年のように起きている今、東海豪雨と同じ雨の可能性が「極めて低い」とは言えないはずです。また、確率は1年ごとの話です。仮に東海豪雨が100年に一度の雨だとしても、15年の間に1回以上起きる確率は約14%です。150年に一度だとしても約10%、つまり1割です。1割は「極めて低い」とは言えません。お尋ねします。「可能性が極めて低い」とは、何年に一度という意味ですか。数字で答えてください。その数字で計算すると、埋立期間の15年の間に1回以上起きる確率は、何%になりますか。いま挙げた2026年の名古屋と2023年の豊橋の雨を踏まえても、「極めて低い」という判断は変わりませんか。また、埋立てが終わった後も廃棄物は残ります。15年を過ぎた後に東海豪雨と同じ雨が来た場合は、検討していますか、していませんか。	○		
325	水南連区自治会	-	2026/10/26	自治会	1106	埋立地に汚水をためるという計画そのもの 【内部貯留をしてよいのか】 引用:4-292頁、4-288頁、4-290頁、基準省令1条1項5号ニ 事業計画書4-292頁には、調整槽の計算の共通事項として「内部貯留は発生させないこととする」と書かれています。ところが4-288頁には、東海豪雨のときは調整槽が10,400立方メートル足りないので、その分を埋立地の中にためる、と書かれています。4-290頁によれば、深さは約10メートルです。国の基準省令1条1項5号二は、埋立地の中の水を「速やかに排出」できる設備を求めています。埋立地の中に水をためてはならないのには、理由があります。第1に、底の遮水シートに水圧がかかり、破れたときに漏れる汚水が増えます。第2に、廃棄物が水に浸かり、有害な物質が水に溶け出しやすくなります。第3に、廃棄物が水を含んで重くなり、水圧もかかるので、斜面や堤体が滑りやすくなります。斜面や堤体が崩れれば、廃棄物と土砂が下流へ流れ出し、土砂災害になります。お尋ねします。埋立地の中に汚水をためることは、法令上、してよいことですか、してはならないことですか。してよいというのであれば、根拠となる法令の名前と条文を示してください。また、いま挙げた3つの危険、特に斜面や堤体が崩れて土砂災害になる危険について、それぞれ、どのように検討したのかを示してください。	○		
					1107	「可能性が極めて低い」の意味 【引用:4-288頁】 4-288頁には、東海豪雨は「埋立期(15年)間中に発生する可能性が極めて低い」ので、施設を大きくしない、と書かれています。しかし、東海豪雨に並ぶ雨は、その後も現に降っています。気象庁の記録では、今年9月8日、名古屋で1時間104.5ミリの雨が降り、東海豪雨の97ミリを超えて観測史上1位になりました。この日は線状降水帯が発生しています。同じ愛知県の豊橋では、2023年6月2日に1日で418ミリの雨が降りました。東海豪雨の名古屋の428ミリとほぼ同じです。線状降水帯による豪雨が毎年のように起きている今、東海豪雨と同じ雨の可能性が「極めて低い」とは言えないはずです。また、確率は1年ごとの話です。仮に東海豪雨が100年に一度の雨だとしても、15年の間に1回以上起きる確率は約14%です。150年に一度だとしても約10%つまり1割です。1割は「極めて低い」とは言えません。お尋ねします。「可能性が極めて低い」とは、何年に一度という意味ですか。数字で答えてください。その数字で計算すると、埋立期間の15年の間に1回以上起きる確率は、何%になりますか。いま挙げた2026年の名古屋と2023年の豊橋の雨を踏まえても、「極めて低い」という判断は変わりませんか。また、埋立てが終わった後も廃棄物は残ります。15年を過ぎた後に東海豪雨と同じ雨が来た場合は、検討していますか、していませんか。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1108	水がたまっている期間 【引用:4-288頁、4-289頁】 4-288頁によれば、汚水を処理できる量は1日250立方メートルです。東海豪雨のときに埋立地の中にためる量は、10,400立方メートルです。10,400立方メートルを1日250立方メートルずつ処理すると、その後に雨が一滴も降らなくても、約42日かかります。実際には、その間にも雨が降ります。4-289頁の表では、たまった水が調整槽の容量8,100立方メートルを超えている期間は、9月11日から11月26日までの77日間です。お尋ねします。東海豪雨のあと77日間、埋立地の中に汚水がたまったままになる、という理解でよいですか。その間に、もう一度大雨が降った場合の計算は、していますか、していませんか。 遮水シートにかかる水圧 【引用:4-290頁、4-289頁】4-290頁によれば、埋立地の中の水は、標高220.1メートルから230メートルまで、約10メートルの深さでたまります。4-289頁の表では、たまった水の合計が調整槽の容量8,100立方メートルを超えている日が、9月11日から11月26日まで77日間続きます。この間、埋立地の中に水がたまっています。最大で深さ10メートルになる水は、底の遮水シートを強く押します。シートの下の地盤が少しでも沈んだり、斜面の部分でシートがずれたりすれば、シートには引っ張る力や、ずらして切ろうとする力(せん断力)が働きます。シートが破れれば、汚水は地下にしみ出します。お尋ねします。最大で深さ10メートルの水圧が、77日間にわたってかかり続けた場合に、遮水シートが破れないことを、計算で確かめていますか、確かめていませんか。確かめているのであれば、その計算は計画書の何頁にありますか。確かめていないのであれば、計算して結果を示してください。	○		
326	長根連区自治会	-	2026/10/26	個人	1109	活断層について 説明のように産廃処分場と活断層との距離は約1/2と近距離となった。それは従来の耐震基準より厳しい内容になると考えられるが、東立テクノクラシーの対応は全く実施されていない。何故、御社、独自の計測・予測・処分場の耐震設計、及びその図面が表らかにされないのか? ①これだけ活断層との距離が縮まっても従来の設計図書で間に合うとお考えなのか ②もし仮にそうであればその理由を述べるべきではないか、先づ、それらの手続きをとることが必要ではないのか ③御社はその距離を約0.55kmと設定するとされている以上、旧M7.7級の地震の規模はより大くなり、それに関連し、震度も大きくなると考えられる以上、その地震に対応する規模の設計書を先づ、御社が明らかにすることは設置者の責任かと考えるがどうか ④その結果について改めて住民説明会を開き全ての住民に対し、説明を行なうべきではないかどう対応するのか ⑤仮に2者の距離が0.55kmか1.1kmか不明の場合は、国土地理院、県、せと市、そして東立テクノクラシーの4者立合いの元により正確な距離を測り、設計に臨むべきではないか ⑥どの資料を使うか当社にはないとされているが、再測定まで行なって約0.55kmとされている以上0.55kmとし設計をし直すべきと考えるかどうか ⑦いづれにしても、専門家委員会の決定をまつまでもなく、約0.55km（実測値）を明らかに採用すべきものと考えるが、なぜ専門家委員会の結論をまつのか ⑧その距離約0.55kmにおける活断層の地震に対する設計図書なくして、そしてそれを住民に説明することなくしては、この事業は一歩も進めるべきではない ⑨このような東立テクノクラシーの業務姿勢を放任している愛知県の姿勢も問われると考えるか県の見解を問う	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
327	山口連区自治会	-	2026/10/26	個人	1110	以下の5つの質問の解答をお願いします。 ①事業者が受け容れる産業廃棄物15種類のうち、特に危険な「特別管理産業廃棄物」は、アスベスト(石綿)、水銀、の他に何がありますか? ②以前の説明会等で事業者が話していた記憶があります。水銀、アスベストは、両方とも「2重のブルーシートでそれぞれに梱包して埋め立てる」のですか?ブルーシートの場合、その材質、厚さも教えてください。もし別の方法でしたら、材質、方法等を詳しく教えてください。 ③PCB(ポリ塩化ビフェニル)と、カドミウム・鉛等の「特定有害金属等を含む廃棄物」はどのように埋め立てますか?それぞれ、材質、方法等を具体的に教えてください。 ④感染性産業廃棄物はどのように埋め立てますか?材質、方法等を具体的に、教えてください。 ⑤事業計画書4-292頁には、調整槽の計算の共通事項として「内部貯留は発生させないこととする」と書かれています。ところが、4-288頁には、東海豪雨の時は調整槽が10,400m3足りないので、その分を埋立地の中にためる、と書かれています。4-290頁によれば、深さは約10mです。国の基準省令1条1項5号二は、埋立地の中の水を「速やかに排出」できる設備を求めています。埋立地の中に水を溜めてはならないのには、理由があります。第1に、底の遮水シートに水圧がかかり、破れた時に漏れる汚水が増えます。第2に、廃棄物が水に浸かり、有害な物質が水に溶けだしやすくなります。第3に、廃棄物が水を含んで重くなり、水圧もかかるので、斜面や堤体が滑りやすくなります。斜面や堤体が崩れれば、廃棄物と土砂が下流へ流れ出し、土砂災害になります。質問です。埋立地の中に汚水を溜めることは、法令上、してよいことですか?してはならないことですか?してよいというのであれば、根拠となる法令の名前と条文を示してください。また、先に挙げた3つの危険、特に斜面や堤体が崩れて土砂災害になる危険について、それぞれ、どのように検討したのかを、私たち関係住民に示してください。 今回の追加説明会は全く時間が足らず多くの方が質問できず、事業者が予定時刻の2分前に強制的に終える不誠実さ。昨年とほぼ同じ説明の繰り返しで、昨今の豪雨を想定しない。瀬戸の大切な自己水の水源からわずか70m しか離れていない場所で、30m以上の高い産業廃棄物の盛土を造る、防災、環境保全は最小限の対策しかできない事業者の業務遂行能力と経済的基盤への不安と不信を新たに強く感じた。	○		
328	效範連区自治会	-	2026/10/26	個人	1111	産業廃棄物の適正な処理が必要なことは、否定しません。ただ、里山を削って埋め立てる以上、その必要性と安全性を、市民が確かめられる形で示してください。特に、次の４点について、具体的に説明してください。 １.地下水や河川への影響の予測と、その根拠 ２.遮水設備の耐久性と、劣化・破損したときの対応 ３.浸出水の処理の方法と、基準を超えた時の対応 ４.埋立終了後の管理を、誰が、いつまで、どう行うのか あわせて、長期にわたる監視の体制と、結果の公開方法も示してください。 これらを市民が理解できるよう、追加の説明会を、日時を変えて開催してください。	○		
					1112	10月10日の追加説明会で、質問者が「資料を読むのが大変です」と述べたのに対し、事業者の担当者が「説明するのも大変です」という趣旨を、軽い調子で答えていたことに、強い怒りを覚えました。市民の理解を得る立場にありながら、この対応には呆れました。誠意が感じられませんでした。そもそも、連休と秋の行事が多く市民が参加しづらい日程で説明会を開いたことも、疑問を感じます。その上、これで説明会を終わらせようとしていることも、おかしいです。産廃処分場の建設が計画されていることを、まだ知らない市民もいます。全瀬戸市民に知らされるまで、説明会を開催してください。	○		
					1113	私は昨年、瀬戸市に引っ越してきました。産業廃棄物の処分場ができる計画を知ったのは、つい最近です。説明会が行われることも、たまたまSNSで知りました。自分の住む市の環境にかかわることなのに、ほとんど知らされていません。説明会の日は仕事があり、日程が合わず、参加できませんでした。もっと広く広報し、市民全体に十分な説明をしてください。追加の説明会を求めます。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
329	水南連区自治会	-	2026/10/26	個人	1114	初めて説明会に参加しました。調査が不十分だと感じます。また、危険な産廃と地面との境目が、薄いシートだけなのも心配です(数枚重ねて土も挟むと聞いたうえでの意見です)。何よりも、説明会での事業者(社長)の答弁から、責任をきちんと負う姿勢が感じられませんでした。これでは信用できません。命の水、自然は大事なものです。今回の産廃建設には、断固反対します。今回の10月10日の追加説明会は、SNSで知りました。瀬戸市のLINEもあるので、このような会は、もっと広く知らせてください。全市民に知らせて、再度、説明会を開催してください。	○		
330	長根連区自治会	-	2026/10/26	個人	1115	私は、管理型最終処分場を現地で確認しました。同施設は過去に水質検査・維持管理等をめぐり愛知県から繰り返し指導等(改善通知、改善指示書、改善通告、指導票交付)を受けています。また、監視が強化されているとされる中でも、私が確認した範囲では排水の泡立ちが見受けられ、周辺水域への影響がないのか不安があります。同じ管理型最終処分場である貴社の山路町計画では、これらをどう防ぐのか。次の点について、実施している場合は「内容の具体」と「公開状況」を、未実施の場合は「実施予定」を、明らかにしてください。 1.浸出液・放流水の管理の具体 管理項目/基準値/測定地点/測定頻度/結果の記録方法/基準超過・異常時の対応(停止判断、通報、再発防止)を示してください。あわせて、住民が確認できる形での公開範囲・公開方法・公開頻度を明らかにしてください。 2.監視・検査の実効性 行政検査への協力方針に加え、抜き打ち検査が行われた場合の対応、および検査結果の住民への周知方法を示してください。また、平常時・異常時の運転状況(処理量、貯留量、降雨時運用等)について、記録項目と公表の可否・方法を明らかにしてください。 3.第三者が検証できる担保 新規計画について、遵法状況と運用実態が第三者にも継続的に確認できるよう、外部確認の仕組み(公開範囲・方法・頻度)を示してください。 本計画は活断層に近く水源地にも隣接するため、万が一の影響が大きい条件です。したがって、上記の点について「実施している」との一般論ではなく、具体的内容と公開の形での見解を求めます。	○		
331	新郷連区自治会	-	2026/10/26	個人	1116	10月10日の追加説明会を知らず、参加できませんでした。市の将来にかかわる産廃計画です。16連区だけの問題ではなく、瀬戸市全体の問題だと考えます。瀬戸市民全体に、もっと説明してください。追加の説明会を開催してください	-（関係住民外）		
332	山口連区自治会	-	2026/10/26	個人	1117	10月10日に追加説明会が開催されたことを、終了後まで知りませんでした。事前に知っていれば参加したかったです。周知が十分に行き届いていなかったと感じます。改めて追加の説明会を開催していただくよう要望します。あわせて、開催の周知方法の拡充もお願いします。	○		
333	深川連区自治会	-	2026/10/26	個人	1118	説明が不十分だと感じる点は色々ありましたが、いちばん心配なのは、会社が倒産したり、土地や施設の所有者が別の会社に変わったりしたとき、約束や責任がどこまで引き継がれるのかです。住民との間で「産廃はしない」という約束のあった土地なのに、その後、土地の所有者が変わるなどして、約束が守られなくなったと聞いています。これでは、瀬戸市民をだましたと受け止められても仕方がありません。信頼の面で、この計画に賛成することは絶対にできません。倒産や所有者の変更があった場合に、環境保全や管理の責任を誰がどう引き継ぐのか、答えてください。そのうえで、どうか計画を断念してください。よろしくお願いします。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
334	西陵連区自治会	-	2026/10/26	個人	1119	10月10日に追加説明会があったことを、知りませんでした。市民がもっと参加できるよう、広く知らせてください。追加の説明会はいろんな地域で、何度もやってください。	-（関係住民外）		
335	長根連区自治会	-	2026/10/26	個人	1120	瀬戸の自然環境を守りたいと思っています。この計画について、市民はまだ十分に知らされていないと感じています。追加の説明会の開催を求めます。説明会で技術的な説明をしていたのは、土木設計の東北構造社、環境アセスのスカイ環境研究所、ウエイストマネジメントコンサルタントなど、外部の業者ばかりでした。事業者自身に、処分場を運用・管理していく技術と体制があるのか、説明会からは分かりませんでした。 質問 1.東北構造社とスカイ環境研究所の所在地はどこですか。設計・調査が終わったあと、供用開始から埋立終了、閉鎖後の管理まで、どこまで関わるのですか。事業者の自前の技術者は何人いて、どの部分を担当しますか。 2.「ウエイストマネジメントコンサルタント」は、法人登録を確認できませんでした。正式名称と所在地、所属先を教えてください。 3.「ウエイストマネジメントコンサルタント」加藤氏は説明会で、数十年、全国で産廃の建設に携わってきたと話されました。これまでに、水源に近い場所に処分場を設置した事例はありますか。ある場合は、場所と、水源までの距離を教えてください。 4.水源に近い立地について、独自の規制を設けている自治体があることを知っていますか。知っている場合は、その内容と、今回の計画地(水源までの距離)をどう考えたかを教えてください。	○		
336	新郷連区自治会	-	2026/10/26	個人	1121	この産廃計画に、反対します。事業者の説明はまだ不十分です。もっと市民に広く知らせ、追加の説明会を開いてください	-（関係住民外）		
337	長根連区自治会	-	2026/10/26	個人	1122	近年の線状降水帯など、断続的な集中豪雨は、これまでの大雨災害とは異なる規模だと考えます。先月9月8日の大雨では、瀬戸市付近で1時間に約100ミリの猛烈な雨が降りました。これは、2000年の東海豪雨の名古屋の最大1時間雨量(97ミリ)に並ぶ強さです。10月10日の説明会では、こうした近年の豪雨については「今後検討する」との説明にとどまりました。このような豪雨をどう想定し、想定を超えた場合にどう対応するのか、具体的に示してください。それが示されない限り、この処分場には反対します。市民が内容を確かめられるよう、追加の説明会を開催してください。	○		
338	效範連区自治会	-	2026/10/26	個人	1123	10月10日の説明会に初めて参加しましたが、内容がよくわからない説明でした。今回だけの説明で、一生にかかわる問題を判断することはできません。そもそも、三連休で、秋の行事も多いこの時期に説明会を開いたことに、事業者の誠意が感じられませんでした。私は今回参加できましたが、まだ知らない市民が多いと思います。今回の説明会で最後にすると言われているようですが、納得できません。市民全員に知らせたうえで、説明会を再度開催してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
339	東明連区自治会	-	2026/10/26	個人	1124	私は計画地から最も近い東明連区に住んでいます。近隣住民の生活道路への、交通量、騒音、粉じん、人体への影響について、調べて結果を報告してください。説明では、工事車両はピーク時に1日300台、廃棄物の運搬車両は1日110台とされていました。この説明の前提になっている交通量の調査は、2020年12月のコロナ禍のものです。事業者は見解書で「根拠となる資料はございません」と答え、コロナ禍の影響も認めて、事業開始前に追加調査を検討するとしています。調査は、今、やり直して結果を報告してください。そのうえで、次の点に答えてください。 1. 特にトラックが通る町内には、知らせてあるのか。 2. 車両が通るルートは、説明のとおりなのか。 3. 道路が傷んだときは、直すのか。 4. 粉じんが出ないよう、配慮するのか。 私が住んでいる場所は、もともとトラックの通行が激しく、振動で自宅が揺れます。そこに、さらに多くの車両が加わることは、とても受け入れられません。地域住民のことを考えてください。また、東明連区の自治会が求めている個別の追加説明会を、開催してください。	○		
340	西陵連区自治会	-	2026/10/26	個人	1125	市民全体への説明が、まだ不十分です。10月10日の追加説明会の告知も、十分に届いていなかったと思います。説明会の回数を増やし、市民がもっと議論できる場を設けてください。	-（関係住民外）		
341	下品野連区自治会	-	2026/10/26	個人	1126	周りに聞いても、この計画のことを知らない人が多いです。これでは、説明会を開いたと言われても、納得できません。産廃条例が保障しているように、市民が知って意見を述べる機会を確保してください。	○		
342	下品野連区自治会	-	2026/10/26	個人	1127	今回の産業廃棄物処理施設の建設計画が、瀬戸市の将来に与える影響を懸念しています。瀬戸市が今後も発展していくには、若い世代や子育て世帯に、住む場所として選んでもらうことが重要だと考えています。施設が実際に水質へ悪影響を及ぼすかどうかは、私には分かりません。ただ、取水源のすぐ近くに産業廃棄物処理施設ができるというだけで、これから住む場所を選ぶ人には大きな不安材料になります。昨年の説明会でも、若い男性から「瀬戸に家を買うんじゃなかった」という趣旨の発言がありました。こうした不安に、事業者は十分に答えられていないと感じています。市民が納得できるよう、追加の説明会を開催してください。	○		
343	山口連区自治会	-	2026/10/26	個人	1128	瀬戸市にこれ以上の産廃施設は不要です。また、水源に近いところへの産廃施設設置に反対します。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
344	水南連区自治会	-	2026/10/26	個人	1129	私は自治会に未加入ですが、10月10日の追加説明会が開かれたことを、まったく知りませんでした。未加入の市民も対象だったと、後から聞きました。自治会に入っていない市民にも届く方法(各戸配布、折込みなど)で開催を知らせ、日時を変えて、もう一度説明会を開いてください。また、計画が今どう進んでいるのか、市民には全くわかりません。もっと広く知らせてください。	○		
345	深川連区自治会	-	2026/10/26	個人	1130	瀬戸の水や自然は、私たちの子や孫に残すものです。市民みんなに分かるように、追加の説明会を開いてください。	○		
346	深川連区自治会	-	2026/10/26	個人	1131	10月10日の追加説明会は参加不可能な日程でした。市民に広く知らせたうえで、もう一度、説明会を開いてください。	○		
347	祖母懐連区自治会	-	2026/10/26	個人	1132	私は馬ヶ城浄水場の水道水を飲んでいる者です。取水地のすぐ近くに産業廃棄物処分場ができることで、水道水や河川の水質に悪影響がないか懸念しています。近年、全国各地で、有機フッ素化合物(PFAS)による長期的な水質汚染が問題になっています。この処分場に、PFASを含む廃棄物が搬入されるのかどうかを確認したいです。また、断層型地震と土砂災害への対策についても、説明会では、県の審査に委ねるという趣旨の回答にとどまりました。市民が安心できる説明は、まだ聞けていません。次の2点について、事業者に見解を求めます。 1.PFASを含む廃棄物の搬入の有無と、含む場合の受入れ基準・管理方法 2.断層型地震と土砂災害への具体的な対策 また、これを市民に説明する場として、追加の説明会を開催してください。	○		
348	菱野連区自治会	-	2026/10/26	個人	1133	10月10日の追加説明会は、不十分な内容でした。質問を希望していたほとんどの参加者が質問できていません。質問できなかった場合は意見書で、と案内がありましたが、見解書の内容も十分ではありません。これまでの見解書は、答えになっていないものが多くあります。たとえば、意見427（猿投山北断層などの直下型地震の被害予想）には「意見として承ります。」とあるだけです。意見89（処理水へのPFAS検査の追加）や意見132（水処理施設の管理記録の公表）には、「検討させていただきます」とあるだけで、いつまでに、何を決めるかが示されていません。同じような質問が繰り返し出ているのは、それだけ市民に情報が伝わっておらず、不安が多いことの表れだと考えます。意見書と見解書のやりとりだけでは、解決されません。質問できる時間を十分に確保した、追加の説明会を開催してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
349	菱野連区自治会	-	2026/10/26	個人	1134	万が一の時に誰が責任を取るのか。(国、県、市、企業)という質問を投げかけたが、東立テクノラシーが責任を負うと答えられたが、私が聞きたかったのは、市民の健康に対してどこが責任をもつのかを聞きたかったのです。施設を作ってその施設に責任を持つのは当たり前。水を飲んですぐに病気になるわけではない。長い年月をかけて、じわじわと体内に蓄積されていく、水銀は重いので体外に排出されない。何十年もかけて体をむしばんでいき病を発症する。この施設から出る水のせいと証明するのは長い年月がかかり難しい。結局、企業には逃げられるのではないかと危惧している。不安の源は、そこです。法令基準値は、日本と外国で違うことも多くあります。社長は、日本の法律に基づいてやると返答。そんなことは当たり前です。そういうことではなく、日本の法令基準値が多国と比べて大きく危険な数値であるとわかった時に、それでも危険を承知でそれをかくして押し進めるのか。けっきょく産業ありきで市民の健康に責任をもつことはせず、逃げるのではないか。そこを心配しています。大地は人間のものではない。そこにあるすべての命も特定の人間のものではない。本当に守るべきものは、子どもたちが飲む美味しい水であり、彼らが吸う清浄な空気であり あらゆる命を育む森であり、そこに住む生き物たちであり、大地だということを真に理解して欲しいです。因みに日本の電波安全基準は100万倍甘いです（外国と比べて）。	○		
350	山口連区自治会	-	2026/10/26	個人	-	別紙のとおり	○		
351	下品野連区自治会	-	2026/10/26	個人	1135	1. 東立テクノクラシーが産廃処分場設置を計画する土地は、現在、アンドウ興業が土砂採掘を行っていますが、この採掘に際して「産廃は認められない」という地元住民の強い意向が反映されたアンドウ興業と東明連区自治会との協定書があることを東立テクノクラシーは承知しているとのことです。東立テクノクラシーは、親会社の海青がアンドウ興業から取得したこの土地を産廃処分場に使う計画です。通常このような協定書が結ばれていれば、この地域での産廃処分場設置は取りやめようとするのが常識で健全な経営判断ではないでしょうか。にもかかわらず、「海青とその100%子会社である東立テクノクラシーとアンドウ興業とは人的、資本的に全くつながりがなく協定書の内容に拘束されない」として、産廃処分場計画を進めています。先日の瀬戸市文化センターでの説明会配布資料には、「地域の皆様と手をつなぎ理解、協力をいただき、環境を守る事業を行う」と地域住民との友好、協力的関係をめざすとしてみえます。地域住民との社会的関係については、海青とその100%子会社・東立テクノクラシーでは社内的に産廃処分場設置計画立案時にどのような検討をされたのでしょうか。また、アンドウ興業からの土地買収時にもどのような検討をされたのでしょうか。親会社である海青とその100%子会社・東立テクノクラシー2社一体となって取り組んでいる事業でしょうから両社名での回答をお願いします。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1136	2. 本年10月10日の説明会は全く不十分です。説明会を継続、再開してください。当日はわずか9人しか質問ができず、産廃処分場設置事業について周知されたとは思われません。市長からの指示通知を受けて追加説明会を行うのではなく、事業者として自らさらに積極的に説明、周知を行う立場で継続説明会開催を表明してください。10月10日当日は、説明会会場でまだ多くの住民が挙手をし、質問、発言を求めていたことは事業者は十分に把握されていることと考えますが、いかがでしょうか。どのように把握されていますか?事業内容について説明されていない点が多くあり、質問して疑問点を確認した上で意見書を提出したいのですが、このままでは産廃紛争予防条例で定められている意見書を提出し、見解書を受けて事業への正しい理解をして合意形成に努めることができません。「情報公開のもと環境を守る事業を行っていきたい」との10月10日説明会配布資料に沿った行動をとっていただけませんでしょうか。	○		
					1137	3. 住民意見No. 979の「(25)-3地下水集水管の固定部が地盤沈下、地震、経年劣化等によって外れたり破損した場合、集水機能にどのような影響が生じるのか。また、その異常をどのように発見し、どのような方法で補修するのか説明してください。」に対する東立テクノクラシーの見解は、「2026/9/30沈下層はないことから地盤沈下は考慮していないことから、管の外れ等はないものと判断されます。」とのことです。事業計画地からわずか550mに存在する猿投山北断層が動いた場合に、事業計画地が沈下もしくは隆起、横ずれ等を起こすことはないと言えるのでしょうか?	○		
					1138	4. 本年10月10日の説明会において、東立テクノクラシーの設計担当者から「私の言いたかった趣旨は、私はこれは処分場をもう40何年間設計している中でですね、断層の真下にある、断層の真上にかかってると言うんだったら、もう最初から僕は設計しませんという想定です。」との説明がありました。事業計画地からわずか550mに存在する猿投山北断層の断層面が事業計画地の下にないことをどのように確認したのか説明を求めます。確認した文献や調査結果をお示しください。	○		
					1139	5. 本年10月10日の説明会において、東立テクノクラシーの設計担当者から「私の言いたかった趣旨は、私はこれは処分場をもう40何年間設計している中でですね、断層の真下にある、断層の真上にかかってると言うんだったら、もう最初から僕は設計しませんという想定です。」との説明がありました。事業計画地からわずか550mに存在する猿投山北断層から分岐する断層が事業計画地の下にないことをどのように確認したのか説明を求めます。確認した文献や調査結果をお示しください。	○		
					1140	6. 瀬戸市産廃紛争予防条例第12条の2「事業者は、見解書の提出後、正当な理由がある場合を除くほか、規則で定めるところにより、関係住民に対し、見解書について周知をしなければならない。」に基づき、見解書についての説明会実施を求めます。見解書は住民からの質問に正面から答えていなかったり不十分なものがあります。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1141	7. 住民意見No. 1069「なぜ洪水調節池に地下水集排水管で集めた水を流すことが不可となるのかわかりやすく説明してください。」(意見の趣旨)に対して、「洪水時、洪水調節池に排水が一時的に満水となった場合、満水の水位に対して地下水集水管が低い位置になることにより地下水集水管へ水が逆流する形状となることから、洪水調整池への排水を行うのではなく洪水調節池の余水吐き施設へ接続することにより満水位の影響を受けない形状としています。」との見解が示されています。地下水集水管からの送水が、大雨時にも調整池からの水が逆流しない設計にはできないのでしょうか?余水吐き施設への送水では水質検査ができない問題があります。逆流しない設計にすると、処分場の容量や全体の埋立地の設計はどのように変更されるのでしょうか?全体の長さ、幅、小段の積み上げ高等はどのようになりますか?	○		
					1142	8. 住民意見No. 1070がキャッピングについての説明を求めていますが、これに対する見解は「キャッピング施設については雨水が浸透しない構造となります。長期的な劣化にも対応できる材質となるため、遮水工に使用される遮水シートのような材質、厚みについても今後検討します。」というものでした。キャッピングは浸出水の管理に関する重要な機能を果たすものですが、素材、工法は全て検討中、維持管理方法も説明できないとなれば、キャッピングによる浸出水抑制、管理機能は全く不明のままです。これまで説明会では、わかりやすくていねいに説明されたことがなく、キャッピングが想定通りの機能をせず、大雨時に浸出水が浸出水調整池より直接河川に流出するのではないかとの不安を抱かせます。瀬戸市産廃紛争予防条例に定められているように、関係地区全住民に対し、わかりやすくていねいな説明を実施するよう求めます。	○		
352	山口連区自治会	-	2026/10/26	個人	1143	1. 意見の趣旨 追加説明会において、貴社は西谷取水場について、測量を申し入れたものの、「大事な取水場なので、入ることは許さない」と関係者に言われたため、測量できなかったという趣旨の発言をされました。この発言について瀬戸市水道課に確認したところ、貴社と最後に直接話をしたのは2年前の4～5月頃であり、それ以降は環境課を通してやり取りをしていること、また、測量のための立ち入り申し入れは受けておらず、その文書も存在しないとの説明を受けました。一方、立ち入りには書類提出や職員の立ち会いが必要な場合もあるそうですが、正式な申し入れがあれば、立ち入りを許可しないということではないとのことでした。なお、水道課からは、前回の計画時の話である可能性も考えられるため、引き続き確認するとの回答を受けています。しかし、今回の追加説明会では、前回の計画についての話は出ておらず、貴社の発言がいつの、どの計画に関するものなのか明らかではありません。西谷取水場の入り口には、立ち入り禁止の看板やチェーンがかかっていますが、追加説明会では『関係者に言われた』と発言されていた為、それらではないと認識しております。以上を踏まえ、以下の点について回答を求めます。 2. 質問事項 (1)測量の申し入れについて いつ、誰に、どの部署を通じて申し入れを行ったのでしょうか。文書を提出された日時を教えて下さい。口頭での申し入れの場合は、日時、「立ち入りを許さない」と発言した人または部署、具体的なやり取りやなぜ文書ではなく口頭で申し入れたのかを説明してください。 (2)今回の計画と前回の計画のどちらに関する話なのか 今回の追加説明会での発言は、今回の計画に関するものなのでしょうか。それとも、取り下げられた前回の計画時(2009年)の話なのでしょうか。時期と経緯を明らかにしてください。 (3)水道課への確認結果との相違について 水道課は、測量のための立ち入り申し入れを受けておらず、申し入れの文書も存在しないと説明しています。貴社の発言と相違があるため、実際の申し入れの有無や経緯を確認できる記録・資料に基づき、説明してください。 3. 環境保全上の意見 西谷取水場は、市民の生活を支える重要な水道施設です。事業計画の安全性を検討するうえで、取水場周辺の状況を正確に把握し、必要な調査を行うことは重要です。測量が実施されていないのであれば、その範囲と理由を明らかにするとともに、西谷取水場への影響をどのように調査・評価し、安全性を確認しているのか、具体的な資料に基づいて説明するよう求めます。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1144	文献・調査データおよび科学的根拠の提示と再調査の要請 西谷取水場への影響について、貴社が「影響はない」と判断しているのであれば、その判断の根拠となる文献、調査データおよび解析結果を具体的に提示してください。過去に実施された調査のデータだけでは、現在の地質や地下水の状況を十分に把握できているとは限りません。西谷取水場は、住民の生活に欠かせない水源に関わる重要な施設です。計画地周辺の地質が花崗岩であることも踏まえ、岩盤の亀裂や風化帯を通じた地下水の移動の可能性について、客観的なデータに基づいて検証する必要があると考えます。そこで、以下の資料の提示を求めるとともに、既存の調査データが古いことそしてデータ量が少ない事を踏まえ、現在の状況を把握するための再調査を実施することを強く求めます。 1.）既存の調査資料および科学的根拠の提示 以下の資料について、調査年月日を明記したうえで提示してください。 1. 計画地から西谷取水場周辺にかけての地質断面図、地質調査報告書 2. 地下水位・地下水圧の観測データおよび地下水の流向・流動経路の解析結果 3. 花崗岩の亀裂や風化帯の状況、透水係数などを確認できる透水試験等の調査データ 4. 計画地に浸透した雨水や汚染物質が地下水を通じて移動する可能性についての評価資料 5. 西谷取水場への影響がないと判断する根拠として引用した文献、研究報告書、技術指針等の名称および該当箇所 資料については、結論だけを示すのではなく、調査方法、調査地点、測定値、解析条件および判断に至った過程が確認できるものを提示してください。	○		
					1145	2.）現在の状況を把握するための再調査の実施 過去の調査から時間が経過している以上、当時の調査結果だけで現在の状況や水源への影響を判断することには限界があります。そのため、既存資料を提示するだけでなく、現在の状況を把握するため、必要な地質調査および地下水調査を改めて実施することを求めます。具体的には、以下の項目について再調査を実施してください。 *計画地から西谷取水場周辺にかけての地質構造、花商岩の亀裂および風化帯の状況 *地下水位・地下水圧の観測と、地下水の流向・流動経路の確認 *透水試験等による地盤・岩盤の透水性の確認 *計画地から西谷取水場への地下水の移動および水質への影響の評価 再調査の結果については、調査方法、調査地点、測定値および解析結果を含む資料を提示し、その結果に基づいて西谷取水場への影響を改めて評価してください。	○		
					1146	3.）再調査を実施しないという判断について 貴社は再調査を実施しないとの説明をされていますが、既存の調査データが古いにもかかわらず、再調査を行わずに「影響はない」と判断できる根拠は何でしょうか。根拠となる文献、研究データをお示し下さい。既存資料だけで現在の状況を十分に把握でき、影響がないと判断できるのであれば、その科学的根拠を具体的に示してください。一方、既存資料では確認できない事項がある場合や科学的根拠が明確にならない場合には、それらを明らかにするための再調査が必要であると考えます。再調査を実施しないという結論を先に決めるのではなく、現在の状況を正確に把握し、客観的なデータに基づいて安全性を検証してください。	○		
					1147	連区ごとの説明会において、にじの丘学園の校長へ説明に行くとのお話がありました。児童生徒の通学時の安全確保に関わる重要な事項であるため、以下について回答を求めます。 １.校長への説明は、現在どこまで進んでいますか。 ２.すでに説明を行った場合は、説明した内容と、校長からの回答・要望を示してください。 ３.今後説明を行う予定の場合は、実施予定時期を示してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1148	にじの丘学園の通学時の安全を確保するためには、学校現場だけでなく、学校教育課との連携も必要と考えます。以下について回答を求めます。 1. 瀬戸市の学校教育課へ直接連絡・説明を行いましたか。 2. 行っていない場合は、その理由と、いつまでに行う予定かを示してください。 3. 今後も連絡・説明を行う予定がない場合は、その理由と判断の根拠を示してください。 4. すでに説明を行っている場合は、説明内容と、学校教育課からの回答要望を示して下さい。	○		
					1149	ダンプが通行する道路を歩いて通学する児童生徒の人数を把握することは、必要な安全対策を検討するうえで重要です。就学時健診が終了していることを踏まえ、以下について回答を求めます。 1. 今年度、当該道路を歩いて通学する小中学生の人数を把握していますか。 2. 来年度の見込み人数を把握していますか。 3. 把握していない場合は、いつまでに把握する予定ですか。 4. 把握する予定がない場合は、その理由と根拠を示してください。	○		
					1150	ダンプと児童生徒の接触事故を防ぐため、ダンプが通行する通学路における安全対策が必要と考えます。以下について回答を求めます。 1. 通学時間帯に警備員・交通誘導員を配置する予定はありますか。 2. 配置する場合は、配置場所、人数、時間帯および開始時期を示してください。 3. 配置しない場合は、その理由と判断の根拠を示してください。 4. 配置しない場合、代わりにどのような安全対策を実施するのか、具体的に示してください。	○		
					1151	にじの丘学園の児童生徒や保護者にとって、通学路を大型ダンプが通行することは、安全面で大きな関心事です。ダンプの通行ルート、通行時間帯、警備員の配置場所、具体的な安全対策およびその実施時期について、保護者へ説明する必要があると考えます。以下について回答を求めます。 1. 保護者を対象とした説明会を開催する予定はありますか。 2. 開催する場合は、開催時期を示してください。 3. 開催する予定がない場合は、その理由と判断の根拠を示してください。	○		
					1152	現在、瀬戸川沿いから祖母懐を抜け、インター下の橋を渡る道路において、大型ダンプが猛スピードで走行する様子を複数回目撃しています。当該車両が貴社の関係車両であるかは確認できていませんが、周辺住民や歩行者の安全が懸念されます。以下について回答を求めます。 1. 貴社および関係事業者の車両に対し、走行速度や安全運転に関する指導を行っていますか。 2. 指導している場合は、その具体的な方法と実施頻度を示してください。 3. 危険運転や速度超過が確認された場合、どのように対応しますか。 4. 車両の走行状況を確認し、危険運転を防止するための具体策を示してください。	○		
					1153	ダンプと児童生徒や地域住民との接触事故が発生した場合、迅速な対応と再発防止が必要です。以下について回答を求めます。 1. 事故発生時の対応マニュアルは整備されていますか。 2. 事故発生時の連絡先、責任者、救護・通報・関係機関への連絡などの対応手順は定められていますか。 3. 事故や危険な走行が発生した場合、原因究明と再発防止をどのように行いますか。 4. マニュアルや対応体制が整備されていない場合は、いつまでに整備する予定ですか。整備する予定がない場合は、その理由を示してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1154	早朝から大型ダンプが多数通行することにより、騒音や振動など、地域住民の生活環境への影響が懸念されます。以下について回答を求めます。 1. 貴社の計画に関係するダンプは、何時から何時まで通行する予定ですか。 2. 早朝の通行について、法令・条例・協定などによる時間制限はありますか。ある場合は、その根拠と適用される時間帯を示してください。 3. 法令等による制限がない場合でも、地域住民の生活環境に配慮し、通行開始時刻を遅らせるなどの自主的な制限を設ける予定はありますか。 4. 早朝の通行による騒音・振動を抑えるため、どのような対策を実施しますか。 5. 時間制限や対策を設けない場合は、その理由を示してください。	○		
353	水南連区自治会	-	2026/10/26	個人	1155	貴社は、管理型最終処分場(仮称)整備事業に係る環境保全対策書を瀬戸市に申請・受理された前後に、瀬戸市環境課の職員に現地の立ち入りを認められましたでしょうか。当課の職員に聞きましたところダメと言われて、周囲の道路から確認をしたそうです。確かに、当時はアンドウ興行が土地を所有しており、森林法に基づき林地開発中でした。だが、現地の状況を把握することが「条例の規定による産業廃棄物対策委員会」の審査及び瀬戸市の担当部署が、貴社に対策書の質問を提出する重要な行為だからです。貴社は、何故、立ち入ることを認められなかったのでしょうか。お答えください。今でも、この考えをお持ちですか、いや、そのような対応をしていないか、何方でしょうか。	○		
					1156	令和7年4月25日に事業説明会を水南連区、效範連区等合同で開催されました。参加者も66名と多くて、私も何点か質問をしましたが真面さな回答がなかったので、6分程度で切り上げ、手を挙げている人に譲りました。そこでお聞きしたいことは、条例の第12条は、該当地に開催する施設がない場合は、出来ると規定しています。瀬戸市環境課から指摘がなかったでしょうか。	○		
					1157	令和8年2月19日の瀬戸市長の「追加説明会の開催指示」の回答書を出されました。その記述で「追加説明会の開催に関する例外的対応について――あくまで例外的措置として、追加説明会の開催を検討する余地があることを申し添えますと書かれています。市長の指示による追加説明会を10月10日瀬戸市文化ホールで開催された経緯に矛盾を感じていますので、貴社としてどのように変更をされたのか、回答書がそのままか、ご返事を下さい。	○		
					1158	廃棄物・発生土のことです。貴社は、518,000m3を場外に排出する計画であると記述しています。置場については、取引先が決定していきますが、機密情報になるために公開できかねますとの返事をいただきました。何故、非公開にするのか、そして置場に大量の土砂を山積みにすることを安全性が確保されなければなりません。絶対に置場が決まりしだい公表を願います。	○		
					1159	昨年瀬戸蔵つばきホールでの資料―P26「想定外記録的豪雨や集中豪雨が発生しても大丈夫ですかの件です。水槽+廃棄物中の貯留容量合計約19,895m3に対して洪水量18,171m3でありますと記述されています。その洪水量が排水溝などに入り、貯留施設に入り込むと記述されていますが、豪雨により廃棄物の中に大量に溜まった時の状態がおきたことを想定していません。こうした状態がおきたときに、水圧により、上層部から下に押し流されることがおきます。その対策が不足していると思われます。如何ですか。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
354	長根連区自治会	-	2026/10/26	個人	1160	漏水検知システムの耐用年数は15年程度だが、事業は廃止まで25年かかる。16年目以降は何で漏れを見つけるのかと追加説明会にて伺ったところ、法令上は上流・下流の井戸の水質で確認するとの回答でしたが、観測井戸の有害物質の検査は、年1回とされています。365日の内のたった1日の検査で、残りの364日も異常がないとするのはどのような根拠に基づくものですか?法令上の根拠となっているエビデンスを示してください。	○		
					1161	事業計画書事業計画書4-6頁には、地下水観測井戸の詳細は「実施設計で検討する」と書かれています。観測井戸は、汚水の漏れを見つけるための、一番大事な設備です。それを実施設計に回せば、住民は、井戸がどこに何本できるのかを知らされないまま、許可の手続が進むことになります。住民への説明がなく、不適切です。観測井戸の計画を今すぐ作って、住民に説明してください。観測井戸は、どこに、何本、どの深さまで掘るのですか。取水口のある東側には、掘るのですか。	○		
					1162	事業計画書5-49頁によれば、地下水の向きと速さを測ったのは、7月と10月の2回だけです。5-59頁の地下水位の表も、5月から7月初めまでの、数日分の記録しかありません。この記録からすると、大雨の直後の地下水位は、測っていないと考えられます。地下水は、大雨の後に大きく上がり、流れる向きも変わります。一番危ない時の状態を、調べていないことになります。地下水の調査は、1年を通して行う必要があります。1年を通した観測を行い、その結果を示してください。	○		
					1163	事業計画書5-59頁には、地下水位と比べる降水量は「気象庁吉備中央データ」と書かれています。吉備中央は、岡山県の地名です。瀬戸市の地下水を調べるのに、岡山県の雨のデータを使ったのであれば、この調査は成り立ちません。正しいデータで調査をやり直し、訂正した事業計画書を示してください。	○		
					1164	事業計画書4-368頁によれば、遮水シートの下の地下水を集める管は、調整池を通らず、東山路川へ直接つながります。同じ頁には、この管には漏水を見つける役目もある、と書かれています。つまり、シートが破れたとき、汚水が最初に出てくるのが、この管です。その管が、川へ直接つながっています。漏れた汚水が、そのまま川へ出ることになります。しかも、維持管理事業計画書の2-1頁から2-4頁には、この管の水を測ることが書かれていません。この管の水を、何について、月に何回測るのですか。異常が出たとき、川へ出る水を、どうやって止めるのですか。	○		
					1165	事業計画書の4-231頁には、側溝は10年に1度の雨で設計すると書いてあります。4-356頁には、調整池は30年に1度の雨で設計すると書いてあります。側溝は、雨水を埋立地に入れないための設備です。その側溝が、調整池より弱い雨で設計されています。30年に1度の雨が降れば、側溝が先にあふれて、雨水が埋立地に流れ込むではありませんか。東海豪雨のような雨なら、なおさらです。埋立地に雨水が入れば、汚水が増えて処理しきれなくなります。廃棄物が水を含んで、崩れやすくもなります。これは危険です。側溝からあふれた雨水はどこへ行くのですか。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1166	事業計画書の4-236頁では、側溝の計算に流出係数0.6903を使っています。4-371頁では、調整池の計算に流出係数0.8644を使っています。流出係数とは、降った雨のうち地面を流れて水路に出てくる割合です。どちらも同じ10.634ヘクタールの土地の計算です。同じ土地に同じ雨が降るのに、側溝の計算だけ小さい数字を使っています。調整池と同じ0.8644で計算すれば、側溝に流れ込む水は約1.25倍になります。側溝の余裕も入れて計算したところ、側溝はあふれるという結果になりました。側溝を小さく済ませるために、数字を使い分けたのではありませんか。0.8644で計算し直した結果を、次の説明会で示してください。	○		
					1167	事業計画書の4-348頁によれば、防災調整池は、雨水をためて東山路川に流すための施設であり、汚れた水をきれいにする設備は、調整池にはありません。側溝があふれたり、詰まったりすれば、廃棄物に触れた水が逆に側溝や調整池に入る可能性があります。調整池には水をきれいにする設備がないのですから、汚れた水がそのまま東山路川に出るのではありませんか。下流には瀬戸市の水道の取水口があります。これは危険です。廃棄物に触れた水が調整池に入らないと言える根拠を示してください。	○		
					1168	環境保全対策書の「騒音・振動①の現況調査」によれば、本事業を開始していない状況において、騒音はNo3の計測地点では、朝の基準値55の所60、昼間の基準値60の所61と既に基準値を超えております。またNo4の塩草団地、No5の太子町では、昼間の基準値65の所、各々65と63で基準値ギリギリの状況です。本事業では、工事車両がピーク時に300台/日、廃棄物運搬車両は往復110台/日を想定しているとされており、ピーク時には計片道355台/日、往復710台/日の車両が、(8時間の稼働として)710÷8=88.75台/時88.75÷60=約1.48台/分走行することになります。この状況は、騒音のみならず振動や砂埃等による周辺の環境悪化が大いに懸念されます。 この意見に対し、昨年10/11追加説明会では、以下の回答がされました。・地元車両を優先する・ピーク時には、交通誘導員を配置する・歩行者優先、一時停止の励行、運転手・作業員には騒音・振動・砂埃を極力おこさないよう教育する 具体的に何人の交通誘導員の配置を計画しているか。また運転手や作業員に、いつ、どのような形で教育を行うのか、教育の具体的な内容も含め計画を示して欲しい。	○		
					1169	工事車両や運搬車両の主要走行ルートについて、248号線からのルートについては説明がありましたが、昨年10/11追加説明会の資料において、瀬戸設楽線(33号線)からの搬入ルートの道なりに北上して車両が走行することについて言及がありませんでした。瀬戸設楽線(33号線)を北上すると、虹の丘学園の通学路にあたります。瀬戸設楽線(33号線)を走行する車両は虹の丘の通学路を通ることになります。貴社が通学者は35名としているのは、事業者近辺のみです。虹の丘学園には1000名近い児童・生徒が、瀬戸設楽線(33号線)を通ってきます。(バス停があります)瀬戸設楽線(33号線)からの搬入ルートの道なりに北上して車両は走行しますか。しませんか。図面も含めて説明下さい。	○		
					1170	2時間の質疑時間で、発言できたのはたった9人でした。貴社の事業計画や環境保全対策において、まだまだ分からないことがあります。関係住民の質問に丁寧な説明を再度お願いします。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					1171	たった1回の合同説明会。この日は、お祭りや運動会等の行事が年度当初から予定されていた地域があり、説明会に参加したくても参加できないという状況がありました。次回開催においては、貴社の都合のみならず、関連地域と密に日程調整され、大勢の住民が参加できるよう配慮をお願いします。	○		
					1172	再説明会開催にあたっては、東明・水南連区の個別説明会開催はもとより、関係地域もしくはテーマ別等、住民が十分質問できる時間を確保するため、開催形態の工夫をお願いします。基本、少人数対象、複数回に分けての開催を要望します。	○		
					1173	追加説明会開催において貴社自身が行った周知は、自治会への案内と自社HP、「広報せと」の広告欄のみで、関係住民に広く周知されたとはいいがたく、自治会の案内は回覧されなかった自治会もありました。再追加説明会開催の折には、チラシのポスティングや新聞折込等も検討し、あらゆる手段を講じて周知されますことを要望します。	○		
355	八幡台連区自治会	-	2026/10/26	個人	1174	1.事業計画書4-301頁の表では、9月の蒸発量は1か月で49.6ミリ、1日当たり1.65ミリです。同じ頁の計算式では、蒸発量は気温と日照時間から計算されており、雨の量は式に入っていません。ところが4-289頁の表では、2000年9月11日の雨428ミリに0.79を掛けて、汚水の量を13,693.9立方メートルとしています。これは、雨の21%、約90ミリを1日で差し引いた計算です。水が蒸発するには太陽の熱が必要であり、1日に蒸発できる量には限りがあります。雨が多く降ったからといって、蒸発が増えることはありません。むしろ豪雨の日は、空が雲に覆われて日が差さず、湿度も高いので、蒸発は普段より少なくなります。雨の量に比例して蒸発が増えるという事業計画書の計算は、誤りです。お尋ねします。この計算が誤りであることを、認めますか、認めませんか。認めないのであれば、東海豪雨の日に1日で90ミリの水が蒸発するという根拠を示してください。蒸発量を1日1.65ミリ以下として計算し直し、調整槽と埋立地にたまる水の量を示してください。	○		
					1175	2.瀬戸市のホームページによると、この産廃事業に対して9月30日現在で1,076件の意見書が市民から提出されています。去る10月10日の追加説明会では昨年の説明会と同じ資料が配布されました。これでは昨年から今年に亘り、市民から出された問題点や疑問に答えて産廃事業に理解と納得を得ようとする姿勢が全く感じられません。不誠実極まりない態度で、企業の社会的責任が問われています。(株)東立テクノクラシーはこの千件余の意見書と昨年開催された説明会における市民からの多くの疑問や提案を受けて事業計画内容を何件見直しされたのか、そして事業計画書のどこの箇所を更新されたのかお答えください。	○		
					1176	3.私は10月10日に文化センターで開催された(株)東立テクノクラシーによる追加説明会に参加しました。質問を準備して2時間挙手し続けましたが、指名されずに発言出来ませんでした。私以外も多くの人が質問で出来ませんでした。事業者には市民が納得できる説明を尽くす責任があると考えます。市民の生命、健康、財産、そして生活環境に重大な影響を及ぼすおそれのある計画である以上、住民が納得できるまで説明を求めることは、決して過度な要求ではありません。一度失われれば取り戻すことのできない水環境や自然環境、そして安心して暮らせる地域を子どもたち、次の世代へ残したい。その思いから、事業者に対し誠実で十分な説明を求めています。さらなる追加説明会の実施が必要です。	○		